

中央大學法曹会



1991.5

中央大學法曹会

No 12

中央大学校歌

中央大学応援歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、草のみどりに風薰る

丘に日映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を受け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

搖がぬ意氣ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

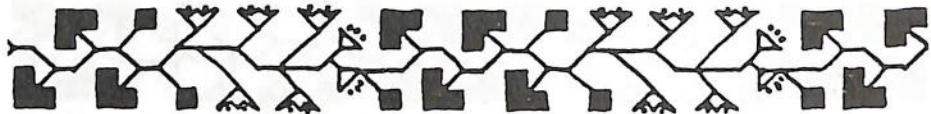
今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

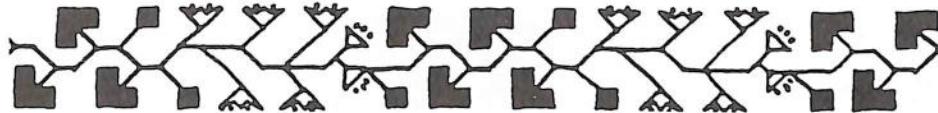
力、力、中央 中央

「中大法曹」第十一号目次

表紙題字揮毫 設樂敏男
表紙写真 春の中央大学
撮影 猪股



卷頭言	中央大学法曹会幹事長	設樂敏男	(1)
中央大学の現況について	学校法人中央大学理事長	山本清二郎	(5)
中央大学の展望	中央大学総長・学長	高木友之助	(9)
法学部の改革と充実	中央大学法学部長	間寛	(12)
法学部改革問題と法学部の将来像	中央大学教授		
学員会活動の現況とその展望	中央大学法職講座運営委員長		
中央大学学員会会長			
中央大学学員会会則並びに諸規程改正について			
理事就任一年の感想と検討すべき二三の課題	中央大学学員会副会長		
大学における監査制度について	中央大学監事		
裁判所の中大法曹	前仙台高裁判事		
中大出身検事の現況	東京法務局局長(前最高検察院検事)		
中大法曹会と公証人	前公証人		
人事委員会活動状況報告	中大法曹会人事委員会委員長		



委員会活動報告.....中大法曹会法職教育検討委員会委員長 中津 靖夫
法職講座の充実を検討する 中央大学法職講座運営委員 鈴木 康洋

座談会.....

「司法試験改革とわが大学の法曹教育」

会員の声と消息.....

ある父からの速達.....

彼岸のころ.....

転任を思う.....

あのひとこのひと.....

司法試験の合格者増は必要か.....

学長の学事報告に関する質問.....

感想混創才.....

資料.....

一、司法試験制度の改革問題についての

「アンケート」のお願い

二、アンケート集計結果.....

関係諸規程.....

1 中央大学法曹会会則

2 中央大学法曹会役員等名簿

3 中央大学法曹会各種委員会委員名簿

会務報告.....

会員名簿補充訂正分

編集後記.....

卷頭言

中央大学法曹会

幹事長 沢敏男



中央大学法曹会の幹事長を拝命して、早くも二年の任期の大半が終わろうとしています。光陰は矢のごとし、という格言が今更のように思い出されている、今日この頃です。

私は、幹事長という立場になつて、同窓の法曹先輩各位が、いかに母校のため尽力され、学員会支部の中核として活躍されてきたか、を見聞するにつけ、自らの無為に忸怩たるものを感じしているのであります。法曹会は、今日二千数百名に及ぶ多数の会員を擁し、来年は、創立四〇周年を迎えるということでありまして、今後の発展は、大いに期待すべきであります。ここで一寸考えなければいけないことがあると思うのであります。それは若い法曹達の関心が、今一つ物足りないということであります。私自身も、若い時は法曹会の存在を知らなかつたこともあり、先輩から勧められても、仲々会合や、行事に出席できる気分になれなかつたことを覚えていました。若い人や、そうでなくとも、日頃出席されない方々に、もう一度母校に思いを致し、職域同窓会でもある法曹会にお顔を出して欲しいのであります。しかし今年は嬉しいことがありました。それは、大学の法職講座運営委員会の呼び掛けに応じ、司法試験受験生のために相当数の若い先生方が、講師等としてご協力して下さることになったことでした。当法曹会の

目的は、会員の親睦と大学の興隆と司法の発展に寄与することありますので、正にその目的に即応するものというべきであります。

言うまでもなく、若い先生方の右のようなご協力は、過去十数年に亘り、大学の法職教育充実のための法職課程講座に対し、先輩諸氏が特別指導員として協力されたという実績に続くものであります。

法曹会としては、一般、法曹会からの推薦で長年大学の評議員として貢献された、先輩の先生方の後任として、若返りを図つたのであります、更に先輩各位のご理解を得て、評議員の若年化による、評議員会の活性化を期することができれば、と考える次第であります。学員会の協議員につきましても、同じであります。これらに積極的に、関与していただく機会の多いことが、若い先生方の法曹会、大学への関心を増すことになるのではないでしょか。このような意味あいから、今般法曹会の幹事定員二〇〇名のところ、一〇〇名増員を図り、若手会員の登用をすすめたいと存じ幹事会、常任幹事会のご承認を経ることができました。

法曹会は数ある学員会支部のうち、第一番に職域支部の認定を受けたということであります。私たち法科出のものにとって、法科の中央大学を誇りとし、司法試験の合格者数に、いろいろ気を回し、論議の尽きるところを知らないのであります。場合によつては、法科中心だとして、他科から誤解を招きやすい論議に陥ることがあります。しかし私たちは中央大学が総合大学であることはもちろん承知しています。大学が全体として、発展するためには、どこかが、機関車として全体を牽引しなければならないと思われます。法科は、自分が機関車になつたつもりで、頑張ればいいし、他科は他科で自分が機関車になつたつもりで頑張る、という具合にです。このことは、一つの科が優れて著名になつただけでも、大学としての知名度が高くなるという事実に照らしても、大いに頑張り甲斐があるのでないでしょうか。この意味において、我が法曹会は、法科の中央大学の中核として、いよいよ大学の興隆に寄与しなければならないと存ずるわけであります。

たまたま私は今年度から、学員会の推薦により、大学の理事に選任され、既に何回かの理事会に出席しております。理事会の会議は、従来外で考えていたものとは違い、活発、実質的でありました。只今の大きな問題を一、二述べさせて頂きます。

先ず新学部増設の件であります。迫り来る大学進学生の激減期に備え、時代にマッチし、魅力のある国際関係学部を新設しようとするものであります。学内におきましては、色々議論があつたようであります。しかし理事会で既にその発足が決まった以上その実現に向って邁進すべきであります。その内容、財政面からの裏付けにつき、慎重でなければならぬと思料いたしました。他の大学では、すでに実施されているところが、少なくない実情の中で、難しい面もありますが、関係各位の一層のご努力を期待するものであります。

次に大学の財政問題であります。この問題については、先般長期財政検討委員会が設定され、精力的な論議が行われております。多摩移転に起因する固定負債については、当局の努力により、漸次減少しつつありますが、前述の数年後の大学進学生の激減期を控え予断が許せない情勢にあります。対応のポイントは、納付金と人件費にあるとの意見もありますが、平成三年度新入学者について学費改定が行われ、改革の第一歩が踏み出されたものと思われます。

更に大学の総長問題があります。ご高承の通り、大学の基本規定には、総長という機関が定められていますが、升本総長の後は専任の総長が選任されず、理事長又は学長が代行してきました。この間総長制の廃止論も出てきましたが、この程学長高木友之助教授が総長を兼任され、専任総長の復活の気運が醸成されつつあるようであります。OBとして速やかに専任総長が実現することを期待しております。

もう一つは、大学の制度として法職講座運営委員会が設置されたことであります。このことの詳細な説明については他に譲りますが、要するに、受験者のための一貫教育を目指すものであって、本学教授に限らず、他大学の教授をも招聘して、指導に当たるというものであります。一方、駿河台記念館では、他大学生をも対象とする公開答案練習

も行われ、更に中大卒業生を対象とする研究室制による指導が行われております。いづれも、司法試験対策の一環として機能するものであります。大学が、既存の各研究室と相俟つて、本腰を入れ始めたということになると思われます。法曹会の大学に対する貢献の大きなテーマであります司法試験合格者の増加に協力すべき時であります。前述のように、若い法曹会の先生方が既に協力体制に入つておりますが、有志の更に参加されることを期待いたします。

今、各大学とも、二一世紀に向かい、その存亡をかけて、懸命な努力をしており、我が中央大学も同様であります。法学部の先生方も、来るべき社会的ニーズに対応すべく、熱心な改革論議を重ねておられるようであります。法学部の改革と法職講座運営委員会の指導とが相互に補強しつつ、リーガルマインドにより完全装備された、新鋭法曹が、我が中央大学から、多数輩出する日が遠からず実現するよう、切に念願するものであります。

終わりに法曹会の先生方にお願いがあります。それは百周年記念募金の後、間もないに拘らず、重ねてお願いしている、二三億円の募金であります。大学の維持、発展のため、前回その機を得られなかつた先生は特に、前回応募された先生の有志の方々も、応分のご寄付を、募金委員としての立場から、紙面をかりて、お願ひいたします。(2・10)

以上

(参考)

中央大学出身法曹数(概算)

弁護士	三三五〇名	二四・五%	昭和六三年度
検事	三〇〇名	二四・〇%	同右
判事	三五〇名	二〇・〇%弱	昭和六二年度
合計	四〇〇〇名		

中央大学の現況について



学校法人中央大学
理事長 山本清二郎

中央大学法曹会の会報第十二号発刊を心からお祝い申し上げます。また日頃から法曹会の設楽幹事長をはじめ会員の皆様方には、本学発展のため多大なご尽力とご協力を賜り、お蔭をもちまして、本学は二十一世紀に向け充実発展を願つて、その歩みを進めておりますことは誠にご同慶に堪えなく、心から感謝申し上げて、次第でございます。

さて、本学の現況について若干ご報告申し上げたいと存じます。

まず昨年は、「よみがえる卒業式」はじめ、「ホームカミングデー」など、本学と学員との絆を強める各種の催しが実施されました。特に申し上げたいことは、総長が選任され、就任されたことであります。

この総長問題は、私が理事長に就任以前から関わってまいりましたが、昭和四十三年二月に、当時の升本喜兵衛総長が総長の職を辞任されて以来、二十数年間総長不在という状態を、一日も早く解決することが重要懸案事項の一つでありました。

それが、「総長に関する検討委員会（委員長、堂野達也学員会会長）」において、慎重な検討が進められました結果、学員会側と教学側との信頼関係に基づいて、昨年四月十七日付で答申が提出されました。

その後、関係者各位のご尽力によりまして、事態解決への途が開かれ、昨年十一月二日開催の「総長選考委員会（委員長、山本清二郎）」におきまして、教学側から推薦されました高木友之助文学部教授が満場一致で総長候補者に選ばれました。

これを受けて、十一月五日開催の理事会では、これまた満場一致で高木教授を総長に選任し、翌六日に就任された次第でございます。

このことは、大変おめでたいことであり、欣快に堪えないところであります。

次に、新学部の設立についてでございます。

今日のような、社会経済情勢の急速な変化や科学技術の革新、更に国際化や高度情報化がもたらす、高等教育に対する要請は、ますます多様化、高度化する傾向にあります。大学は、この様な変動や改革に敏感に対応できる態制を充分に備えていることが、何よりも重要であると思います。

昨年五月七日開催の理事会は、「新学部の設立に関する検討委員会」の答申を受け慎重に審議した結果、これを受理し答申の趣旨に沿って、新学部の設立に向けて、法人と教学が一体となつて努力すべきことを決定し、「新学部設立準備委員会」が設置されたのであります。

わが中央大学が今問われているものは、「内容を伴つた外から見える改革」であります。「魅力ある大学」、「特色ある大学」づくりのため大学の全精力を傾注しなければならぬと私は考えます。

百余年の歴史と蓄積を有する中央大学に相応しい、長期的視野に立つた大学改革は、この際どうしても推進しなければなりません。

新学部を設立するということは、本学が二十一世紀を目指して一大飛躍を果たすための大事業であります。それ故に新学部設立準備に当たっては、大学が一体となつて叡知を傾け、強力に推進する必要があります。

したがって、新学部設立準備委員会の構成員は、教学部門のみならず評議員会、理事会からも参加することとし、昨年五月に「新学部設立準備委員会設置要綱」が制定されました。

その後同委員会において、平成五年度の新学部設立に向けて、より具体的な検討が行われ、更に、この委員会と法人教学諸機関等との往復作業により、所要の業務が遂行され進展することを確信しております。

来るべき、二十一世紀に向かって本学に緊要なことは、教育・研究内容の整備・充実はもとより、財政基盤の確立を図つて、社会の要請に応え得る新学部の設立、既存学部及び大学院の充実等の大学改革を、更に推し進めていかなければならぬと考えております。

次に、財政改革についてでございます。

本学の財政状況は、現状のまま推移いたしますと社会的要請や環境の変化に、適時適切に対応していくいき難いどころか、大学本来の使命である教育・研究活動の維持さえ不可能となりかねない状況にある訳でございます。

そこで、昨年十月十五日開催の理事会において、教育・研究諸条件の充実・整備を図るため、平成三年度以降、学部入学生の学費改定の基本方針を決定したのであります。

もちろん、ここに至るまでの間、長期財政検討委員会をはじめ、諸機関で財政基盤確立に向けた具体策を多角的に検討し、あらゆる経営努力を重ねてまいったことは言うまでもありません。

しかし、財政の現状を開拓するためには、他の収入財源の増加や経費節減等の努力では限界があり、収入の根幹であります学費の改定に踏み切らざるを得ないと結論に達し、やむを得ず改定の方針決定となつたわけであります。

その後、学内諸機関の諸手続を経て、十二月三日開催の理事会において、「定率漸増方式」による学費改定を決定し、財政改革への第一歩を踏み出した次第でございます。

私ども大学を預かる理事者は、あらゆる関係者の御理解とご協力を得ながら、なお一層の努力を重ねていかなければ

ならないものと、痛感いたしておるところであります。

皆様方におかれましては、今後ともご指導ご協力を賜りますことを、お願い申し上げたく存じます。以上大学の現況とともに所信の一端を披瀝した次第でございます。

最後になりましたが、会員各位の益々のご活躍とご健康を祈念いたしております。

中央大学の展望

—これから充実と抱負—

中央大学総長・学長 高木 友之助



現在、日本の大学は、これまでにない重大な試練の時期を迎えるとしている。いわゆる大学冬の時代の到来ということがばく表現され、それぞれの大学は、その対策に懸命に努力しているところである。しかも、現代は、急激に変化する時代であり、社会構造も多様化し、複雑化し、高度に情報化や国際化が進み、かつてない激しくゆれ動く時代である。大学は、その意味で、二重の困難な事態に直面しているといえる。

大学も、その課題に立ち向い、多くの卒業生や学生や父母、そして社会の負託にこたえなければならない。

さて、本学は、古い歴史と傳統をもつ総合大学であり、これまで百余年の歴史のなかで、実際に多くの卒業生を世に送り、それぞれが、大学の校風を身につけ、社会、人類のために大いなる貢献をなし遂げてきた。このことは、本学の評価を高からしめてきた大きな要因である。昨年、卒業後五十年と二十五年目の卒業生のためのホーム・カミングデーを実施したが、その機会に、貴重な意見の交換があり熱心な討議が交わされた。そのなかに、大学の評価が編差値によってきめられているという風潮にかんがみ、これまで同等の大学として肩を並べてきた他大学が、いまは、本学を追い抜いているのではないか、という意見があつた。一般的に高校生やその父母、あるいは高校の先生までが、

大学入試時の偏差値の高低によつて大学の格付けを行なつてゐるのは、周知のとおりである。受験生の立場からすれば、合格することが目的だから、入試情報に目をうばわれ、それを物差しとして大学を選択するのは止むを得ないであらう。しかし、本当の大学の評価はそれで決まるものではない。もちろん、このことを指摘した卒業生は偏差値による大学評価を肯定的にみての発言ではなく、本学の発展を望む、大学に対する叱咤激励の熱意からの意見であつたのである。

大学の伝統や校風といふものは、そう短期間にできるものではない。本学が駿河台から多摩に移転し、その環境がすっかり面目を新たにした結果、本学の校風、氣風が変化したのではないか、という意見もある。たしかに環境が変したことによつて変化があるかも知れない。しかし、本学の校風は、けつして變つたとは思えない。ただ、本学の建学の精神といわれる「質実剛健」は、いかにも古めかしいひびきをもち、いま風でないかも知れない。いまさら質実剛健でもあるまい、という意見もよく耳にすることである。しかし、これとて、質実剛健が単に古びたことばであり、いまの学生には適さないから返上せよという意味で指摘していることではないと思われる。その意味は、中大生はたしかに眞面目で堅実であり信頼のおける人材が多い。しかし、どこかあかぬけしない、積極性が乏しい。

だから、もっと時代を先取りするような人材を育成して欲しいという願いからた意見であると思われる。現に、本学の学生自身も、さきに実施した全学アンケート調査に対して、本学の校風は、質実剛健がもつともあてはまると、圧倒的多数の学生が答えているが、反面、そのイメージは、都会的というより田舎的、あかぬけているというより、やぼつた、というように多くの学生が答えているところを見ても、それがよく理解できる。

このように、本学の永い歴史や伝統や校風に対しても、いろいろな意見や考えがあることは否定できない。ここで大切なことは、このような意見や考え方の変化に対して、これまでの永い歴史や伝統や校風に、どのような現代的意味をもたせるかであり、先人達が築いた輝やかしい基礎をこれから、どのように、中央大学のなかに生かしていくかと

いうことであろう。その責任が現代にいきるわれわれにあることを自覚しなければならないであろう。

いま本学は、このような自覚を前提として大学の多くの面について、改善策を講じつつある。その具体的な例として、学部や大学院の改革がある。この改革のうちには、すでに文学部や理工学部のように改革を実行に移しているところがあるが、まだ、実行に着手していない他の学部や大学院も、やがて、具体的な提案が提起されることになつてゐる。大学の関係者は、みなこれに協力を惜しむことなく、本学の一大飛躍を期したいと念じているところである。また、すでに、ご承知のように、新学部の設立に関する具体的な検討が、現在着実に進行している。その設置の必要性は冒頭に述べたように、最近の社会の急激かつ複雑な変化に伴つて、政治的にも経済的にも文化的にも解決困難な矛盾や歪みが数多く露呈され、経済摩擦、人種的・宗教的な対立と抗争、環境破壊など、その解決のために大きな努力を払わぬかぎり、人類が嘗々と築いてきた文化や文明が崩壊しかねない状況である。今や一つの学問領域で訓練された考え方や方法だけでは、これらの複雑に絡みあつた全地球的な諸問題に適切に対処することは困難である。このような前提に立つて、新学部設置の構想は、a、従来の学問体系の枠を越えた、総合的、学際的な接近方法に立ち、b、問題や矛盾を客観的に認識するだけでなく、それらを解決するための諸方策を考え、c、それに向けて積極的に行動する、そういう人材を育てることが急務であるとの認識のもとに、これまでの総合大学としての確かな基礎のうえに、本学の新たな価値を付加しようとするものである。現在のところ、学部名称は、「政策文化学部」「政策学部」「政策総合学部」の三つの名称が考えられているが、より適切な名称があれば、なお変更することもあり得るものである。学科には、政策学科定員一五〇人、文化学科定員一〇〇人を予定し、平成五年度の開設を目指し、現在、認可官庁との折衝を重ねているところである。

かくして、本学は、その永い歴史の貢のうえに、さらに新らしい魅力をつけ加えるべく、すべての大学関係者の英知を結集し、本学の発展を期したいと念願している次第である。

法学部の改革と充実



中央大学法学部長

外間寛

一 中央大学では、新しい学部（仮称・政策文化学部）の設置の方針が決まり、それに伴って既存の学部においても改革の気運が高まっている。夜間部問題、入試制度等、改革を要する課題は山積しているが、法学部では、まず緊急の課題としてカリキュラムの改革に取り組むことにした。現在、法律学科および政治学科のそれぞれで改革の作業が進行中である。まだ確定的な報告をなし得る段階には至っていないが、ここでは、これまでの検討の過程で表明された主要な意見に基づいて、私見もまじえながら、法律学科のカリキュラム改革の大きな狙いについて、簡単な中間的な報告をすることにしたい。

二 現在、法律学科では、一学年定員九六〇人（臨時定員増を含む）の学生に対して、单一のカリキュラムによつて法学教育が行われている。そしてこのカリキュラムは、専門科目を六つの群に分けて、学生はそれぞれの群から一定数の科目を履修し、単位を取得しなければならないこととしている。いくつかの群の間で、取得した単位を融通する道も開かれている。この現行のカリキュラムは、学生が自分の将来の進路を考えながら、しかも法学士の称号に相応しい専門的な知識と能力を身につけるために、どの専門科目をどのような順序で学ぶべきかを適切に判断し

得る能力を備えていること、そして実際にその適切な判断によって履修科目を選択するであろうということを前提としていると言つてよい。専門科目を六つの群に分けているのは、学生の自主的な判断の指針を提供しようとするものであろう。しかし、今日、このような学生の高度な能力と自律性を前提とする教育システムについては、大きな疑問がもたれるようになつた。

第一に、近年、学生の間では、カリキュラムが前提としている期待に反して、単位を取得しやすい科目、良い成績を得やすい科目を選択する等、学習の上で易きに付く傾向が見られる。現行カリキュラムの下では、極端な場合、四部に分かれている民法を全く履修しなくとも、卒業に必要な単位数を揃えることができる。二部に分かれている刑法を全く履修しないまま、あるいは民事訴訟法及び刑事訴訟法のいずれも履修しないまま、卒業することもできる。現にこのような事態が数多く生じているというわけではない。しかし、学生の易きに付こうとする傾向は放置できないのではないか、現行のカリキュラムは期待通りの機能を果たしていないのではないか。そのような懸念が広くもたれるようになった。

第二に、最近の学生は、教わったことしか、知らない。そして考える苦労、理解しようとするとする苦労を避けて、安直に出来合いの答えを求めようとする。教わらなかつたことを自ら探究しようとはしない。民法の各部について、講義で触れられなかつた事柄に関しては、視野が朦朧としている。法学部には、教師も惚れぼれとするほどの素晴らしい学生も少なくないが、しかし平均的に見て、学生の学習態度は、学問は自ら行う営為であるという認識から程遠い。法学士の称号に相応しい専門的能力を養成するためには、従来とは異なる教育的配慮が求められている。

三 カリキュラムの改革が必要とされるのは、右のようないわば内部的な事情のみによるのではない（内部的といつても、この学生層の「幼稚化」の傾向は、全国的に共通の現象である。）。なによりも先ず、司法試験法の改正の問題がある。この法改正は、周知の通り、若年者の合格者数を増大させようとするものである。この法改正に際し

て、立法当局者は、司法試験受験予備校の介在によって、司法試験制度と大学の法学教育がかけ離れたものとなつてゐる現状を改めて、両者の緊密な連関が図られることを求めてゐる。中央大学法学部としては、この法改正に適切に対応するためには、法曹養成の一環としての法学教育を充実させなければならない。そうすることによつて、その名誉ある伝統を守り、さらに大きく発展させなければならぬ立場にある。

法律学科の教育は、法律学の専門教育を旨とする。しかし、法律学科のすべての学生が法曹の道を選ぶわけではない。大多数の学生が、民間企業に職を求める。法律学の専門教育を行う立場からいえば、学生が卒業後どの道を選ぶとしても、身に付けた法律学の基礎知識と応用能力がそれなりに役に立つことを期待する。しかし近年、民間企業の関係者からしばしば次のような声が聞かれる。「法学部、経済学部、商学部等、どの学部出身者を採用しても、何の代わり映えもしない。いつのこと、英文科出身者に来てもらつたほうが、英語が役に立つだけ、ありがたい。」すなわち、民間企業も「代わり映えのする」法学部出身者を求めてゐる。しかし、現在の大学の法学教育がこれに応え得ていないという不満がある。また職を求める者には、実践的外国语能力も要請されている。

四 内外の状況が、法学部の改革を求めてゐる。われわれは、一九八九年秋に、法律学科のカリキュラムの改革に着手した。どんな制度でも、改革は、言うは易く、行なうは難しい。内部の多様な意見を調整しつつ、慎重に改革の作業が進められてきた。

当初は、学生の進路を配慮して、司法コース、行政コース、企業法コース及び国際関係法コースの四つのカリキュラムが構想された。しかし、どのようなコース分けを考えるにせよ、基本の狙いは、大学教育四年間という限られた時間の枠内で、法律学の専門教育の充実を図ることでなければならない。この見地からすれば、四つのコースに分けても、それぞれのカリキュラムの内容はほぼ共通のものとならざるを得ない。そこで、改革作業の現段階では、四コース案が二コース案に整理されて、それの方針及び内容が検討されている。第一のコースは、

現在の法律学科を継承して、その専門教育の改善・充実を図ろうとするものである。これに対して、第二のコースでは、法律学の専門教育に加えて、外国語教育の強化その他の国際的素養の養成を導入することが考えられている。このコースにおける法律学の専門教育の在り方については、第一のコースの場合とは異なる考慮が必要とされるであろう。

法律学科の教育を右の二つのコースに分けるとすれば、これをどのように制度化するかを考えなければならない。法律学科の中に二つのコースを設けることも可能であろう。しかし、内容の如何によつては、第二のコースは別個の新しい学科として設置することが必要とされるであろう。この第二のコースをなんらかの形で発足させるかどうか。改革作業は、この問題について基本的な意思決定をしなければならない段階に至っている。

五 法律学の専門教育の改善・充実を図るために、最近の学生の学習態度に鑑みて、とくに次の点に配慮することが必要であると考えられる。

第一に、学生がどのような進路を選ぶにせよ、法律学を体系的に学習するよう仕向けることである。今日では、現行のカリキュラムが前提としている学生の高度な判断能力と自律性を期待することは、現実に合わない。少なくとも、法律の基本科目を必修とすることが必要である。

第二に、法律の基本科目について、基本的に重要なことはすべて教えることができるようなカリキュラム編成を考えなければならない。現行のカリキュラムでは、例えば民法は四部に分けられている。しかし、各部の講義では、時間の制約のため、初步的に必要な事柄についてさえ、そのすべてに説き及ぶことができない。それでも学生の自主的・自律的な学習を期待することができればよいが、それが叶わない。四部制の再編成が必要とされる。これは、もちろん民法だけの問題ではない。

第三に、基礎的な知識の教授とともに、応用力を養成する教育を強化しなければならない。講義においても、教

師はこのことに心掛けなければならない。それと同時に、演習、特殊講義等を充実して、学生も教師とともに自分で考え、自分の言葉で表現する苦労を分ちもつ授業の形態を整える必要がある。

右のほか、教師は教育の場で自らの学問の自由行使することを控えなければならないこと、学習相談の業務を整える必要があること、司法試験受験のために留年を希望する学生のための施策等、なお言及すべきことがあるが、紙幅の都合で割愛せざるを得ない。現に進行中の改革作業は、一九九三年度に新しく生まれ変わった中央大学法学部を発足させることを目標としていることを付言しておきたい。

法学部改革問題と法学部の将来像

—伝統を生かして日本一のロー・スクールへ



中央大学教授
法職講座運営委員長 高 窪 利 一

中央大学は雄飛発展を迫られている

ここ二年間あまり、中央大学の内部は、「大学改革——新学部設立」をめぐる是否の議論で湧きかえった。賛成にしろ、反対にしろ、母校の盛衰を左右するこの論議に、日和見的、ないし妥協的な態度をとるのは無責任であり、許されるべきでない。

論議の発端は、新学部の設立により、二十一世紀に向けての中央大学の雄飛・発展を目指す「学長提案」であった。「法科の中大」としての一〇〇年の伝統をもち、これを基礎に総合大学として発展を遂げた中大であるが、近時、司法試験の合格者数も横ばいで、東大・早大に凌駕され、公認会計士も、慶應・早大に水をあけられ、好評の基盤がくずれつつある。それに、野球も弱いし、駅伝も優勝できない。何となく、最近の中大はパッとしないのである。これは、学員がイライラするのも当然である。国家試験だけが能じやない……。就職はすこぶる好調で超一流企業にどんどん人材を送りこんでおり、役員・部課長の数も激増している。国會議員の数も早大に次いで多いじゃないか……、という声も聞える。しかし、未曾有の経済成長の中で、何百人、いや何千人の中の一人として一流企業に送りこまれるのは、一流大学の卒業生にとつて当たり前のことであり、勝負はそれからだ。立派な先輩達の社会に残してきた足跡

は、たしかに気概に充ちた若人たちを学園にひきつけ、在学生に限りない向上心を植えつける重要な要素である。しかし、それだけでは、一流大学の責任は果せない。

新学部の設立には

反対が多かった ここ一〇年を通じて、多くの著名大学が、新学部の設立によって、時代のニーズにこたえようとし、文部省も、受験人口の過増傾向に備えて、九〇年度まではこの動きを支援した（但し、九一年度からはがらりと方針が変っている）。「国際」、「政策」という呼び名がはやり言葉となつた。中大における学長提案は、こうした流れに倣つて、学際的な新学部をつくり中大の新生を計つて、学員の不満にもこたえようとするものであつた。しかし、この夢多き構想は、各学部教授会では激論を呼び、学部によつては、新学部設置の検討委員会に委員を送らない、……といった混乱を生んだのである。

論争の焦点は、要するに、「学際的視野で複雑な国際的問題を解決する政策を見出し積極的に行動できる人材を育てる」という教育目標（九一年二月一五日付「新学部設置に関する審議結果についての報告」から）を、新学部を設立しなければ達成できないものか、既存学部を充実し、学科（ないしコース）を増設することで実現できないか、という見解の対立である。教学執行部は、既存学部とは全く異なつたカリキュラムで、また、まったく別の講師陣でなければ、目標は達せられないというが、教学の半分を占める反対意見は、右の目標は、現在の大学教育に問われている一般的課題であり、新学部のいう「政策」では、学部のカリキュラムは成り立たないのであって、専門学を基調とする既存学部を充実・整理し、実務家講師の招聘など人事の刷新をはかれば十分に達成できることではないか、……として反対してきたのである。

法学部の改革が 議論されている

この新学部問題は、昨夏に文部省への設立申請を準備不調で見送つて以来、設立準備委員会の準備作業が進められ、「新学部は冒険であり、また、不要ではないか」とする反対意見は、ついに教授会で聞きおかれる

だけで、教職員の中での円満なコンセンサスは得られないままに、「政策文化学部」（定員二五〇名）を平成五年度に開設する方向で見切り発車することとなった。これは、大学百年の計としては、甚だ遺憾な経過ではあるが、この新学部論争の副産物として、各学部教授会において、学部の改革の議論が急速に進展したことは歓迎すべき事態であった。もともと、法学部内の新学部反対意見は、法学部の伝統を生かしつつ、「金」と「人」を学部改革に生かしていくことを強く主張していたので、執行部も新学部と併行して学部改革を迫られたのである。学部内に予定されるコースごとの作業部会が設けられ、具体的なカリキュラムの試案が急速に作られた。担当者のご苦労には心から感謝したい。しかし、カリキュラムを動かすのは、結局、「人」（専任教員）であるから、早く、各科目の部会に下して意見を聞くよう希望していたところ、つい最近になって（3／29）、民商法など主要科目の部会にこの原案がかけられたのである。

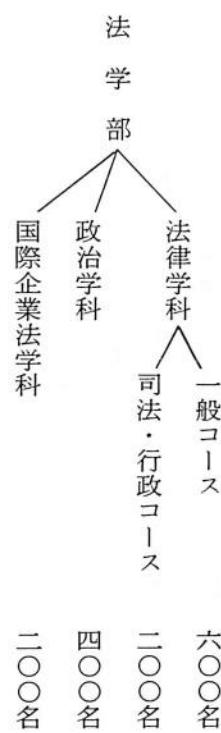
国際企業学科の 増設は賛成である

現在各部会に提示されている原案は、法学部法律学科を第一コース（司法・行政コース、定員八〇〇名）と第二コース（国際企業コース、定員二〇〇名）に分けることを提案している。このうち、第二コースは、少人数で、国際関係法、ヨーロッパ法、外人教授講義など時代のニーズに応えうる多彩な講座を組み、法律文書作成、文献翻訳などの実務教育も盛りこんでいて特色のあるコースである。従来の法律学科とオーバーラップする科目が少なくなく、それらがかなり濃縮されたかたちでつめこまれているのはやや無理があるようと思え、もう少しゆとりがあつていいようにも思えるが、総体としては、特色あるカリキュラムであり、ひろく学外講師（実務家・外人）を招聘して協力を仰げば、徹底した人材教育もできよう。コースと銘打つても、独立のカリキュラムを組んでいれば、結局、学科扱いとなり、専任の増員も必要なのであるから、いつのこと、国際企業法学科として独立させた方がはつきりしていくべターであろう。

法曹教育は少人数でやらなければならない。以上に対し、改革案の第一コースは、とくに司法・行政コースとして別立てにするコンセプトが不明確であり、疑問が多い。民法を五部制にするのは大賛成だが、定員は八〇〇名でマスであり、何となく在来科目を司法と行政に分けただけである印象をうける。国際企業人の養成も少人数教育でやらなければ実効があがらないが、司法試験や公務員試験の受験教育こそ、少人数で徹底してやらなければ意味がない。私は、司法・行政コースを設けるなら、二〇〇名位、妥協しても、せいぜい三〇〇名以内にしぶり、丁度、現在法職の基礎講座で実施しているように、基本科目は、年間を通じての論点表に沿って、受験教育になれた講師が計画的に必要な全知識を與えるような教育をしなければ無意味だと主張した。この点については、従来から、国家試験の受験生の層をあつくし、人數を減らさないために八〇〇名定員が必要であるという意見があり、これが背景となっているようである。そして、二年、三年で、二〇〇名位の精銳にしぶりこんでいけばいいというのであるが、司法試験制度の改革に対応し、早期合格者を急増せしめるためには、一年生から精銳二〇〇名でびっかり教育しなければ効果が上らない。講義をさぼつたり、再履習をしたりする、のんきな学生といつしょではテンポが合わないのである。大体、しぶりこんで落ちこぼれた六〇〇名をどうするのか。二〇〇名の精銳が四年重なれば八〇〇名がいつも勉学に燃えてことになるのだ。なお、こうした法曹教育に対する真面目な提言をとらえて、学部改革自体に反対なのだと風評する向きもあると聞き、憤慨している。それでは何も意見が云えない。法学部の改革は絶対必要であるし、少なくとも第二コース案には全面賛成である。

法律学科はなかなか変わらない
法律学科（いわば一般コース）を一般的受け皿として、そのままとつておきたい、という心理が支配している、ということである。その意味で、二〇〇名にしぶつての「英才コース」をつくるという発想は、当面は仲々受け入れら

れそうもない。本当は、……



という構成が理想的と考えられるが、二〇〇名の受験教育は、「法職講座でやつていけばいい」という意見が存外と多いのである。そういう雰囲気のもとで、いきなり、少人数の司法・行政学科をつくるという提案は、今までの法律学科がなくなってしまうという危惧を生むのである。

結局、今回の学部改革では、「国際企業法学科」をきわめて内容の充実したものとして打ち出し、法律学科は、カリキュラムを若干手直ししてそのまま存置する（司法・行政と分けるのは意味がない）、という落着になるのではなかろうか。過日の評議員会（3／23）の説明では、吉祥寺野球グランドをこれから国土法申請をして売却し、創業費四五億円を積んで、新学部の設立申請に向かうのであり、既存学部の改革には一〇億円位を何とかできる、……というのである。すでに、文学部は学科増設をはたし、理工学部も今回学科増設で三億円をもつていく。経済学部、商学部、と相次いで改革案が具体化し、「早い者勝ち」にはしない、……という話し合いがあると聞いているが、一〇億円という全体の枠がある以上、法学部の執行部が改革の具体化を急ぐ気持は十分に理解できる。当面は、「国際企業法学科」で学部の刷新を計る他はなく、法曹養成コースの設置は実現のぞみうすである。

当分は法職講座の役割が重要である そんなわけで、司法試験のための計画的な受験教育は、当分の間、法職講座を充実・拡充して実施していくしかない。いや、そうしなければ、五年間九〇〇名増員の流れの中で、早期合格者を輩出し、司法試験制

度の改革に打ちかることはできない。どうも、当面の状況に対する「危機意識」が、大学の内部者には薄いように思う。何かというと、大学に入つてくる学生は司法試験目的ばかりではない、……という発言が学内で聞かれる。司法試験は重要視しなければならないが、大部分の学生は一般社会人になるのだ、……というわけである。しかし、この判断は甘い。法曹界で有名だから、全国的に優秀な学生が集まるのだ。かりに司法試験の合格者が三〇名におれば、法学部の評価は直ちに三流となり、入学者の質はたちどころに下降する。最近の高校生はブランド志向で、変に敏感である。これは現実で無視できない。いい学生が入らなければ、どんなにいいカリキュラムをととのえても、優秀な人材は教育できず、一流の社会人は養成できない。だから、中央大学が一〇〇年の伝統で培った名声を保ち、これを更に発展させるためには、司法試験という看板を、絶対に、後退させてはならないのだ。一〇〇年の伝統ある法律文化はどんなことがあっても衰退させてはならない。そして、そのためには、看板だけでなく、徹底した法曹養成のための受験教育をやらなければならないのだ。この点、危機意識の鋭い、O.B.法曹諸氏が、学内者に対して、冷静でするどい忠告を投げかけられることを期待する。

将来は六年制のロー
スクールをつくろう 私の構想では、将来的には、法学部に、二〇〇名定員の司法・行政学科を増設して、徹底した実務法曹教育を行ない、大学院を改革して、その前期（司法・行政専攻）と一貫性をもたせた、六年制のロースクールをつくり、ひろく、他大学出身者をふくめて、全国トップの法曹育成のメツカとし、大学院後期では、司法修習も請負っていく方向をとることが、法科の中大の伝統を生かす、最大の目標であると確信している（この提言はすでに学員時報二六一号三頁、中大法曹十一号十五頁で公けにしている）。

受験教育は法職にまかせればいい、という考え方は危険であり、間違っている。法学部の主な存在目的は専門法律家の養成であることを無視する意見である。司法試験を看板に使うだけではなく、学部が法曹教育自体を担うべきなのである（法務省の要望も基本的にこの線を指向している）。少なくとも、基本科目（憲・民・刑・商・民訴・刑訴・

(法選)については、年間を通して、計画的な講義が行われ、眞面目にこれについていけば、一通りの基礎力を身につけるようなカリキュラムが組まれており、しかも、重要なことは、それが確實に実施されていくことが必要なものである(OB法曹もこれを希望している——本誌「座談会」中村祐二弁護士発言参照)。それには、一般コースよりは、かなり余計に授業料をとっても、計画的な講義資料の編さん(法職では、講義レジュメを整理しつつある)、モニター、コントロールシステムなど物的設備の充実をはかり、法職並みの講義料を支払つて、全国の著名教授、中堅教授にも協力してもらい、プロジェクトチームの統一的プランにそつて、整然とした、計画的で強制的な講座を実施していくのである。加うるに、法曹教育を法学部自体にとりこまなければならないもう一つの重要な理由は、法職ではできない、法律家としての「広い教養と見識」を高め、「国際的視野」を育てる教育を行なうためである。現在の法律学科の教育は、受験教育にも適さないとともに、法律家養成のためにも不十分である。右のようななかたちで、基本科目の計画的講座を流しても、5・6時間目までつかえば、一週の1/2位で十分に消化できると思う。あとの1/2はかなりに弾力性をもつたカリキュラムを組み、科目選択によって、多彩な法律家としての素養を身につけるようなメニューをととのえておくべきである。外国語では、アメリカ法、ドイツ法、フランス法、EC法などの法律文献や法典・判例に親しむ講座、法思想、法哲学、現代経済学、論理学、法社会学などの基礎的な講座、国際関係、国際経済機構、国際訴訟などの国際的講座、そして、企業金融(CB、CD、CPなど)、税法実務、企業会計、証券市場制度、特許・その他工業所有権(および知的所有権)、商品取引、などの実務家による講座、……といったメニューが頭に浮かぶ。

二〇〇名位の精銳に、基本受験科目の強制的講座と、自由選択による広範囲な法教養講座を提供する「司法・行政コース」をつくろう。社会学士を與える新学部に五〇億円かける位なら、できるだけ早く「司法・行政コース」をやりたい。三・五億あれば十分できる。法職講座で、強制講座の実験をつみ、改良を重ねて、将来これを学部に取りこ

んでいけばよい。それと併行して、一般的な受け皿としての「法律学科一般コース」の中身も、「社会人の養成」ではなく、「法律家養成」に今少し比重を移したものに改良して、「司法・行政コース」との互換性を確保し、企業法務的科目については、「国際企業法学科」との他学科履習の幅を広くしてまかなっていくことが可能であろう。今までの法律学科をそのまま残すのではなくて、それ自体の中身をえていかなければならないのである。そして、大学院博士課程（前期）にも、より高い法的練習と、実務教育を内容とした、司法・行政コース（二年間）をおき、通算六年間のロースクールにもつていくのが理想である。法務省も、主要大学でちゃんとした法曹養成教育をやってくれれば、その卒業者には、二次試験を免除してもよい、とはつきり云っている。また、増員要求で司法修習の国費負担を増やすだけが能じやない。大学院博士課程（後期）には、最高裁司法研修所などの研修コースを置き、司法修習の一翼を担うことが、「法科の中央」の真の在り方なのではなかろうか。法務省もそれを期待している。

なんでも全員協力してやらなければできない 最後に、もつとも大切なことは、何をやるにも、全学一致でなければ碌なことにはならないということだ。新学部の設立は、全学一致でやらなければならぬといわれるが（3／23評議員会における理事長挨拶）、正にそのとおりであつて、新学部が仲々前にすすまなかつたのは、学内の半分が疑問をもつてゐるからである。法学部の改革については、教職員、OB法曹人の全体のコンセンサスをつくつて、その方向をきめていかなければならぬ。多数決の原理は、「次善の策」であり、民主主義の本質は、「少数意見」の尊重と保存である。何か意見を云ふと、それはもう決つた前提だから、として片付けられるのでは、何も云えない。世の中には、一部の人にとっては当然の前提でも、多くの人にとつては、全く同意できないことがあるのだということを忘れてはならない。

それと『今の学部では駄目だ、今の教員では駄目だ』という発想は、危険であり、また、失敬な話である。そういう発想に立つと、とかく「人（人事）」が先行して、「中身」が見失われるおそれが大きい。評議員会でのやりとりを聞いていて、一部の発言から、そういう危惧を感じて愕然とした。学部が時代にあつていなければそれを切りすてず

に、まず中身を改めていくことが先決だ。学部外に「新しい楽園」を求めるのは安易な方法である。また、「今の教員」が全員協力してやらなければ、新しいことはできないのだ。学園紛争当時の苦渋を思い起そうではないか。

学員会活動の現況とその展望



中央大学学員会会長

堂野達也

一 学員会活動の現況

学員会の活動の状況については、「中大法曹」発刊の都度報告の機会を与えられてきた。学員会は本来の目的である学員相互の親睦を図り、母校の発展とその使命達成に寄与するため、学員各位の協力によって不断的活動を行っている。

(一) 学員会会則の改正

平成二年五月二五日開催の定時協議員総会において、第二号議案として、ここ数年に亘って会則等改正委員会で論議、検討されてきた懸案の会則改正案が審議可決せられた。その骨子は

- (1) 従来の事業目的に、父母連絡会との交流、学生との交流の三つの事業を行うことを加えた。父母連絡会は、在学生の父母をもつて組織する団体で、新卒業生の就職その他学員と密接な関係を必要とし、また、在学生はやがて学員となる者で、特に地方支部では出身在学生との交流を望んでいる。(第三条)
- (2) 役員の員数を次の通り増加した。(第六条)

イ 副会長

七人以上

一〇人以内

ロ 常任幹事

二〇人以上

二五人以内

ハ 幹事

八〇人以上

一〇〇人以内

ニ 会計監事

四人 又は 五人

ホ 協議員

七〇〇人以上

八〇〇人以内

これによって多数の新人が選出され、会活動に清新の風が加わり、その活性化が大いに期待できる。

(3) 従来、慣例的存在であった正副会長会議を、会の機関として位置づけ、名実ともに会活動の中心として機能せしめることとした。(第一四条)

(二) 学員会の活動状況について

前記協議員総会における会則改正に伴い、本部機構の確立と共に平成二年度の事業計画案も決定されて、従来の継続事業の外、学員相互の親睦の実を擧げるべき事業、前述の学生並びにその父母の会との交流を計る事業をも積極的に進めることとした。本年度の新規事業として計画したものを擧げれば次の通りである。

(1) 学員講師の派遣

学員会支部、白門会等が開催する講演会、研究会（シンポジウム）等に、要請により学員出身の講師を派遣する制度的な構想をもって、学員中から夫々の専門分野の中で活躍している人々を選び、「学員講師名簿」を作成して、主として各支部に配布することを企画している。

(2) 学員間の交流の緊密化

(1) ホームカミングデーの開設

本年を第一回として毎年一回卒業二十五周年目の卒業生を多摩校舎に招待する慣例を確立せんとするもので、

本年は一月一八日(日)、昭和四〇年度卒業生及び昭和一五年度以前卒業生全員を家族同伴で招待した。千数百名の参加者があり、各種の行事が行われ盛大を極め、卒業生に母校への感銘を新たにさせた。これは勿論大学との共催であり、招待者は大学である。

(ロ) 全国学員囲碁大会

学員間の親睦増進の試みとして、囲碁大会が一二月一日駿河台記念会館二階の大広間で開催された。参加した同好の士は約一二〇名、北は釧路、南は鳥取各支部から、また、最高年齢者九一歳。終了後の懇親会では非常に好評の意見が多く、来年以降も引き続き開催せよとの要望が強かつた。

(ハ) 全国ゴルフ大会

学員の親睦ゴルフ大会は、最近では殆どの支部で行われている。今回、全国レベルで試みてはとの要望に応えて、一二月七日埼玉県狭山市の東京ゴルフ俱楽部を会場として中央大学白門ゴルフ大会として開催した。参加者約一一八名。この懇親を通じて来年も亦の声が多かった。

学生との交流

(3) 財団法人白門奨学会の運営

学員会は、経済的に恵まれない在学生に学費を貸与すべく昭和四七年学員有志の拠出により白門奨学会を設立し、細々ながら貸費を続けてきた。昭和五三年一〇月一二日東京都の認可を得て財団法人組織に改組し、現在に至っている。

なお、前年度末における基本財産は約五億円に達している。

公益法人たる財団法人の事業として、学費の貸費、給費を中央大学々生に限定することはゆるされず、現在は都下の各大学の在学生、研究機関にて研究に従事する者等に対しても行うことの目的の範囲においている。

現在（平成二年度）の貸費生等は次の通りである。

貸 費 生	六名	内一名女子	中大在学生
給 費 生	一二名	内六名女子	中大及び大学院
外国人留学生	三三名	内七名女子	中大及び東大外七大学
研究費給費	三名		中大研究科
冠 捐 学 金	九名	内一名女子	中大大学院外一大学
(ロ) 外国人留学生を励ます会の開催			
母校に留学する外国人学生は、本年度は一八七名に上り、韓国、中国（台湾を含む）、東南アジア諸国出身者が多いのは当然ながら、アメリカ、イギリス、フランス人をも含んでいる。遠く故国を離れて本学に学ぶ諸君と学員との交流を計り、同時に彼らを励ましたいとして、平成元年一月学員会三〇年会支部が主催して実行されたが、非常に好評を博し、且つ有意義であった。これについて、同期会支部連絡協議会から、この事業の性質上學員会本部が施行するにふさわしいとの強い要望を受けて、本年度よりこれを実施したところ、各方面よりの協力により好評を得たので今後の継続事業にすることとした。			
(ハ) 新卒業生の同期会結成準備会への援助			
在校中の四年生有志との連絡を密にし、卒業時に、同期会を結成するよう懇意し、これが準備ができた場合には、その費用の一部について援助し、将来の学員の結合に貢献せんとする企てである。			
(二) その他職域支部、企業白門会の学員と学生の交流について、学生の就職希望、進路相談に応ずるための企			

画に関しては、今後実情調査の上実現を志す方針である。

(4) 父母連絡会との交流

父母連絡会は、昭和五八年度から発足していることで、その目的は在学生の父母と大学との連絡を緊密にすること、在学生の教育環境の向上を計ること、更に父母相互間の親睦を深めることにあることで、そのための事業計画を実施し、着々とその成果を挙げ、その後、全国に五三支部の設置を見、昭和六三年度からは新入生の父母全員が参加することとなり益々充実発展している。全国の支部設置に当り、各地学員会支部との連絡が始まり、本部同士も交流を見ることとなつて、自然に学員会の事業計画に組入れられた。今後は、両者間の調整を計つて交流を一層親密にして、大学の発展に貢献することにしたい。

(5) 大学の募金に対する協力

現在大学では研究、教育基金の募金を行つてゐるが、学員会としては全力を挙げてこれに協力すべく運動中で、学員各位の格段の御援助を願う次第である。

二 学員会活動の展望

学員会活動の概況は以上に述べる通りであるが、卒業生の母校への支援活動には自ら限度が感ぜられる。大学を運営する側から云えば、卒業生は大学の発展のための財政的支援、あるいは、大学の希望する方向への政治的支援は懇請したいが、その他の批判、干渉はご遠慮されたいというのが本音であろう。

しかし、学員会は大学の発展のために、当然、財政的には勿論、凡ゆる政治力を動員しても、大学の進まんとする方針を結集して支援すべきである。そして、学員会の今後の活動もそうあるべきであるが、その具体的な活動を如何に展望すべきかが問題である。将来への重点的な問題として次のようない事業を挙げることができるのでないだろうか。

(一) 会費問題

学員会活動の経済的基盤は、学員会の会費収入に依存するものであるが、会費納入を如何に促進すべきかが大問題である。

会費納入促進については、現在、在学中の新四年生に対して卒業期に、新学員となると同時に学員会費を納入せられたいとの依頼状を発している外、新卒業生にも同様の依頼を申入れている。

会費納入が相当効果を生ずることによって、会活動は更に活発化するであろう。

(二) 学員の母校に対する関心の発動

学員の一部には、大学は卒業したけれども余り関心を持たない者もいる。これらの学員に母校愛を抱かせ、母校への関心を持たせるには如何すべきや。

(1) 評議員の選挙制度

学校法人中央大学評議員の選挙権を学員に付与することによって、大学の現状、その運営等についての関心を喚起する方法如何。

これは一部大学において実行されている。私立学校法四四条は私立大学に評議員を置き、その評議員はその学校を卒業した二五歳以上の者から選任しなければならないと規定しており、現に母校でも二〇〇名の評議員には多数の学員が就任している。これは別な選任方法を採っているので、これを改めて、全学員の選挙によって選ぶ方法をとるならば、全学員は母校への関心を高めるのではないだろうか。

(2) 学員の子弟の推薦入学制度

私立大学は、その卒業生の子弟を優先入学せしむべしとの意見がある。優先入学は入学試験の熾烈な今は、それは無理としても推薦入学の制度を設けてもよいのではないか。母校も全国に千校以上の推薦高校から推薦

を受けた学生を入学せしめているのであるから、学員会ないしその支部からの推薦学生をも入学せしめる制度を設けるならば、学員と大学との門が近くなり、将来、大学に進学せしめようとする子弟を持つ学員は大学に對して関心を持つべく心掛けるに違いない。

(3) 学員時報の充実

学員時報は、大学並びにこれに関連する情報を学員に伝達する唯一の機関とも言える。現在学員時報は、毎月一回タブロイド版一〇頁ないし一二頁で約八万部発行しており、うち二万部は在學生の二年生から四年生の父母に配布している。

学員会事務局が大学、学員会支部等より得た情報を収集してこれを編集する。極めて一部分の範囲においてのみしか学員の意見等に提供する紙面をとれない。増頁することが可能となれば、広く学員の投稿等によつて、大学の発展、学員会の充実に関する卓越した企画等に接することができるかも知れない。

以上

(一九九一・一・一〇)

中央大学学員会会則並びに 諸規程改正について



中央大学学員会副会長・会則
並びに諸規程改正委員会委員長

内山 弘

一 改正の経過

現行中央大学学員会会則並びに諸規程は、昭和五八年三月一日開催の協議員会で一部改正され現在に至っている。その後、本会事業の拡大、支部の増設、学員数の増加等の情勢の変化、また、学員会の活性化を図るため、現行の会則で対応できるかどうか見直す必要が生じた。

そこで、昭和六二年一二月二二日開催の常任幹事会、幹事会に「学員会会則並びに諸規程の検討について」と題する議事が上程され、審議の結果、いづれも改正の必要性が認められ、改正案を作成、検討することになった。その結果、右幹事会において、「中央大学学員会会則並びに諸規程改正委員会設置要綱」が承認され、九名の委員で構成する改正委員会において、会則並びに諸規程を総合的に検討し、時代に即応した改正案を作成することになった。そし、会長指名により、末尾記載の諸氏が委員に選任され、互選の結果、委員長に松井宣、副委員長に信部高雄が選任された。

委員会は、昭和六三年二月二十四日を第一回とし、平成二年三月二〇日の第一五回まで、委員長交替時の前後の期

間を除き、平均月一回の割合で、開催され、毎回、殆ど全員出席の下に討議を重ねた。また、原案作成のためのたき台として、当初委員三名からなる小委員会を設置し、九月一一日と二二日に二回開催、また、更に慎重を期するため、最終的に委員四名からなるたき台作成のための小委員会を設置して審議を重ねた結果、平成二年三月二〇日開催の第一五回委員会をもって前記会則等の改正案の作成を終了し、右改正案を会長に報告し、次いで、平成三年三月二七日開催の常任幹事会及び幹事会の審議を経たところ、満場一致をもって承認可決された。更に、同年五月二五日開催の定時協議員会に右改正案を上程し、審議の結果、これまた、満場一致をもって承認議決されたものである。

二 会則改正の要点

今回の学員会会則並びに諸規程の改正については、全条文について逐一検討を加えたのであるが、結果的には一部改正にとどまつた。そのうち、比較的重要と思われる事項について若干触れ、併せて解説を試みることとした。

(1) 目的（第二条）本文を次の通り改正し、より次元の高いものとした。

「第二条 本会は学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。」

(2) 事業（第三条）事業の各項の順序を改め、新に父母連絡会との交流、学生との交流を加え、学員会館の管理運営の項は削除した。

(3) 役員（第六条）役員の数を大幅に増員した。現行会則は前に述べた通り、昭和五八年三月一一日開催の協議員

会において、その改正が承認されたものであるが、その後約七年の歳月が経過し、その間学員会支部の増設（現在、地域・職域その他の支部合わせて一三五支部）学員会事業の拡大、学員数の増加（現在三七万人）等の情勢の変化に対応し、母校中央大学と学員会、本部と支部との緊密化を図るため役員の増加を図った。すなわち、
①副会長七人以上一〇人以内、②常任幹事二〇人以上二五人以内、③幹事八〇人以上百人以内、④会計監事四人

又は五人、(4)協議員七百人以上八百人以内とした。右によると、副会長が三人以内、常任幹事が五人以内、幹事が二〇人以内、協議員が百人以内、それぞれ増員となつた。

- (4) 顧問（第一一条）顧問は、従前より本会の会長に在任した者に会長が委嘱すると定められていたが諸般の事情を考慮して、今回の改正で、顧問は副会長に在任した者についても、会長が委嘱することができるものとした。
- (5) 会長・副会長会議（第一四条）会長・副会長会議は、従前から事實上、月平均一回又は二回位の割合で慣例的に開催されていたが、会則上の位置付けを欠いていたため、今回の改正によりその根拠を明確にした。

(6) 会費（第二一条）学員会の諸事業は、殆ど会費収入で運営されているので会費収入の増減は本会事業活動に影響を及ぼすことは当然である。学員会はここ数年間大学当局に対し、学員会会費の代理徴収についてその協力方を要望してきたが、未だに解決されていない。そこで、本条2項に「学生は、学員となることを前提として、予め会費を預託することができる。」との規程を新設して、会費の增收を図ることとした。因に、現在約三十七万人の学員中、現実に会費を支払っている学員は僅か六万人位で、その比率は約一六%に過ぎない。

(7) 会計処理（第二三条）会計処理の規程を新設し、右会計処理については、別に定める中央大学会計処理規程によるものとした。

(8) 本部事務局（第二四条）現行学員会本部事務局規程第四条2項に定めてある条項を、その儘本条2項に移し替えたもので、局長が学員会役員の職務を行う権限を会則上位置付けた。

三 諸規程の改正

(一) 支部設置規程

今回の学員会会則の一部改正に伴い、支部設置規程、学員会会費納入規程等の一部が改正された。

- (1) 支部の目的（第二条）学員会会則第二条の改正に伴つて本条も改正された。

(2) 支部の設置（第三条）第一項の「行政区画」とあるを「区域」と改めた。また、第二項は前記会則等改正以後の情勢に変化に伴い、東京都の「区」以外の地域に支部が数多く設置されたこと、これに伴う既存支部長の同意の要否その他に関し、慎重に審議した結果、本項は第一項の規程でまかない得るので削除することとした。

(3) 支部承認の取消し及び支部解散の承認（第一〇条）支部からの解散申請があつた場合の解散承認の規定を新設した。（同条2項）

(二) 学員会会費納入規程

本規程第二条3項に「学生は、在学中、いつでも、会費の全額又は一部を預託することができる。」との規程を新設した。

学員会会則並びに諸規程改正委員会委員名簿

- (1) 松井 宣(副会長) (2) 信部 高雄 (法曹) (3) 鈴木 秀雄 (法曹) (4) 吉田 卓 (南甲)
(2) 山根 彰夫 (体育) (6) 岩村 譲一 (会計) (7) 藤本 幹子 (婦人) (8) 山本 徳栄 (教員)
(9) 山中 利夫 (職員)
- (以上九名)

平成元年八月二日開催の第九回委員会において、松井委員長の後任として、副会長の内山弘が、互選の結果委員長となり爾後、改正案の作成終了に至るまで関与した。

(平成二年一〇月吉日)

註



理事就任一年の感想と 検討すべき二三の課題

中央大学理事 猪股喜蔵

理事会の一年間をふりかえって

平成二年度の理事会は、平成二年四月九日から平成三年三月二三日まで合計二四回開催された。

平成二年度は、前年度からの懸案となっていた ①学費の改訂、②新学部設立準備委員会の報告に基づく「政策文化学部」(仮称)の設置という、二つの大きな課題があつたため、定例理事会のほかに臨時理事会が数回もたれた。それでも、定例理事会が流会となるハプニングも一回あつた。

1 今回の学費改訂は、従来の学費増額の方式と違った「定率漸増方式」という、新しい方式を採用したので、その限りにおいて、財政再建の期待が強いものである。しかし、それ以上に経常支出の増加が続くという構造が避けられない状況であるから、法人の経営・財政の健全化の衝に当たる理事としては、まことに頭の痛いところである。

2 新学部の設置については、①それが、わが中央大学の教學面において真に活性化を促進し、かつ、既存学部の改革に向けて一大衝撃となるものであるのか、②構想・企画が、そのようなものとして評価され得るのか。③そ

のために教学側を中心とした「学内合意の形成」が図られ、また図ることができるのか。(4)最も問題とされるのは、「純増定員」の確保。そして、新学部創設のための財源の確保が果たして設置申請の段階で、可能であるのか。(5)財政健全化との関係で、試算に齟齬を来たすことがないのか。以上のことがやはり大きな問題としてとり上げられた。

3 多摩校地に、硬式野球場一面と一般学生用フィールドを建設するための、事業・資金計画と、吉祥寺（正式には練馬区立野町）野球練習場敷地を、その資金と新学部の創設のための財源に充てるために売却することについても、視察をしたり、慎重に討議をしたり、さらには、多摩校地の野球場等敷地の一部が借地契約によらざるを得なかつた土地の問題についても意見が出された。

4 理事会では、一般の理事から経常支出のなかで、まず「人件費」の抑制を図らなければならないという意見が、事、予算・決算、教職員給与等の改訂のたびに必ず出される課題である。小林進理事のことばをかりるまでもなく「中央大学の人件費は日本一高い」という現実を、どのように捉え、どのように「人件費の抑制」を図るべきか、が何といってもいちばん重要な問題ではある。

長期財政検討委員会が設置されて相当な期間を経過しているが、理事会が問題点を絞り、的確に指摘したうえで、まず中期構想を立案し、十年、二十年、三十年の長期財政構想を立て、施策に移す必要がある。

二 学校法人理事の職務権限と責任

中央大学の理事・監事は、学校法人中央大学の役員である。

学校法人中央大学基本規定（寄附行為） 第三章「役員及び顧問」、第十条には理事の定数について、十二人以上十七人以内と規定している。

定数理事のほかに、総長、学長及び事務局長は在任中、職務上の理事となると定めているので（同第十二条）、

平成二年度の理事は総数十九名である。第十七条は、理事長及び理事の職務権限を規定し、①理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。②理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。としている。総長たる理事、事業理事（一名）、常任理事（事業理事をふくめ平成二年度から三名）の職務権限については、規定、特定事項について法人を代表することができる旨を規定している（第十八条ないし二十条）。

これらの、基本規定からすると、「理事」（ひらの理事）は、理事会の構成要員として、理事会の議事に参加し、議決権行使する権限をもち、その議決について責任を負うという機関となる。ただし、この「理事会」を、学校法人の一切の業務を決定する、業務執行決議機関と定めている（第二十五条）。

私立学校法第三十七条第一項は、「理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。」と規定しているから、本学の基本規定（寄附行為）は、「ひら」理事の職務については、右法律のただし書きの規定によって制限しているものということができる。

同法第二十九条によつて、学校法人には、「民法」第四十三条、第四十四条の規定が準用されることになつてゐる。その四十四条は、「理事がその職務を行うについて他人に加えたる損害について、法人が賠償する責任を」（一項）、「法人の目的の範囲内にあらざる行為により他人に損害を加えたるときは、その事項の議決に賛成した……理事は連帶して賠償する責任を」（二項）負うべきことを規定している。

本学の基本規定第十七条二項の、「理事」は、理事会の議決について責任を負う、という規定の趣旨は、民法第四十四条の右規定と、どのような関係になるのか、必らずしも明瞭ではないものの、理事は、本来的には、法人の業務執行として、細心の注意業務をもつてその責任を負担する義務があることは間違ひのないところである。それは、民法第六四四条の「受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて委任事務を処理する義務がある」という、委任の注意義務と全く同一である。

理事長山本清二郎は、平成三年三月四日の理事会において、新学部の設置に関する議案について、「事は、理事会の責任において」決定しなければならない「重要事項」であるという説明をされたが、けだし、以上のように、慎重なうえにも慎重でなければならない、ということを力説した趣旨であった。

新学部設置に関する理事会の審議は、このような、理事の職務権限と責任の、まさに伯仲した論議のうえで、ようやく議決を見たものである。

因みに、本学では理事に「責任手当」という名目で日当・交通費相当分を支給しているが、「責任手当」というのは言い得て妙であると思う。

三 大学の評価と伝統の継承・維持

1 大学の評価について、川添利幸前学長は中大法曹第一〇号に寄せて説示しているところは、なかなか要を得ている。「よい大学」とは何かについて、

「大学は研究・教育の機関」であるから、建前論からすると、「よい大学」の評価基準というのは、質の高い研究・教育が行われている大学が、とりもなおさず「よい大学」ということになるとし、しかし、現実論といふか、げんに世間に幅をきかせている「よい大学」の基準は、入学試験の偏差値であって、それが高ければ「よい大学」で、悪ければ二流・三流の大学ということになる。そのような、偏差値による評価で「よい大学」を決めていくとすれば、「よい大学」になるためには、入試の偏差値を高める工夫をすることに努力を集中しなければならないことになる、そして、偏差値を高めることに腐心することには大いに疑問がある、と指摘している。

2 川添説によると、大学の評価というのは、もっぱら「研究・教育の質」という基準によって計られるべきである、それが、「建前」でなければならない。ところが、「現実」には、「入学試験の偏差値の高さ」という尺度が、世間で幅をきかしている。そのような偏差値の高さによって「よい大学」を評価することには疑問があると

いうことになる。

確かに、「よい大学」というのは、そこで行われている教育・研究の「質」がおしなべて高いこと。それに尽きるといえる。しかし、その「質」が高い、良い、ということは、世間・社会にひとしく認識され、認知されることも必要である。学内だけの、独り善がりの評価では、質の高さ、良さは決められない。それには、研究・教育の結果が適時外部に発表され、広く学会や社会から批判され、評価され、それによって磨きがかけられていなければならぬ。近時、本学の機関月刊誌が、二ヶ月又は三ヶ月合併号が多いというのは、教育の現場だけに没頭され、研究、又はこれを発表する余裕がないという現象であろうか。「研究」の質が高いということからすると、本学の大学院研究科の実態はどうなつてゐるのか。象牙の塔と同じく極めて高尚な学問の研究に従事して、世間の評判などに耳を籍すゆとりがない、ということなのか。

残念ながら本学では、そのように没我的な「質の高い」研究が行われているとは、必ずしもいえないようにも思える。また、教育の面にしても、本学の学生について一〇〇パーセントを割いてやつているという教員は、そんなに多いということは残念ながら聞かない。

3 ところで、入学試験の偏差値というのは、大学の研究・教育とは全くかけ離れたところで、受験生なり、受験生を輩出している高校、予備校などが勝手に恣意的に高めたり低めたりしてやつてゐるのであらうか。

そういうことも実際にはあり得るし、また、あり得ても当然だといえる。人気とか評判とか、「うつろいやすい」ものは、変わりやすいものである。不变・不動なものではないから、恒に、何時もそうであるとは限らないし、高くなることもあり得る。入学試験の偏差値についても、低いよりは高い方がよいこともあり得るから、これを全く否定することもできない。

現に、週刊誌などで本学のある学部への偏差値が高くなつた、また、附属専門学校のそれが昨年に比べて

高くなつたという記事が出たりすると、本学関係者は学員をふくめて、これを讃えたり、歓迎したりもしている。

そして、大学の受験者・応募者の総数が前年度のそれと比較して増減したことが、理事会や評議員会で発表されると、増加については歓迎し、減少についてはこれを心配する、というのは、資金収入の増減という財政面だけからの判断ではなく、やはり、社会的に評価される大学の「イメージ」について、最も関心が強いからにほかならない。

4 母校に対する関心の高さ、深さは、学員が、自らが学んだ時代以上に、社会的に評価され、隆々発展しやむこと知らないほどに興隆し、又は興隆し続けることを希うからであり、それに尽くるものである。母校愛の本質はここに源を発している。自らの若き日の投影が、そこに、くつきりと映し出されるとき、母校愛は純粹に、また、完全に燃焼する。

このような純粹な愛情が、学員と母校との絆を強め、学員相互の交流の輪を拡げ、大学発展の基盤を強化し、相乗効果として、募金活動等を推進する原動力となるものである。

そのことからすると、一般の受験生、全国の高校、予備校からも、ひとしく本学が正しく評価され、その結果、名声が高められなければならない。そのためには「偏差値」が高くなることは、これはやむを得ないし、それはそれで歓迎してよいことである。偏差値を高めることに腐心するのではなくて、「教育・研究の質の向上について」の不断の努力と相俟って「偏差値」が自然に高まることが、まず望ましいのである。

川添説を以上のように、補充して、私は理解し共鳴したいと考えている。
そのためにはどうすればよいか。次のことが取り敢えず考えられる。

第一は、既存学部を充実し、伝統を維持し、これを継承することである。社会は刻々と変化し、世相、人心も変貌していく。そのような変化に対応しながら、本学の伝統を学部ごとに維持し、継承する努力を続けなければ

ならない。

法学部については、司法試験の受験生を指導し、その合格者の増加を計ること、公認会計士試験について然り。さらに、公務員等試験の合格者の増加を計るための諸施策を、実行すること。

第二は、本学教員の採用制度を、改め、広く本学出身以外からも優秀な教員を採用する方法をとること。専任教員については、他の大学である講師をある程度制限する措置をとること。年間給与・賞与の総額が一二〇〇万円以上を超えている教員が、本学以外の他の大学の講師をいくつも兼任し、時間と過労に忙殺されるということが仮にあるとすれば、教学側においても、その管理を適正にすべきである。

第三は、新学部の創立が決定されたうえは、学内合意を整備形成し、かつ、学内派閥を解消し、これを超え、法人・教學一体となつて、これを推進する必要がある。

第四は、O Bたる学員は、いたずらに過去の自分だけの残映に固執し、また、過去の栄光や功名心、地位等に把われることなく、学員会を通して、積極的・建設的な意見を提言し、地域ぐるみ、職域ぐるみで後進の指導育成に当たつてほしいものである。ちょうど、学研連等の研究室の先達が、司法試験受験生を自分の仕事を半ば犠牲にし、家庭を顧みず、手弁当で、しかも、全く報謝を求めずに指導育成した、あの苦難の時のようにである。

四 選任評議員の若返りと評議員会の活性化について（再提言）

1 私立学校法は、評議員会を学校法人の必須機関として存置を義務づけ、学校法人の予算、決算その他業務に関する重要事項についてはその議決を要することを定め、さらに評議員となり得る資格について、①職員、②学校法人を卒業したもの、③その他寄附行為の定めるもの、以上のうちから寄附行為の定めるところによつて選任されたものと定めている（同法第四十四条）。

2 本学基本規定第五章は、右法律の規定を受けて、評議員会の組織、評議員の被選資格、選考方法等の大要を規

定している（第二十六条ないし第三十四条）。

私立学校法の右規定や本学の評議員会の右規定の意味するところは、学校法人の経営についての基本的な事項は、当該学校法人の職員と、卒業した校友・学員のなかから選ばれた評議員の広い意見、世論によつて決定され運営されるべきである。それが、学校法人運営の基本的姿勢でなければならないからである。

3 従つて、そこでは、①常に本学の学員全体の多数の意見が集約されるようになつてゐることが要請され、②そ

の前提として年代的（卒年次）、職域的、地域的にも、平均化して選任されるようになつてゐることが必要であり、③その結果、建設的に積極的な意見なり提言が出され、活発に審議がなされるようになることが期待される。

4 ところが、本学の評議員の選任方法についても、評議員会のあり方についても、全く旧態依然で少しも進歩のあとが見えないのである。評議員の選任についていえば、第一はその推薦基準であり、第二はその推薦基準と絡んで「再選」が多く「若返り」ができないことが指摘される。

昭和五三年五月九日の評議員候補者推薦委員会（学員会）の申合せによる「評議員候補者推薦基準」の「内規」の四項は、「新たに評議員に推薦する者については、年齢七〇歳未満、任期満了で再選評議員に推薦する者については、年齢七五歳未満の者であること。ただし、本学又は学員会に功勞があつた者のうち、推薦委員会において推薦を適當と認める者はこの限りではないものとする。」

と定めている。この規定、申合せについても、昭和五三年（七八年）當時既に高齢の終身評議員が多数存在しており、何とか若返りを図ろうと考え、時間をかけて審議した結果、一つの前進として「推薦基準」内規ができるのである。しかし、このような基準ができあがつてみると、評議員は七五歳まで原則的に再選され、再選されることが既得権のように受けとられ、現実には新しく選任される評議員が、全く少ないのである。

5 「推薦基準」の五項は、「任期満了者で、再度推薦する者については、任期中に開催された評議員会への出席

状況その他を勘案して、評議員としての職責を果たしたと認められる者であること。」として、少しは歯止めを、或いはプラス要因を規定している。

しかし、出席は委任状によるものもあり、出席したからといって質問をし、意見や提言をする評議員は極めて少ないのが現実であるから、右五項の規定は、実質的な働きをしていないのである。

6 私は、中大法曹第一二号（平成元年五月二〇日）に「選任評議員の推薦についての意見」——評議員の若返りと評議員会の在り方——と題する提言をした。

評議員として、評議員会で発言をし、一つの意見を述べたことを中心に、当時の考え方をまとめたものであったが、これについては、①故宮田光秀評議員会議長がその後大学の理事会などで、評議員の推薦については、時代に適応するように基準を見直し、三十七万学員に或程度公平に選考できるように手順をすすめようと約束され、本号にも、一つの試案を発表する予定を立てていたが、不帰の客となられた。②小林進理事も、「評議員の若返りを図れ」ということをその小冊子で述べ、私の年齢別構成の試案を引用している。

7 評議員の推薦基準の一つについて私が述べていることは「若返り」の一方針として、学員のうちからの選任については①五十五歳から六十五歳までのものを全体の三〇パーセント、②六十五歳から七十五歳まで、③四十五歳から五十五歳まで、のものをそれぞれ各二五パーセント。そして④七十五歳以上のものと、⑤二十五歳から三十五歳までのものを、各一〇パーセントという構成にするということ。

そのためもあり、永年勤続した評議員については、その退任に当つて、「名誉評議員」の称号をもつて感謝状を贈り、その栄誉を讃えること等を骨子としているものである。

現職理事の立場もあるので、理事会でもこれについて勉強会をもち、また、学員会幹事会においても議題として研究をし、できるものから「若返り」を図り、評議員会の活性化を実現したいと考える。

学員会に設置される研究検討機関としては、差し当たり「選任評議員推薦基準等検討委員会（仮称）」ではどうであろうか。学員、中大法曹会のご意見を承りたい。

五 人件費抑制の改善策

かつて、中央大学は学費が安いことで定評があった。交通・通学は便利で、教授陣は講師を含めて一流であった。だから、学内の雰囲気は学生を自然に切磋琢磨し、図書館など立すいする余地がないほどだった。教職員の報酬・給与だけが高かったわけではなく、官公庁や民間と比べて、おそらく低さを自慢していたものだった。

今はどうか。教職員は日本一と言われる高額給与に面映ゆさを感じ、キャンパスの豪華さと裏腹に、大学の評価の斜陽化に内心忸怩たる思いをしている人が多いと聞く。評議員会の議場で、教員からさえ改善・改革の意見が出るのは、そのためである。

まず、給与体系・人件費抑制の基本の方針を検討し、早期に改善策を立てなければなるまい。法人・教学・学員会が一体となり、「財政検討委員会」又はこれに準ずる「検討委員会」で早急に対策を立てる必要がある。

理事会においても、まず、その場当たりの逃げ切り策ではなく、二十一世紀に向け、真に「憂学」の氣概をもち、英断をもって事に当たらなければならぬ。

大学における監査制度について



中央大学監事 繩稚登

一はじめに

平成二年五月二六日、法曹会の推薦により学校法人中央大学の監事に就任しました。役員は理事一七名、監事三名をいい、理事会は毎月二回の定例会があり、理事長、総長（学長）常任理事三名、平理事一三名、評議員会議長、副議長が出席して開催されます。

監事は、民法上、任意的設置機関であるため、監事が置かれていない場合もありうること、私立学校法では監事は役員であり学校法人の必置機関とされてはいるが、学校法人の公共性にかんがみ監事制度を常設的必置機関として複数以上の監事を置くことによって、恣意的な学校経営が行われることをチェックする必要があるというところからであります。

二理事会の役割について

理事会は私立学校法上は必置の機関とはされておらず、理事会の規定は置かれていないが、現実には寄附行為により殆ど全ての学校法人に理事会が置かれており、学校法人の「業務」は理事会で決定されております。「業務」

19
とは学校法人の目的達成のために行われる全ての行為が含まれると解すべきであり、理事会は学校法人の最高の意思決定機関であり、対内的対外的両方面的「事務」一切が含まれているのであります。

学校法人及び私立学校は常に社会的信頼に応え、公共性を確保すると共に、自主性を發揮し、特色ある教育研究機関を設置し、その研究を開拓していくなければなりません。学校法人の管理運営の適性確保を図るためにには基本的には理事長はじめ理事、監事、評議員がその職責を十分自覚し、法令及び寄附行為に則り業務を適正に遂行していく必要があります。基本的には役員の学校法人運営に対する姿勢のあり方、理事会、評議員会等の諸機関や監査体制の充実整備、会計制度に対する認識のあり方、長年の慣行慣性の打破による運営が必要にして肝要なことがあります。

三 監事について

(一) 監事は私立学校並に寄附行為の定めるところにより学校法人の財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行うという職務の重大性を自覚し、厳正且つ積極的にその責務を尽くすこと、なお、私立学校法の規定により、学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べると共に、監査の結果不整の点ありと発見したときは、これを所轄庁又は評議員会に報告することとされています。

(二) 学校法人の会計処理については、財政及び経営の状況について眞実な内容を財務計算書類に明瞭に表示すると共に、又、内部監査機能の強化などにより経理の適正を期すると共に、必要に応じて財政状況を関係者に明示することとあります。

(三) 民法上の法人の監事と学校法人の監事との職務上の差異については、

① 民法では任意的機関であるが、学校法人は必置機関として複数以上の必要的機関とし、公共性が確保されるようにしてあります。

② 民法では「不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキ（民法五九条三項）」は総会又は主務官庁に監事が報告することであり、学校法人では「不整の点あることを発見したとき（私学法三七条三項）」は所轄庁又は評議員会に報告することあります。

③ 民法では監事が総会の招集権をもつ（民法五九条四項）が、学校法人では理事長に対し、評議員会の招集を請求するにすぎない（私学法三七条四項）

④ 民法にはないが、学校法人では、理事に対し、学校法人の財産状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べることができる（私学法三七条五項）。

(四) 監事の職務の内容について

① 監事は学校法人の役員であると同時に監査機関であります。従って、その職務は学校法人の監査であり、理事の業務執行と異なり、各々がその職務行為、職務権限を単独行使しうるのであります。

② 監事は全員が合議し、共同で職務行為を行つてもよろしい。

③ 監事は常設機関であるから、當時その権限が行使できるものでなければならぬので、常任と非常任の区別を職務権限の行使を制限するものであれば無効である。但し報酬の区別として定めるのであれば適法であるとの学説があるところであります。（俵 正市著　解説私立学校法一四一頁）

四 監事の職務権限をめぐる問題点について

(一) 監事の職務権限については、私立学校法第三七条四項に規定されています。

- ① 学校法人の財産の状況を監査すること
- ② 理事の業務執行の状況を監査すること
- ③ 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、

これを所轄庁又は評議員会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対し評議員の招集を請求すること

(5) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べることであります。

(二) 監事の意見表明とは、何ぞやと申しますと、監査とは事実の調査、意見の形成及び表明であるといわれております。学校法人の財産状況と理事の業務執行の各状況を調査し、その結果の意見を発表報告することであります。理事を相手として意見を述べることでありますが、監事が理事に対して意見を述べるのは、財産の状況又は理事の業務執行の状況についてであり、特に不整があることは必要としないが、将来に対する意見が存する場合には理事長又は各理事に対して行うこと（前同法三七条四項五号）ができるし、又、理事会において全理事に対して意見を表明或いは陳述することができるし、監事の意見に対しては理事は拘束されないが、事の性質上これを尊重するのは当然のことであります。

(三) 監事の報告義務については、前同法三七条四項3号の「不整」とは違法又は不正より広い概念であり、計算書類や財産の不整理乃至業務執行の不整頓のために財産上の損害又は業務上の停滞を来たす場合をも含めていうもので、不整の点を発見した場合は、これを所轄庁又は協議員会に報告しなければならないが、これは両者何れに執行するかは監事の判断によるとの説（前掲書）と両者何れに執行してもよいのではなく、所轄庁に報告するのは、特に不整が所轄庁の権限事項に関する場合のみであり、まず、評議員会に報告するのが建前であろう（長峰 穀著——学校法人と私立学校——）。もとより、評議員会、所轄庁の両者に報告することは何等差支えない（佐々木秀雄著——私立大学の運営管理と監査——）。

(四) 監事の評議員会の招集請求権については民法の法人は監事が総会の招集権をもつが、学校法人の監事は、理事長に対し、評議員会の招集を請求するのみであり、招集期間の定めもないのと、招集は何時でもよいが、速やか

に行わなければならぬと解されており、招集は必要的義務であります。

(五) 監事の理事会への出席権については、この点については何等の規定はないが、理事に意見を述べるために当然理事会に出席して発言する権利が存する。常時出席については、執行機関と監査機関という性質上、多少疑問があり、監事の理事会への出席は理事会より要請があつた場合又は監事が意見陳述のために必要があるときに限るべきではなかろうかと問題提起をされ、出席権は有するが、常時出席義務には消極的見解（前掲佐々木氏著一四〇頁）もあり本学の基本規定第二一条二項には出席権と意見陳述権を認めており、常時出席義務は認めていないところである。

けれども、監事の職務権限に属する学校法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、理事に対し意見を述べ、適時適切にその任務を遂行するためには常時出席しなければ到底常時その責務を果たせない程現下の財政、業務問題は山積しているので、忠実義務にも比すべき出席義務を肯定しても何等差し支えないのでなかろうか。

(六) 監事の兼職禁止について

① 監事は理事及びその監督下にある職員の業務執行状況等を監査する立場にあるので、理事又は学校法人の職員を兼職してはならない（私立学校法三九条）。これは監事の監査職務の公正を確保する趣旨から、当然のことである。教員は理事の直接指揮監督下にないので、教員と監事との兼職禁止に疑問をもつ考へもあるが、監事と学校法人との関係は委任類似の契約関係であり、教員は雇傭（労務）契約によつて教育事業に従事するのであるから監査の対象となることもあり、同一人が両者を兼ねることは許されないと解する。

② なお、評議員については禁止規定は設けられていないので、監事を兼職しても違法ではないが、寄附行為により評議員会が諮問機関に止まらず、議決機関としての性質を与えられている特別の場合（私学法四二条二項）

には、評議員会が法人の意思決定を行うので、監事が評議員を兼ねることは適当でないとする説（俵正市説）やその兼職は禁止されるものと解するとの説（佐々木説）があるが、本学の場合は、その基本規定（寄附行為）には「監事は、評議員会の議決によつて、評議員その他の者から選任する」（第一五条）と規定されており、更に評議員会は議決機関としての性質（私学法四二条二項、基本規定三三条参照）を兼ねているところであるが、本学の場合は特に監事の評議員との兼職を明文を以て禁止しない旨規定したものと解するものであります。なお、理事は監事の兼職禁止規定の如き規定は存しないので、監事以外の職についての兼職は許されるのであります。

(七) 監事の監査権の及ぶ範囲については、監事職務の範囲とその限界に関して、業務執行の妥当性の監査の可否如何、学事教学面の監査の可否如何との問題があります。

① 株式会社における監査役の業務監査権の範囲につき、昭和二五年の商法改正以前においては適法違法の監査のみに止まらず、妥当性の監査にも及ぶというのが通説であつた。

② ところが、昭和二五年の改正により取締役の制度が新設され、監査役は会計監査のみを担当することとなつたが、昭和四九年の改正により監査役に再び業務執行に関する監査権を付与するに至つたので、業務監査の範囲につき論争を生ずるに至つた。

③ そこで監査役は業務監査についてその適法性につき監査権を有することには争いはないが、妥当性についてまで監査権はあるかという問題である。これには消極説（通説）積極説があるが、前者によれば、

(1) 監査役監査は原則は適法性、違法性の監査にあるから妥当性の問題にまで立入るのは取締役の執行権の侵害となる。蓋し、取締役は法令定款の範囲内で責任を負い決定権をもつが、監査役は会社運営の決定権もなく責任もないから介入する権限はない。

(四) 商法第二六〇条一項により取締役は業務監督権が存するから、学校法人の監事とは別論であり、監事は、理事会制度の下、理事の業務執行につき意見、助言又は勧告などをすることができ、もって全体的監督をすることができる。

(五) 執行機関たる理事より監事が、優越的地位に立つとすれば、理事者の業務執行は萎縮し非活性化し事なれば主義、消極的退却的活動に墮する虞れがあり、進取改善の意欲をそぐ結果となりかねない。

との理由から消極説に賛成するものであります。

(四) 教学面については、原則として監査権限は及ばず、単に予算執行上収支を伴う学事行為等について監査対象となりうるのみであり、具体的には教授の研究結果、勤務状況等について給与の支払、研究費の支弁使途等について予算執行との関連においてあり、入退学決定、学位授与、研究課題の設定、カリキュラム、教授内容等には学問の自由、教授、教授会の自由から監査には入れない。

五 内部監査制度について

(一) 監事の外に、学校法人の内部の監査機関として評議員会が置かれ、原則としては諮問機関であり、予算および決算報告に対し意見陳述をするほか次のような内部監査的機能が与えられているのであります（私学法四三条）。すなわち、(1)学校法人の業務の状況(2)学校法人の財産の状況(3)役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、役員の質問に答え、役員から報告を徴することができるものであり、評議員会は監事を含めた役員の業務執行状況について間接的ではあるが、より広い監督権を有するものであります。

(二) なお、理事はすべての法人の事務について法人を代表するものとされていて（私学法三七条）から、すべての理事は、法人の業務全般について自ら任務懈怠なきよう努めると共に、他の理事についても任務懈怠のないよう監視警戒する義務があるのであろうか。この点については、民法上の法人の理事には、他の理事の行為

を監視抑制し、もって法人が第三者に損害を与えることを防止する注意義務はないとした判決（東地昭五九・九・一六、判例時報九九七号一三一頁）があります。但し、理事は他の理事が第三者に損害を与えることを認識し、若しくは認識しうべきであったのにこれを抑制しなかった場合にのみ過失責任を問われることがあるにすぎないものと解すべきであります。学校法人における理事、監事の責任についても同様に解することができるのです。（長峰 穀著——前掲書——一九八頁参照）

六 むすび

以上のとおり大学における監査制度についての諸々の問題点を指摘してみましたが、監査制度のもつ重要性に比し、前掲佐々木弁護士著書以外に之を論じたものは少なく、従つて単に問題を提起するのみの結果となってしまいましたが、財政と業務執行の両面からの監査制度のもつ意義を自覚し、監事としては、大学が何か事を起したり、設備や教育、研究条件の充実強化をなさんとするとき直ちに学生の学費増額にはねかえるが如き不安定な体質を改善し、何があつてもやっていけるという程の財政基盤の確立と安定にむけて、なお不斷の努力を続けていく所存であります。

（以上）

裁判所の中大法曹

前仙台高裁判事 糟 谷 忠 男

還暦を過ぎると、裁判官生活も、もう後わずかという思いがする。任官早々の頃は、裁判官を三十年もしていたならば、"化石化"必定と思い込んでいた節があり、大先輩をそのような目で見て嫌いがないではない。ところが、自分がその年代に達してみると、そういう自覚がさっぱり湧いてこないのであるから、人間とは、勝手なものである。

しかし、後輩の諸君からみると、七期の裁判官などと言うと、やはり"神代"の時代に属するのかも知れない。そういう意味合いからすれば、「中大法曹」誌には、若々しい感覚の会員に執筆してもらいたいというのが本音であるが、再度の執筆依頼に抗しきれず、駄文をしたためた次第である。

小生が任官したのは、昭和三十年である。初任は福岡であるが、間もなく、東京に帰った。その頃の東京では、裁判所の中大出身裁判官は、東京高裁の陪席判事、東京地裁の裁判長クラスに優れた先輩が若干おられ、東京家裁には、堀内節先生が在勤しておられた程度で、あとは三年毎に転任する若い判事や判事補クラスが多かつたようと思う。その裁判官の集まり「南甲法窓会」が中大法曹会裁判官部会の伝統的な呼称であるが、我々若輩も会の運営のお手伝い

をさせられた。その頃の大先輩には、永年にわたって潜在していたといわれる私大出身者軽視の波（もとより、現在はそのようなことはないであろう）に揉まれてこられたせいであろうか、後輩はもつと頑張つて大いに裁判所における中大の名声を高めてほしいという、いささか“大時代的”な感じを抱かせるものがあつたようだ。会の運営も大先輩の意向に従つて、毎年三月の送別の時期に例会を開くという程度であつた。

ところが、昭和五十年代の後半に入つてから、大塚喜一郎先生、塚本重頼先生、木戸口久治先生が相次いで最高裁判事に就任され、南甲法窓会に出席されるようになつてから、我々も重い腰を上げざるを得なくなつた。その頃は、民事では岡垣学氏、刑事では寺尾正二氏がそれぞれ我々の先輩として重きをなしており、その下で、滝田薰氏や小生が世話役を引き受けることになつた。そして、各ブロックの世話役を通じて会への参加を積極的に呼びかけるとともに、これまでの会の運営方法を反省して、若手裁判官が進んで参加することができるような形式に改めた。具体的には、先輩からは多額の会費を負担するが、発言は後廻しとして短くすること、その代わりに新進気鋭の後輩から活発な意見を遠慮なく述べてもらい、先輩は専らそれを聴いて楽しむという具合に会の運営に工夫をこらした。その結果、今まで参加を躊躇していた後輩はもとより、参加を見合させていた先輩同輩の諸氏も奮つて参加するようになった。その後、温容かつ事務能力抜群の浅香恒久氏、山本和敏氏らが幹事役を引き受けながら、会は益々盛んとなり、中大出身裁判官の同窓の輪もようやく広がつていつた。

さて、参考集した裁判官の顔触れを見、そして話を聴いているうちに、我々より後輩の中大出身の裁判官には、かつての“苦学力行”型は消え失せ、その代わりに、スマートで、堂々たる自信を漂わせる諸氏が多くなつたことに喜びを感じえなかつた。最近、四年間ほどは、みちのくにあって、会の様子はわからないが、楽しい親睦の集いを続けているものと期待している。

ところで、最高裁をはじめ全国の高、地、家裁及び簡裁の人員配置をみれば、今や、我が国の裁判は、その数にお

いて、その質において、中大出身の裁判官を抜きにしては成り立ち得ない状況にあると言つても過言ではない。しかも、裁判所を取り巻く情勢は、司法行政の分野でも、有能な人材を必要としており、この分野における中大出身者の活躍は、往昔では考えられないほど多彩であり、しかも目覚ましいものがある。従来ややもすると、母校では、法曹といえど、検察官、弁護士が大をなしてきたが、これからは、中大出身裁判官の中から、司法の根幹を支える“大人物”が多数輩出することはまちがいない。

その原因や如何に。直接的には、近時益々充実発展を続いている母校中央大学が人格、識見ともに優秀な卒業生を裁判所に送り込んでくださっているからであるが、その遠因は、やはり昔と違い、母校出身の自前の教授陣が厳然と法科の中大の伝統を守り抜いておられるからであり、また、法職課程の充実など母校愛に燃えた弁護士会員のご支援に負うところも大きいと思うのである。

裁判官の道を選ぶ法曹には、名利に恬淡としていて、芯の強い人が多く、この点で中央大学の標榜する質実剛健の氣風を有する人士には、恰好の職種といえよう。裁判官は、法服を纏い、一見窮屈そうにみえるが、合理的で独立精神を好む伝統があるから、互いに公的生活はもとより私生活も尊重し、大切にする。そして、少なくとも私の知る裁判所内の雰囲気は、概して爽やかであり、自由である。なによりも魅力があるのは、裁判そのものが昔流にいえば、“男子一生の仕事”（今流にいえば“男女一生の仕事”ということになろうか）の最たるものといえるからではなかろうか。もとより責任は重く道は険しいが、あらゆることに好奇心をもち、自己の裁判に誇りと謙虚さを持ち続けるならば、これほど出世とか、経済的な煩わしさなどを顧慮せずに自分の力を悠々と伸ばしていく職業も少ないのでないかと思う。

最近、弁護士から裁判官に転進した中大出身法曹の存在を知り、そのチャレンジ精神に多大の感銘を覚えているが、これからも後に続く会員の多からんことを願つてやまない。

最後に一言。「一隅を照す、此れ即ち国宝なり」との古哲の言があるが、法曹資格を有する裁判官はもとよりのこと、中大出身の簡易裁判所判事、裁判所書記官及び事務官が、日本列島の隅々にまで司法の光を照らすべく黙々と職務に励んでいることを会員各位に想起してほしいと思う。

(糟谷氏は退官後、日本橋公証役場・公証人)

中大出身検事の現況

前最高検察庁検事
東京法務局局長 中津川 彰

わが中央大学出身の検事の活躍状況はどうでしょうか。私の知る限りでいうならば、「わがOB検事はそれぞれの立場で銳意努力しており、各分野で大活躍している。」と思います。

これを具体的に紹介することは紙面の関係等からできませんが、全国の検事の主要ポストである。

最高検察庁検事（含併任） 二人中六人

高等検察庁検事長

八人中二人

検事正（含高検次席検事）

五八人中二五人以上

計 八七人中三三人以上

の状況で、その占有率は実に四割強になります。この数字だけ見ても中大OBがいかに活躍しているかが推察して頂けると思います。

右各ポストに就任している方は、司法修習生の期でいえば、五期から一七期生で、司法試験の合格年次は昭和二五年から同三年が大多数を占めています。この当時の司法試験の合格者は、その三分の一強が中大関係者で占めら

れ、東大はおろか、他大学を圧倒して常に合格者数一位を占めていました。その結果、検事任官者も多く、途中惜しまれつつ退言した者が現職でとどまっていたら、右ポストの大部分を我がOBで占められていたのではないかと思います。

右ポスト以外でも多くのOBが勿論大活躍しております。一時、中大出身の検事任官者が少く、心配されていましたが、最近はまた増えつあり、後継者を考える私達はホッとしています。

ところで近時、検事への任官者が少なく、法曹会のみならず社会問題化しつつあります。検事任官が嫌われる理由として、①仕事が激務、②上命下服、③転勤が多い、そしてこれらの割に待遇が良くない等が挙げられています。これらに問題に対して、現在、最高検察庁が中心となって「検察問題研究会」が開かれて検討されています。私もかつてこのメンバーになつていましたが、職責の問題はともかくとして、待遇改善面では、対弁護士との比較では、「公務員」としての枠組（例えば給与の面では公務員としては最高のレベルですが）が、他の行政庁との関係では、公務員としての「横並び」との関係もあって、なかなか大変だと思います。この外、司法試験が年々難かしくなり、任官に適する若年層の合格者が少くなっているのが大きく起因しているとされ、司法試験の改正等への試みもなされ出しました。

それはともかくとして、かつて、現場の指導官や司法研修所の検察教官をしていた経験のある私から云わせれば、検事任官者を多数輩出していた中大出身の優秀な司法試験合格者が少くなつた結果ではないのかと思います。この意味からも、多くの後輩が司法試験に合格し、先輩が大活躍している検事の道を歩まれんことを切望して止みません。このように、検事の世界では、他の分野では見られないほど中大出身者が大活躍しており、今がその絶頂ではないかと思います。この状態をいつまでも続けるために、それぞれが努力していますので、皆様の御支援をお願いします。

中大法曹会と公証人

前 公 証 人 大 前 邦 道

「中大法曹」の前号に外村隆先生が「中大法曹会の公証人」との表題で、中大法曹会に学員公証人も会員として加入できることになった経緯を記され、昭和五六九年九月発行の中大法曹会会員名簿には公証人の部が設けられたが検事出身の公証人のみの名簿であったと書かれている。私事で恐縮ですが、私は昭和五四年東京家裁所長代行から金沢家裁所長に転任し次いで同地裁所長に転じ同五七年一〇月に退官して東京都内の公証人に就任しました。当時母校中央大学の評議員であったので、評議員会に出席し中大法曹会員である評議員の先生方と雑談中昭和五五年五月の会則改正で、東京都内の公証人も、判事、検事出身の者は、その出身ブロック（裁判所、検察庁）の一員として中大法曹会の会員になつたとの話を承った。東京在勤の学員裁判官及び退官者は、古くから南甲法曹会（学員会の支部ではない）を組織し中大法曹会に加入しているから、その方から又は中大法曹会の裁判所側幹事からご連絡があるものとばかり思つて何もしないで（中大法曹会会則四条では「会員になろうとする者の申出を受けたときは常任幹事会の議を経て」会員とする。があるので私の誤解と怠慢ですが）いました。そのころ右南甲法曹会の総会等もなく中大法曹会加入の話もいまま打ち過ぎてきたところ昭和六二年公証人であられた外村隆先生から、判事出身の都内勤務の公証人

を拾い出してほしいとのお話があり、やっと学員公証人名簿ができあがり、中大法曹会の総会開催通知も頃載することになったのであります。

都内在勤の公証人は、何れも地、家裁所長、検事正経験の古参法曹で、七〇歳で定年退職すれば殆んどの人が弁護士登録をして東京三会の一員となるべき人々です。また年齢も殆んど六〇歳以上で、人生の黄昏を意識し出してそぞろこれまでの道程を思い出し、郷土や若い時学んだ母校を懐かしみ愛着を持つようになります。私も、学員時報で母校が教育、研究振興資金の募金をしていることを知り昨年日本比較法研究所に照会して寄付したようなわけで、現状では残念ながら率直に申し上げると中大法曹会とは殆んど無縁というような有様ですので、中大法曹会の幹事に、裁判所又は検察庁の所属会員の一員として少なくとも一名を選出していただいたら、中大法曹会との連絡が密になり、また積極的に会活動に参加できるようになり母校のため多少でも資するのではないかと私考します。

平成二年一二月現在都内の学員公証人は、判事出身五名、検事出身二二名計二六名で、三年前は計二二名であるので四名増加しているのは喜ばしいことです。そして日本公証人連合会の常務理事に岩田農夫男君、品田賢治君、外務委員会小委員長に中野國幸君、東京公証人会の副会長に岩下肇君、常議員会議長に三上庄一君、常議員に八巻正雄君、宮本富士男君、財団法人東京公証人協会理事に加藤晴明君、理事、倉庫委員長に井田友吉君が就任されて活躍され、また他の学員公証人も日本公証人連合会の企画、法規、文例、外務、広報、編集各委員会の、東京公証人会の総務、法規、第一特別、編集各委員会の委員として活動されております。

この機会に遺言公正証書の検索制度についてご紹介申し上げます。この制度は、遺言者又はその遺族の中には、遺言を公正証書でしたが（故人が言っているが）、探しても遺言公正証書が見付からず、何処の公証役場で遺言をしたのか覚えておらず判らないので、遺言の内容が判らないという方が案外にあります。それらの方々のために、遺言者の氏名、性別、生年月日、住所地、作成役場、作成番号、作成公証人氏名を、日本公証人連合会のコンピューターに

登載して、全国の公証人から照会のあったときには検索して照会公証人に回答するというものであります。この制度は、東京公証人会では昭和五六年一月から、日本公証人連合会として全国的なものは昭和六四年一月から実施されています。もし遺言者又は遺言者死亡後の相続人等利害関係人から、右のように遺言公正証書が見付からず、同公正証書作成役場も判らないというときには、遺言者生存中は、その印鑑証明書と登録印で、遺言者死亡後は遺族等の利害関係人は、それを証する除籍謄本、申出人の印鑑証明書と登録印で、弁護士の方が代理人で申出をされるときは委任状を作成させ、再寄りの公証役場の公証人に申出られると、その公証人は、遺言者本人（又はその利害関係人）かを確認して日本公証人連合会会长に検索を依頼し、作成の有無、作成してあれば何時、何役場の何公証人が作成したと照会公証人に返答があるので、それを公証人から申出人にお知らせすることになっています。遺言がしてあればその作成公証人（作成公証人が退職後であればその後任公証人）に公正証書謄本の請求をして遺言の内容を知ることができることになりますのでご利用されたらと思い紹介しました。

最後に、中大法曹会会員の学員諸先生方に学員公証人への御支持、御鞭達をお願いするものであります。

（おわり）

（大前氏は公証人退職後弁護士登録）

人事委員会活動状況報告



中央大学法曹会人事委員会

委員長 赤坂正男

人事委員会の活動状況の具体的報告については本会の幹事会開催の都度詳細に報告してきたところである。全般的且つ具体的な事柄については事務局がする会務報告に於て詳しく盛り込まれるであろうと推測されるのでその重複をさけるため割愛させて頂くこととする。ただ茲で申述べておきたいことは、人事についての原則である如何なる団体に於ても人事は極めて難しいと云うことである。それは人事は、公平公正且つ明朗でなければならぬとされている。それは当然の事ではある。しかし何故に難しかと云われる所以のものは、人事の地位、職務を定めることに於て開放的であり明朗であると云うことは容易ではない。風透しのよい人事と云われるもの、人事にはその性質上それ相当の未公開性、秘密性の伏在することは避け得られない。人事にたづさわる者は「」を空しうして事に当るとは云え、一般が納得する公開性、明朗性が伴わなければならない。そこには相反する二つの原則が並存するわけである。云わば二律背反の原則の運営となるとすれば、誰がみても納得し得る公平妥当な人事の実現を終局の目的として批判のない処理は容易ではない。

本会の人事は広く中央大学・同学員会、それに付属する諸団体の役員等、又本法曹会自体の諸役員の問題等の処理

について執行部の諮詢に応じ、或いは委員会の発動により執行部への上申と云う形で行われる。従つて選考に当り配意するべきことはその人の大学或いは学員会に対する関心度、貢献度の評価、大学又は学員会の發展興隆に対する抱負熱意等を十二分に斟酌する要がある。他団体等に於て輝やかしい実績を残し且つ現に活躍中であるからと云つて直ちに大学等のポストに推举したからと云つてその活躍の保証は期し難い。その辺りの評価等推せん基準の検討が難しい。しかし推せんの参考基準となることは当然である。特に推せん基準の明確な定めがないものに於ては特段の検討を要する。しかし評議員等の選考基準については早くから取決められてはいるものの未だ充分とは云い得ない。

当会人事委員会はこの様な現状を認識し、公正な人事の実現を期してその衡に当つてはいる次第である。

委員会活動報告



中大法曹会法職教育
検討委員会委員長

中 津 靖 夫

一 当委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業・その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的として、昭和五八年に設立された委員会であります。

委員会は、毎月第四月曜日午後六時を定例日（原則）として、委員が集い、活動を続けて参りました。

二 当委員会は、平成元年八月二十四日、設楽幹事長より左記諮問を受けましたので、右諮問の答えることを基軸に置きながら、日常的な委員会活動を行って参りました。

記

現在法務省において検討中の司法試験改正案が施行された場合に惹起される「法職講座」運営上の問題点とその対策案について検討し答申されたい。

右諮問に対し、具体的に答えることは容易ではなく、法職講座運営について適宜意見を申し述べるに留まりました。（座談会の部参照）

三 学校法人 中央大学法職講座運営委員会は、昭和五八年二月、渥美東洋・木内宜彦両教授から提出された「中大における法曹希望者の養成について 緊急措置の提案」（昭和五七年六月、両教授から中央大学法学部関係者各位に送付された）と題する書簡に端を発し、（従来から右の要求は中大法曹の中にも存在していた）中大法曹会・学研連の全面的協力により設置され、中大法曹会・学研連から各二名、中央大学教授から六名の委員で構成され、現在、故 木内教授の後を引継いだ高窪利一委員長のもと、日夜、中大の司法試験合格者増加のため必死の努力を続けている委員会であります。当委員会は、右委員会の目的完遂のため、これを支援するため中大法曹会に設置されたものであります。

四 当委員会は、前記目的達成のため、法職講座運営委員会とは常に連携を保ち、（当委員会には法曹会・学研連出身の運営委員が常出席して下さいました）情報を交換しながら、必要に応じ、弁護士会・駿河台記念館・多摩校舎にて会合を重ね、討議を行つて参りました。

五 現在、問題になつております司法試験改革の主眼は、合格者の若返りと多数回受験者の排除という点にあり、かかる社会的要請の中で、中大における法曹養成教育は如何にあるべきかということが検討されねばなりません。そこで、当委員会としても「司法試験制度改革案実施に備えた対策案検討項目」として、当期は、左記項目を取り上げ議論を統けました。

記

- 1 中央大学法学部に素質ある学生を集める方策について
 - (一) 入学者選抜方法は現在のままでよいか。
(二) 素質ある高校生を集めるためには、法学部を春日町に移転させる必要があるのではないか。
- 2 中央大学法学部教育の充実方策について

(一) 法学部を強化するためには、教養学部と法律専門学部とを分別する必要があるのではないか。

(二) 中央大学法学部における主要科目の教授について、質量の点で不安があるのでないか。

3 現在の三K（きつい・危険・きたない）嫌いの若者たちの嗜好の中で、中央大学法学部学生の意識改革（難しい試験に体当たりする意識の培養）を如何にはかるか。

司法試験・国家公務員上級試験・外交官試験などへの積極的な取組みを学生にすすめるための強力なキャンペーン・指導が大学として必要なではないか。

4 法職（司法・行政・外交官など）に進もうとする中大学生又は卒業生に対する勉学環境は今のままでよいのか。

(一) 法職講座の組織・講学内容は今のままでよい。

(二) 中央大学に現存する各研究室に対して、学校全体として組織的バックアップをする必要はないか。

(三) 法職へ進もうとする学生が留年しやすくなるような配慮が必要ではないか。

六 前述したような議論の中から、当委員会として、中大出身の合格者に対して、アンケート調査をしようということになり、平成元年一二月、後記資料の如き調査を致しました（一九七ページ以下）。今回の司法試験改革案が、中大にどれ程の打撃を与えるか、御理解いただけますか。

七 当委員会で、日常議論されたことは、中大法曹の座談会の中で、諸先生が議論されたことに尽きておりますのでこれを御参照下さい。

八 現在、中大法学部として、緊急に手を打たねばならないのは、在学生の司法試験離れを阻止し、これを増やす施策を樹立することです。と申しますのは、現下の在学生の受験者数を調べてみると、東大九〇〇名・早大六七〇名・中大六〇〇名（昼間部学生だけをみると四〇〇名）という中大にとって危機的状況にあるからです。受験者がいなければ、合格者は出ません。そこで、法職講座運営委員会（高窪利一委員長）は、平成二年度より在学生の司法

試験受験者を増加させ、これを合格まで引張っていくため、一年生から四年生までの全期間を通しての中大法職教育を充実のための画期的なスケジュールを樹て、これが実行に着手しております。即ち、一年目から二年目にかけて入門講座、憲・民・刑基礎講座、三年目答案セミ、択一セミ、商法・訴訟法基礎講座、特別集中講義を行うとともに、加えて公開答案練習会の実施をするというおよそ予備校では考えられないようなスケジュールの下、活動が始まつております。登録したての四一期・四二期の弁護士数十名が右企画に対し、協力態勢に入っております。公開答練には高窪委員長の御努力で、本試験でA答案を書いた他大学の学生数十名の参加も得て、司法試験合格のバロメーターになり得る答練を行つております。

九更に、中大法学部教授会におかれましても、現下の緊急事態を迎へ、法学部改革・作業委員会を設置され、法学部のカリキュラムについて、抜本的な検討に着手されております。議論の方向は、法曹会が、昭和六〇年五月一三日付で、中央大学当局に提出した意見書（中大法曹第九号掲載）の線に添つてなされております。未だ、成案は得ていないのでですが、後述の如き四つのコース制を検討しておられる模様であります。当委員会としても若干の御意見を申し上げております。即ち、

1 法律家志望学生のためのカリキュラム

2 公務員志望学生のためのカリキュラム

3 企業法務志望学生のためのカリキュラム

4 國際的な場での活動を志望する学生のためのカリキュラム

十 現在、中大では、中大の将来のため、新学部の設置を考えておられるようですが、これにつきましては、当委員会の方の意向としては、何はともあれ、現在の急務は司法試験合格者の長期凋落傾向に歯止めをかけ、再び首位の座を奪回することをまず考えるべきであるということであります。法科の中央の法学部定員が八〇〇名で、早大

の法学部定員が二二〇〇名などというのもよそ考えられないことではないでしょうか。新学部をつくる金があるのなら、法学部をして、数量とともに日本一たらしめることにこそ、まずは全力を擧げるべきであるというのが大方抱意見であります。この議論は、更に継続していく必要があると思います。

十一 当委員会の仕事は、日々学生を抱えて活動している法職講座との関係が主たるものであります。法職講座は、いわば中大法学部の「真田丸」であります。

これを支援し、この活動に協力していくことは、一日としてゆるがせにできない目下の急務であることを憶い、更なる委員会活動をお約束して、委員会報告とさせていただきます。

法職講座の充実を検討する



中 央 大 学
法職講座運営委員 鈴 木 康 洋

一 はじめに

学校法人中央大学直属の機関として、「法職講座運営委員会」が本学に設置されてから八年有余を経過している。この間、中大法曹会・学研連を始めとする母校の現状と将来を憂うる法曹OBからの、ときによつてはきわめて厳しいご批判・ご叱声をいただきながら、制度のより一層の充実を期して鋭意努力を傾注してきたところである。

わけても、この二年間に、従来の補習授業的な内容を一新し、司法試験の早期合格者を育成するための通年の講座カリキュラムを編成し、また、今年一〇月から駿河台記念館において、都心「公開答練」実施に踏み切るなど制度の根本的見直しと改革を行うところとなつた。

二 法職講座の現状

法職講座の現状については、「司法試験改革とわが大学の法曹教育」をテーマとする座談会において、法職講座運営委員長高窪教授より、概略の説明がなされているので一部重複するところがあると思われるが、法職講座の現状と問題点について一層のご理解をいただくため、次に要約して紹介させていただくこととする。

(一) 委員会構成

法職講座運営委員会は、現在、法学部推薦の委員六名（学内委員）、中大法曹会並びに学研連推薦の委員各二名（学外委員）の一〇名をもって構成されている（委員長高窪利一教授）。

なお、委員会の下部組織として、駿河台研究室の管理運営、並びに、指導体制等検討のため、学研連派遣の若手O.B.五名を主体とする管理運営委員会（委員長斎藤信治教授）がおかれ、更に、これとは別に、法職講座のカリキュラム、並びに、実施細目等検討のため、その年の合格者数名をもって構成するプロジェクトチームが実践部隊として位置づけられている。

(二) 事務局

法職講座事務室の専任職員は、発足当初から数年間にわたり、たった「二名」の事務職員しか配置されておらず、これが大きな問題となっていたが、近時、ようやく三名の増員をみたが、現在の法職講座の実態からみると、これをもってしても、まことに「お寒い」限りであり、まさに薄氷を踏む思いを禁じえない。

(三) 講座内容

現在の法職講座の内容は、新入生を迎えて四月早々に行われる「開講シンポジウム」を出発点として、「入門講座」「憲・民・刑基礎講座」「答案ゼミ」「択一ゼミ」「商法・訴訟法基礎講座」「自主ゼミ」「公開答案練習会」「特別集中講座」「口述模式」の各講座が置かれている（それぞれの講座の内容・特徴・位置づけ等については、与えられた紙数の関係で割愛させていただく。後記「座談会」参照）。

(四) 駿河台研究室の設置

法職講座運営委員会は、昭和六三年一一月駿河台記念館六階に、原則として、択一合格者、もしくは、これに準ずる者を入室資格とする「法職講座駿河台研究室」（定席一〇八席）を設置し、今年（平成二年）も、一〇月

六日（論文試験、民・刑各一問）、一〇月一三日（面接試験）の両日にかけて入室試験を行い、一〇二名の入室を許可（内、新規入室許可三四名）、次年度に備えている。

三 法職講座の充実と問題点

(一) 法職講座運営委員会の学内機関としての位置付け、並びに、法職事務室の事務組織図の明確化

法職講座運営委員会は、発足当初より、「学校法人中央大学」直属の機関として設置されたものであるが、どういうわけか、今まで、学内機関としての位置付けが不明確のまゝとなつておらず、事務局も事務組織図のなかに入つていなかつた。そのため学内施設の利用の問題や人事・財政上の問題等について、微妙に影響し、必らずしも円滑に推移してきたとはいへどころがあつた。しかし、今春に至り、ようやく、業務改善委員会の決定に基づき、理事会が、法職講座運営委員会を理事会直属の機関として正式に位置付け、事務室を事務組織図に加え、その位置付けを明確化するところとなつた。

(二) 事務局体制の整備と充実

法職講座の充実をいう以前の問題として、当面、差し迫つた緊急課題は、事務局体制の整備、わけても専任職員の「今、すぐに」でもの増員補充である。なるほど法職講座発足当初からすれば、現在、四名の専任職員が配属されているので、一時期に較べれば、理事会、並びに、関係部局のご理解とご協力には感謝の意を表すところではある。

しかし、今年度四月早々に行われた「開講シンポジウム」には約八〇〇名の新入生が出席、これに続く春の「入門講座」には三六五名、七月以降来年七月まで続行中の民法・憲法・刑法の「基礎講座」には二五〇名、基礎講座の進行にそつて、毎週末に行われている「答案ゼミ」には一二〇名の在学生が受講している。

加えて、今年一〇月、駿河台記念館において、かねてからの懸案であった都心「公開答案練習会」開催に踏み

切つたが、この答練は、全国の著名教授に出題・解説レジュメの執筆・講評を依頼し、本学出身者のみならず、他大学の優秀な受験生にも門戸を開放し、全国一質の高い答練（論文総合成績Aの者が六〇名以上、採一合格者が一五〇名位含まれている）「学校法人中央大学法職講座」が本学の名誉にかけて行うものであるため、その運営に当つては、いささかの失敗・手落ちなど絶対に許されぬところである。

ところが、今年度法職講座最大の目玉ともいべき、この「公開答練」担当の専任職員は僅かというにも恥かしい、たつたの一名であり（しかも、駿河台研究室の管理・運営等の業務と兼務）、あとはアルバイトによつて、一日一日を辛うじて「凌いでいる」というのが偽わらざる実態である。したがつて、万一、この専任職員が、病気、或いは、突発的な事情等によつて、一日、二日たりとも休むようなことにでもなれば、大混乱に陥り、全ては崩壊の危機に瀕することは自明の理である。

いずれ、法職講座の事務局は、多摩校舎の本部・駿河台研究室の担当者を含め、土・日返上、残業につぐ残業という超過密のパニック状態にあるので、「即時」二〇代、三〇代のワープロ・パソコン等の「メカ」に強い、若手の専任職員を最低限度三名補充すべきである。

なお、公開答練開始を含む事務量増加に伴う駿河台記念館内の「事務室」の確保、並びに、「事務機器」の導入等については、大学当局の格別のご配慮により、ひとまず、応急の手当がなされることとなつた。

(三) 指導担当者・プロジェクトチーム等の充実と財政支援

法職講座の充実、並びに、機能的運営にあたつては、講師の先生方のご努力もさることながら、答案セミ・答練の添削採点、更には、カリキュラムの実施細目等検討について、献身的努力をいただいている「若手OB」の確保と協力が不可欠である。恒常的指導体制の確立の観点からも、「中大法曹会」として、若手OBに対し、単に、「お願ひ」と「協力」を求めるだけでなく、いわゆるマンツーマン教育の徹底を念頭に置きながら、財政上

の支援等をも含めて、今後、制度上の問題を真剣に検討する必要があるものと考える。

四 最後に

法職講座の充実を期すという与えられたテーマからすれば、先に指摘した当面の問題点とともに、法曹教育のあり方、カリキュラムの改善等を含む学部改革の問題、学研連との協調問題等数々の重要な課題が存在し、その全部にわたっては、到底意を尽しえないものがあるが（なお、後記「座談会」参照）、大学全体として、いささか「切迫した危機感」に欠けるところがあるのでないかと懸念される。いまは、もはや、議論の段階をはるかに越え、たたひたすらに「実践」の時であることを声を大にして強調し、筆を擱くこととする。

座談会

司法試験改革と

わが大学の法曹教育

出席者（敬称省略・順不同）

中央大学法学部長 外間 寛

同 法職講座運営
(委)委員長

高窪 利一

同 小委員長 白井 正明
(座談会担当司会)

小委員長 中村 生秀

編集幹事 大谷 隼夫

編集幹事

伊井 和彦

同 委員 永井 和之
同 三和 一博

同 編集幹事 中村 裕二
同 編集幹事 伊井 和彦

同 委員 (中大法曹会)
同 委員 (学研連)

柳沢 義信
鈴木 康洋

同

同 委員 (学研連)

木村 美隆
鈴木 康洋

同

同 委員 (学研連)

中津 靖夫
大西 昭一郎

同

中央大学法曹会
法職教育検討(委)委員長

事務局次長 横溝 高至
石渡 光一

会報編集(委)委員長

猪股 喜蔵

同 事務局次長

伊藤 忠敬
高窪法職講座運営委員会委員長、三和一

一、はじめに



司会（白井） それではこれから「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマで、この座談会を開催させていただきます。本日、私白井正明が伊井和彦、大谷隼夫、中村裕二の三人の幹事の助力を得て、司会を担当させていただき、この座談会を進行していきたいと思います。まず編集委員長の猪股先生にご挨拶をお願いいたします。

会報編集委員長挨拶

猪股 本日は「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマで座談会の開催をいたしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、大学からは、外間法学部長、



博、永井和之各法職講座運営委員で、かつ法学部教授の四名、それから柳沢、鈴木、木村、法職講座運営委員の三名、以上のご参加をいただきまして誠に有難うございました。大学の法学教育については教学を担当される執行部の所管ではありますけれども、中央大学法曹会では司法試験合格者の漸減傾向が目立ち始めた昭和五〇年ごろから強い関心を持つようになり、「大学問題委員会」を常置して、その歯止めと増加対策を立てて大学に建議したりして参りました。そのような建議を受けて、学校法人中央大学は昭和五六六年に「法職講座運営委員会」を設置することになりましたが、法曹会では更に昭和五六六年から「法職教育検討委員会」を常置することにして、この法職講座、法職教育の充実、協力及び検討を進めることにして、それなりの協力をして参り

ました。このような折に昭和六二年三月「法曹基本問題懇談会」が法務省に設置され「司法試験制度改革問題」が協議され、昭和六三年四月、法務大臣官房人事課長による「司法試験改革試案」が公表され、今年一〇月までいろんな論議がされて参りました。この中にあって中央大学においてはもちろん、中央大学法曹会においてもいち早くこれに対する対応を協議検討して参りました。一昨年一月、中央大学法曹会では本日と表題がほぼ同じ内容の総論というか、さわりの部分というか、「法学教育と司法試験改革問題」というテーマで座談会をもつていろいろ有益な意見を交換し、問題点の指摘などをして参りました。本日はその続きといいますか、中間的ではありますけれども、

司会 続いて幹事長の設楽先生にご挨拶をお願いいたします。

考えます。その交換された意見をそれぞれ学校法人、理事会、教学執行部、法職講座運営委員会、そして中央大学法曹会のそれぞれの部所ごとに、また学研連などの現場に持ち帰って、これを更に生かしていかなければならぬと思います。簡単でございますけれどもご挨拶を申し上げます。

中大法曹会幹事長挨拶



設楽 中央大学法曹会の幹事長の設楽敏男でございます。一言ご挨拶申し上げまます。本日はご多用にもかかわらず中央大学の教授の先生方、法曹会の先生方のご参考をいただきまして、「司法試験改革と我が大学の法曹教育」というテーマの下で座談会を開催することができます

厚く御礼を申し上げます。言うまでもなく司法試験の改革問題は司法制度の根幹に関わるものであつて、一国の文化にねざす重要なことと思料いたします。この意味におきまして人材の確保、進出を図るため、その方途を考え論することは、裁判、検察、弁護を問わず、国民の人権擁護、社会正義の実現を期するという司法制度の本来の目的達成のため不可欠のことと信ずるものでございます。折から法曹三者間の意見が整い、法制審の審議に入るようにございますが、そのときにあたりわが法曹会がこの問題について座談会を開催することは誠に意義深きものがあると存じます。よろしくお願ひいたしましてご挨拶とさせていただきます。

司会 それは中央大学法曹会側の出席者の紹介を編集委員長のほうでお願いいたします。

法曹会側出席者紹介

猪股 それでは私から、着席している順番に、法曹界側の出席者をご紹介いたします。

一番最初は、いまご挨拶申し上げた設楽幹事長でございます。次は柳沢義信法職講座運営委員で第一東京弁護士会、二八年卒研修所六期でございます。次は鈴木康洋法職講座運営委員で東京弁護士会、三四四年卒業で一五期でございます。次は中津靖夫中大法曹会法職教育検討委員会委員長で、第二東京弁護士会、三六年卒一七期でございます。私の隣が中村生秀先生、東弁、昭和三〇年卒九期でございまして、会報編集委員会小委員長であります。その隣が白井正明会報編集委員、本日の座談会の司会担当で小委員長でございます。東弁、昭和三六年卒一七期でございます。その次が大谷隼夫会報編集幹事、東弁、昭和四三年卒二五期でございます。次が伊井和彦同幹事、東弁、昭和五五年卒三七期で、前回の座談会の時の会報編集委員会でも幹事を勤めていたきました。次が中村裕二同幹事、昭和五四年卒三九期でございます。それから伊藤忠敬中央大学法曹会事務局次長、

一弁の所属で四〇年卒二四期でございます。次が石渡光一事務局次長、東弁所属職講座運営委員で第一東京弁護士会、二九年卒一期でございます。次が事務局長秋知和憲東弁ブロック副幹事長で、二七年卒一期でございます。次が事務局長の大西昭一郎、一弁の所属で三八年卒一八期です。最後が横溝高至事務局次長で会計担当、一弁所属で昭和四九年卒三〇期でございます。

以上、全て敬称を略した格好でご紹介申し上げましたが、どうぞ宜しくお願ひいたします。

司会 続いて大学側の自己紹介を外間法學部長から順にお願いいたします。

大学側出席者紹介



外間 本日は法曹会の先生方と司法試験改革問題、それから中央大学における法教育の問題につきまして、意見を交換

する機会を持つことができましたことを大変嬉しく、そして有難く思っております。

法曹会の先生方にはいろいろな機会に中央大学法学部の法学教育のあり方に関して、いろいろご意見やご提言をいただき、私どもとしては大変有難く参考にさせていただいております。司法試験制度

改革の問題につきましてもしばしば法曹会の先生方と接触を持ちまして、われわれの意見をまとめて法務省その他の関係當局に意見書を提出するなどもいたしました。

またいま法学部では学部改革に取り組んでいるところですけれども、先般法曹会の先生方においていただきまして、現状を報告した上、先生方のご意見をいたぐ機会をもつこともできました。そのようないろいろな機会に法曹会の先生方と法学部との間で緊密な意見の交換をしながら、私どもとしては法学部改革の実現に向けて、いま努力を重ねているところでありまして、この実現に至るまでに先生方のいろいろなご忠言をいただきたいと思っておりますので宜しくお願ひ申し上げます。学部長をやっていますと

段々頭が空っぽになっていくことを強く感じておりますけれども、先生方のご意見をお聞きして充電をして、また学部改革に取り組む力を汲み取らせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。(拍手)



高窪 ただいま外間部長からご挨拶を申し上げましたので、私は自己紹介だけさせていただきます。法職講座運営委員会の委員長をしておりまして、学部では商法を担当しております高窪でございます。よろしくお願いいたします。
(拍手)



委員の三和でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。(拍手)



永井 商法を担当している永井です。よろしくお願いいたします。
司会 では、これから座談会に入ります。

「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマに関しましては、既に一昨年座談会を開催して若干ご議論をいたいでいるところでございます。しかし今年は、司法試験改革について、弁護士会のほうでいろいろと議論はあります。たけれども、日弁連、法務省、最高裁判所の法曹三者が一応の合意に達しましたので、それを踏まえまして、現実的な地に足のついた議論をしていただきたいと思います。

まず最初にこの司法試験改革問題が提起しました、司法試験の現状と大学の法

曹教育の問題点について紹介して議論に入つていただきたいと思います。既に皆さん方ご承知のことと思ひますけれども、司法試験改革問題が起きてきた経緯とその経過、並びに現在の状況について幹事の伊井先生のほうから説明していただきますので、まずそこを導入部門にして入っていきたいと思います。

二、司法試験改革問題の経緯と現在の状況



伊井 昭和六一年四月に、法務省の法曹基本問題懇談会が設置されまして、そこで司法試験の改正を含め司法全般の問題について懇談を行うという形で検討が始まり、翌六三年三月に懇談会の意見書が発表されました。そして、それに基きま

して六三年四月に、いわゆる法務省人事課長試案という形で「司法試験改革案」が提示されました。これはいわゆる三年三回の回数制限をすることを盛り込んだ案でございましたが、その他に合格者の増加問題にも触れられており、とりあえず試案として提示されたわけです。しかしそれについていろいろ弁護士会等で議論がありまして、それを下に平成元年一月、いわゆる司法試験制度改革を議題とする法曹三者協議が開始されたのですが、その開始の際に、三者協議の提案理由という文書が配られました。この中に、特に大学法曹教育との関連についての問題点についていろいろ触れられておりま

す。三者協議はずつと継続してきたわけでですが、平成元年一一月になり、それまでの協議を踏まえて法務省のほうから「司法試験改革の基本構想」というものが発表されました。いわゆる甲案、乙案、丙案という三つの案を基に司法試験の改革案を具体的に提示したものです。この中で三者協議等を通じて出てきましたいろ

んな問題点が指摘されております。

この基本構想に対し、ご承知のように弁護士会等で様々な議論が巻き起こりました。その後、法務省のほうは甲案、乙案、丙案のうち、丙案に絞つて考えたいという意向を発表したわけです。これは特に大学側の意見等を聴取した結果、甲案、乙案はなかなか現況では難しい、大学側の意見も丙案賛成が多いということを理由に発表されたものです。それを受けて弁護士会等が協議してきたわけですが、本年、平成二年七月に今度は日弁連側から、「司法試験改革提案」というものが発表されました。これは三者協議が非常に煮詰まりまして、決裂か継続かという段階にまで至つてしまつたので、日弁連執行部のほうから、とりあえず五年間毎年二〇〇名の単純増員という形でやってみて、その結果を見て、五年後に、結果において現状が変わらなければ丙案を考えるという形の提案がなされたわけです。その後、日弁連提案を基にしまして、三者協議が継続され、最終的に本年一〇月に法

曹三者との間で基本合意という形が成立いたしました。最終的にはこの基本合意に基づいて平成三年二月あるいは三月までに詳しい内容が詰まるという見通しです。

法曹会側等の対応は

司会 このように決まるまでは弁護士会側で大議論がありまして、弁護士会側がまとまった段階で、最後に最高裁判所の若干の抵抗があつて、ようやく法曹三者でまとまつたわけなんですが、これにつきまして中央大学法曹会側のほうで、この問題に関与された先生方のご意見なり見解なりがありましたら一言注釈していただきたいと思います。

設楽 私は初期の委員会に出ておりまして、途中から辞めたんですけども、やはり地方会の先生方が、人数を増やすことについて反対の方が非常に多かったんですね。大都会のほうは賛成というような大きなギャップが最初からあつたと聞いています。私の知っているのはその程度です。



中津

中大法曹会として関与したかと言

われると困ってしまうんですが、私の所属しておる第二東京弁護士会ではこの問題に対する大議論が行われました。涉外法務に従事しておられる弁護士、企業法務に従事しておられる弁護士、そういう関係の仕事をやっておられる弁護士の方は、現状の司法試験合格者の中に、受験回数の多い者の比率が高いということは、弁護士になつてからの訓練の時間がないことを意味する。企業法務或は涉外法務をやつておられる方々は、基本六法のマスターだけでは足りない、司法試験の科目にプラスアルファした語学の問題とか、それから工業所有権の関係だとかの勉強をしなくてならないわけなんだけれども、それに対する訓練の開始が遅くなつて困るというのです。更に三〇過ぎた新進の弁護士では、そういうものを積極的にやろうという意欲が少ないので困るのだというのです。弁護士の数も大変不足しておるので数も大幅に増やさなければいけないというのです。つまり法務省が言っているとおりの主張を前提として、弁護士会内で議論されていました。

これに対してもいわゆる市民弁護士は、中小企業の仕事、あるいは個人の事件や家庭事件、といったこまごまとした仕事をしている方々ですが、その立場からは法務省の主張はおかしい。数が多いか少ないかは議論しなければならんが、三〇才で弁護士になつたとしても、何の差支えもないし、基本六法以外の勉強はそれからやつたつてやる者はやるんだから一向にかまわないではないか。そういう観点から言うと若返りを金科玉条とする、あるいは若返りを基本とした回数制限なんかは絶対駄目だということになり、基本的な点で大きな対立がありました。これは第二東京弁護士会だけではなく、全国レベルでもその議論がなされたのです。日弁連の執行部はこの基本的な対立を克服するため大変苦労されたと思います。

最初の段階では日弁連の議論も、いま言った法務省サイドの論議を肯定する議論のほうがやや強かった関係もあるんですけれども、いわゆる巻き返しみたいな形で、先程言つた現状が必ずしもいいとは言えないけれども、現状を改革するため人に為的な回数制限を取り入れようとする司法試験制度の改革は、むしろ日本の司法の将来を誤るものであるという議論があつて、それであつち行つたりこつち行つたりしたのです。先程司会者が言われたように、平成二年一〇月一六日の三者協議の線でようやく弁護士会の総意をとりまとめたということじゃないかと思ひます。

司会 第二東京弁護士会が会を二分するような議論になつたようですけれども、東京弁護士会の方は、この問題について如何でしようか。

伊井 中身についてでなく経緯について少し説明しますと、東京弁護士会では当初から、特に若手の弁護士の間でやはり若年化を目的とした司法試験改革に対しでは強い拒否反応がありました。東京弁

護士会としても既に六三年ぐらいから、この問題に対する意見書を何度も発表してきました、その中で若年化を目的とする改革には反対であるという方向がずっと打ち出されてきていました。ところが、三者協議が非常に緊迫した状況になりまして、その中で日弁連会長からそういう提案がなされたということで、東弁としてもこの日弁連提案を認めるか否かで非常にめままして、本年七月の常議員会でも大議論になり、結局東弁としては最終的には日弁連提案に対して、賛成の決議も反対の決議もできないという結論だつたわけです。ただ三者協議を決裂させるべきではないという意見がかなり強く出されまして、日弁連執行部が提案したこともあるということで、最終的にはこれを追認するような形になつたんだろうと思います。ただ現在でも若手弁護士の間ではかなり批判が強いことは事実です。

特にこの問題につきましては東弁の中ではかなり意見の相違、対立の状況があつたと思います。それで最近の甲案、乙案等の法務省

大学側の対応は

司会 甲案、乙案、丙案が出てきた基本構想から基本的合意に達するまでの経過につきまして、大学側はどういうふうに三者協議が非常に緊迫した状況になりましたと打ち出されてきていました。ところが、受取られたんでしょうか。

外間 これは先程のご挨拶の中でもちょっと触れましたけれども、最初法務省の人事課長案が出された段階で、その前には基本問題懇談会の答申が出された段階で、法律科目担任者会議でいろいろ議論をいたしまして、意見をまとめて法務省その他関係の筋に提出いたしました。それからこの甲案、乙案、丙案、これが出了のは一一月で、この提案が出された段階におきましても、また法律科目担任者会議で、これに対してどういうふうに考えるかということについて検討をいたしまして、意見をまとめて法務省その他の関係の筋に提出をいたしました。その間、学研連、法曹会の先生方ともいろいろ意見の交換をいたしました。更に法務省とも何回か担当の係官にお会いいたしまして、意見を交換する機会を持ちました。それで最近の甲案、乙案等の法務省

の提案について、法学部の法律科目担任者会議でどういう意見をまとめたかという結論的なところだけ申し上げますと、受験回数の制限については、基本的には反対であるということです。若し法務省の三つの提案のうち、強いてどれかを選ばなければならぬとすれば、われわれとしては丙案のほうがよいのではないかという趣旨の意見をまとめまして、関係筋に提出をいたしました。司法試験の改革の問題は、法学教育のあり方に非常に大きな関係を持つものですから、私どもとしましてはどの案に賛成するかといふことも大切ですけれども、それを受けた中央大学の法學教育のあり方を見直し、カリキュラムの改革その他を通じて、法學部の改革に取り組んで、できるだけ早い機会に、司法試験の改革の実施に間に合ふように、改革を進めなければならぬという基本的な考え方で今日に至つております。

中大法曹としては
司会 昭和六三年二月二二日に、中央大

学法曹会大学問題委員会の小委員長として柳沢先生が答申していますので、その経緯をお話下さい。



柳沢 昭和六二年の四月に法務省の法曹基本問題懇談会が設置されました。当時の経緯につきましては「中大法曹11号」の一八二ページ以下に掲載されています。ただいま外間先生のご説明があります。ただし、中大法曹会側あるいは法務省側と懇談会をお持ちになつたということでした。たまたま当時私は中央大学法曹会大学問題委員会第二小委員会の委員長を仰せつかつておりまして、当時の中央大学法曹会大学問題委員会委員長の藤井光春先生とともに大学や法務省へも伺つたりして、この問題を検討したわけでございます。その当時、昭和六二年の末までに答申して出すようにというお話をもつたわけです。それまでに日弁連で

は、法曹人口の増加については約七〇〇名という案が一応出ており、この関係は無視できないということでした。それを考慮しながら大学の先生方あるいは法務省のほうへ伺つたときに聞いた話を参考にしながら報告書を書くに至つたわけです。そういうことですので、平成元年の一一月に、いわゆる甲案、乙案、丙案が出ていますが、この案が出る前の答申案であるということをご了解願いたいと思います。結論は若い先生方の意見を伺つてまとめたわけでございます。当面回数制限は反対であるという大前提がござります。いずれにしましても司法試験改革問題をやるならば、いま急にそれをやる必要はないということです。先程のお話のよう、外弁とか企業弁護士の人数が足りないとすれば、当面人數を増やしたらいではないか、そこである期間を置いて、検証した結果、そこで再検討をして欲しいというような結論になっているわけです。

司会 司法試験改革については当初、中央大学法曹会側でも出しましたように、

理想案が徐々に丙案、それからまた基本的合意点に変わってきておりまして、単純増員がそういうふうに変化してきたわけですけれども、このような司法試験改革を法務省が打ち出さざるを得なかつた実情、理念のない司法試験改革だと言われておりますし、何とも若い人から見れば不公平な、不合理な改革案だと言われておりますけれども、このような司法試験改革を打ち出さざるを得なかつた司法試験の現状、それから大学教育、法曹教育の問題点につきまして、その過程でいろいろと論議されました点をまず伊井先生のほうから紹介していただきます。

三、司法試験の現状と大学法曹教育の問題点

法務省側の見方は 伊井 先程述べました法務省の「法曹三者協議への提案理由」という文書の中でいろいろなことが述べられているわけですが、特に本日のテーマであります大学の法曹教育との関連で指摘されている点

三、司法試験の現状と大学法曹教育の問題点

法務省側の見方は

伊井 先程述べました法務省の「法曹三者協議への提案理由」という文書の中でいろいろなことが述べられているわけで、すが、特に本日のテーマであります大学の法曹教育との関連で指摘されている点

に従つて述べたいと思います。

まず第一に司法試験は近年合格が格段に困難になり、合格するまでに要する受験勉強の期間が非常に長期化して、そのことがまたその後新たに司法試験を目指す者の合格を困難にするという悪循環になつてきてている。第二に、そのため大学の法学教育を受けただけでは合格できず卒業後、長期間無職で受験勉強に専念しあるいは受験予備校に長く依存しないと合格が困難になつてゐる状況にある。第三に、大学法学部の入学定員は継続して増加してきているのに対し、司法試験出願者数は昭和五三年度以降ほぼ一貫して減少している。特に二四才以下の若い層の出願者は四分の一近く減少している。

三に、大学法学部の入学定員は継続して増加してきているのに対し、司法試験出願者数は昭和五三年度以降ほぼ一貫して減少している。特に二四才以下の若い層の出願者は四分の一近く減少している。第四に、法曹に向いている、かつ受験を継続すれば合格できると思われる優秀な大学在学生等が、合格の過度の困難故に司法試験を受験せずに、あるいは一、二回の受験で司法試験を断念して他の道に転身する傾向がある。第五に、受験者の多くが司法試験の合格のために長期にわ

たり受験準備に専念せざるを得ないため、受験科目以外の勉強を敬遠せざるを得ず、その結果、広く社会的経験を積む機会に乏しくなり、法曹に必要な豊かな常識と広い教養を身につけることが困難になることも懸念されている。こういったようなことが法務省の提案理由として述べられているわけです。いろいろとありますけれども、現状として確かに法務省が指摘している問題があるということについては、これはやはり弁護士会サイド等においても認めている点ではないかと思います。

司会 法務省はそういうことを指摘しているんですけども、大学側としては最近の受験生の状況を見ていて、どういうふうに感じておられますでしょうか。

大学側の見方は

外間 私が少しお話いたしまして、あと

いただきたいと思いますが、いまご指摘の法務省の認識というのは、基本的には私どもも共通に持っている認識であります。つまり司法試験を受験する若い志願

者の数が段々減つてきていますけれども、これは私どもとしては深刻な問題として受け止めているわけあります。中央大学の場合について申し上げますと、在学生の受験者が年々減つてきています。

確かに六四年度の統計で見ますと、中央大学の在学生の受験者が六〇〇人ちょっとであります。在学生の受験者で一番多いのが東京大学で九〇〇人を越えます。それから第二番目が早稲田大学で、これは中央よりも七、八〇人ぐらい受験者の数が多い 것입니다。司法試験の受験者全体の数で見ますと、一番中央大学が多いんですけども、その中で在学生の受験者に限ってみると、数は中央大学は三番目で、東京大学に比べますと三〇〇人以上少ないというような現状であります。これにはいろいろな原因があると思いますけれども、またその対策については後にいろいろお話をするとと思いますが、今はそういう現状だけを報告しておきたいと思います。

それから本来なら法曹に向いている優秀な素養を持つていると思われる学生が

他の道に進んでいるという問題、これも私どもとしては同様の認識を持っているわけでありまして、それも一つ在学生の受験者の数が減つているということの大変な原因に挙げられるのではないかと思ひます。

そして五番目の受験科目以外の勉強をする余裕がないという問題については、これも司法試験にかかるためには大学で学ぶ法学教育だけでは足りないので、どうしても予備校に行つて、受験技術を学ばなければならないということになります。そういたしますとそつちのほうに大部分の時間が取られて、本来広い視野から法律の学問を勉強することを建前とする大学での法学教育に十分な時間を使わない。大学では解釈法学が一応中心になりますけれども、その他に理論的なあるいは歴史的な面に関わる法律学、あるいは外国の事情に関わる法律といった、いろんな広い視野からカリキュラムを立てて教育を実施しているわけですけれども、このような大学における法学教育を、そのものとして素直に受け取つて勉強をす

るという姿勢が欠けているという傾向が見られるわけであります。そういう点で法務省の認識というのは、私どもも基本的に共通に持つてあるところであります。

その背景に眼を転んずると

高窪 大体学部長が言われたことに尽きますが、若干付け加えさせていただきます。法務省提案理由の第二で、大学の法学教育だけでは足りないんで、予備校に依存しないと受からぬ、という指摘があるわけです。この点は、学連の各研究室でも同じ悩みを感じておられると思うのですが、今の学生の体质といいますか、大学までずっと、偏差値教育と予備校教育で育つてきているものですから、何か頼るところがあつてそこに入らないと安心できない。しかし、入つてそこで頑張つて努力をするのかというと、必ずしもそうじやないんです。研究室へ入つた学生も、何となくたるんでいると、先輩の皆さんおつしやるんです。私も、いくつかの研究室の世話をしていますが、やっぱり昔とは違います。法務

省の指摘にあるように、非常にいい世の中ですから、いくらでも一流企業に行ける。企業から金を出してもらつたり、アメリカ留学なんかをさせてもらつたり、非常に恵まれた時代です。そういうことが影響あると思いますが、真剣に法曹に対する関心を持つという意欲 자체が何か弱い気がします。また、予備校に行くと司法試験にかかるように思われていますけれども、これも必ずしもそうでもないんです。予備校へ流れていって、そこで無駄な勉強をして、かえつて長くかかっているという人が沢山いるわけです。例えば、短答式試験のゼミを、短答式だけに受かった人に指導させたりしているのが現状ですから、これでは早期に最終合格するわけがないです。多摩の研究室で勉強し、大学の授業も受け、法職講座で勉強をするという、学校を核にした教育が崩れちゃっているということは、大学の方ももちろん努力が足りないと思いますが、学園生活の中で、学生自身に、法曹に対する強い関心を醸成するということがどうしても必要なんじゃないかと思

います。

確かに現在の大学の法学教育は、一般社会人教育でございますから、司法試験のための計画的なカリキュラムを組んでいるわけじゃないのです。だからこそ、後で具体的に触れますように、法職講座では受験向きのカリキュラムを組んでいろいろなことをやつているわけです。大学の授業では足りないのは当たり前のことなのです。それでは、大学であらゆるメニューを用意しておけば、若い人たちがどんどん受かるのかというと、必ずしもそうも言えないような気がします。例えば、法務省で、若い合格者が減っているということを非常に心配しているわけですが、これは、具体的には、判・検事不足の問題なのです。この間も某検事にお会いしたら、官舎も寮もきれいになつたんですけど、これは、一般的には、判・検事不足の問題だという気がします。その点はがら、中央では特に減っているということが問題だという気がします。その点は非常にし易いわけですから、安易に就職に流れていくという傾向もありますし、ゼミを見ておりましても、三年生くらいまでは受験しようということでやつてしまして、四年になると途端にガタッと減つて就職のほうに行ってしまうというのが現状だらうと思います。その一方では、受験者はどうしているかと言いますと、

要じやないか、ということを、痛切に感じております。

三和

先程学部長が言われたように、在学生の受験生の数は東大、早稲田、中央、稻田の場合は法学部は全部昼間なわけです。中央大学の受験者の中には二部の学生も含まれているし、通信の学生も含まれているということになりますと、受験する昼間部の在学生の数というのはもつと減つてくるということになります。在学生の受験者が少なくなっているということは、一般的な傾向ではあるといながら、中央では特に減つているということが問題だという気がします。その点はここにも挙がっておりますように、就職が非常にし易いわけですから、安易に就職に流れていくという傾向もありますし、ゼミを見ておりましても、三年生くらいまでは受験しようということでやつてしまつぱり、法曹の役割について、もっと早く、できれば高等学校の時代から啓蒙して、若い人たちに判・検事になりたいといふモーション起こさせることが必

先程ありましたように、予備校のほうに流れてつて、法学教育というよりも受験教育、受験勉強のほうに専念している。それも問題があるんじやないかという気がします。更に申しますと、多摩校舎が離れておりますために、学生の動向を見ておりますと、三年、四年になつてきましたと、下宿を変わらるんです。予備校を焦点において予備校に一番通い易いところへ変わっていくと、おのずと大学のほうの授業には出てこないというような悪循環が指摘できるのではないかと思います。

司会 永井先生、何か一言ござりますか。

永井 じゃ、一言だけ申し上げます。この四番目の点ですけれども、この点は法務省の基本問題懇談会が開かれたときに、うちからは川口元学長が出られていて、そこでは法曹の国際化だとか、社会の高度化における専門化とかいったものに対する応できる法曹を養成していないのではないかというのが一番大きな問題だつたんですね。若年化どうのという問題ではなかつたんです。法曹の能力について問題を提起していたと思います。そのいわば補

強証拠として四が使われていたように思われます。何故優秀な学生が受からないかというと、この一にあるように、長期に受験勉強をしていて、それで受かってしまった者が枠を取ってしまうと考えることもできるという点があつたように思われます。このように今司法試験の制度では優秀な者が必ずしも受かる制度になつていいのではないか、国際化、社会の高度化に対応できる法曹を養成していく中で、十分な機能を果たしていいんではないかということで問題提起をされたんです。そのため回数制限を設けようということで、単に若年生を取ろうというそういう形式的な理由ではなかつたわけです。司法研修所の二回試験などにおいて、かなり回数かかっている修習生には、必ずしも成績が良いとは言えない者が多く、若い人には、修習時代にかなり伸びる者が多いという指摘もあって、いわば能力の問題として議論されていたんです。だからこれに対しては大学として、かつ大量の合格者を出している中大としては、やはり番大きな問題だつたんです。そのためには内部でやはり一度、むしろ大学のシステムとかカリキュラムシステムとかに受験勉強をしていて、それで受かってしまった者が枠を取ってしまうと考えることもできるという点があつたように思われます。このように今司法試験の制度では優秀な者が必ずしも受かる制度になつていいのではないか、国際化、社会の高度化に対応できる法曹を養成していく中で、十分な機能を果たしていいんではないかということで問題提起をされたんです。そのため回数制限を設けようということで、単に若年生を取ろうと

いると言わると非常に問題だということで、そこをどうするかというのが一番大きな問題だつたんです。そのためには内部でやはり一度、むしろ大学のシステムとかカリキュラムシステムとかに受験勉強をしていて、それで受かってしまった者が枠を取ってしまうと考えることもできるという点があつたように思われます。このように今司法試験の制度では優秀な者が必ずしも受かる制度になつていいのではないか、国際化、社会の高度化に対応できる法曹を養成していく中で、十分な機能を果たしていいんではないかということで問題提起をされたんです。そのため回数制限を設けようということで、単に若年生を取ろうと

弁護士会側の見方は

司会 法務省から指摘された司法試験の現状は、大学側のほうでもほぼお認めになつてることが伺えますけれども、弁護士会側のほうで特に研究室などで指導に携わつておられる方もおられるでしょうけれども、その方々から見てどうなんでしょうか。

中津 永井先生がおっしゃった優秀といふ問題なんですか、法務省が言つたんです。法曹の能力について問題を提起していたと思います。そのいわば補

優秀、それから大学側でおっしゃる優秀というのは、何を基準にしていうのかという問題です。研修所の成績のことも言われたのですが、研修所の成績の基準は何かというと、結局はちゃんとした起案ができるかということなのです。ところで大学で優秀だと言えば、語学ができ数ができ、それから一般教養もAを取つて、いわゆる形式的な成績が揃っている人を、優等生と言うんだと思うんですが、法曹としての優秀さは果してそれにつきるのだろうかということなのです。弁護士会でこの点が議論になつて、いつたい優秀とは何であるかということになりました。ここでは法律家としての資質を問わなければならぬのであるが、法律家としての資質を考えるときに、語学ができ数学ができる一般教養ができるといふことは、確かにできないよりはできたほうが多いのではあるけれども、果たしてそれが法律家として優秀ということなんだろかという議論があつたんです。

永井 その点は、そのような問題提起を、日弁連でもされたらと考へています。例

えば回数がかかっている人は優秀ではないという問題提起に対しても充分に検討しなければならないと思います。それに対して、弁護士としてまた法曹としての資質としての優秀さというのは、そういう問題ではないだろうと思います。何故もつと直接的にその点を議論しないのか、そのあたりが基本問題懇談会あたりからずつと言つてているんだけれども、その問題提起が弱いと単に受験回数の問題といふようなほうへ行つてしまふ。

中津 日弁連がぎりぎりのところでどういう議論をされたかは必ずしも明らかやありませんが、法務省の担当官がこの問題をめぐつて弁護士会に何回も説明に、あるいは意見交換に見えたんです。第二東京弁護士会に、担当官が見えて、説明があると会員弁護士は今の話をするわけです。そうすると法務省は正面切つては多數回数受験者が能力が劣るとはおっしゃらないんです。いま受かっている人も全て能力はあるんだと、しかしどうせ受かる人が回数を重ねているのだというのです。どうせ受かるなら早く受かつたほ

うがいいでしよう、だから何も現在受かっているような人を排除するのではないんだというのです。いま受かっている人が早く受かるような試験にするんだといふことであります。合格者の能力論についてはわれわれの討議の場では法務省は即座に否定されました。

永井 それはそうでしょうね。（笑い）

中津 それはそうです。現に多数回受験によって合格した人々が目の前に座つてますから、お前らは駄目だということは言わないで。（笑い）

永井 何故問題提起をしないのかなど大學生側は不思議だつたんです。

中津 これは弁護士会ではあらゆる討論の場で最初に出た質問なんですね。

司会 弁護士会側でも若くて優秀な人が早く受かる必要があるんじゃないかと、現在の司法試験はそれを満たしていないのではないかという思いがあつて、それでいろいろな案が登場してきても、どうしていいか対応できなかつた状況があるようですけれども、他に指導を担当しておられた方で述べていただければと思ひ

ます。



木村 私も研究室の指導とか、あるいは法職のお手伝いをして、その中で感じてることは、これまでに出てきたお話を全く同じなんです。先程出た優秀な在学生が転身を早めるということとも、現実としてかなり顕著だと思います。私が研究室などで見ていて、何が優秀かという尺度は別論としても、自分の受験生当時の先輩、後輩も含めて大勢の受験生を見てきて、この人なら受かるんじやないかという感じというものはある程度は印象としてわかるんですけども、最近ではそういった人達でもかなり早い段階で止めてしまします。残念ながら在学中に合格するというのは極めて困難ですから、あと一、二年頑張れば、何とか目途がつくのにというのが止めて行くといふのは、見ていて大変残念ですし、指導

する私どもとしても何かお金をぶぶに捨てるているような、徒労感すら持つわけです。こういった現実の原因がどこにあるかと言いますと、就職が極めて好調だという経済情勢もありますし、それから学生があまり無理な人生の選択をしない、割と無難な道を選びたがるというような、比較的の若い学生の気質みたいなものも影響していると思いますから、全てが司法試験のせいではありませんけれども、現実としてはこういった問題がかなり顕著だという認識を持っております。

四、中央大学におけるこれからの法学教育のあり方

司会 このような司法試験における現状なんですねけれども、これまで大学における法学教育はどうであったのか、あるいはこういった現状を踏まえて、これから欲しいという要請をいたしまして、夏休みの間にかなりの数の先生方から意見を寄せていただきました。私は夏休み明けにそれを手元でまとめて、それを材料にして学部改革の作業に着手しました。法学部における法学教育のあり方にについて、大学側のほうでご見解をお持ちでしたら一言お願ひいたします。

外間 それでは私からごく概略的にお話を申し上げて、あとは適当に付け加えていただきたいと思います。法学部では去年の夏以降、法学部改革に取り組んでおりました。言いますのは、その前までは大学全体の改革、特に新しい学部の設置をめぐって、大学内部でいろいろ意見が分かれ、その調整のために相当時間がかかりました。それがやっと落ち着いた状況になって初めて学部改革に取り組むことができることになったのが去年の夏です。その際に、最初は法学部の先生方に学部改革に関して意見があつたら寄せて欲しかった。そこで、夏休み明けにそれを手元でまとめて、それを材料にして学部改革の作業に着手しました。法学部における法学教育のあり方にについて、大学側のほうでご見解をお持ちでしたら一言お願ひいたします。

です。基本的には現在のカリキュラムによる法学教育というのは、いろいろ意味でまずいところがある。基本的には学生の進路が公務員志望とか民間企業志望とか、法曹志望とかいうように多様であるのに、現在の法律学科では一つのカリキュラムで、法曹要請の一環としての法学教育という観点から見て足りないし、また民間企業等に進路を選ぶ学生の観点から見ても足りないわけです。ですから学生の進路に見合った複数のカリキュラムを考えて、それによって法学教育を多

様化するということが必要ではないかということになり、これは多くの先生方の合意を得られた基本的な方向であります。そういう方向で複数のカリキュラムを作成するということで作業を進めてきております。ただここから若干私の個人的な考え方も入って参りますけれども、確かに一つのカリキュラムだけで現在の学生に対しても法学教育を実施するということはよくない。複数化、多様化する必要はありますけれども、ただ単に二つないし三つのカリキュラムを作ればいいという



問題ではないわけです。やはり中央大学法学部の使命ということに関する基本的な認識を欠いて、ただ学生の進路に見合ったAコース、Bコース、Cコースのカリキュラムを作ればいいというものではありません。ただここから若干私の個人的な認識を欠いて、ただ学生の進路に見合ったAコース、Bコース、Cコースのカリキュラムを作ればいいというのではなく、たしかに輝かしい伝統が日本のかつての法曹界に多数の優れた人材を提供してきたという非常に輝かしい伝統があるですから、われわれの改革もそぞろに進んでいくべきだと思います。そういう伝統を継承し、そしてそれを新しい時代の要請に応えて、もつとより大きく発展させるという方向を目指した改革でなくてはならないと思います。そういたしましても、基本はやはり法曹養成の一環としての法学教育が基本にならなければならぬ。単に進路が多様であるからといって、教養法学的な法学教育で満足するというようなものであつてはならない。法律学の専門教育と呼ぶに値するものでなければならぬ。どういうコース分けを考えるにせよ、法律学科全体の教育に共通する基本的なあり方として、法律学の専門教育と呼ぶに値するような教育でなければならぬ。これが基本に

ならなければならないというふうに考えているわけです。その上で、それを前提にして多様化あるいはコース分けということを考えなければならない。その場合に大きな方向として出て参りますのは、法律学の専門教育を充実するということに加えて、外国語能力あるいは国際的な素養の養成をプラスしたコースということを考えたらどうかということです。このコースでは法曹養成の一環としての法学教育そのものを実現しようとするコースの場合に比べますと、専門教育のあり方も若干違えていいと思いますし、専門教育の範囲、設置科目の範囲なども違えていいと思いますけれども、しかしそのコースも法律学者の専門教育を損なうものであってはならない。このコースでは法的な知識や思考力を身に付けさせて、なお民間その他の分野で国際的に活躍することのできるような能力を育てるような教育を目指すことにします。今大体そういう方向で、一つは法曹養成の一環としての法学教育そのものを徹底してやつて、いこうという方向と、それから専門の法

曹教育ということは前提にしますけれども、プラスして外国語能力、国際的な素養の養成を図つていこうとする方向と、大体こういう二つの方向が出ております。こういう二つの大きな方向が見えてきたというのが、現在の段階です。

司会

今法学部の理念あるいは使命などについてお述べいただいたんですけれども、高窪先生からこのことに関しましてご発言がありましらお願いいたします。

高窪

いま学部長も言われましたように、

学部改革委員会というのがございまして、たまたま法職講座の法学部選出の運営委員は、委員長を除いて、ほとんどがその委員になっておりますので、連絡はよくとれています。その委員会でロングタームのビジョンについても、相当議論があつたよう聞いております。一般的に法学教育はこういうふうにあるべきだ、といふことについての統一的ビジョンといいますか、特にロングタームの見通しを持つたビジョンが確立されているかといふと、これは非常に難しい問題でして、

新制大学を出た方と両方おられると思います。私も旧制中学から新制に移され、新制学部を出た方と両方おられると思います。先生には、旧制学部を出た方とも、高窪先生からこのことに関しましてご発言がありましらお願いいたします。

高等学校のやり直しみたいな勉強をして、意味があるのかなと思ったこともあるんですけども、その後年月を経て、現在は法学教育のビジョンというのが出来上がりつつあるのかなというと、まだまだ依然として摸索中で、統一的な教育ビジョンが確立されていないのが現状じゃないかと思います。

現行の法学部の教育は、太平洋戦争後に与えられた教育体制なわけですが、もともと、法学部というのは、私個人の意見では、医学部と同じように、大学院の教育も含めて、最低六年ぐらいをかけて、専門の法律的思考力を養うのがその使命じやないかと思つてゐるわけです。その

へんは、「ローマは一日にして成らず」で、教授会は民主主義的な会議体なものですから、学部長も非常に苦労しておられるんですけど、教授会ベースで基本的にどういう方向が論議されているかということを、あとで先生方からお話ししていただきますので、私は一応これで終わります。

外間 ちょっと付け加えさせていただきま

す。法学教育の問題は高窪先生がおっしゃるように非常に難しい問題であります。法学部内部で議論していくいろんな意見が出て参ります。法学教育というのは、例えば政治学とか歴史学とか社会学とか、そういう学問の研究や教育とは違う面をもつていることは明らかであると思ひます。法学というのは専門職業に結び付いた学問であります。その点では医学の場合と同じだと思います。ですから中央大学の法学部のように、そういう面で長い歴史と伝統を持つてゐる法学部の場合には、正統的な法学教育というのを、つまり専門職業と結び付いた専門の法学教育を受け継いで発展させていかなければ

ばならない。私どもはそういうふうに考
えているわけであります。

厳しい認識に立ってこそ



鈴木 その前に本学の現状をどうみるか

という現状認識の問題を率直にとりあげる必要がある。大学側でも、昨年来、学部の改革問題について真剣にご検討いただいています。このことにつきましては非常に敬意を表しておるんですけども、一番手前の段階の話で、皆さん合格者が漸減傾向というふうな表現で言うんですけれども、今や、そんな品のいいことをいっていられるような状況ではない。現実は、じり貧状態であり、むしろどか貧に近いんです。そういう全般的に極めて厳しい現状にあるのだという現状認識を、

法学部の法律科目担当の先生方のみならず、法学部全体の先生方に是非ともご認

識をいただきたい。また全学的にも、法部こけたら何とやらという議論もあるんですけども、我々は法学部だけ良くしろなんていうことを云つてゐるのではありません。とにかく、全学的に決してありません。とにかく、全学的に非常に極めて厳しい条件にあるということでは共通の認識を持ちませんと、いくら制度改革をやろうと思いましても、非常に難しい。議論だけが空転して一步も進まない。そして来年、さ来年と時間だけが過ぎていく。そして、あつと気がついたときは、回復不能のどか貧となる。このような現実が目の前に迫っていることについて厳しい共通認識を是が非でももつていただきたい。そしてこのことが全ての問題の出発点であることをあえて申し上げさせていただきます。

これは先程も話しましたが、本学の在学生の受験生は六〇〇名位、これは夜間部・通信教育の学生も入っているので、昼間部の在学生ということになりますと約四〇〇名程度、そして四年で抜

のはわずか一五〇人ぐらいしかいないと

いうことです。このことは後の議論に関連すると思いますが今後の課題を検討していくときの最重要課題だと思います。

留年を在学生と扱い

中津 それとの関連でお伺いしたいんですけど、早稲田の六七〇東大の九〇

〇というのは留年生を含めてだと思うのですが、中大の場合司法試験受験のための留年生は現状では少ないと思います。

中大で言うところの昼間部の学生四〇〇というのは、入学して四年以内の学生ですか。

鈴木 入学して四年以内学生だと思うんです。

中津 東大の場合の九〇〇人以上というのは、これは相当数の留年学生がいると思いますが、早稲田の場合はそのへんのことがわかるでしょうか。六七〇というのはどんな中味なのですね。

永井 留年生を含むのではないでしようか。

中津 早大の場合司法試験のための留年

制度があるわけでしょう。

永井 どこにも留年制度はありますけれども、早稲田の場合には、ゼミだけ落としています。そのため先生に翌年ゼミの単位がもらえば卒業できるような体制で司法試験を受けているわけです。

中津 中央大学は、今のところそういう留年生はないわけでしょう。

永井 どこかの単位を落としているから留年しているんですけども、ゼミの単位を落としているというのでは多分卒業単位のほうで難しいんですね。

中津 いや、私がお尋ねしたいのは、中央大学の場合は司法試験受験のため留年生に対する授業料に関する特典がないから、司法試験を受けるにしてもとにかく卒業はしちゃうというのが多くて、司法

。

高窪 ゼミだけ落として下さい、留年して勉強します、という学生も中にはおります。それは熱心な学生で余裕のある学生だと思います。

高窪 生がある学生はかなり多いのですが余裕がないので卒業してしまいます。実数の計算上では、キチンとした留年の制度がないので、現役合格の数でも非常に損をしているわけです。

法曹教育の昂揚が必要

高窪 それから先程鈴木先生がおっしゃ

ど、確かに早稲田の場合はそういう制度がありますからやり易いという点はあると思います。中央の場合は現状はないということです。詳しくは知りませんけれども、在学生というのはどう定義するのかということだろうと思うんですが、当然のように四年でずっと留まっちゃうという場合でしたら在学生の中に入っちゃうんですけども、中央や早稲田の場合には五年、六年ということですから、そうすると四年のときに卒業見込みの証明をもらつて受験すると卒業生になるよう

つたことなんですけれども、現状認識の点において、法曹OBの熱情溢れる憂慮といいますか、そういう状況に比べますと、学内の空気はまだまだ甘いと思います。現在では、教授会も真剣に検討を始めているようですけれども、他学部の先生方を含めて、中央大学全体としては、非常にシビアな認識というのはまだまだ欠けているのではないかと思います。要するに、法曹教育だけが全てではない、一般学生が大事だから、司法試験ばかりを入れる必要はないんじゃないかと、いう議論が出てくるわけです。司法試験が看板だということはわかつてもらえるのですが、最重点でやらないと看板がくずれちゃうという根拠が弱いのです。やはりそこは、ご指摘のように、外からも相当強く刺戟していただきたい。司法試験の合格者数が減らないことも大切ですが、判・検事、弁護士をリードするような、優秀な法曹人を育てる、ということを中心大学の看板にして、それが維持できる限りは、質のいい受験生が法学部に来ますし、学校全体、他学部もみんな良

くなるわけですから、そのへんの認識を、もう少し鼓舞することが肝心だと思います。

中津 今の高窪先生のお話ですけれども中大の司法試験合格者というのは中大の表看板なので、要するに中大を活性化させための機関車としての役目を明白にすべきだと思います。中大学生が司法試験に沢山受かり、常に一位を取つておると

いうことは、単に法学部だけの問題ではなくて、その結果は経済学部や商学部の卒業生にもいい形ではね返るし、文学部もそうだと思うのです。理工学部の方にもいいはね返りがあると思うのです。中法学部が司法試験でトップを走つておれば、全学的にプラスの影響を受けるといふ認識を是非学内に確立していただきたいと思うんです。そうすれば将来心配されている学生数が減ったときにどうするかなどという問題も私は全く心配する必要が無くなるのじやないかと思うんです。だから表看板を薄めるような形で司法試験ばかりが能じないと他から言われば、それはまさしくそのとおりな

んだけれども、そういう形で表看板を薄めてしまったら、そのマイナス面が全部はね返つて、つまり他の方もみんなそのまま持つていただきたいと思います。

五、法曹を志すものの増加案

司会 それより法曹を志望する方を増加させる方策ですね。つまり減少傾向を認めているんですからね。それでより若い優秀な受験生が司法試験に挑戦する。司法試験に合格すれば能力と努力によつて、法曹という正義感を満足させるような職業に就くことができる。そういう進路指導とか法曹という職業の内容を紹介する広報システムというのは、大体大学側のほうでは、今の問題に関連しましてどの程度やつておられるのでしょうか。

オリエンテーションの実施

高窪 法学部としては、入学式の直後に、学部のオリエンテーションというのをやつて、そこで、法律学とは何か、法律学

科ではどういう勉強をするのか、政治学科とはどういうものかという、一般的なオリエンテーションをやっているわけです。その学部オリエンテーションに続いて、OB 法曹の先生方ももご臨席いただき、法職講座の主催で、「法職講座開講シンポジウム」というものを、法学部の全新入生に対して行なっているわけです。これは法学部に入ってきたばかりの学生でみんな真面目ですから、学部のオリエンテーションを聞いた新入生は、殆どが法職開講シンポジウムに出席いたします。七〇〇名位が出席をして熱心に聞いています。この法職の開講シンポジウムで、まず、判事、検事、弁護士の OB の先生に、「法律家とはどんな職業か」という特別講演をやつていただきおります。それからもう一つは、法職運営委員や、若手弁護士、最近の合格者によつて、どうすれば司法試験に受かるか、というテーマで、法職講座のカリキュラムの説明や、合格体験の質疑応答をやつてゐるわけです。ただ九一年度は、入学式直後は新入生歓迎会が入つて、学部と法

職のオリエンテーションもバラバラにやることになつてしまい、心配しています。なお、その他に、「法律家を目指す諸君へ」という啓蒙の小冊子を発行して、新入生に読ませています。今後の広報活動として、やつたらいいのじゃないのかなどいつも考えていますのは、高等学校の間に、高校在学生に対して、中央大学法学部ではこういう考え方で法曹民主主義を守る教育をやつてあるということ、中大はこういう先輩がいてこういう学校で、法学部ではこういう法曹教育をやつているのだ、ということの PR を積極的にやつたらどうでしょうか。付属高校その他からの推薦入学が四〇%ぐらいになりますから、この推薦制度にからめてきめ細かにやることも十分可能だと思いますし、推薦高校以外の高校に対しても、相当早くからそういう PR をして、やっぱり法律家になろうかな、という気を起こさせる。人生の動機といふのはそれを大きくふくらませていけばよいのです。案外大したものじゃないと思うんです。後で聞いてみますと非常に

単純な動機で、やっぱり弁護士になろうと思った、という学生がかなりいるんですね。でも、それでいいと思うんです。そういうエモーションをなるべく早くからゆり動かすということが必要です。

ひと工夫が必要

司会 そのオリエンテーションなり開講シンポジウムなどの効果はあがっています。でも、それでいいと思うんです。それだけです。でも、それでいいと思うんです。そういうエモーションをなるべく早くからゆり動かすということが必要です。

鈴木 いまお話しのあつたとおり、入学式の直後に学部のオリエンテーションが行われますが、法職講座ではそのあと大休後三時から五・六時ころにかけて開講シンポジウムを行なつております。開講シンポジウムの持ち方につきましては、いろいろ工夫をしてきており、それなりの成果はあがつてゐると思いますが、それにも開講シンポジウムに先立つて行われる学部のオリエンテーションにしても、新入生にとってはそれだけでは、全然とまでは云いませんが学生にとっては要領をえない部分が多いのではないかと思います。教授の先生方を前にして大

変恩縮なんですけれども、やはりオリエンテーション等の持ち方にいたしまして相手はあくまでも高校を卒業してきたばかりの新入生なんだということで再考の要がある。もう少しきめ細く指導しませんと全然分からぬと思うんです。これはやろうと思えばすぐできることだと思いますし、更に、これからは高等學校段階からのPR活動ということが重要な問題になってくると思います。

又これに関連して、入学案内の作り方も、まさに今時の学生諸君が飛び付いて読むようなものじゃなくて、旧態依然たるスタイルではじめてお目にかかるような科目名がダーツと並んでいるわけです。そして教授の名前が書いてある。ところが一般的な高校生段階の入学生は、どの先生がどういう方なのか、いつたいこの科目は何なのか全く分からぬわけです。従つて例えば科目を選択するときも、憲法はやるでしょうけれども、民法も一、二、これも後で議論になると思いますけれども、四つに分かれています。そうすると一をやらないで二からやつていても

考の要がある。もう少しきめ細く指導しませんと全然分からぬと思うんです。これはやろうと思えばすぐできることだと思いますし、更に、これからは高等學校段階からのPR活動ということが重要な問題になつてくると思います。

のがいたりというふうな、本来法学教育をやつしていくときの基本的なカリキュラム、こういう科目はこうしてやらなければ駄目だとか、そういったような工夫を今後していきませんと、これはなかなか容易じゃないと思うんです。やはりパンフレット一つの作り方にしましても、抜本的な改革が必要であると考えております。

効果はあがつてゐる

司会 開講シンポジウムなりオリエンテーションをすることによって法曹を志望するスタイルではじめてお目にかかるようその点は如何でしょうか。

高窪 それははつきり実証されております。現に、九〇年度の場合は、五月の連休直後から、つまり、学部の履習届出が済んだ直後から、「入門講座」（法学、憲法、刑法、民法で二〇コマ）に入ったわけですが、そこに四〇〇名弱の、学生（ほとんどは一年生）が受講しました。

司会 ということは、開講シンポジウムを聞いた新入生の六割ぐらいが受講したわけで、中大法曹会側の協力は

期から、何か若い人の関心をひく方法はないかな、というようなことを考えております。

司会 日本全体として見ても、弁護士、裁判官、検察官についての広報活動が足りないわけで、特に法曹を沢山出していける中央大学法学部としては、もう一つ頑張つてもらいたいと思うんですけれども、中央大学法曹会側のほうでも、何かそれに対する対策はなさつてゐるのでしようか。

木村 法曹志望者を出すには、入学してきた学生にオリエンテーションをして引き付けるということも大事ですけれども、中央大学の法学部に入ってくる段階で学生をもっと引き付ける。つまり高校生のうちに動機付けをすると、一つ大事だと思います。これは最近の合格者の中でも、私ども研究室などで見ていますと、中央大学の付属高校の出身の方が結構おりまして、しかも若い合格者が多いためです。そういう方たちというのはやはり恐らく高校時代から法学部に入ってやがて司法試験を受けるというような動機付けがはつきりしているのじゃないかという気がしますから、こういったようなことを他の付属高校以外の学生にも考えていいことだと思います。それが一点と、もう一つは大学に入ってきてから後の問題で、如何に入学試験の直後のオリエンテーションで、司法試験なり法曹が魅力があるんだと言つたところで、あれだけ困難な試験をずうつと継続していくわけですから、その入学した直後にその動機があつても、それがずっと継続して

いかないんでは、最終的に合格までたどり着くだけの法曹志願者ではないわけですから、その間の志望が変わらないような、維持できるような形を考えていかなけばならない。そういった意味では今回もそうですけれども、法職講座で見学会などをしまして、O.B.の先生方の事務所を訪ねたりなんかして、私なんかも先日一緒に付いて行きましたけれども、学生のほうから後で御礼状なんかいただきますと、それなりにこちらも嬉しい気持ちもありますが、そういう目に見える形で学生に提供していくことが、動機を維持する大きなポイントになるんじゃないかなと思うんですが、そういうことは法職講座でも現在やっておるわけです。

柳沢 法曹の使命をいろいろ見える形で学生に認識させてもらいたいと思います。大学側と在野法曹の側は中央大学法曹会と学研連で比較的会うことが多いのです。ところが、大学側と裁判官なり検察官との交流が非常に不足しているのではないかという感じがいたします。関西では大学と実務家との交流が非常に多いということを聞いておりますが、こちらでも優秀な裁判官、検察官がいるはずですから、そういう科目を設けられたときに、講師なり何なりを大学側に入れていただきたいことではありませんけれども、カリキュラム改革に関連して、これはまだ私の個人的な考えですが、学生に対する授業

科目として、法曹の役割とか法曹のあるべき姿、そういうことをまとめて教える科を開けたらどうかと考えています。法曹論とでも名付けて、一年次生又は二年次生に、法曹に関する知識と関心を広く持つてもらうという工夫を、カリキュラム改革の中で考えていかなければならぬのではないかというふうに感じております。

中津 今の柳沢先生のお話を更に敷衍し

て申し上げるんですけれども、中大法曹

いと思っております。

会の若手弁護士は後輩の指導をしたいという意欲は十分持っているわけです。それで法学部で各クラス編成がございますが、例えば一組から順次各クラスに、チユーターというか、兄貴といいますか、そういうことで各クラスに若手の弁護士を二、三人張り付けさせまして、いつでも話に来いとか、場合によつては学校に出掛けて行つてお茶でも飲みながら兄貴としての相談を受けるというような制度をご配慮いただければ、中大法曹会は充分協力できると思うんです。そうしていただければ学生をずうつと引っ張ることができるんじゃないですか。

外間 中津先生のご指摘の点は、実は私も考えてはいるわけです。法曹志望の学生のために相談室みたいなものを設けまして、勉強のこととか将来の職業選択のこと、いつでも相談に来れるような、そして勉強の仕方まで教えてもらえるような、そういう法曹志望の学生のための相談室も検討しようかというふうに考えているところであります。是非実現した

司会 元学研連なり研究室が東京にあつたときには、われわれ法曹が受験生と接觸をもつて、受験生の受験意欲を継続させることができたと思うんですけれども、多摩に移転しましたのですから、疎遠となつてしまつたと思います。私の郁法会でもマンツーマン方式といって、一对一で受験生一人に実務家一人を付けると、今後もそういうことで受験意欲の継続かつ増進方策を考えてもらうのも良いと思いますが、もっと確実な方法がありますでしようか。

六、実務法曹と学生との交流が大切

高窪 これは、ロングタームの問題にはなると思いますが、近い将来には、法学部のロースクール化という課題があります。東大も、この間、法学部教授会がビジネススクールの設置について決めました。私立大学はもつとやりいい筈です。

まず、大学院を改革して、司法コースや

ビジネスコースをつくり、そこへ優秀な実務家の方にも講師として来ていただき、ロースクール化する。これを頭にして、学部でも余裕のあるカリキュラムを組んで専門教育をする。そこでは、実務教育が必要ですから、法曹実務家の方にもちろんと講師として来ていただく、という構想が取れると思うんです。今のところ、どうも大学には、そういう受け皿が出来上がってない。私としては、そういう方向に努力をしたいと思っています。

鎌木 後の議論にしようと思ったんですけど、丁度話が出たので恐縮ですが、学部・教育の充実と今の啓蒙、P.R.の関係がありましたけれども、教授の先生方、あるいは、中大法曹なり学研連などが、いろいろとこういう会議を持ちまして、いくら危機感をもつて考えていても、学生にはなかなか伝わらないわけです。さきほど中津先生からもお話をありましたけれども、ここまでまいりますと、いろいろと難しい問題はあるとは思いますが、教授の方々に「特別ゼミ」のようなもの

驗指導とを一体化したような形で強力なリーダーシップを發揮して、そこに優秀な若手OBを張り付けて受験生を引っ張っていくという思い切った手当を講じませんと、二年、三年、四年と気をゆるめずには継続して頑張ってということは、少なくとも現状を直視して考えますと、甚だ遺憾ながら、不可能に近いといわざるをえないのではないかと考えております。

高窪 大切なのは、一、二年だと思うんです。とりあえず、法職講座と梓の中では、お蔭様で、「答案ゼミ」に四十数名のOB若手弁護士の皆さん、お忙しいところを貴重な時間を割いて、毎土曜日に多摩校舎に指導に出向いていただいております。「答案ゼミ」は、一クラス大体一〇名～二〇名ぐらいで、まさに中津案と同じような形で、単なる答案作成じゃなくて、個人的にはりついていろいろと啓蒙していくたぐいいうことが非常に効果がありまして、受験生たちが三箇月ですっかり人間が変わった、と講師の一人が言つておられました。それから、次一ゼミでは、合格直後の合格者諸君に、

十数名張り付いてもらいまして、八週間やつてもらうということにしたんですが、こういうのを段々伸ばしていって、法学部全体の教育体制もそういう方向にしたないと考えております。

三和 その点に関して私が感じるのは、学部教育の問題と法職講座の問題との関連が出てくるだろうと思うんですけれども、学部長は恐らく学部の改革の問題に関しましては、司法試験が改革されたからどうのこうのということじやなしに、ここに挙がっている問題点を踏まえまして、あるべき法曹の姿をやっぱり

中央大学として考えていくという基本構想を持つておられると思いますし、そのためには五年制とか、ロースクール化という問題も発展していくんだろうと思いますが、それと並んでまた法職は法職いろいろやつていかなければならないと思います。

外間 推薦入学というのは特別入学の一つです。これには幾つか種類があります。一般競争試験で合格する者以外は全部特別入学というふうに呼んでいるわけです。

中津 済みませんが数字で言つていただけますか。

七、合格者増加案は

外間 全体のパーセンテージは分かりますけれども、一つは付属からの進学者です。これが来年度は二二〇から二三〇人ぐらいになるのではないかと思います。

司会 次に落ち込み始めている合格者

付属といいましても杉並、小金井、中大付属と三つ合わせてあります。それから一般推薦入学と呼んでおりまして、これはこちらのほうで高校を指定いたしまして、その指定された高校の校長先生からの推薦があれば、面接だけをして原則として入学を許可することにしています。これがやはり二〇〇人を越えます。それからその他に帰国子女の特別入学、それから外国人留学生の特別入学、それからスポーツの能力に優れた者の特別入学、こういう特別な制度がありまして、この全体を合わせますと、現在総定員の中で四二%を若干越えると思います。文部省の指導では定員の五〇%を越えてはならないという指導がありまして、その限度内で納めなければなりませんけれども、この推薦のうち、特に一般推薦入学はこちらで高校を指定しまして、校長先生からの推薦によつて入学を許可するわけですね。これはなかなか優秀な生徒たちが入つて参ります。これはスタートして五、六年になりますが、最初のころはこの中から在学生司法試験合格者が二名同時に

出たことがあります。その後、在学生合格者が出ていませんけれども、今年は付属高校から合格者が出ております。この推薦入学については、なお拡充の方針で検討がなされています。これはあまりこちらで公表してはいけないかもしれません、学員会の要望による、学員会支部の関係での特別入学ということも内部では検討が始まっています。しかしこれも実現するまでにはいろいろ検討しなければならない問題がありまして、その実現の時期はまだはつきり申し上げることはできません。そういう方向が一つ出てきています。

高窪 基本的には、法曹に関心をもつてもらつて、本当に中央大学の法学部に入りたい意欲を持った学生に入つてもう、というのが一番いいと思うんです。何回も東大をやつて落ちた、早稲田に行きたかったけど落ちたからしようがないんですとか、そういう学生は、他に歪みを持つて素直に伸びません。それから、法曹になろうとする意欲も弱いのです。昨日の学研連の祝賀会でも、随分、付属高校出

身の合格者が多かつたようです。それは別に、付属が特に優秀だというよりは、さつき問題になつた「優秀な大学生とは何か」という問題だと思うんですけども、円満で視野が広くて、豊かな見識を持っており、社会に対する調和のとれている青年がよく受かるし、また、そういう人が法曹の職業にもあつてていると思います。そういう意味で、積極的に、中央大学に入つて法曹を目指したいという人を早く選んで採つたほうが、早手回しじやないかと思います。

司会 推薦入学の場合には、将来法曹を目指すというようなことは希望条件として出しているんですか。

外間 私はいつも面接しておりますけれども、大体法曹志望で中大法学部を選んだというのが非常に多いです。法曹志望といいましてもたいてい弁護士志望です。中には女の生徒で検察官志望というはつきりした目標を持って面接に臨んだ者もいました。法曹志望だから中央に推薦してもらうという者が大部分であります。

が多いんですけど、高校の指導である面があるんではないかというの私が、私の聞いてみての実感です。高校の先生が中央大学に生徒を推薦するという場合、推薦したときの理由として、将来法曹になりたいというふうにしておくのが一番いいだろうというような形で書かしているのではないかと思います。（笑い）

入学後の教育の充実も大切

司会 そういうふうにして入学してきて、オリエンテーションに参加し、法曹になろうとする意気込みをもつても大学一年のときから卒業するまでの間、法学教育の充実が必要だと思います。まず一、二年にも専門科目をカリキュラムの中に入れていくようになつたというふうに聞いておりますけれどもその実情はどうでしょうか。

外間 九〇年度から、法学の科目を一年生の授業科目として復活させました。五八年のカリキュラム改正で一般教養科目として法学概論は法律学科の学生には教

えないというカリキュラムになつておりますけれども、いろいろ意見があります。慎重に検討をした上、これを復活させることにいたしました。そしてクラスを三つ設けまして、これを立派な先生方に担当していただいておりまして、学生の反応も非常にいいようです。熱心に授業を聞いて、受講態度が良く、教えていて気持ちがいいという反応を聞いております。今的一年生で専門科目を受けることができるものは憲法と民法一であります。二年生で憲法二、それから民法二、刑法一といふわけであります。商法一は二年からであります。そういう配列になつております。カリキュラム改革に関連しましていろいろ意見がありまして、例えば刑法はいま二年で刑法一、三年で刑法二という配列になつておりますけれども、これを一年で刑法二というふうに学年配列を変えたらどうかという意見もあります。反対の意見もありますけれども、そういう形で少しづつ早い段階で法律の専門科目を勉強をするような方向で改革をしようとしています。

司会 実際に一、二年生に法律の専門科目を教えて見て、その反応はどうでしょうか。高校を卒業してすぐに専門科目に入ついくわけですが、教えてこられた実感としてはどうでしょうか。

三和 民法一部を一年生に教えるんですが、確かに初めは教えにくいんです。そのためにも先程ありましたように、法学を履修してもらつておりまし、ペテランの先生に法学を担当してもらつて、それでしょっちゅう連絡し合いながらカリキュラムを検討していく形を採られておりますので、いくらかは民法のほうもやり易くなっています。これはここで発言していいのかどうか分かりませんが、民法一部と言いますのは物権編まで含むわけです。それで分かり易く事例を挙げて、一年生を法律の世界に引き込んでやろうとしますと物権を教えるときは楽なんですが、時間の関係で抽象的にやつてしまふと民法が面白くない、法律が面白くない。まして物権編を一年生がやるというのは、ちょっとこれはどうかなということなんですね。

高窪 民法は最低六部まで必要ですね。

柳沢 いまここに法学部概要というパンフレットがあります。それに詳しく載つておりますが、このカリキュラムを見ますと一年生が民法一です。二年生が民法二と民法四です。三年生が民法三です。二年生では民法、刑法、商法です。民法が一、二、四ときて三と飛んでいるわけです。

三和 四とあるのは身分法です。

科目の編成と順序に工夫を

柳沢 民法は早い段階でまとめてやらなければいけないと思います。商法も二年生に教えていますね。民法を勉強しないいうに商法に入っていくわけです。民法は商法の先生から教えなくてはならないということになります。民法が非常に充実しませんとね。

高窪 教室で学生に聞いてみると、民法がわかつていらない学生が少くないんですね。

柳沢 話が具体的になりましたけれども（笑い）

鈴木 いま柳沢先生のお示しの大学側の

パンフレットがありますけれども、先程連するんですけれども、民法一部とか民法二部などといったって学生は全然分からなくて。民法一部というのは何なのか。民法二部というのは何なのか。例えば司法試験やるのだったら、民法一部というのはこういうことですよ。民法二部というのはこういうことですよ。だから、ここから入つていかなければいけませんよ。というところまで教え込んでおいて選択させないと全く意味をなさないんです。現在、民法についてはいま四部しかないので五部にしようという案が検討されているようにも聞いておりますが、いずれにしても、受講科目の選択の問題の段階から、もつときめ細かい指導をする必要があるのではないかと思います。

永井 財産法を三つに割つてしまつといふのは、一部が物権まで、二部はどこまでですか。

三和 二部は債権総論と担保物権です。債権各論な

んかは一番最初にやらなくてはいけないんです。

鈴木 ですから五部制にしようという検討が内々あるやに伺つているんですけども、それにも抵抗がある先生がいらっしゃるという。こういうことではどうにもなりません。むしろ最低限度六部制にしないと動きが取れないことぐらい分かっている筈です。

司会 抵抗があるというのは、どういう

ところが問題になつてゐるんでしょうか。

三和 私は実は昨年参つたばかりの新参者でござりますけれども、いま恐らく全國の法学部では民法五部以下のところはないと思います、全部民法は五部制でやつております。中には六部制だと思いますけれども、明治は五・五ぐらいか何か、割合にバラバラにしてやつております。

そういう状況で参りまして、先程も申しましたように非常に面食らつてゐるわけなんですけれども、中には伝統的に四部でやつてきたのだからやれないはずはないとおっしゃるので、私は何とも言えませんので（笑い）

中津 伝統ということはいつごろからのことをおっしゃるのですか。……

三和 私は昭和二九年卒業で猪股先生と同期なんですねけれども、そのころから四部制ですね。

外間 東大方式なんですね。

高窪 要するに新制学部になつてからそういうことになつて、専門の教育が弱体化したんです。

中津 私は三六年卒ですが、その時もそつたんだですからね。もっと沢山あつた様な記憶があるんですねけれど。

三和 それから私の聞いている話によりますと、東京大学では担当科目は全部しゃべることが前提になつていると聞いているんですけども、中央大学だけじゃなく他の私立大学もあるようですけれども、担当科目は必ず全部しゃべらなくていいんだと、足らないところは自分で勉強すればいいんだという形でしゃべつて残して終わるところが多いように聞いております。そのために学生の中には大学の講義を聞くよりは予備校に行つたほうがいいという面も若干あるのかなどい

う気もいたしております。

八、受験指導の強化体制

司会 司法試験を目指して法曹になろうと意欲を持たして、受験体制に入つてきます。大学のほうでもそういった法律専門科目のカリキュラムを重視させて勉強をしていく素地を与えていると思うんですけども、それでも合格するには予備校に行つてしまふ方が多いのではないかと思いませんけれども、こういった受験指導の強化体制をどうしていつたらよろしいのか、その法学教育で足りるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

カリキュラム改革実施に向けて

外間 法学部の教育の一環としてできることとできないことがあります。できることとしては今われわれが考えておりますのは、民法の再編成を含めて、その設置科目にいろいろ工夫をこらすといふことと、それから講義を補つて応用能力を訓練するためには演習とか、ある

いは特講という呼び方をしておりますけれども、応用問題を徹底的に教える授業と、そういうゼミとか特別講義とかいうのを、講義を補うものとして充実させていくということ、これはカリキュラム改革では一つの大きな方針として考えております。

高窪 いま学部長が言われたように、四年間という極めて限定された、例えば民法の例に出ておりますような、圧縮されたカリキュラムの中で、ご指摘のような実務家志望のためのメニューを整えるということは非常に困難です。これは根本的には、制度改革が必要じゃないかと思います。そのための当面の起爆剤として、法職講座というものがあるというふうに私も考えておりますし、法学部の大方もそういう考え方をしていくと思います。このことには、デメリットと、メリットの両面がございまして法職のわれわれは、法曹代表の運営委員の先生方と協力して、命賭けで一生懸命やつてているわけで、これからそれなりに成果が出てくると思います。駿河台研究室員からのコンスタン

トな合格、そして、九一年度からは、公開答練からドンと合格者があるでしょう。法職の成果が上がった結果、司法試験の方は法職にまかせばいいんだということになりますと、これは片手落ちで非常に困るわけです。われわれとしては、法職は、将来のロースクール構想への一つのステップだと考えております。言葉としては、学生が巷の予備校にいかないよう、大学の中に予備校をつくったのだと学生に分かるように言つておるんですけれども、予備校と全く違うところは、「法の精神」を教えるのが大学の任命ですから、法職もそういう心を失わないよう充実していく、近い将来には、ロースクールへと発展させていくということを考えているわけです。ご質問の答えになるかどうか分かりませんが、当面四年制の中での専門カリキュラムをいちつたとしても、現行制度の中では、どうてい、受験教育の任には耐えられないと思います。

司会 法曹養成の一環として、大学において法曹の専門家を育てるというような

面から見ると、そのような体制を取つてもいいのじやないかと思ひますけれども、中央大学法曹会のご意見はどうでしょうか。

学部の授業こそ大切



中村（裕）

私は秀朋会研究室というと

ころに在籍させていたで勉強をさせていただいたのですが、昭和五四年に卒業しました。そのころというのは研究室は衰退の走りで、丁度予備校勃興期だと思われます。先程優秀な合格者を出すといふことがいろいろ議論されていました。ですが、大所高所の立場から言えれば、確かに優秀な法曹を育て育成していくというのが大学なり法曹会なり中央大学法科の使命なのかも知れませんけれども、私はまだついこの間まで受験をやっていた立場で時々大学にも行くわけですが、自

分の先輩あるいは同僚、後輩がまだねじり鉢巻をして、受験勉強の中で勉強している姿を見ていると、一刻も早くそこから脱出させてあげたいと、いい形で、ほんとに喜ばしい形で脱出させてあげたいことを考えていますと、やはり自分が仲間、中大の後輩たちを合格させたいという気持で今日は来ているわけですけれども、秀朋会の例を挙げて恐縮ですが、合格者が出てから丁度二〇年ぐらい経ちます。その間室員は二〇名なり三〇名で変動はありますが、平均的に推移をしてきたわけですが、この二〇年間で先輩、O.B.を含めまして八〇人弱の合格者です。単純に割算をすれば一年で四人合格していたわけですが、現在では一人か二人、資料によりますと多摩プロパーの合格者というのはゼロか一です。そういうことを考えていけば、これは秀朋会だけの問題じゃなくて、学研連なりひいては中央大学全体の数がそういうふうに比例して減っているんじゃないかなとうふうに思います。法職講座という非

常に素晴らしい制度があるんですが、やはり大学あつての私たち学生ですから、学部の授業というのがやはり一番重要なのじやないかと考えています。そうしていきますと司法試験の勉強の仕方なりあるいは具体的な内容について、かつては研究室の先輩が教えて下さったんですが今はそういう体制が非常に弱体化していく、それが一つは予備校へ逃げていくという形で繋っていくと思うんですが、是非学部の授業として合格者を増やしていく、私の後輩たちを受からしていただけるようなシステム、若しそういうものがあれば聞かせていただきたいと思いまます

二段階に分けて

柳沢 今の問題に関連しまして、カリキユラムの改編については二段階あると思います。一つは先程のお話のように全体をどういうふうにやるのか、これは先程来てお伺いして難しい問題を含んでいると言われているわけです。一番簡単にできることは、先程申し上げた点の科目配列自体の問題です。法曹養成であろうがな

二段階に分けて

柳沢 今の問題に関連しまして、カリキュラムの改編については二段階あると思います。一つは先程のお話のように全体をどういうふうにやるのか、これは先程来お伺いして難しい問題を含んでいると
言われているわけです。一番簡単にできることは、先程申し上げた点の科目配列
自体の問題です。法曹養成であろうがな

かろうが、法律家としてのリーガルマイ
ンドを身に付けさせるのに適当であるか
どうか、やや疑問に思ふんです。もう少
し基礎的なものをもつとがつちりと教え
た上で他の科目に入るべきだと思います。
他の科目も必要なんですか? でも、しか
し商法の先生がお二人おいで、商法を
例に取つて申し訳ありませんが、大学に
入るころには消費貸借も賃貸借もまださ
っぱり分からぬですね。そうすると商
法とか会社法を教えるときに民法の問題
が出てくれば、一応の解決をしなければ
それから先は商法の講義としては進めな
いですね。その点はある段階で、今すぐ
できる段階で直さなければいけないのじ
やないかと、二段階はどうしても分けて
お話を願いたいと思うんです。ただ難しい
だけではちょっとねえ(笑い)

外間 いま全体のカリキュラム改革を進めているわけですけれども、全体の改革から切り離して、差し当たりできるだけ早く実現できるものは、それはそれとして具体化を考えるという、そういう二段構えの作業を進めておりまして、実は法学を復活させたのもそれなんです。それから民法五部制は全体の改革から一応切り離して、とにかく五部制ということでお実現するように持つていこうということでお民法部会にお諮りして検討していただいております。刑法一部を一年に下し、二部を二年に下すということも、全体の改革とは関係なしに、できるなら早くやろうということで刑法部会にお諮りしているわけですからども、いろいろ意見が分かれましてなかなか先に進みません。この全体の改革を進めると同時に、できただけ早くできそうなものは切り離して、

それはそれとして具体化していくという二段構えでやつております。

永井 大学の司法試験に対する体制とい
うのは、やはり司法試験がこれからどう
いう試験になるか、また今まではどうい

う試験であったのかということをきちつと踏まないと話にならないと思うんです。結局司法試験というのは、要するに基本的な理解を問うものです。いわばどの教科書にも大体書いてあることで、講義ではどの講義でも大体言われていることを聞く、そして知らないとは言わざない。だれでもが大体知っていることを如何に理解しているかということで試験をしています。それで今回の改正にからんで、運用改善についてもそのあたりはかなり強く出ていると思うんです。そういうことから言えば、いわば各科目を基本的に体系的に理解するかどうかということがまず一つのポイントになるわけです。それから個々の点についていわば最低限度の基本的なきちっとした正確な知識があるかどうか、それに尽きるんだと思います。そういう意味から言つて、今カリキュラムのいろいろ改革とかいろいろなものも大事なんですけれども、例えば民法を五部制、六部制にした場合、先程三和先生がちょっとと言いましたように、例えば講義というのは自分の好きなどこ

ろを一部やっていればいいんだと、あとは学生が勉強すればいいんだと言つたら、それははつきり言えば何部制にしたって関係ないわけです。それからやはり大体どの先生も講義で言つてはいる、いわばいろんな問題の理解についての学会での一定の水準というのがあるわけなんです。そういったような場合においても、今は学界の水準がここまで来ているというときには昔のことと言つても、これはまたいろいろ問題があるのでないでしょうか。そういう意味ではやはり基本的に学部の対応というのは、個々の教員が、いわば基本的にこういう内容はきちんと教えなければならない、この程度には学部の対応というのではなく、受験志望者が減ったとか、また学界の水準はこういうところにあるのでこういった点をきちっと教えなければいけない、受験志望者が減つたとか、そういう話もあるかも知れませんけれども、合格者が何故こんなに減つたのかということをもうちょっとと突っ込んで研究しないとしようがないのではないかかなという気がするんです。そこらへんを突っ込んで分析していくなければ、今後の受験指導体制の作り様がないんじゃないかという気があるんです。

合格者が減少した原因是
秋知 中大の司法試験の合格者が減少した原因は何なのでしょうか。私はさつきからいろんな話を聞きっています。
中村（裕）やはり一つは司法試験受験に関する情報が多くなっているというこ



とです。私たちの一〇年ぐらい先輩の方々の話を聞くと、真法会の答案練習会があり司法試験科目ごとに、どの教科書を採つたらいいのか、教科書の中のどういう論点にはつきり狙いを付けたらしいのか、かつては中央大学の研究室が情報を独占していた、しかし段々東大なり早稲田なりが司法試験受験に関して力を入れるようになり、そうでなくなつたということが原因の一つであると思われます。これは中央大学のある先生から伺つた話ですけれども、先生は早稲田のある先生から相談を受け、司法試験受験指導のいろいろなノウハウを教えてあげたんだという話がありました。やはりそういうふうにいろんなノウハウを昔の中大学生が占していたのは事実で、現在では予備校もその媒体になつていています。予備校から出されている本を見ますと、中大のわれわれの先輩たちが作つた「覚え方」とか、それから先輩たちが作つたノートとか、そういうものがそのまま商品化されているわけです。もしあいだつものが他大学の受験生に渡つていな

ければ、多分中大生はもう少し受かっているんではないでしょうか。非常に情報がオープンになつたということが一つの理由だと思います。それから各大学がそれなりに力を入れてきたと、昔は東大生は割と個人的に勉強している方が多かつたし、早稲田もそうだったと思うんですけれども、今は研究室があつたり、あるいは予備校の中で組織を作つたりして、相当組織的に勉強されているわけです。まさに中大の研究室のやつてきたやり方と同じことをやるわけですから合格者が増えていくのは当然ではないかという気がするんです。

中津 私たちの一七期というのは、早稲田と慶應を合わせたつて一〇人か二〇人ぐらいしか合格していなかつたわけです。中大は百数十名合格していたと思います。だから中大が減つた分を現在は他の大学が合格しているということだと思います。

伊井 基本的には司法試験にかかるとい

う目的において、中央大学の魅力は昔のほうが遙かに大きかつたわけです。いま中村（裕）先生が言われたように、昔は司法試験に受かるには、そういう司法試験に受かるノウハウとか、情報やシステムを持つてるのは中央大学が一番だというイメージがあつたわけです。だから中央大学の法学部に来る学生というのは、司法試験を一応目指して入つてくる人が大多数だつたわけです。現実に例えれば研究室で員募集をやると、昔は三〇〇名、四〇〇名という応募者があつたわけです。ところが、今は研究室の募集をやっても全体で百何十名ぐらいしか来ないというのが各研究室の状況です。いま中央大学法学部に入学して来る学生で、最初から司法試験を受けようと思っている人間は果たして何人いるかというと、これは非常に少ないのではないかと思います。むしろ司法試験を受ける目的で、私立大学に行こうと思っている学生がまず第一に考えるのは、今は恐らく早稲田の法学部だと思います。何故そうなつてきたのかと言いますと、やはりさつき言つたよう

にノウハウを中心だけが独占した時代は終わった。それはまさに予備校ができて、どこの法学部であろうと、予備校に行けば司法試験を受けることに対する平等だという状況になってきた。その意味では中央大学に対する魅力はもう無くなってしまったということです。では、どうすればいいのかということを考えますと、やはり中央大学に入れば、司法試験を受けるために有利なシステムがあるんだという状況を作つていかない、改めて中央大学が司法試験を受けるための大学として魅力を取り戻すことは不可能だろうと思うんです。そのために、ではどうすればいいのか。先程外間先生は法学部は医学部に似ていると言われましたが、まさにそのとおりで、法律の実務専門家を養成するというのもやっぱり法学部の使命の一つだと思ふんです。だとすれば、最初から専門家育成、いわゆる実務家育成のためのコース、カリキュラムというものがあつてしかるべきなんだろうと思ふます。そういうことをやっている大学はまだないですから、例えば中央大学

がそれを率先してすることができます。司法試験を受けようとする学生にとっては、大学としての魅力が出てくると思ひます。そういう意味で、中央大学法学部が司法試験の分野でもう一度魅力を取り戻すには、そういう専門コース的なものを設けていくことが大事だらうと思います。その場合に問題になってくるのは先程一貫教育の話がありましたけれども、複数の科目の授業を同時並行でやつていいことです。例えば法学はすべての法律科目の基礎なのに、一年間法学と他の科目を並行して教えることは、受けている学生にとってみればそれはおかしなことなんです。あるいは民法と商法を並行して教えることもそうですね。そうすると例えば司法試験受験用の特別コースを作つた場合には、一つの科目の授業を一年単位で考えないで、例えば最初の三箇月だけは法学を徹底してやるとか、それが終わったら次に憲法を徹底してやるとかいうような特殊な専門コースを作つていかな、中央大学の法学部が司法試験の受験において魅力ある学校

にはなつていいかと思うんです。

高窪 今のことに関連して、一言だけ言わせていただきます。おっしゃるとおりで、ノウハウや合格のシステムを、早稲田、慶應に、取られちゃったんです。私もかつて、早稲田の法職講座で八年ぐらいために、私にも罪がありそうなんですかれども（笑い）。

ただ、おっしゃるように、早稲田大学でも、今は法職講座も沈滞しているんですね。これからは、おっしゃるように、他の大学でやつていよいよ大きなメニューをきっちり作つて、中大に入れれば、司法試験に受かれる確信できるような専門的な実務家養成をやる学科をはつきり作るということが一番必要だと思うんです。それで、現在は、とりあえず、有料で法職講座でそれを育てているわけです。

「基礎講座」では、憲・民・刑の主要論点を、一年かけて、通年で、全部潰してしゃべつてもらっています。先生には押しつけがましくてもこれとこれは落とさないで、しゃべつて下さいと言つて、各大学の若手の先生方にやつて頂いている

んです。ああいう講座を学部の中に作らなくちゃいけないわけです。そのためには、四年制ではありません。大学院を制度改革して、それと繋いで、六年制を持つといかないと、無理ではないかと思っています。ただ、基本的には、先生の言われるとおりで、早稲田にもない、どこにもないものを作らなければ、いい学生は中央大学には来ません。いまの中央大学の法職では、早稲田以上のことやつています。「基礎講座」や「答案ゼミ」をやっていますので、学部でも、そういう学科を作つて、一貫した実務家養成の教育をやれば、「ああ、これは中央大学が一番いい」というわけで、法曹をめざす学生がやって来るでしょうね。それしかないと想います。

九、法学部の授業と司法試験の関連性

司会 私どもは中央大学といいますと、やはり法曹教育の専門大学として認識しております、私どもも中央大学がよりよい法

曹を多数出すことが、法曹の地位の向上にもなり、また大学の評判にも繋つていくと考えており、そのためにも、司法試験の受験指導体制を強化し、やはり多数の合格者を出していくことが大切だと考えております。大学の法学部教育と司法試験合格との間には若干格差が出てきてしまうと見えまして、これまで格差を埋めるためあるいはドッキングさせるためにはいろんなことが中央大学側のほうでも、中央大学法曹会側でも検討してきたと思うんですけども、そちらへんのこれまでの実情を若干紹介していただき、今後どういうふうに変えて行つたらよろしいのか、そこに進めていただきたいと思います。その点で私どものほうで検討しておりますものの幹事の中村先生の方から、ご提案申し上げますので、その点をまず議論をしていっていただきたいと思います。

その一つの試みとして、司法試験の憲・民・刑・商、それから訴訟法選択科目、他の選択科目も含めると七科目あるわけですねけれども、そういうものを司法コースと言つてもいいですし、あるいは呼び名はよく分かりませんけれども、そのような形でセットアップするということが必要だと思うんですが、そのへん外間先生はどういうふうにお考えでしょうか。

外間 私どもとしては専門教育を、そこそそ十分に徹底して行い、専門教育という名に値する教育を徹底して、十分に行えれば自ら司法試験には当然に役立つだろうというふうに考えております。先程伊井先生からいろいろな有益なお話、ご指摘がありましたけれども、一つ専門の科

目の講義を一年を通して、夏休みに二箇月の間をはさんでやるというような教育、授業のあり方は教育効果という観点からいくと、非常に疑問があるわけで、一学年を半年ずつ二学期に分けまして、そしてそれぞの科目の授業を半期ごとに集中して徹底して行なうというゼミスター制を取り入れていこうと考えております。ただ全面的にこれを実施するということについてはなかなか難しい問題がいろいろありますし、できるものからこれを取り入れていって、集中的に専門教育を行うという教育体制をまず一つ考えておるわけです。それから伊井先生のお話では、法曹界志望の学生を対象にして徹底した教育を考えること、これは私たち非常に魅力を感じます。学生の数を絞つて、そして徹底的に専門教育をやっていくという特別なコースといふのは非常に魅力を感じますけれども、一つ私どもの間で議論しておりますのは、まず現在の司法試験の合格者の数の水準を維持する、あるいはそれを増やしていくというためには、受験生の数を減らし

てはいけないということです。一つの特別なコースを作つて徹底した教育をするというような方向で行きますと、他のコースの学生は受験しなくなってしまうのではないかということを懸念しているわけであります。しかし、受験生の数を増やしていくということを考えなければならぬと思います。そういう点で、少数の人数に絞つて徹底して専門教育をやっていくということは、今のところ実現していくのがちょっと難しいのではないかというふうに考えます。それからいろいろカリキュラムの改革を考えていますけれども、それは設置科目、民法四部制を五部制にするとか、あるいは学年配当とか、いろいろ工夫をしなければならないところが沢山あります。要は学生が法律の専門科目を体系的に履修することができるようという形で、カリキュラムの整備を考えなければいけないんですけれども、それはそれとして非常に緊急な課題として取り組んでいるわけです。

柳沢 そのようなマニュアルをお作りになるならやはり学研連なり中央大学法曹側がちゃんとしっかりと教えなくちゃいけ

ないということだと思います。さつき中津先生もちよつと触れておられましたが、今はそれぞれ科目を担当なさる先生が、それこそ自分の学問的良心に基づいて、独立して他からの指図を受けることなしに、自分の信念に基づいて教育をやしていくことを考えなければならぬと思います。そういう点で、少數の人数に絞つて徹底して専門教育をやつしていくというようなことは、今のところ実現していくのがちょっと難しいのではないかというふうに考えます。それからいろいろカリキュラムの改革を考えていますけれども、それは設置科目、民法四部制を五部制にするとか、あるいは学年配当とか、いろいろ工夫をしなければならないところが沢山あります。要は学生が法律の専門科目を体系的に履修することができるようという形で、カリキュラムの整備を考えなければいけないんですけれども、それはそれとして非常に緊急な課題として取り組んでいるわけです。

会のほうにそれを見せていただきたいと思います。

マニユアル的教育は困難

高窓 今の学部長の発言は、非常に苦労して発言されているわけで、その立場は非常に分かるんです。例えば、民法にしても六部の原案でも、五部でいいじゃないか、四部でいいじゃないかということになるのです。一言で言うと、研究と教育というのをはつきり区別している先生が少ないんです。「研究」は著書や専門誌で発表し、学会で論争し、あるいは、堂々と外へ出て、検討会や委員会で実務に貢献していけばいいわけです。「教育」というのは、あくまで、計画的でマニユアル的な教育をしなくちゃいけないと思うんです。現状において、教授会や専門科目の担当者で議論して、教育のためのマニユアルを作つて、さあ、これでやつてくれというやり方ができるかどうか、これはまず非常に困難です。全く無理と言つてもいいと思います。伊井先生、中村（裕）先生の気持は非常に分かるし、

ロングタームの問題としては、絶対そうしなくてはいけないんです。だから、やはり当面は、法職講座というものがそのためのバターンというか、サンプルを作りつあるわけです。法職で教育マニユアルづくりをやって成功すれば、これはいいじゃないか、じゃあ、法学部もそういうじゃないかというふうに私は考えしよう、という一つの起爆剤にしたいと思っています。昔の法職は、誠に頼りなくて、抵抗も多かつたし、結局、あの時代には、休みの補習授業しかできなかつたんです。だから、質も低かつたし、利用価値も低かったんです。しかし、今は、お蔭様で、学研連・中大法曹会のご協力もあって、大学側の理解もすんぐで、いま伊井先生、中村（裕）先生が言われたようなものには近いマニユアル教育をやっているわけです。特に九〇年度からは資料の「総合案内」を御覽のように、例えは憲・民・刑についても、夏休みも冬休みもありません。閉館中も何とかしてもらって、とにかく憲・民・刑を一年間を通してやつており、民法だけで八〇コマなんです。しかし、学部でマニユア

ル教育をやるということは、将来的にはそうしなくちゃいけないけれども、現状では、非常に困難であると言えると思います。だから、法職講座でマニユアル化したものを基にして、それを起爆剤として学部改革が行われるというのが、早い手じゃないかというふうに私は考えます。

中村（裕）

これは私の個人的な意見なんですがれども、法学部の中に司法コースみたいなものを作つたとしても、間口が狭くなつて受験生が減つてしまつといふことではいけないとthoughtしています。しかし例えは学生の中には行政官になりたい人間もいるでしょうし、あるいは外交官になりたいという人間もいるでしょう、あるいは商社に入つて活躍したいと考えている人間もいると思います。そうした人達に向けて、例えは行政向けのコースを作るとか、あるいは企業法務向けのコースを作るとか、あるいは国際的な分野で活躍したい人達のコースを作るとか、そういうふうに選択肢を広げていつて、その中で間口がある程度決まればそれで

よいのではないでしようか。それからあるいはコースからコースへ移るような便宜的な方法を設けてあげればいいんでしよう。そういう選択肢みたいなものはやつていいんじゃないかという気がするわけです。

コース別カリキュラム検討作業に着手

外間 カリキュラム改革に着手する際に、先程もちょっとお話ししましたけれども、学生の進路に見合った複数のカリキュラムを考えるということで出発しまして、まず四つの異なるカリキュラムを作つて、その基本的な方針だけでも出してみようということで始めました。一つが司法コース、もう一つが行政コース、それから三番目が企業法コースで、これは民間志望です。もう一つが国際関係コースです。この四つのコースを想定してそれぞれのコースのカリキュラム編成の基本的な考え方と方針を出すということで作業を進めました。それで作業委員会を作つて一応の案が出来ましたので、それをベースにしていろいろ議論したわけです。結

局司法と行政は法学教育に関して大体同じような方向、同じような考え方を示しているわけです。企業法と国際関係は、いろいろと違う点もありますが、外国語能力とか国際的な素養、外国法とか外国事情を重視しようという点では大体共通する考え方を示しているわけです。今はこの司法と行政を一つにして、また企業法と国際関係を一つにして、まず二つの具体的なカリキュラムを作つてみることにしています。そしてこれを法律学科を二つに分けて、学科増設という形で具体化するか、あるいは法律学科はそのままにしておいて、一つの法律学科の中でコースを分けて、違うカリキュラムによる専門教育ということでやつていくか、この基本問題をこれから議論しなければなりません。差し当たりはその議論の材料にするために、第一コース、第二コースと呼んでいますけれども、第一コースの具体的なカリキュラム、第二コースの具体的なカリキュラムを作る。その内容を検討しながら、これを学科増設という形

ス分けという形で持っていくかという議論をこれからしなければならないと思します。そしてさらに第一コースの中で、今度は法曹志向の者、それから行政志向の者と大きく二つに分けることができるトすれば、履修のモデルカリキュラムというのを作つて、これはコース分けしないで履修モデルという形にして指導をするなり、あるいは別の方法を考えいくとか、そういうような方向で進めようとしています。これはまだ学部内部の議論ですから、今のような未熟な形で外部に出すのは、ちょっとどうかなという気がしますけれども、そういうところまで進んでおります。

柳沢 コース別を設けた場合に、コース間の彈力性というのは、認められるということです……

外間 それもあります。そういう技術的な問題がいろいろ出て参ります。ただあんまり融通無礙ということになりますと、そもそもコースを分ける意味がなくなってしまいます。やっぱりそれぞれのコースに即してそのコースの方針に則った体系的

な法學教育ということをやつぱり考えなくてはならないと思います。そうしますと勝手に行ったり来たりすることができます。ということでは元も子も無くなってしまう恐れもありますから、そこらへんはやつぱり慎重に検討しなくちゃいけないと思います。

ロースクールと大学院改革も

高窪 これは私見なんですけれども、例えば一〇〇人とか、あるいは二〇〇人とかに限定して、仮に司法、行政学科のようものを設け、大学院まで一貫性をもたせるかたちで受験教育みたいなものをやるという方法をとった場合に、それによつて司法試験の受験者が減るんじゃないかなという懸念が、一部の意見にあるんですけれども、私は逆じゃないかなとう気がするんです。仮にそれが不徹底だと、おっしゃるとおりになるんでしょうが、徹底したものをつくつて、例えば、大学院まで徹底改革して、六年制のロースクールを作っていく。全国で初めてであります。しかもこれをオープンにして、東

大でも京大でも早稲田でも、学部を出でから、ぜひ中大のロースクールへ行つて勉強をつづけたいと思うような内容をとのえる。講師も、外部から優秀な講師をフルにたのんで、中大でなければできない特色を持たして、質の高いロースクールをしつかりと徹底してつくつていけば、そこに、二〇〇人なら二〇〇人という精銳が本当に集まる。四〇〇人の精銳が短答式を受ければ、現役でその中から多分二〇〇かそこらは短答式に受かると思います。それが刺激剤になって、中央大学のロースクールは一番いいんだということです。全国からも入つてくると思うことで、全国の学生も刺激をうけています。そして、他の学生も刺激をうけて受験者層もあつくなり、他学部の入学生もどんどん良くなってくると思うんです。

鈴木 今の話なんですけれども、私は最初から高校を卒業して大学に入りました。それで、一般学科との間は彈力性をもたせて、転科をみとめていくことにすれば、かえつて中央大学が有名になります。それから、かえつて中央大学が有名になつて、受験生の質の向上にもいいんじゃないかなあ、というような感じを持つているんです。それで仮に四つのコースのことを考

院の問題が入つていますけれども、大学院改革と学部改革は連動して考えなければいけないのではないかと思っています。ただ今はまずは学部改革で一定の方向、方針を決めることを考えています。これが決まらないと大学院との連動というのにはなかなか具体的に話が進みません。しかも法学部では大学院について議論することができません。大学院は大学院で別にまた研究科委員会という会議がありまして、いま法学部では学部段階に限つて改革の話を進めまして、それがある程度目鼻が付いたら大学院と結び付けていこうと考えています。

司会 中大法曹会側では今の意見についてどう考えますか。

鈴木 今のは中大法曹会側では今の意見についてどう考えますか。

えるにしましても、少なくとも憲・民・刑の基本的なところだけは、どこのコースに行こうと最低限度必要なことだと思うんです。ですからそれを一年、二年でとにかく仕上げる。それが大前提だと思うんです。そしてその後で、それぞれの希望に従つてコースを選択させる。一年、二年でとにかく憲・民・刑を仕上げるという発想で組んでいたので、その上にたつて法職講座のほうで論点整理とか、憲・民・刑全般にわたつてこれだけはちゃんとやつて下さいよ式なきめこまやかな講義をやつていただき。そうすれば次一合格者も相当増えると思います。

外間 それはおっしゃるとおりだと思います。それで私たちが考えておりますのは、どういうコース分けをするにせよ、どのコースにおける教育も法律学の専門教育というものに値するものでなければならぬ。これは基本的な前提であります。その上でそれぞのコースの特色を出していくというのが基本的な考え方であります。

三和 同じことだと思うんですけれども、学部長は現在の四年制の学部の中でどうするかとご苦労をされているわけで、検討を進められると思うんですけども、先程も出ていてますように、いろいろあるんですからとにかく第一コース、第二コースのモデルのカリキュラムを作った上で、場合によつたらこれは初めから分けなければならない場合も出てくると思います。あるいは一、二年は共通で三年から分けなければならない。そういう場合にコース制になるのがモデルカリキュラムになるのか、そういう点の検討を現在進めているところなんですね。

実行こそ大切

鈴木 いろいろご検討なさつたお話を拝聴いたしますと、ご検討なさつた中身の大体の方向というのはできていると思うんです。ところがそれがいざ法学部の教授会において議論をすると詰まっちゃうというか、容易に結論がでない。それが一番の問題なのではないかと思います。

ですからそのところをどうしてクリアできます。そこで私たちが考えておりますのは、どういうコース分けをするにせよ、どのコースにおける教育も法律学の専門教育というものに値するものでなければならぬ。これは基本的な前提であります。その上でそれぞのコースの特色を出していくというのが基本的な考え方であります。

司会 東大の集中講義は有名ですね。ですから中央大学も法職講座あるいはさつき言つたマニュアルにもとづく集中講義、特別講義が有名になれば学生も寄つてくると思いますが、そこらへんを是非実行することをお願いしたいと思います。これに関連してお述べ下さい。

十、司法演習や特別講義の設定

中村（裕） 学部の授業の範囲内での司法試験受験対策案として、司法演習や特別講義、いま集中講義という話が出ましたけれども、つまり司法試験受験生向けの司法演習、いわゆるゼミナールと呼ばれるものです。あるいは特別講義といつもので評価をしていくというお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

実務家OBの活用を

外間 これも今のカリキュラム改革の案で出てきている問題でして、最初は四つのコースの案を一応考えておりましたけれども、そのどの案でも演習とか特講とか、そういうものを講義を補うものとして、応用力を訓練するものとして充実していく。これは共通に持たれている認識であるといつてよいと思います。そこから先はいろいろ考え方が分かれていますけれども、その際に学研連の先生方のお力添えを得て、できるだけ実務的な面を

配慮した応用問題の演習ができるようになっていこうという考え方もあり強く主張されています。その節にはよろしくお願いします。

鈴木 いま例えば実務的な演習とかで、中央大学法曹会のOBのご協力をということを前々からお考えを伺っていたんですが、そのときにやっぱり一つネックになつてているのは、これも内部的な話になつて恐縮なんですが、例えば大学の委嘱を受けてOBが一生懸命やるにしましても、講師の肩書きを与えること自体について、これまで内部的にいろいろ論議があつて容易に実現の方向にむかつて進まない。やっぱり正式に演習なら演習をOBにしてもらって、協力を求めるにしても、せめて講師の肩書きぐらいは当てるくらいの柔軟な発想がありませんと、これまたうまくいかないのではないかと思います。

永井 改革の方向は学部長にお任せして、現状でもこういうことはかなり行おうと思えます。だから部会においてそういう先生方を兼任講師として採用することができるかどうかにかかっているわけです。そこができない多分司法演習を置かれていて、その教養演習で従来法律の専門家が、かなり法学の基礎的なことをやつてきました。ところがそれは二年生のどちらか一年間だけという形になります。しかし、一年生の場合は、司法試験を受けたいと言つたって、もう本当に社会科学のイ、ロ、ハみたいなことから始めないとならないわけです。それほどんど終わってしまうんです。それでは実際は二年生に基礎法的なことをやりたいたいときには時間が取れないんです。どつちか一年になつてしまふんです。だから教養演習を二年間をやれるというふうに直せばと思うのです。それからもう一つ、実務家の方々にお願いするという場合でも、今まで例えれば憲法、民法、刑法というように各部会で、各民法の兼任講師としてこの演習をお願いするということができれば、もうそれは直ちに実際に実施できるわけです。だから部会においてそういう先生方を兼任講師として採用するということ

置いてもまた人事が決定できないと思いません。うちの法学部は部会で人事が通らないとその上に来ないですから、各専門の部会のところでやつてもらわなければならぬわけです。

三和 司法演習の問題に関して、現在慶應大学が実務家を呼んで実施しているということです。それは中央大学でもやる気があるならばやれる体制にあるということです。特別講義なんかにつきましてもいろんな話が出ておりまして、実現するかどうか分かりませんけれども、例えば司法試験委員を呼んできて講義をしてもらう。予備校では駄目ですけれども、大学の講義だったら担当できるのではないかという話も出ています。

受験生にとって役立つもの

伊井 実務家を呼ぶという話ですけれども、司法試験受験生にとって必要なのは、司法試験を受けようと思うのに、有益な講義が欲しいわけです。実務家というのには、はつきり言えば司法試験から離れていますから、司法試験について受験生が

教えて欲しいようなことを果たして教えるのかという面があるわけです。だから実務家であれば何でもいいというのもないと思います。早い話が裁判官を呼んできたからといって、それで司法試験合格者のためににか有利な話が聞けるかといったら必ずしもそうでもないんです。実務家といっても、本当にそういう意味では司法試験なり受験に携わってきて、それなりのことができる人でないと、自分の思い出話だけでは仕方がないんです。自分たちの頃はこうだと言われても、むしろ受験生にとっては最近の確率はどうなのかということですからね。あるいは最新の受験技術についてはどうなのかということですからね。そういう面での特別講義というものを考えてしかるべきじゃないかという気がするんです。

秋知 「週刊新潮」に女性の最若年者が三名か四名本年度は通つたということが出ていたんですね。あれを読んでみると、そんなに変わったことはやつていません。集中的にやつたということなんですが、あれは中大の人はだれもいませんでしたけれども、私は中大の非常に若くして、あるいは在学中に通つたとか、短期間で通つたとか、数年もかかっていないう人がいるわけですから、そういった人を呼んで、どこにそういった勉強の特色があるだろうかと、どこにそういった勉強の仕方があるだろうかとかいう、そこを法職講座の中でご研究なさって、そういった本人の要望を実現することを考えたいただきたい。いま伊井さんが言つたように、受験生が何を望んでいるのかと、うことをわれわれが周囲から手探りで探すよりも、最も若くして短期間に受けた人に、どこが違うんだろうと、こういった場合に改革したんだといったことを、何かお聞き願うか何かの方法をご検討していただいて、そういうものを実現して頂ければなあという気がするわけ

しかし、個性も問題

永井 その点ですけど、そういうことをやっているのは大体予備校なんですね。二、三年で合格した者を連れてきて、かなり

の報酬で、研修所に行かせないで講師に
して、それで一年で受かりますよ、二年
で受かりますよと宣伝しています。それ
で二〇〇人、三〇〇人集めてやっている
わけです。そんな人達が、一年で受かつ
た人の真似をして全員が受かるというう
けにはいかないわけです。大勢の人の大
体の能力とか、大体の個性をベースにし
たものをオーネックスにやって行かな
ければ本来は受からないです。たまたまき
早く例外的に受かつた人の真似というの
はかなり問題が出ることのほうが多いじ
やないかと思います。

中津 早く受かつた人を私らも観察して
いるわけですけれども、この人達は集中
力がすごいんです。平均的な人間は一日
に一〇時間勉強して、そのうち六時間か
七時間が中身になるんで、あと三時間か
四時間は無駄になっているわけです。と
ころが早く受かる人は六時間しか勉強し
ないけれども、その六時間がピッチと充
実している。机の前に座った瞬間から机
を離れるまでの六時間が、充実している
ものなんです。今年受かつた二一才の早

稻田の学生と同じクラスだったという学
生が私のところにこの間、相談に来たん
です。それで実は彼女と大学で同じクラ
スでした、というのです。私が彼女はど
んな勉強をしていたのだと聞いたら、一
日五、六時間しか勉強していないと言う
です。だけどその集中力がものすごいと
言うんです。だからいま永井先生がおつ
しゃるとおり、若く合格する者は頭の程
度もいいことはいいんでしょうけれども
集中力の差というのが違うのです。集中
力は個人差がありますから、二一才で受
かった人の真似を誰でもがやって受かる
わけではないし、そのとおり真似したら

わけではないし、そのとおり真似したら
返つて受からないと思います。（笑い）

十一、現在の法職講座の内容と実態について

司会 それでは法職講座の話に移つてい
ただきましょう。

現在の法職の内容について、最初に高窪先生からお話をお願ひいたします。

十一、現在の法職講座の内容と実態について

ら発足したんです。その前にやっていた、法職講座はほとんどが発展解消と考えていたといっていいと思います。

現在やつておりますカリキュラムは、開講シンポジウムに統いて、「入門講座」を、法学入門、憲法、刑法、民法について行います。これが五月の連休直後から七月初めまでで、募集人員は五〇〇名で

現在の組織と運営

高窪 現在の法職講座は、学校法人中央

大学の直属の機関ということになつてい

まして、学研連、中央大学法曹会からも

二名ずつ運営委員を出していただきで、一〇名の運営委員で運営してあるつせで

多くの運営委員で運営しているわけですが、そのプランナーは基本的には毎年

の最終合格者です。例えば九〇年度の力

リキュラムについては、八九年合格して

司法修習に入る前の合格者の諸君の中から

ら一〇名でアロジエクトチームを組んで

した。このチームの徹底ディスクガツショ

ンに基づいて現行の年間カリキュラムが

組されました。このカリキュラムによつて、(三月)去歲^五今三の日月、

で、九〇年度の法職講座が今年の四月から発足したんです。その前にやっていた

法職講座はほとんどが発展解消と考えて

いただいていいと思います。

現在やつておりますカリキュラムは、開講シンポジウムに統合して、「入門講座」

日語
四
二
一
三
四
五

て行います。これが五月の連休直後から

七月初めまでで、募集人員は五〇〇名で

実施しております。本年度お願いしたのは、法学入門は渡辺洋三教授、憲法は小林孝輔教授、刑法は福田平教授、民法は好美清光教授です。皆さん快くやっていただいています。これに四〇〇人弱の新入生が参加いたしました。本当はこういうことを学部の授業でやれるように早くなりたいんすけれども、今のところはなかなか難しいんです。それに、法職は有料ですから、授業料以外に金をとるわけである意味では肩身が狭いのです。しかし、少なくとも、予備校と比べると問題なく安くやっているわけです。これだけの二箇月間（九〇分で二〇コマ）の講義で一万円です。

基礎講座と答案セミ実施

これに統いて、七月から翌年の七月にかけて、「基礎講座」が毎週つづきます。初めに民法、それから憲法、刑法の順番で、九〇分授業で、民法が八〇コマ、憲法が四〇コマ、刑法が六〇コマです。一年間通しの授業ということです。講師は、学部の人事とは無関係に、これも合格者

の意見を聞きまして、各大学の中堅ないし若手の教授にお願いして、みんな快く引き受けてやってくださっています。早稲田の近江教授とか、あるいは亞細亞大学の山野自助教授とか、横浜国大の円谷教授、成城の本田教授、といった顔ぶれです。後半は、帝京大の笠井修講師とか、あるいは亞細亞大の小林一俊教授、横浜国大の山田卓生教授、独協大の平井一雄教授、それに、本学の三和教授、吉田教授というような先生方にお願いしました。こうして、六ヶ月間を通して、まず民法をやつてみたわけですが、非常に好評でございました。何故かというと、まず、基本書を特定します。学生が一番使つてゐる本、あるいは、初学者に一番むいていると思われる本に絞つて、民法の場合四宮教授の総則と有斐閣双書の民法（II）から四冊を指定しました。そして、合格者のチームに、予め、講義全体のスケジュールにそつて論点で落としてならないものは全部拾つてもらいました。合格者は予備校に行つていた者もいますし、法職研究室で受かった者もいますし、学

研連で受かった者もいます。彼らのノウハウと知識を集めてつくった論点表を、民法は三和教授にチェックしてもらい、その論点表に沿つて、各講師に、どの論点のうちどこからどこまでを頼むというように、強制的にお願いをしたわけです。

心配しておりますけれども、皆さんが快くやってくれました。また、講義のための詳細なレジュメをお願いしましたら、皆さんはり切つて、一回四〇枚ぐらいのレジュメを作つてくださる、事務は死にそうですけれども、そんな調子で、そのまま整理していくば、司法試験受験基本書シリーズができるような、そんなレジュメを、毎回、早目に配つております。実は、有斐閣との話合いで、それが整理できたら、中大法職責任編集で受験書シリーズを出そうという話合いが決まつてゐるわけです。

それから、「基礎講座」と平行して、「答案セミ」というのをやっております。これは、早稲田大学でも、他の予備校でもやつていなければなりません。例えば、民法で言いますと、前の週の基礎講座四コマ

(月水クラス、月木クラス、いずれも四コマやるわけです)で教授がしゃべった範囲の論点から二題、本番にもつかえるような、設問を予め作つておくわけです。民法については、今年は、三和教授に犠牲的にやつてもらいました。

あらかじめつくつて、問題集にして学生に配付してしまいます。これも、民法のすべての論点を覆うような基礎問題を四〇題、そして、例えば、講義が、水、月と四コマ終わりますと、その点に見あう設問について、論点について、答案を書けるものは書いてみる、書けないものは少なくとも考えて勉強する。「基礎講座」を受けているのが一年生中心で、二百五十名位ですが、そのうち、六クラスで一二〇名位が「答案ゼミ」を受けています。学生が書いた答案を週末に集め、これを、フレッシュな受かって弁護士になつて一、二年ないせいぜい三、五年ぐらいまでの方に、四〇名ぐらい、講師になつていただいて、次の週の土曜日に来ていただき、一回二コマ(三時間)、一組み二〇名位を対象に、六組で、つづ

けて答案作成の指導をやつていただきています。この二つを、「基礎講座」と「答案ゼミ」、今年は目玉商品として、まずやつているわけです。

そして、今年の一年生が、来年(二年次)の七月までかかるて、一応、「基礎講座」(民・憲・刑)を終わるわけです。が、それに統いて、今度は、商法と民訴、刑訴の「基礎講座」が、主として二年次生を対象として、来年の七月から発足いたします。これについては、私と永井教授とで責任をもちまして、合格者のチームが作ってくれる論点集をチェックして準備することになります。ですから、九一年度は、新しい一年次生を中心とした憲・民・刑の「基礎講座」と、それを終わった二年次生を中心とした商法・民訴、刑訴の「基礎講座」を行してやることになります。「答案ゼミ」は憲・民・刑だけについてやります。というのは、なかなか弁護士の先生方が忙しくて足りませんのと、とにかく択一合格が目標だからです。

択一ゼミも

九〇年度の新しい講座としては、二、三日前に、プロジェクトチーム、今年の合格者のチームで、択一ゼミをやることを決めました。これは、一月の二日から募集を開始して、一二月一〇日から始めるわけですが、八週間にわたって、過去問題中心のゼミをやります。担当者は今年のフレッシュな合格者です。特になるべく早く受かった人を選んで指導してもらうわけです。「基礎講座」で商法、民訴、刑訴を勉強した三年次生が「択一ゼミ」で勉強して択一にトライするわけです。

そして、三年次生の秋には、九二年度の秋には、九二年度から、商法、民訴、刑訴について「特別集中講義」を企画しています。こうして、論文の勉強もしながら、四年次には択一に受かることを目指とするのが今の体制です。

公開答練を実施

そして、択一合格者を対象として、「公開答練」を実施しています。公開答

練も、真法会答練の事務運営者であつた遠藤君を含めて、合格者がプロジェクトチームを組んで、その企画に基づいて、練習会を作つたわけです。初めは冒険だという意見もございましたけれども、われわれが意図したのは、レベルの高い競争答練でなければ、合格予測が立たない。他大学生をふくめて、相当優秀な受験生だけを集めて、法職の主催で公開の競争答練をやろう。そこで中大生もひっぱられて合格者を沢山出せば、法職の本当の合格者ということになる。ご承知のように既に、学研連の協力で、法職駿河台研究室が、二年前にかけて頑張っているわけです。ここから、初年度に一四名（うち旧学研連所属者が一名）の最終合格を出していますから、法職だけで受かっていますのは、去年は九名、今年は六名というわけです。これは正に法職の合格者ですが、まだそれじゃ在学生の信用がありません。公開答練で沢山の中大合格者を出せば、いま法職講座を受けている一年生二百名が多摩の法職を研究室で落ち着いて勉強し、都心の予備校に行か

なくなるだろう。それを四年度繰り返すと、大体各学年で二〇〇名の精銳受験生が現役にいつもいる、という状況を作り出せることになります。そうすれば、現役の択一受験者も増え、択一合格者も三ヶタになるのではないか。

ところで公開答練のほうの成果なんですが、募集しましたら三四五名の申込みがありました。これは予想以上の反響で、その後どんどん申込みがあるのは、全部断っております。各大学の学部長や法職の委員長に依頼して、優秀な学生を参加させてくれということを頼みましたところ、二〇大学から一一六名ばかりの学生が参加してくれました。東大が一六名、早稲田は三〇名、明治が二九名、慶應が一二名、後は一名～五名ぐらいです。その中で、去年の本番の論文試験の成績評価がAの者が、他大学生だけで四四名おられます。択一合格者は全体で、二〇〇名ほどおります。それから中央大学の学生で受けているのは二二九名で、うち駿河台研究室員が八三名です。

そういう状況の下で、とにかく挫折し

ないで初年度を成功させるということが、今のわれわれの任務だと思います。第一回答練を成功させますと、これがもとに新たな、いろんな意味で、法職講座の一貫教育、多摩と駿河台の一貫教育が、かなり可能になるんじゃなかと思います。お蔭様で、毎日曜の答練は、つねに、二六〇名位が受験して添削をうけており、三〇〇名位がずっと受講しております。全く人数が減っておりません。それから、この公開答練には、学研連などの研究室員に、積極的に参加していただき、答練の核となつてほしいというのがわれわれの強い希望でございます。先日、いわゆる一三団体に呼び掛けまして、つまり、六研連にこだわらず、郁法会、法友会、秀朋会、その他の歴史のある研究団体に声をかけて、代表者に出ていただきました。来年春までに、三回にわたって、「公開答練」ができないものかと、懇談会を重ねていこうというわけです。真法会さんも日野委員長以下いつも四、五名が熱心に参加していただきました。そして、公開答練に参加し、現役に法職講座

を利用させることが、各研究室の指導体制を充実するために必要であるというコンセンサスが生まれつつあります。以上が現状でございまして、法職ではそういうことをやっているわけです。

司会 中央大学の法職講座は今年から一新して動いているようですけれども、学校側の決意のほどを中央大学法曹会側でこれに関わっている方はどのように見ておられるか、一言お願ひいたします。

三和 出発した以上やらなければならぬので一生懸命やつております。高窪 これが挫折しますと、中央大学の恥でございます。中大の名譽は失われ、法職講座も瓦解し、受験生も目標を失ない、中央大学の看板である司法試験も共倒れになりますので、命を賭けてやつております。

柳沢 いま高窪先生がお話をのように、非常に熱心に取り組んでおられるので、中央大学法曹会といたしましては取敢えずこれを成功させなければいけないと考えています。

木村 私も運営委員会に最近入つたばかり

りですから、様子が分からなりにやはり同じような気持なんですかけれども、さつき大学の特別カリキュラムとの関係

のことで法職のことも出ていましたけれども、やはり本筋は本来大学のカリキュラムで解決すべき問題なのかも知れません。しかし先生方非常にご苦労されていますですが、大学の正規のカリキュラム改革というのは、なかなか口で言うほど簡単じゃないということが私も最近少しずつお話を伺う度に分かつてきました。

丁度トンネルを掘るときに、最初から本

坑と言いますが、真ん中を掘るんじゃな

くて、それよりも先に小さいバイロット

のトンネルを掘っていきますけどそんな感じで法職が位置付けられるのかも分かりません。そういった意味でこれが成功してちゃんと通つていけば、そのうちカリキュラム改革というもう少し大きなト

リキュラム改革という期待もあるわ

けです。

中村（裕） 先週の土曜日に法職講座の答案ゼミに行つて参りました、二〇通ほど採点させていただいたんですけど、一、

二年生の割には非常によくできているのでびっくりしたんです。基礎講座で配られている資料や内容というのは、充実していると思います。ただ採点する側に言わせていただくと、火曜日に送られてきて土曜日までに持つて行かなくてはいけないので、非常にその週によつては暇な週もあるんですが、私にとつてはちょっと大変なんで、なるべく問題だけでも分かれれば非常に助かるんです。

高窪 申し訳ございません。来年度からはなるべく早い時期に配ります。

駿河台記念館の利用

司会 次に高窪先生から駿河台記念館の受験指導体制についてもお話しいただき、それについて中央大学法曹会側から何かご意見があれば出していただきたいと思います。

高窪 また、ちょっとと説明しますと、一〇八名の定席を設けていただいて、初めの年は目一ぱい入つたんですが、まだ公開答練もございませんでしたので、ここに机は持つていて予備校へ行つちゃう、

という人もかなりいまして、実質的に利用したのは七〇名ぐらいです。これはまああの成果です。しかも、その七〇名の中から短答式は四七名受かって、最終合格が一四名受かってたんですから、合格率は非常に高く、成果は十分に上がったと思います。それで、二年目から大分変わつて参りました。特に今年は大分評判が高くなつたというか、公開答練も利用できるようになり、割引もあるということで、殺到しまして、短答式合格者がかなり入りました。今は百何名かが登室しており、二、三席開けてある程度です。

今までやつてているのは、カリキュラムゼミをOBの修習生や合格者諸君にやつてもらつています。カリキュラムでどういうゼミをやるかは、合格者のプロジェクトチームを毎年組みまして、ディスカッショーンして、最も理想的にカリキュラムを組む。それがまずければ、次の年には修正するということで、ゼミ、ゼミ、でやつております。

中村（裕） 先程休憩の間に、今年駿河台記念館を利用している先輩に会つた

んですけれども、彼は新宿に住んでいて、今まで多摩に通つていたんで大変苦労をしたと、ところがここにできたので非常に助かつたと、彼は特に一昨年、昨年と口述で落ちて勉強場所を探してたところ、ここにできて非常に有利ないと。今後も多摩の研究室とともに駿河台記念館の研究室も利用させていただいと、より拡充していただきたいといつていました。が、その点、何かご意見がございましたら伺いたいんですが、如何でしょうか。

学研連などと法職講座とのかかわり

司会 今日は学研連の代表は来ておられませんけれども、学研連側としてこの駿河台記念会館利用による法職講座についてどう対処されるかということについて、ご意見がありましょか。

中津 今の流れでしばらくやつて行くということでいいんじゃないでしょうか。

鈴木 これは全体に関わることなんですが、それでも、駿河台研究室ができまして、今度公開答練を実施しているわけです。

木村

いま鈴木先生がおつしやつたこと

門講座、基礎講座をどのように位置付けていくのか、それからあと駿河台研究室のほうの位置付け、仕上げるほうですね。その関連をどのように位置付けながら持つて行つたらいいのか。それからあとは学研連との連携と言いますが、位置付けです。これは学研連は各会それぞれの伝統もありますし、指導体制その他全ての問題について同じレベルで議論することができます。各会それぞれの実情を配慮しながら、方向付けをそろそろきちっと決断すべき時期に来ているのじやないかなという感じを実は持つているんです。ですから学研連衰退論が非常に強くて、まさにこれまた切迫した状況にあるわけです。学研連の中で基礎的なことをきちっと勉強させて叩き込んで、駿河台で仕上げるのか、あるいは学研連で公開答練に参加させてそこで仕上げるのか、そのへんの位置付けを今後きちんとして行かなければいけないのではないかということを個人的には感じております。

ですが、私も鈴木先生と同じ立場で学研

連から推薦を受けて法職講座をお手伝いさせていただいている立場で、両方に足場を持つている関係で、その点が個人としても非常に気になります。現実問題として、多摩のほうで入門講座なり基礎講座をやって、こちらで答案練習会という形でやってきますと、現実としては多摩のほうが言つてみれば二軍で、駿河台のほうが一軍だみたいな形にどうしてもなつてくると思うんです。それが果たしていいのかどうか。そのことについて私もどうしたらいか今すぐには分かりませんけれども、多摩のほうがよくできる学生がいないということになれば、学生を引っ張つて行くいわば機関車みたいな役の学生、昔の研究室ですとちょっと古参の室員がそういう役割を果たしていたんですけども、そういう存在がないなくなつていきます。そうなると多摩の研究室もなかなか伸びていかないというようになることになる、そうするとこっちに一軍を供給してもらう母体としてもやはり弱体じゃないか、そういうことになりはしな

いかという懸念が一つあります。

伊井 私も木村先生と一緒に、多摩の研究室というものが在学生や勉強を始めたばかりの者だけがいる、そういう二軍部屋のことになつてしまわないかという危惧を持っているんです。研究室というのは新人もいればベテランの人もいて、その中で盛り上がりしていくというのが本来の特色だったのに、それが無くなつてきているということを感じているんです。だから今度駿河台研究室ができるということはとてもいいことだと思うんですが、それによって本来の各研究室がそういう形で衰退していくことがあると、これはまた一つの問題だろうなと思っています。それは研究室の事情として問題となるだけじゃなくて、推進力というか新しい受験生をどんどん増やしていくといふ面でも問題だう思います。それを考えると、将来的には法学部の存在場所、あるいは研究室みたいな場所を含めて、もつと都心と連係した方法が取れないものか、極端なことを言うと、法学部だけでも都心に戻つてくられないかと

いう気持ちは持つております（笑い）

中津 駿河台記念館のことだけじゃなくて、学研連のそれぞれの研究室との関係についてもお話が出てるのでお話をいたしました。せいぜい三〇人か四〇人の受験生、入室希望者しかいなくて、しかも入室希望者はほとんど一年生という状態になつてます。入室試験に携わつてみると、彼らは何が何でも司法試験というんではなくて、言葉を悪く言えばサークル活動的なものとして研究室を考えており、まあ、ちょっとや

つてみると、かといふ感じなんです。そういう学生を集めて、いま各研究室が四苦八苦しておりますもので、昨日もいわゆる六研連の合同祝賀会をやつたけれども、なかなか数が受からずあります。それについて、こういう形で一年生を入れるんですけれども、研究室は手が比較的沢山ござりますので、いわばマンツーマンで指導ができます。玉成会の場合などでは、一年で入ってきた学生に半年ぐらいの間にみんな一応憲法なりを一通り回させるようになります。合格者あるいは若手の弁護士が指導員になっており、要するに何とか司法試験への道を付けておるという状態なんです。それで駿河台研究室の位置付けが仕上げということなんですが、仮にこれが仕上げという要素を持つとしても、これは必ず学研連の学生を集めなければならないわけとして、多勢の中大の受験生の中で、学研連以外のところでも勉強しておつて、相当のレベルに達しても、もうちょっと手を入れれば合格しそうな、在学生や卒業生を集めてやつていけばいいんで、そこはお互に助け合い競い合

いつつやっていくことが、中大の興隆に私は役立っていくのじゃないかと思うんです。

十二、法職講座と受験予備校との相違点

司会 今は法職講座はなかなか充実してきておるようですが、それとも、受験予備校との相違点というんですか、何かそういう点は如何でしょうか。それとも受験予備校と同じように大学の司法試験機関でされども、そういう形で進んでいくんでしょうか。そのへんの理念的なものをどうお考えになっていますか。

予備校よりレベルが上

三和 それは私が責任者をしております基礎講座で申しますと、基礎講座の担当者は教員が担当しております。従つて学会のレベルに一応達したものを中心にして、レジュメにしましても各教員が責任を持つてやつておりますので、必ずしも予備校とはちょっと内容が違うん

じゃないかという点を自負しております。もう一点はそれをやりながら、半面答案ゼミという形で、最近合格された若手の先生方に協力願つて調整が付いているんじゃないかと思っておりますし、そうしたほうがうまく行くんじゃないかと一応期待は持っております。

高窪 まず、各種講座の解説レジュメの正確さと学界におけるレベルの高さ、これはとうてい、予備校にはできないことだと思います。専門の先生に見てもらいますと非常に内容が正確であります。それから、あれだけの講師陣はとても予備校では揃えられません。答練の場合も、例えば、慶應の宮沢浩一教授とか、東大の奥平康弘教授とか、京大の林良平教授は、予備校ではやらないけれども、中央大学さんがやるなら、やっていいと引受け下さいました。今までは、真法会が中央大学だと思っていた、とおっしゃっていましたけど（笑い）。「実は違うんですね、今度は大学であるんです……」、「そうなんですか」というようなことで、皆さんのが引き受け下さり、講師のメンバ

一もきちつとしております。また、恐らくご質問の意図は、予備校のようにマニュアルだけ教えても仕様がない、つまり法曹養成の精神的支柱といったものをもつていかなくちゃいけない、ということだと思いますが、それは十分に考えていました。今のところは創業会社でござりますので、とにかく中大法職のマニュアルを作っていました。その間に、先生方の力もお借りして、例え、年に何回か、法曹界の大先輩を呼んで特別講演会をやるとか、啓蒙的な企画をもつていて、いたいと思つています。

中津 今のお話なんですが、端的に言つて学校がやる法職講座と予備校の違いは、次の点にあると思います。予備校は単なる知識の切り売りをやっているのですが、学校がやっていることあるいはわれ研究室がやっていることは、後輩の中によき法曹を作ろうということです、ただ単に受かればいいのではなく、うと思つてます。勿論受かればいいという面もありますがそれ以上に、後輩からよき法律家が生まれて欲しいという、

单なる知識を越えた、もう一つの熱が籠つておると思いますから、その差が絶対だと思います。

伊井 確かにおっしゃる通りで、方向性はそれでいいんだろうと思ひます。たま私は五五年卒で、丁度予備校の草創から現在までを見つめましたが、予備校も当初はいっぽいいろいろなものができますして、それで栄枯盛衰があつて自然淘汰がなされました。それで淘汰された原因は何だったのかというと、当初はどこの予備校でも、有名教授を呼んてきて、レジュメを作るとか、そういうようなことをいろいろやつていたわけです。しかし、その中で残つてある有名予備校は三校あるのですが、あの三校の特色は、むしろそういうところから抜け出して、専任講師を作つたということです。

高窪 私もそう思います。率直に言わせていただくと、実は「総合案内」の中でもつつきりと言つてゐるんですけれども、法職は、中央大学が学校の中に作つたレベルの高い予備校なんだという言い方をしてゐるんです。ただ、他の予備校は商業主義で、例えば答練料なんか二十万円取るわけです。それをうちは四万五千〇〇〇円でやる。安くて、レベルが高いということが一つの特色です。また、おつしやるよう、あんまりアカデミックになり過ぎますと、これは今の世の中の受験生のニーズにあわないんです。この辺が、教授会の空氣との間では、いろんなコンフリクトが出てくると思うんです。予備校のいいところは見習いながら、正確で質の高い受験教育をやるという考え方

方がいいんじゃないかと思っています。

三和 おっしゃったことはよく分かるんですけれども、最近の学生を見ておりまして、予備校に通つていろんなカードみたいなものを使ってやつておるのを見ておりますと、非常にわれわれは危険を感じます。受験技術としてはいいかも知れませんけれども、あれでいいんだどうかという点がありますし、講座を組むときには、先程からもお話をありましたように、合格者と話をしまして決めて行つておりますので、彼らに聞きましても予備校の行き方は必ずしも良くないと言つておりますし、それからもう一つは先程来から何回も申しますように、われわれが他の大学の先生に頼んで講義をしてもらうという場合でも、予備校が頼む場合と教師の意識が違うだらうと思うんです。少なくとも中央大学で呼びましたら彼らはそれだけ意識してしゃべってくれているだらうと思いますし、そのへんがやっぱり根本的に違うんだと思っております。

予備校の欠点は

永井 三和先生の言いたいことをもう少しはつきり言わせていただきますと、多分予備校のレジュメとかいうものにはかなり基本的な間違いがあるだらうと思います。どんなことを言つていたというのが多いんです。最近ではそれが特に目立つようになっています。学者では絶対言わないこと、言つてはいけないことも平気で言つているんです。というのも学生からいろいろな質問を受けたとき、ギョツとする質問なんですね。考えたこ

ともないし聞いたこともないようなことを言つて、いつたいそれは誰が言つているんだといふと大体そのあたりなんです。それがはつきりと先程の最初の問題のところでいわば研修所段階に行つて恥をかくと、起案書が書けないとか言つてゐる合格者を作り出している基じやないかというふうに思つてます。実際にこれはいろいろお手伝いだいている合格者に申し訳ないんですが、実際の答練の採点、またいろんなものをチェックしたものははつきりと陰で見つけています。

十三、受験生の継続的指導体制について

司会 このように法職講座で受験指導体制ができつてあるんですけども、司法試験受験はいくら改革をされましても、在学中の合格はなかなか難しいと言われておりまして、卒業後も含めて継続的指導体制をどうしていったらよろしいのか、中央大学法曹会側がいろいろ検討しておりますので、まず中村（裕）先生のほうで導入部分を説明して下さい。

中村（裕） 一つは留年制度について教

えていただきたいのですが、在学中に受かるということはまれですから、どうしても卒業時期を迎えます。そうしますとやはり留年して就職のチャンスを残しておきたいという保険的な機能としての留年制度と、それから授業料を安くする、例えば一〇科目のうち一科目だけ落としたんだつたら一〇分の一でいいんじやないかと（笑い）単純な計算なんですねけれども、そういう経済的な側面からもみた留年制度があれば、もう少し優秀な学生の足止めができるのではないかというふうを考えているんですが、如何でしょうか。

外間 その問題は前からいろいろな方面

から指摘を受けまして法人と折衝してき

ました。今回学費を改訂することになりまして、ちょっと今これでもめているん

です。（笑い）それでそれに関連いたし

まして、法人のほうでもこの点について

非常に理解を示して下さいました。具

的な制度として恐らく一九九一年度から

実現できるのではないかということころまで来ております。そしていま法人が考え

ておりますのは、一つは卒業に必要な単位のうち八単位以下の単位を残して修学を延長した者の、これは動機目的の如何を問わず学費を半額減免するということです。そしてそれにプラスして、司法試験、公認会計士試験等を受験する目的で、自発的に単位を残して修学を延長する学生に対しては、さらに学費を減免することを考えています。法学部で具体的な案を作つて提案をしたいということで、三和先生、それから刑法の斎藤先生おふたりが中心になって、この修学延長制度、特に司法試験を目的として修学を延長した学生に対する学費減免措置の具体案を検討中です。

三和 基本的なことだけ申し上げますと、合の認定ですけれども、最後の八単位なら八単位、単位を残すと、試験はちゃんと受けさせたらしいんじやないでしょうか。要するに紐を付けて本人が自発的に、例えば合格点だよということはハッキリさせて成績に評価もする。本人が卒業しようと思つたら卒業すればいいんだが、ただ卒業だけは保留する。そうすれば授業料を一割りにしても世間的にも通用するのじやないでしょうか。

在学生合格とは

外間 私どもの本音の一つを申し上げますと、在学生の合格者の数を増やしたいと、いう狙いがあります。ただこれは法務省との関係でどういう学生を在学生として統計表に載せるのか、これはちょっと調べなければいけないわけです。例えば

と思います。これは予算との関係がありますからどうなるか分かりませんけれども、今はその程度で、あとはどういう形で基準を決めていくかということを検討中です。

四年生で二月、三月に法務省に受験届を出しますが、そうするとその書類の中に卒業予定と書きますと、受験のときには卒業しているわけです。ですからこれが受かっても在学生の人数の中には入つてこないです。そこらへんの技術的な問題をちょっと整理して、在学生の合格者の数を少し増やしたいということが問題の一つです。受験届の中に卒業見込みと書くんですね。そうしますと受験したときは卒業しているという扱いになるわけですね。

中村（裕） そうです。卒業証書の写しと一緒に出さないと、修習の許可は下りませんです。

外間 ですから四年生が受験する場合にもう一年留年できるから卒業予定と書かないようにという指導をしなくちゃいけないですね。（笑い）

中村（裕） 留年制度がこれから大事になると思われるのには、司法試験の合格者が七〇〇人に増員になるからです。それで随分受験生の恐怖心がとれてきて、益々、留年制度の重要性、つまり優秀な

学生の足止め策が必要になってきたと思います。

永井 三者協議では六〇〇、六〇〇、七〇〇、七〇〇、七〇〇になりましたね。

伊井 そこを説明しますと、来年度から取敢えず今の五〇〇から一〇〇名増やして六〇〇になると、来年、再来年は六〇〇、六〇〇で、その後は七〇〇、七〇〇になると、そうしますと合計八〇〇なんですね。それとも、プラス一〇〇名をその五年間のどこかに入れて、五年で合計九〇〇名増にするということなんですね。

高窪 大蔵省がオッケーしている予算枠は七〇〇（二〇〇名増）なんですね。

大学における法曹養成コースとロースクール構想について

中村（裕） 今度は大学院における法曹養成コースとロースクール構想について伺いたいのですが、よろしくお願ひします。

高窪 本来は、渥美東洋法学研究会委員長が在席すればお話をべきなんですが、私もメンバーでございますので代りに、

説明させていただきます。一〇月一九日の、渥美君が委員長になつて第一回の委員会で、基本的に今後の大学院改正に関する問題点が整理されました。その中に大きな項目として、「大学院への社会人の受け入れ」、つまり「東大でやりましたようなビジネススクール化」という問題です。

それから第二の柱として、「法曹・上級公務員志望者の大学院への受け入れ」という項目が入っています。そして、これに関連して、必要な検討点としてはまず、入試制度をやはり改革しなければならない。今の大学院入試では、外国语にかなりウェイトがありますが、司法試験受験者についてはこのような受験制度を変えいかなくちゃいけない。第二に、学科目を、横断的取得という表現を使っていますけれども、かなり自由に弾力的に選択できるように、どうでもいい科目は排除して取れるようにしていくという配慮が必要だとされています。それからもう一つは、学部長の言われた「学費負担の軽減」です。この三つを考えなくて

はいけない。そこまでは、今後の検討点として、具体的に、この間の委員会で承認されております。そのときに私が発言いたしまして、それに関連して、いろいろ外の人事の採用とか、あるいは大学院制度の改革とか、国際的な大学院を作るとか、いろんな提案が出てるんですけど、れども、あんまり何もかも欲張らないで、絞つてやろうじゃないか、という意見を申しました。絞るべき点というのは、私として考へてるのは、やっぱり、第二点、つまり、「法曹養成コース」をまず作るということを第一に考へてくれといふ希望は申し述べております。それと並行して、東大がやつたような、実務家を呼んでのビジネススクール化ということは当然考へております。

それともう一つは、大学院の人事権の確立という問題が議論の対象になつています。つまり、東大などですすめている大学院大学構想というものを真正面から肯定して検討していかねばならないのじやないかということです。今は、教授会と大学院というのは一つのラインなんで

すけれども、やっぱり大学院は別で、一つの研究機関といいますか、有能な専門家、もちろんこれは実務家を含めて、そういう人々を講師に登用する、さらに、外国人教授も講師に招く、そのためには、大学院研究科で独立に人事を決められるという人事権をはつきりさせなくてはいけないのでないかと、大体そんなふうなことです。

三和 永井先生の現状は

高窪 率直に言つて早稲田と比べるともすけれども、現状ですが、中央大学の学部を卒業しまして、早稲田の大学院に行きました

司法試験に受かっている人が大分いるらしいようですが、受験生が四〇名ぐらい早稲田の大学院にいるということを聞いておりますので早稲田卒業に中央大学の者がいるのじやないかと思つてゐるんですが、如何ですか。

中津 定員があるんですか。

三和 いや、定員には関係ないです。

高窪 大学院というのは研究者の養成だ

というのだが、昔からの、根っからの、考え方なのです。

中津 文部省との関係でも定員は要らな

高窪 それはあります。だから定員に達していないんです。定員だけ探つていなわけです。法人からはしょっちゅう文句を言われるわけですね。それでも、研究者養成でいいんだということで頑張つね。

永井 最終学歴がどこかということです。早稲田の場合は大学院の入試が司法試験受験生にとつてみれば語学が要らぬ

い、専門科目だけでいいという利点があります。

中津 その点に関連して中央大学の大学院の規模、内容について申し訳ありませんけど教えていただけますか。どれぐら

いの人数がいて、どういう内容の大学院なのですか。

政治とか公法なんかの場合には、受験生が減ってしまって、いい学生が来ないんですね。今年は一人しかこない、もつと学生が来なければ指導ができないじゃないかと教授が言い出します。やっぱりこれは大学院の体質を変えないからじゃないかと私は言つたんですけど、そういう問題があるとは思います。今のところは学者はよく育っていますけれども、文部省の考えている大学院というものは、遙かに違うものを考えているわけですから、もうちょっと時代に目を開かないと、時代に乗り遅れるのじゃないかと思います。

中津 重ねて済みませんけれども、中央大学の大学院が法的に認められている定員というのは、どれぐらいの定員なんでしょうか。

永井 マスターの規模だつたら一〇〇人くらいですか。

中津 一〇〇人の定員に対して一人ぐら

いしか来ないんですか。

永井 大学院修士の法学研究科の定員があるので、その中に政治や法学研究科などに分かれているわけです。民事法でい

かと教授が言い出します。やっぱりこれは大学院の体質を変えないからじゃないかと私は言つたんですけど、そういう問題があるとは思います。今のところは学者はよく育っていますけれども、文部省の考えている大学院というものは、遙かに違うものを考えているわけですから、もうちょっと時代に目を開かないと、時代に乗り遅れるのじゃないかと思います。

永井 商法が大体三、四人ですかね。

中村（裕） 私は大学を卒業した後も大学院で司法試験の勉強ができます。そこで司会 ところで、司法試験改革が実行に移された場合、中央大学としては今後具体的にどのような対策をとつたらいいのか、今後の受験指導体制はどういうふうにしていくべきか、特に中央大学法曹会側のほうでお考えがあれば紹介していただきたいと思います。まず大谷先生のほうでご発言いただきたいと思います。

司法試験改革が実施された場合の受験指導体制について

大谷 法務省が考へている司法試験改革は、要するに若手の合格を増やすといふことなんですね。現在でも中央大学の合格者は減っているのに、そういう法曹会として協力していくべきだと思います。

よき指導体制の確立という点で、ここにお集まりの法学部の先生方は非常に熱心ですし、それから伝統的なものを持つておられますし、法職講座でわが法

えば、去年は二人、今年が八人ぐらいですか。民法は一人です。

高窪 商法は少しは多く入っているんですね。



曹会の先生方もみな一所懸命にやつておられますので、これを一層強化していく

ということが先ず第一だと思います。

更に受験指導の場以外にも中大法曹会

としては、学問の独立というものを、これはもちろん充分尊重するわけですが、

ども、中大の受験生は減るし、合格者は減るという危機的な状況ですし、法曹実務家養成ということですから、われわれ

OBのほうも積極的に提案をさせていた

だきたいと思います。そういう観点でい

きますと、例えば、中央大学の法学部の

学生は多摩に行つてしまつたお蔭で、身

近なところに法律実務家がいなくなつてしまつた。そこで法律実務家から学生に

もつともつと刺激を与える必要があるの

じやないかと思います。先程あつたチュー

ーター制度、あるいは多摩の法学部の

官や検察庁の見学をするためにわれわれ

が案内してやるなど刺激を与えて司法試

験への士気を高めることも必要だと思いま

ます。

それから優れた学生を中央大学に集め

るということにも中大法曹会として協力

すべきことはあります。例えば推薦入学

生を採るときに、各校にそういう要綱を

配るだけじゃなく、積極的に大学の法学

部の先生が行つて、その時に中央大学の

OBも一緒に行つて、特に法学部の学生

には人材をお願いする。全国各地で行わ

れる中央大学入試説明会場には、地元の

法曹の優れた先輩も出席してアピールす

るというようなこともすべきだと思いま

す。今が一番中央大学卒の法曹が法曹界

全体で活躍している時代でありますし、

法曹界に限らず中央大学の、例えば政界

進出も、今は早稲田に統いて二位で、中

大卒の国会議員が五十数名いるんです。

これだけ日本の指導的な立場にある人材

を出している今の中大大学、ところが受

験生の人気がないというのは不思議でし

ようがないんです。せつかり今までの先

輩方が築いてきた中央大学をしぶまし

てはいけない。そういう点ではわれわれ

が積極的に大学受験のところまで出て行

く努力が必要だと思います。

司法試験改革の時こそ絶好期

永井 一番気になつているのはこの問題

で法務省と日弁連三者協議の中で、この

改革案が来年通つた場合に、その五年間

の経過措置中に受けた回数も実施のとき

にはカウントに入れるんだということが

あつたと思うんですけれども、その点確

認できますか。

司会 それはそのように理解しております。

中津 だから平成八年の段階から状況如

何により丙案実施が始まるわけです。平

成八年の試験において三回目の人人が二〇

〇人優遇されることになるのです。平成

六年からはカウントされるということで

ですね。

永井 六年ということは今的一年生です

ね。彼らは経過措置が終わつたときには、

下手すると三回の受験を終わつていると

いうことですね。卒業のときにもう選択

を迫られるわけです。卒業までに三回受

けるとかなり不利になるというのはもう

目に見えるわけです。もう一つの状況と

して、三回以内の人というのは、論文の

ときにプラスして採るんです。そして口述のときには一切垣根がないんです。ということは、四回以上の人々の論文合格者と、三回以内の合格者二〇〇人とで口述をやつて上から何人というときに、口述のときにもし若い受験生に点数が甘ければ落ちる率はどこが多いかということです。

中津 若い受験生には、甘いんじゃないでしょうか。

実際に試験委員をやつてている方がそう言つているんです。若い人を受からしたいたんだと。

だから優遇者は二〇〇人というけれど、現実に言うと二五〇人ぐらい論文で合格させることになるでしょうから、つまり口述で落ちる部分を上乗せしていますか

ら、その人達が実は口述は落ちないで、五〇〇人の方へ来るということはあるわけですね。

永井 単純増員の時期には、従来の人達

が多く入り、実施時期にはかなり少なくなっているということですね。

中津 そして、中央大学の教育が波に乗

つていけば、丁度そのときに若い二〇〇人の中に中大も入ればいいわけですから（笑い）

高窪 いま永井君の言つたことを裏返しに言うと、この二年間はある意味では絶好のチャンスなんです。だから、ここにところで層の厚い合格者をどんどん沢山出していきましょう。

永井 実際に、私たちはこれに対応して一年生を教育しなければいけないんです。

高窪 それをやつしていくと、今までのOBは努力で受けたいくわですから、中央大学は首位奪還もできるでしょう。この二年間の努力が実れば、いいチャンスなんです。しかし、何もやらなければ敗北です。

決断の時期に当つて

司会 決断の時期に当つて、今すぐしなければならないと考えておられることを一言お願ひします。

鈴木 司法試験制度が改革されたときの対応についての問題ですけれども、率直に言つて格別の対応策はないと思ひます。

あくまでも原点に立ち返つて、先程来話の出たような基本的な課題を早急に決断する。まさに決断の時期だと思います。

同時に中央大学法曹会としてこの問題にどう対処していくかということになりますと、細かくは申し上げませんけれども、マンツーマン教育を徹底してやらなければいけないと思うんです。その場合に、毎年中大出身のOBが多数出てくるわけですが、今年初めて過去三年間ぐらいの登録した若手OBを全部セレクトしまして、協力してくれるかどうかお願いしてみたところ、三十数名の若手OBから協力のご返事をいただいております。ですからこういうことも思いつきじゃなくて、今後制度化していくながら、答案ゼミとかチューターとかの要員を、中大法曹会が責任を持ってアールしておいて、大学からの要請があったときには、隨時派遣できるような体制作りをしていかなければいけないのではないかと考えております。

高窪 私のほうから、特に学研連にお願いしたいのは、いつものご協力に心から

感謝するとともに、学研連自体がますます発展充実してほしいということです。

開講シンポでも、研究室には豊かな伝統があつて、そこへ入つて仲間を作ることは素晴らしいことだと新入生には言つてはいるわけです。さつきのお話に出たように、法職が発展するとともに学研連がしばらくでしまうのじや、全く意味はないと思うんです。ですから、各研究室は益々充実していくだいて、法職も、新入生に研究室を受けると言つて、優秀な室員を送り込みたいと思います。また、法職のできることは、各研究室の指導体制にも協力していきたいと思います。法務省の考え方は、たまつている人達、古い人達を切ろうという発想なんです。「優秀な人」というのは「若い人」で、ちょっと点数は低くても、若ければ受かれるようにしてやりたいというのです。そこには、たまつている人はもう切つてしまおうと、いう発想があるので、これは納得できません。われわれはまず、若手教育を一生懸命やる一方、OBの勉学の場も提供しているますが、学研連としては、古い人

も、少しでもその可能性を引っ張り出して受からしていただきたいんです。これが一番大事だと思うんです。彼らはそこで切られたら人生行くところがないんです。それを、私は、特に学研連にお願いしたいと思います。

永井 短期的な方策としては、まだそんなに一般的に考えていないんですけども、中央大学で司法試験委員を出してい

ない科目には、主要科目では刑法、民法、商法があります。そういうところにある意味では司法試験委員を兼任講師として呼んできたいという気持があります。それで各科目に絶対司法試験委員がいると、いうような体制をとることによってかなりの学生を大学の講義に引き付けることができると思います。またそこでどうい

すけれども、司法試験改革が実施され、いくに当り、その長期的なビジョンについて大谷先生が先程説明していただき、短期的なところは今永井先生などに触れていきました。そのようなシステムの下まず、今後は三年で合格させるシステムを充実していこう、遅れても残りの五〇〇人の中に入つて合格していくようにしていこうということですね。

まだまだ議論は尽きませんが時間となりましたのでこれで一応終わらせていただきたいと思います。大変長い間ご苦労様でした。有難うございました。
それでは最後に中央大学法曹会大西事務局長お願いいたします。

十四、事務局長閉会の辞



大西 今日は本当に忙しい時間をお割

きいただきました、長時間にわたって司法試験の現状それから将来の見通しを踏まえていろいろのご議論を頂戴いたしました。私、司法研修所で実際に修習生をお預かりして、それらの者の能力を見ていきますと、箸にも棒にもかからない者が沢山いるんですけども、その中では中央大学の卒業生は比較的に少ないということが言えるかと思います。その意味では中央大学の卒業生の司法試験の平均的な能力はかなり高い水準にあるのではないかと思います、ただ遺憾なことは如何にも長く受験して受かった人が多いということなんですね。それらの原因についても本日いろいろご議論願いまして、一つ一つ原因を探索し、一つ一つ潰していく努力が必要であろうと思います。またその改革の中では社会の法律あるいは法そのものに対するニーズの多様化といふものがありまして、大学における法学教育を、やはり社会のニーズの多様化に応じていろいろとお考えになつていらつしゃるところもあるやに伺いました。恐らくそれが先程お話にありました司法

コースであるとか行政コースであるとか、あるいは企業法務コースというものの分化した形をどうしても取つていかざるを得ないんであろうと思われます。しかしながら司法試験の改革論議を捕らえての焦眉の急の問題につきましては、先程来議論の出ておりますように、ロングタームではなく、まさにいま何をしなければいけないかという議論に集約されるのはないかと思います。なるほど大学におかれましてはその制度論とかいう大きな舞台の中に問題は流れしていく可能性も秘めているんであろうと思いますけれども、やはり社会のニーズの多様化の一つである優れた法曹を供給するという大学の使命を踏まえて考えますと、この分野は、今までに実行に移らなければいけない分野であるというふうに伺いました。中大法曹会におきましてもでき得る限りのご協力と支援とをお約束申し上げて、大学におかれましても益々若い司法試験合格者を沢山お出しになりますようにお願い申し上げて、はなはだ厚かましいお願いでございますけれども、これをもつて

閉会の辞とさせていただきます。どうも有難うございました。（拍手）

会員の声と消息

裁判所関係

平成二年四月、東京高裁へ転勤となりました。

澤田三知夫

昭和六二年一月から二年間日弁連の事務次長を拝職し貴重な体験をさせていただきました。法曹三者が立場の違いを充分に理解し合つたうえで議論してこそ実りある成果が期待できることを教えられ、その思いを抱きつつ弁護士生活二五年に終止符を打つて平成元年四月裁判所にとび

小川克介
成功といえそうです。裁判にはグローバルな物の見方が必要ですが弁護士二十五年の経験は、それを助けてくれます。残念なことは、後に続いてくれる人の出てこないことです。

高野芳久

前略 いろいろと御苦労様です。群馬の地も四年になります。当地も会員の方が多く、その活躍ぶりに心強く感じています。

中大法曹の益々の御活躍と御発展を祈っております。

込みました。その成果は進行中のことで確定的な答えはもつと先のことですが、中間報告としては、転職大

御返事大変遅くなつて申し訳ありません。

村重慶一

現在、民事、刑事、家事、少年とあらゆる事件を担当しています。そうすると、事件をみるにも広い立場から検討できるメリットがあります。例えば民事判決の簡易化と刑事判決の簡易化、家事審判法24条の審判活用と離婚訴訟との関係（離婚事件は家裁で解決する）、少年法27条の2の解釈（保護処分継続中に限る）と不当な保護処分の救済方法等が考えられます。実務上提起される問題点の把握が多面的になります。国民

の権利救済のために実務家として微力をつくしている今日この頃です。

小林真夫
去る一八日、法務省、最高裁、日弁連の法曹三者協議会において合意に達した司法試験改革案に賛成です。

大島哲雄

私は、中大通数を40年9月に卒業し、49年4月に判事補に任官して今年で裁判官生活16年目となります。

その間民事刑事家事少年と裁判所でやる事件の一通りを経験しました。ところで、私は、60年3月からパソコンを使い始め、これで、「判決原本添付図面」・高等学校等の先生との連絡協議会での少年事件のPR用の「少年事件フローチャート」等をカラーで作成していましたが、縁あってその成果を「ASAHIパソコン」に応募しましたところ、No.34

(平成2年4月15日号)に審査員特別賞として掲載されるという好運に恵まれました。パソコンの図面を作成機能の裁判での活用例を紹介させていただきました。皆様のご健勝を祈念いたします。

多田周弘

草深き無人の駅を吹き抜ける

伊吹おろしも春夏秋冬

法廷の小窓の中の教会の塔の十字の上の白雲

花が舞う城の湖畔の宵闇は遠き彼の地の若き日のこと

前略

佐藤康

コスモスのゆれる野原に立つ人の視線ははるか落日の山

会員名簿中、所属欄が「東京地方裁判所判事(部総括)」となつておりましたが、私はまだ未特例判事補(当時は新任)ですので御訂正願います。

年を担当させて頂いています。当支部では、本年四月から支部の統廃の関係で、合議事件はなくなりましたが、事件の難しさは大庁にないものを感じことがあります。司法試験改革等激動の折、皆様の御活躍を祈念しております。

古閑美津恵

幹事の皆様御苦労様です。
最近いわゆる新様式による判決書が増えつあります。従来の判決書のスタイルと大分異っていますので、

今後修習生にどう教育していくか議論しています。判決書ですから、判断の過程が訴訟当事者によく理解でできるものであることが大切なことに変わりはありません。

論しています。判決書ですから、判断の過程が訴訟当事者によく理解でできるものであることが大切なことに変わりはありません。

謹啓

いつも御世話になり、恐縮しています。

八月から東京法務局長として関東

飯 畑 正一郎
平成三年四月に転勤の予定ですので、表記の住所、勤務先は、発行の時期には、無効です。
いつも御苦労をおかけします。

検 察 庁 関 係

平 田 定 男

○本年九月一七日付け異動で宇都宮

地検次席検事から東京地検八王子支部長に配置換えになりました。

○平均年令三〇歳にならなければ合格しない司法試験の現状は、極めて異常です。早急に改善すべきです。

中津川 彰

的スムーズに流れしており、早く同事

件全般について判決を得たいと思つております。

保 坂 洋 彦

の一都一〇県の法務局の責任者として頑張っています。不動産登記関係は、戸籍、供託、訴訟、人権問題等守備範囲が広く、かつ市民との接点が多いので、国民に愛される法務局づくりに努めています。検事に任官し、いわゆる行政関係部門へは一三年めです。

これからもよろしくお願ひします。

前略

転居しましたのでご連絡申し上げます。お手数をおかけしまして厚く感謝申し上げます。

敬具

昭和63年3月以降東京地検特捜部

に在籍し、いわゆる「リクルート事件」の捜査等を経て、現在は同事件の公判（主として「NTTルート」）に従事しておりますが、審理は比較

前略

転居しましたのでご連絡申し上げます。お手数をおかけしまして厚く感謝申し上げます。

北 岡 英 男

7月25日付けで福島地方検察庁か

ら浦和地方検察庁へ転勤になりました。公判部に所属しています。

平尾雅世

本年春から訟務検事をしています。しばらく刑事から離れることになりましたが、勉強のつもりで頑張っています。

尚、住居は変更しました。

鮫島清志

中央大学法曹会のますますの発展を切に祈るばかりです。

青沼隆之

法務省の在外研究員として、渡米し、司法省麻薬課及びワシントン・フロリダの各連邦地検で麻薬事犯の捜査について研究してまいりました。日米の法制度や捜査方法の違いに驚くばかりでしたが、新麻薬条約の締

結によって日本も「マネーロンダリング」「フォーフエチャー」等の犯罪・没収制度の創設を迫られるとともに、刑の執行についての国際協力と云った新しい問題にも直面することになりそうです。

小田収

前略、私こと、平成二年四月一日付

で東京地方検察庁から仙台地方検察庁へ配置換えとなり、以来現在まで、新装成つた庁舎にて刑事部長として執務致しております。学員法曹会幹部の皆々様におかれましては御苦労

様です。忙しさにかまけてつい連絡すらも怠りがちな自分を反省しております。今回も期日を若干経過しましたが、何分とも宜敷しくお願ひ致します。

在京の皆さんには御無沙汰しておりますが、間もなく定年を迎えますのでお近くで御交誼をいただくことが出来るものと楽しみにしております。

窪田四郎

最後に貴会の御隆盛を祈念いたします。私は去る九月、後進に道を譲るべく、函館地方検察庁検事正を最後に、退官いたしました。地方から中央を

川島興

平成元年九月大阪高検検事長を拝

命してから一年半余を過ぎました。

草々

みていて感じたことの一、二を申し上げ、提言にかえさせていただきます。

一 大学教員に対しては、お互い地位に甘んずることなく、切磋琢磨

して学問を深め、その成果を発表

して中大が学問の府としての真の評価を高めていただきたい。私ど

もの學生時代は本学出身の橋本、戸田、下村、桑田、木川、八木先生らが若手で活躍されていたが、現在学術論文などで中大の若手教員で活躍されている方が少ないようで、地方にいる者としては寂しい。健斗を祈り上げる。

二 法曹会に対する、全国で催されている学員会支部総会に、援軍としてその土地出身の法曹会員を出席させるよう配意願いたい。これにより地方支部との連携と地方支部の活性化がはかられるものと考える。

幹事の方

富田益行

大変御苦労様です。

母校の益々の御繁栄、御発展を祈

つてます。

新井弘二

(近況報告)

松田昇

中央大学法曹会検察官会員は転勤ばかり多く会務に貢献し難いので、心苦しく思っています。

私は、去る六月横浜地検次席検事が金沢地検検事正に就任し当地に居住しております。中世以前は別としても、前田利家公が当地に入部して

以来幕末まで転封も改易もなく藩を維持したためで、ようやく四百余年を経た現代においてもその伝統が強く息づいており、歴史の重みを感じております。

(大学へ)

関係者のご努力を多としますが、外部から眺めていますと、大学のイメージをアップさせる広報活動がいまだ不十分の気がします。抜本的な取組みが必要だと思います。それが学生らの愛校心等の発露に直接はねかえるからです。

森本和明

住所が東京都板橋区から表記のとおり変更になつておりますので、会員名簿上の住所の記載の変更もお願ひ致します。

公 証 人 関 係

適用技術に止まり勝ちであるようないがするのは、小生の偏見でしようか。

平成二年一月から都内王子公証役場に勤務しております。松岡 登

場に勤務しております。当事者と膝を交えて事情を聞き取ることが多く、あらためて社会勉強をさせてもらつております。よろしくご指導、ご支援の程お願いいたします。

中野國幸

六年前に長崎地検検事正を退官し、公証人生活も六年になりました。検事時代に見る社会と退官後の社会を見ると若干の相違があるようになります。日本国全体が国際的に大きな役割を果たさねばならぬ、この頃、政治家も法曹もより広い視点と見識が必要と思います。中大出身の法曹が、ややもすれば狭い法解釋と

おわりに会友各位の御健昌をお祈りします。

八巻正雄

私は、検察官生活を三十有余年を経て退官後、公証人に任命され、現在渋谷公証役場において公証業務に従事しております。

公証制度が発足してからもう百年にもなります。一応国民生活の中に定着しているようにみられます。が、

果たして本当の意味で国民全体の中で深く理解され活用されているかどうかという点になると疑問なきを得ないと考えます。予防司法の担い手として国民に全幅の信頼が得られる

事正を最後に退官、昭和六十年五月から表記文京公証役場に公証人として勤務し、今日に至っています。

瀧岡順一

自宅が中央大学多摩キャンパスから近く（徒歩約十五分）、大学前を通つたり桜の花見にキャンバス尋ねることもあり、小生の出身先（正法会研究室）を尋ねたこともあります。しかし、大学も人が変り組織も移り大学の内部に立ち入つて交ることは隣人として一寸さびしさを感じます。

以上

小野慶造

前略

小生昭和五九年十二月熊本地検査申上げます。法曹会の運営について格段のお骨折りを煩わしております

が、吳々もご健康にご留意のうえ、
ご活躍のほどを切に祈念しております。

平成二年十月十四日

敬具

加藤晴明

岩崎栄之

教師生活約一〇年、検事生活約三
二年、現役の時代は去りました。な
つかしく思い出されます。

平成元年三月から、公証人の仕事

につきました。往復の歩数は、一万
三千歩になります。このくらい歩い

ておれば、健康の保持に役立つと思
っています。

会員各位のご繁栄とご多幸をお祈
り申してやみません。

(近く、人生の記念として「私はや
はり教師だった」という本を発刊す
ることにしました)

三上庄一

過去更生保護関係機関の主催によ
る法務・検察総合庁舎（中央合同庁
舎第六号館A棟）の落成、開庁式に
出席する機会を得ました。皇居、日
比谷公園の緑を見下す二十一階の高
層ビルには、ただただ驚くばかりで
ありました。周辺の工事等が完了す
る予定の平成元年には、この司法街
区が一変するとか。三十数年前に、
この地にあつた木造モルタル造りの
東京地検庁舎で苦労した者としては、
まさに往時茫然の感しきりであります。

した。

(平成2・10・7記)

迂闊にも中央大学法曹会会報の存
在を知りませんでした。

第十二号の会報の発刊を待つてい
ます。

上原洋一

平成元年七月検事を退官し、同
年九月一日公証人を拝命、那覇公
証人合同役場で勤務するようにな
り、現在に至っております。家族
五名健康に恵まれ、日々是好日で
す。

赤池功

平成二年六月釧路地方検察庁検事
正を最後に退官し、同年七月公証人
に任命され、神戸合同公証役場で公
証業務に従事しています。

特にありません。
運営ご苦労さまです。
立派な会報を作つて下さい。

宮本富士男

東京弁護士会関係

赤坂正男

創立四〇周年を控え、一層会内容充実をはかり、中央大学並びに中央大学学員会の発展向上に寄与されます様、祈念します。

安藤朝規

司法はこのままで良いのか？

現在、司法試験改革や民事訴訟法改正問題など重要な司法改革の問題が提起されています。

数年前、日本トンガ友好協会の理事長に就任したことがきっかけで、南太平洋諸国との国際交流に力を注いでいます。エメラルドグリーンそのものの海と空、サンゴ礁とヤシの木に包まれた自然の国でありながら、明治憲法よりも早く、立憲君主制憲

組むべき課題は多いです。

丙案（合格者の3割につき3年以内3回の受験回数制限）などの小手先の議論ではなく、法曹一元の basic 理念に合致した司法改革を望みます。

有水正輔 奥様

夫有水正輔は七月二十日数え歳百歳で入院先の病院で静かに息をひきとりました。

長い間御世話様になりありがとうございました。

雨宮真也

ごぶさたしております。

我妻真典

法を制定し、最高裁判所から弁護士制度までを備えているトンガ王国は、親目的で体の大きな王様で、日本にもなじみの深い国です。花博には、参加国八三ヶ国のうち、トンガを始めとするフィーリー、パブアニュー・ギニア、ヴァヌアツ、ツバル、西サモアなど十一ヶ国が、南太平洋から参加し、好評を博しました。米ソなどとの対大国外交だけではなく、南太平洋諸国との対小国外交にも、関心を深めて頂きたいと思います。

しょう。

私学の相対的な地位が上っている中で、母校だけが地盤沈下では愛校心もなくなります。大英断を望むや切です。

荒井清壽

私が大学時代に所属していたアメ

リカンフットボール部は、平成元年年末に体育会として承認されました。

そのO・B会も学員体育会に所属することとなり、私は、学員体育会の理事の一員として、大学の発展のためにお役に立てればと思いつつ微力ながら活動している状況です。

池田しげ子

女性が長い間「日本の社会は何かおかしい」と感じていたことが集約成文化されたものが、性差別撤廃条約（一九八〇年七月一七日署名）で

す。

女性は、各分野でこれを画餅としないために頑張ります。

学員会の男性諸氏に、ご一読をおすすめします。残された人生を明るく楽しく送れるようになると思います。

飯塚芳夫

十月の初旬に田舎でゴルフ練習場

を経営している知人から、息子が司法試験の第二次試験論文式に合格したとの知らせがあった。某公立大的法医学部を卒業してから十七年目になると、法務省は司法試験に合格した。折しも法務省は司法試験の改正に着手する旨が報道された。

私も口述に合格したとき、亡き母が成田山新勝寺に願をかけていたのでお詣りに行くというので、紅葉映える頃母子で成田へ行つたことを想い出した。合格者の若年化が検証さ

れないときは丙案を採用せざるを得ない状況ではあるが、本人や家族の喜びが大きいだけに、その期待をな

くしてしまうような改正は何としてもやめさせたいものである。女手一つで息子を大学へ入れ、司法試験にチャレンジした息子の合格を声はまずませて電話してきた喜びの声がいつまでに耳に残っている。

石田寅雄

拝復小生貴会「中大法曹」発行の当初の幹事長として貴殿方の御苦労お察し申し上げます。小生八十八才九ヶ月の老骨を迎え、数年前から腰痛等のため、法務省の人権擁護委員の全国、関プロ、東京等を始め一切の役職も辞任し、只管療養に努め、稍快方に向かって居りますが、長坐は出来ませんので欠席御了承下さい。設楽幹事長にも宜敷く御伝言下さい。

御健勝と貴会の御発展を祈り上げ

ます。

尚本日堀川会計殿に振替で一万円
送金御受領下さい。

十月八日

石葉泰久

4名は
伊藤茂昭 32期 中桜会 64期
溝口敬人 35期 中桜会 66期
藤原隆宏 40期 中桜会 70期
井手慶祐 42期 中桜会 72期
です。よろしくお願ひします。

草々

天安門事件のため延びになつ
ていた敦煌見学の希望がかない、本
年九月五日当地を訪れました。近い
将来公開禁止の予定とのこと、今の
うちにぜひ見学されることをおすす
めいたします。

伊佐山芳郎

非喫煙者の保護を社会的、制度的
に確立すべく嫌煙権の市民運動を展
開しています。

法曹会の集いなど、公けの会議、

打ち合わせ、大会など多数人が集ま
る室内的空間は、特定の喫煙室又は
喫煙場所を定めて、原則禁煙のポリ
シーを確立して下さい。

64期の伊藤茂昭です。

伊藤・松田法律事務所は今年新た
に2名の弁護士が入所し、計8名と
なりましたが、その内の4名が中桜
会の出身です。

“分煙”は世界の趨勢です。

前略

伊藤茂昭

（第二七回全国俳句大会入選作）
修羅落とし木肌のむけて匂い切り

（第二九回全国俳句大会選者選作）

飯沼充

この数年来

比較的平凡な弁護士業。

多忙のあい間に、海外旅行に行く。

○司法試験改革問題は、まさに司法

改革問題と把握しなければなりません。国民の、国民による、国民
のための司法は、そのスタートで
ある司法試験に何らかの、不平等、
不公平を条件付けては、なりませ
ん。ただ、法曹一元の理念から、
対岸の火を知らぬ顔で無視はでき
ません。

○丙案を基本としたバランスある対
策が必要でしう。

○心なごむ俳句を二句、下手の横好
きの作ですが、お送りします。

春風や処女のうなじのほの白く

（第二七回全国俳句大会入選作）
修羅落とし木肌のむけて匂い切り

最近は、無趣味に一つ趣味ができた
ようである。

以上

榎本 豊三郎

前略

私は本年四月、横浜地方家庭裁判所川崎支部判事を最後に退官し、本年六月より弁護士を開業致しました。

弁護士としては、まだ日が浅く、未熟ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

草々

池田 治

私は本年四月、横浜地方家庭裁判所川崎支部判事を最後に退官し、本年六月より弁護士を開業致しました。弁護士としては、まだ日が浅く、未熟ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

大川 實

私は太平洋戦争に突入した昭和一六年一二月繰り上げ卒業し、現役入隊し、あの激しかった太平洋戦争における「ガダルカナル島作戦」の戦場での「自分を捨てるな」と自分に何度も何度も言い聞かせ、あの極限状態から這い上がつたあのときの自分がへの励ましの言葉は今も忘れることはできません。今日まで自分なりに精一杯尽くし、生きてこられたのも、この尊いこの戦争体験かも知れません。今もこの「一言」に支えられて毎日元気で働き、「平和の有難さ」、「尊さ」を身にしみて感じておられます。平成二年四月四日オーストラリア、ニュージーランドの旅の帰途、眼下にガダルカナル島を見た。四七年ぶりの再会、今は亡き戦友の冥福を祈る。あのときの自分を見た。感激の一瞬でした。

奥野善彦

同窓会の意識の高揚のため、なにごとか出来うべきことに貢献したいもの、と考えています。

母校はいま、中大の伝統を忘れ、試行錯誤を繰り返しています。

新しいものに挑戦することは、もとより結構ですが、伝統の火を消すようなことは、つつしむべきでしょう。

兼平慶之助

中大法曹十二号を発行の豫定とのことです。が、会報を一度も見たことがないと思っています。

有料送付のことになつてているのですか、お伺いいたします。(小生の不注意のためなのでしょうか。一度投稿した気もするのですが)編輯ご苦労様です。愈々ご発展を希望して止みません。

平成二年一〇月五日

大高満範

私は昨年東弁の東京法曹会幹事長を勤め久々の激しい副会長選挙を責任者として戦いました。その疲れを癒すため、かねて念願であった奥美濃・根尾谷の淡墨桜を四月三日観賞に出かけて、作った俳句二〇句（俳誌「風の道」五周年記念特別作品として提出）のうち七句を紹介させて頂きます。

根尾谷へ単線走る花霞

遊び田の畦ひとすじに芝桜

白かんば茫茫と咲く水車小屋

淡墨桜語部として古りにけり

淡墨桜肩に触れる宇野千代碑

稻荷道涸川に咲く花木五倍子

腰低く吊橋渡る蝶連れる

本木国藏

年令も78歳になつた。

病氣で休むほどのことはないが、既

に明日死んでも早すぎる年令ではない。長年月を要する訴訟代理の適格はないと自覚し、五年前から事件の受理はしていない。

第二次大戦中参謀として本土の防衛作戦に参画してたし、戦死した部下も一人は居るので寺を建てて住

職となり追善供養に励んでいる。好きな酒をやめた理由もその辺にある。

神山美智子

今年六月中旬すぎ十二日間にわた

つてアメリカ各地に調査旅行をしました。連邦政府の食品関連部門、消費者団体、マーケット、一般家庭などを訪問し、アメリカが自由の国であることを痛感して来ました。アメリカでは食品安全政策をめぐつて

政府と民間で議論が沸騰しています。

論されず、自給率は下るばかり。しかも疾病はアメリカ化しているので将来がとても心配です。

木川統一郎

弁護士として法廷に立ちながら、民事訴訟法の研究も続けております。弁護士になつても教授時代と同じ位研究時間がとれることはわかりました。私立大学の教授の雑務、講義の負担がいかに大きいかを思いしらされております。

日本の地裁民事事件の五五パーセントが一方もしくは双方に代理人がついていません。無理なく弁護士人口をふやしてこれを解消するよう考えていただきたく存じます。

北村忠彦

中央大学は私の娘には人気がなく、他の大学を受験したがつてはいる。理

由は色々あるが①都心から離れており田舎っぽい②ダサイ③じみである④偏差値が低く一流校と思えないetc。これらの受験生の心理を冷笑しては大学の発展はない。その改善等は色々あるが、学力と体育にすぐれた学生の推せん入学（優先入学）の制度を確立し、その入学数の枠を思い切って、定員の3分の1位までに広げたらと思う。そのことにより、実質的に入学競争率は高く（即ち、定員が3分の2にも減じる）、受験生の層に質的変化がないと仮定すれば結果的に偏差値が高くなり、受験生のあこがれの一流大学として受験界に名を高め、かつ、優秀な学生を、3分の1の枠で事前に確保できて一石二鳥ではないか。

それとも、技巧的に過ぎるであろうか。いずれにしても母校のレベルを更に上げたいものである。

久々渕 與一郎
もう老蟲でありますから、田舎に居る事多く、俳句三昧に暮らして居ります。

湊 楊一郎

言い残すことなき宵の藤の花
一本の枯木となりてあらがえり

北澤純一
弁護士業も四年を過ぎ、得意分野

が自然と出来てきました。

勤務先の事務所に恵まれ、所長の世話になりっぱなしですが、おかげで結婚も出来、将来の希望も二人で考えることができるようになります。改めて、初心を忘れず努力したいと思います。

皆様も御自愛の程を

倉田大介

二一九一一七一一〇一一の事務所が手狭になりましたので、芝五丁目二十九番二号三善ビル七階に移転することになりました。電話番号が決まってからと思い、返信が送られました事をお詫びいたします。

法曹会々報等が、以前勤務してお

りました事務所に届いておりますの

で、そちらの方の住所の訂正も宜敷くお願いします。

弁護士登録以来関わってきた水俣病東京訴訟は、先般東京地裁の和解勧告を受け、公式発見以来三十数年振りに全面解決への道が開かれようとしています。

高 初 輔

平成2年12月1日より、港区高輪

足元の公害事件すら解決せずして地球環境を語る政府環境庁の姿勢には矛盾を感じますが、今後とも粘り強く解決に向けて闘わなければならぬと考えています。

一九九〇年九月記

近藤智孝

東京のはずれ、西多摩に事務所をもつて二〇年余りたちました。都市化の波がおしよせる発展途上地域です。子供の頃唯一の遊び場であつた秋川もしだいに汚れが目立ち、地域の人と手をとりあつて、「帰れかじつか、ビューティフルリバー秋川大作戦」にとり組みつつあります。河川浄化の対策を教えて下さい。

小林宏也

拝復ご大役ご苦労さまで。小生弁護士開業後お陰さまで三九年大小の

事件、調停委員月20—30件大いに老軀をつかって毎日頑張っています。

日頃母校に対する学恩は忘れたことはありませんが、法科の中央の名のはあります。悲しむような司法試験合格者の減退は悲しいことと日頃痛感しています。やはり努力不足（教育法の著意にも或は）と存じています。母校の発展を祈つて擱筆します。

敬具

佐藤隆男

学員会や法曹会の諸会合にもつと若い人が多く出席される様にと頑張っています。司法試験は先づ七百人に合格者を増やしてその後他の改革を検討すべきものと考えます。

児玉勇二

子どもの権利条約が昨年採択され、

坂巻国男
中大も二世期に入り益々の隆盛を

日本も署名をすませ、体罰・いじめ・意味のない校則・自主退学強制・登校拒否・児童虐待など子どもの人権侵害状況が深刻な日本において早期批准が望まれるところ、その子どもの人権に関する条件を一般事件の他にやつております。

望むものであるが、久しく欠員となつてゐる総長は、大学の顔であるので、小異を捨て、大同に立ち、早急に選任すべきである。又、新学部設置は、内外の情勢を鑑み、将来を展望し、内容を決定すべきである。

又、中大は「法科の中大」として高い評価を受けてるので、この看板は堅持すべきであり、そのためには、司法試験改革問題、特に回数制限については、司試が採用試験ではなく、資格試験だという点、又、推せん制については、推せん基準が不明確であること、あるいは、機会均等が損われることなどから善処を求めるべきである。かかる諸問題の解決に向け、大学側、学員側、在校生を含め討議を重ね、その中で、全体の活性化を図るべきであると思う。

佐山厚三

母校を卒業して、早二五年目の由。

中央大学ホームカミングデーの案内を戴きました。同クラスの近藤昭雄氏が法学部教授になられた由名誉に思います。松戸の白門会にて楽しく勉強させて戴き、幸せな学生生活でした。中央大学法曹として良き仲間・友人・先輩・後輩に恵れ常に中央大学とある毎日です。

皆様の御発展を祈ります。

才口千晴

平成元年度の東京弁護士会副会長の職を終え、一段落したところです。

本業復帰には多少のリハビリー期間が必要な感じで、もつばら体調を調べています。四月から一〇月までゴルフも三〇回を数えました。

後輩も時宜に即して的確に対応してほしいと思います。また、学研連をはじめ関連諸団体はこのときこそ大同団結する必要があると考えます。

鈴木秀雄

「耳順ごう」年を過ぎて早くも六年余。元気で仕事をしています。傍ら親しい弁護士仲間と中国古典を勉強しています。

一九九二年のECC統合も間近。イギリスでは世紀の司法大改革がなされようとしていますが、わが国も政治、経済のみならず司法制度、教育制度の面で難しいところに直面しています。時間をできるだけ有効に使って勉強しようと思っています。

一九九〇・一〇・二六

須藤正彦

司法試験改革も大方の道筋が決つて検証期間に入りましたが、母校の

四〇歳台で苦労した者は豊かな五

○歳台を迎えるという言葉を信じて日々張り切っております。

菅野谷 信 宏
お陰様で元気に過しております。

高 橋 昭

司法試験

高 橋 高 男
昭和15年4月本学第一予科一年に

り地球の自然環境は破壊されて来ました。

入学し私は、昭和60年秋頃予科一年在学時代の旧友から予科一年一組のクラス会を開けとの要望があり途方にくれました。折よく学員名簿が発刊され、記憶をたどり連絡し合つて

我には後世のために地球の自然環境の保全に努力しなければならないと思います。

中大法曹会の御発展をお祈り致します。

数名の消息が知れたのが、61年3月

です。それから二、三年かかつて、

生存者22名、戦死を含む死亡者13名、消息不明9名が判明したのが、一昨年頃です。韓国ソウル在住の旧友もわかり訪ねてみました。

こうして生きている者だけの会合をここ数年年二回ずつ会つていま

この数年、中大出身者の司法試験合格者数が減少しているのは残念で

す。司法試験の受験塾化した大学であつてはならないと思いますが、商業ペースの受験塾に通わなければ合格がむつかしいという実態は無視できないと思います。

善積武三、九鬼隆彦、中村一郎を知っている方はいないで、じょう

す。

戸崎透

平成二年四月から独立してやっています。

このごろの修習生は、独立志向の人はないような気がします。

弁護士を、一つの資格としてとらえ、その資格で大きな事務所に入るのが、現在の平均的な修習生の姿のよう気がします。

高木國雄

司法試験を含め、法曹教育の充実につき、中大は遅れつあるとの実感がします。

従前がよかつたとは思いませんが、何か指導する側に時代を、十分理解していないのではとすら思うこの頃です。

校舎施設の充実に偏し、人的交流、学舎の立地、社会との連繋に手落ちなしや、といった思いです。

中村茂八郎

中大の門を出て三十数年。齡も還暦を迎へ、弁護士名簿を見ても先輩より後輩の数の方が多い昨今。自分では若さを売り物にしている積りでも大分色あせた感なきにしもあらず? というより否定できないところ……。

しかし、毎年毎年弁護士会をめぐる問題の多いこと、興味の尽きないことばかり。常に青年の気概をもつて対処したいと願つて毎日です。

中川浩治

司法試験制度改革問題は、現在法曹三者の間で、法務省の提案したいわゆる丙案(約七〇〇名の合格者の内、約五〇〇名を受験回類にかかわらず、約二〇〇名を三年以内の受験

思い切った前進改革を希望します。

者からそれぞれ決定する)を中心には検討されている。しかし、この丙案によれば、成績が五〇一番の六回の受験者は合格となりうるのである。このように誰が考えても明らかに不公平な制度をどうして法律家が考えるのか不思議でならない。今こそ、わが国の次代の司法のあり方をふまえた制度改革を望む。

イラクをめぐる情勢が不透明な中、日本は、北朝鮮との国交回復交渉を始めることとなりました。世界に対して、日本独自の存在の主張をし始めたものでしょうか。

株が暴落し、為替が上がり、経済面での日本社会の調整も行われております。当家の付近も、新たな都市

構造の変化の許、土地買収がかなり

広範囲に行われております。めまぐるしく動く世界と日本。その行方は、

興味がつきません。しかし、私は、

この変化に対応して行かなければな

りませんが、年々歳々対応力は、衰える許りです。

下らぬことを申してしまいました。

橋 原 英太郎

その当時、大学の校風は、「質実、剛健」というものでした。授業料は、早稲田、慶應に比較して安かつたが、

司法試験は勿論、公認会計士、さて

は大学駅伝、東都大学野球等々に毎

年、そのトップを行くものであった。

校舎が多摩に移り、日本一の優雅

なキャンパスに身を埋めた現在の中

央大学の学生諸君に、もう一度「質

実、剛健」の校風を心から振り起こしてほしい。

中 村 裕二

中大の法職講座や中大法曹の編集作業等をお手伝いさせていただいて

おります。

昨年九月から今年の二月までロン

ドンで英語の勉強と英國司法制度の視察をして参りました。

司法試験制度の改革や、陪審制度

入の問題について、その経験が生かせればと考えております。

事務所を町田に設けました。ぜひ一度お立ち寄り下さい。

中 村 生 秀

「十年一昔」や「光陰矢の如し」

という言葉が古めかしく感ぜられる

程、世の中の動きが速く感ぜられま

す。中大法曹会員となつて三二年に

て、ようやく幹事になつて、会務を

お手伝いすることになり、本会報の編集に加わっております。事務所と

自宅の間に、都庁の新庁舎が建てられ、人の流れも大きく変わってきました。皆様の御健勝を祈ります。

永 井 義 人

司法試験の回数制限は止むを得ないと思う。しかし、その場合も、一定の年数が過ぎたら、再試験のチャンス（＝敗者復活）を認めるべき。

また、合格者数について一定数を3回受験者の中から選ぶといった法務省案は絶対に承服できない。

永 原 一 郎

近頃の思いとしては、世の中には知らないことが多すぎるということです。

法律の世界についても勿論のこと、高校生レベルのことについても己れの無知を今更ながら知らされており

その外、世界は、もつともっと広

いわけですから、その内のいくらを見て、知つていけるか、絶望的なおもいにかられています。しかし気をとりなおし、少しづつと自分にい聞かせております。

原山庫佳

司法は、七〇年代以降わが国の経済社会行政等が飛躍的に発展したにもかかわらず、これに見合う改革が殆どなされていません。

われわれ法曹関係者は、二一世紀

に向けて、わが国の司法をその規模に見合うよう、抜本的に改革する責務があると考えております。

司法予算の増大・法曹一元・陪審・

参審・司法試験改革等、法曹三者が協力して、国民の信頼に応えられるような具体的方策を早急に策定する必要があると思います。

橋本辰央

藤本正

(近況)

① 本年四月より瑞法会の理事長となり、司法試験の改革と大学教育の変更にともなう当会の指導体制の確立に努力しています。

② 昭和六〇年四月に駒沢女子短期大学の講師に就任し、翌年三月に「ケースメソッド現代法学入門」を出版し、目下法学部長内了教授の応援をえて「ケースメリット現代憲法入門」の出版に悪戦苦闘しているところです。

堀川文孝

いつもお世話になつております。ハガキ大切にしまい込みまして、出すのが遅くなり、すみません。

美里直毅

表記のとおり、住所等に変更はございませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

先日、石垣島を訪れたついでに西表島に立ち寄つてみた。石垣島からジェットホイールで、約四〇分、台

風の余波の中をまるでジェットコー
スターのように縦搖れするので中には船酔いで嘔吐する者もいた。

島へ着いて島中を見てまわったが、山ばかりで人の住むところはわずか。石垣島より大きい島でありながら、人口は約一六〇〇人（石垣島は三万人）である。

この島へ立ち寄って印象的なことが二つあつた。一つは、日本のアマゾンと呼ばれる浦内川の舟下り、もう一つは、島の人々の親切さ、暖かさ。旅の人を心から歓迎し、家族同様につきあってくれる。内地では失われつつある自然と人情がこの島にはあつた。

圓 山 司

平成二年四月に妻美子と共に独立して事務所を開所致しました。弁護士としての能力もまだまだ未熟なう

えに経済的基盤の弱さから心配事がひとつ増えてしまい、会計帳簿を横目に見ながら綱渡りの連続で毎月を過ごしています。これからも会員の皆様から暖かいご指導をお願いいたします。

宮 島 優

法学部一年入学の昭和十四年五月召集、満洲のハイラルで、（ノモンハン事件に出動、戦場へ向かう途中九月十五、六日停戦協定で助かり）、国境警備、翌一五年三月除隊、ラスト、エンペラーから「満洲建国功劳章」を賜わる。

昭和十六年十二月二十六日は、法学部くり上げ卒業の前日松本部隊へ二度目の召集。卒業証書は後輩が代つて戴く。平成二年四月二十九日天皇陛下から叙勲、五月十一日新宮殿豊明の間に天皇陛下に拜謁。生き

て居てよかったです。ワイフ曰く「良い旦那さまのお陰で宮城へ上がれたわ……」。

源 光 信

中大法曹会は、明年、創立四十周年を迎えるとのことで四十周年記念行事準備委員会が発足した。

私は二期昭和二十五年四月の登録で、今年の四月に全国の同期生が集つて研修所修了四十周年を祝つた、云つてみれば私の弁護士生活は、中大法曹のたどつた同じ世相の中に生きてきたことになる。思いでは様々であるが、健康に留意して、法曹の職務に励みたいと思う。

平成二年十月十五日

森田洲右

山田茂

吉原大吉

中央大学出身者による司法試験合

格者の増員を企るため、この十数年来いろいろ議論され研究されて来たが、具体策として一つ、法職講座が設置運営されているだけで、その後、これといった対策が採られていない。長く東大の首位は動かず、却て、早大が、わが中大の上位に座っているため、母校の大看板が、大いにゆらいでいる。現状を早期に打開する方法としては、かねてから小生が主張し続けているように全国に亘っている白門支部から毎年一名づつ最優秀な学生を推せん入学させ、彼らに高額の奨学金を支給し、必ず司法試験を受験させることである。五年後には三十名前後の合格者増員が確実と信するものである。

東弁会長として毎日弁護士会館に勤務しています。弁護士の使命達成を完全自主独立の自治権貫徹のため、弁護士会が処理しなければなりません。強制加入団体としての弁護士会の活動の範囲は当然限界があり、それを越えてはならないと思いますが、その範囲内で、適正妥当な会務執行をと心がけています。司法全体のためにも、弁護士会が柔軟な対応能力をもつことが必要だと考えています。

安田隆彦

中央大学法職講座駿河台研究室の創設

に携わりましたが、関係者の皆様のご尽力により、徐々に成果が上がりつつあります。今後共、後輩、若手の人達が多数合格されるよう力を合わせて参りたいと思います。

小生、法律事務所のスタッフも増え、充実して仕事をしています。法曹会への希望ですが、かつて学員時報への登載意見にもありましたとおり、中大のトータルイメージ、評価を高めるための何らかの方策はないものか……むつかしいと思いますが一つの声として聞いて下さい。皆様のご活躍をお祈りします。

山近道宣

外国弁護士の受け入れ体制につき、日弁連と東弁とで関与しています。

司法試験の改革、弁護士会の新会館建築問題も同じですが、弁護士は、国民・市民のために存在するのだという基本的認識に立てば、解決案は必ずしも出てくると思います。

弁護士及び弁護士会の存在理由を、

広い視野と長期的展望のもとに、再度確認し、諸問題の解決にあたるべきだと考えております。

（平成二年一〇月一日記）

中央大学法曹会の諸賢の御健勝を
へお祈りします。

一九九〇年一〇月一日

渡邊正昭

四月一六日に第一子美萌が生まれ

ました。現在、五ヶ月ですが、身長
六八センチメートル。体重八・三六
キログラムと驚異的なスピードで成
長しています。将来が楽しみやら、
不安やら。

米本二郎

昭和四年以来、現役は日本鉱業
株式会社を退いてから顧問として間
接に事業に関係（日鉱エンジニアリ

不安やら。

（妻） 静枝と二人暮し。来年満80

才になるため特別に依頼される民刑

事件その他を受任する。（長男）桂
輔は（24期）弁護士で別に事務所を
持ち開業中（次男）大二郎は九州大
学教養学部の（物理）助教授、又三
男宏章は住友商事（株）へ勤務し目
下桑港支店へ出張中。長男に女の子
三人、三男に男の子一人（結局孫四
名）私は至つて壯健でゴルフ（月一、
二回）をやっていますが妻は心臓病
やコウゲン病で、虎の門病院へ通っ
ています（日常の家事にはまづ差支
へなし）

横山昭

中大二世紀への歴史的課題

母校を愛する先輩、識者のそれぞ
れの立場より貴重かつ有意義な提言
と施策の吐露を傾聴に値するとして
拝見している。

八王子という自然環境下東洋一を
誇る大キャンパスに魅力を抱き青年
学徒雲霞の如く門を叩かせるには
一 総合大学、亦開かれた大学であ
る為め「論説の徒府」からの脱却
であり、「果敢なる実践」を当局
は勇断すべきである。

二 外国人留学、特に後進国家より

多く留学させるための施設

三 理工学部に夜間部を併置する。

四 組織を簡素化、少數精銳の士が

大学運営に当たる。

五 キャンパス内に、著名先人の銅像を建立する。

綿引光義

私も弁護士になって三十五年、心身ともに健康で職務に精励している。家庭は妻も頑健、子供三人のうち二人は結婚、孫が二人いる。日曜日は孫と一緒に遊び楽しんでいる。今回のイラクのクエート侵略問題では、独立国としての我が国の法制上の不備を内外に曝露する結果となつた。これを契機に憲法改正を含めて見直し改革する必要があると思う。

渡辺武彦

(次回に書かせていただきます。)

梅が香の流れる坂を足重く、
地上げ跡南瓜の花に見入るひと
毎度おせわになります。

第一 東京弁護士会関係

浅見敏夫

検事、弁護士を通じて半世紀を過ぎた。

日支事変には召集されて高等官二

等兵といびられ、大東亜戦争の末期には台湾において被疑者と一緒に防空壕に入り、引揚げた鹿児島は桜島の灰に覆われていた。

よくぞここまで生きてきたものと感無量である。そして昨年六月病に倒れて入院し、退院後は早朝四糠余りをリハビリ歩き、その余は読書と

過ぎし日々の回顧、それに下手な俳句づくりと、よそ目には悠々自適と写るのであろうか。

江藤淳雄

司法の試験は昭和18年合格となっていますが、公務員生活が長く、弁護士はまだ13年目です。

意見

1 司法試験は知識試験でなく知能

安西 愈

母校の三、四年生を対象に弁護士四名で「労働法特殊講義」という選択の四単位科目を受け持つて三年を経ましたが、母校の兼任講師の方が次第に少なくなっているのが気がかりです。

明治など他校では沢山の実務家である兼任の講師が任命されていますのに、世に逆行するのではないかと思ひます。折角文部省より広く学外講師採用方針が出されているのですから「生きた社会の法」の勉強のため活用すべきだと思います。

試験に改めること。

2 受験回数制限に賛成。(三回程度)

3 試験科目に「一般教養」を加えること。

委員会の皆様のご健勝をお祈りします。

花豆の花一睡の眼にはじけ

敬具

井 上 謙次郎

幸い元気でいます。

夏場は自重していましたが、涼し

くなつた此頃ゴルフの為めの身体作りに努力しています。

仕事の方は、理解する意思のない人にどうしてその気持ちを起こさせようかと苦心しているところです。

舟渡御の笛のトッピキピートかな
切株は年輪忘れ星祭
櫻の木よりぶらんこへ葛の蔓
右顧左眄せす秋水として流る
杉山の迫るに吊す唐辛子
桃の実のとがりし頭めでたしや

大 崎 康 博

自分の理解者がいれば、頑張る意欲が湧きます。学生が一生懸命頑張る意欲を持つためには、先輩の理解、

関心が必要だと思います。中大法曹が、大学と密接な連絡を取り、学生に接し、励ます方法制度を確立すべきでしよう。

司法試験制度の改革が、中大の合格者増加に結びつくよう祈つております。

小 口 隆 夫

最近のイラク・クエート問題で、自衛隊の海外派兵問題について議論が盛んである。しかし憲法で自衛隊の海外派兵は認められない。これは、憲法の条項に忠実であるばかりでなく、永い眼で見れば政策的にも最も妥当だからである。

日弁連及び各単位会は、今こそ

自衛隊の海外派兵が憲法違反であり認められないことを表明し、その旨を政府に申し入れるべきである。

拝啓

委員会の皆様のご尽力に深甚の謝意を表します。

よいものができることを切にお祈り致します。

小 川 休 衛

俳 句

大 澤 博

祭笠勝氣の黒目あげにけり

潜水艦浮上してゐる祭かな

舟渡御の神楽舞ふときかたむけり

亀岡孝正

岡田憲樹

年々才々 花相似たり

才々年々 人同じからず

人生の哀歎が必々と判るようになり
ました。私の趣味の二大双璧である
団碁は脳細胞の枯渇化予防的見地に
おいて、ゴルフは体細胞の活性化の
ために、斯くて趣味の両輪が今は
適度に機能して呉れております。

柏谷 芙美子
ご多忙の中をこのようにお世話下
さいまして誠にありがとうございます。
とりあえずご返信のみ申し上げま
す。

猪股喜蔵 殿

小屋敏一

今年はヨーロッパが面白そうなの
で、六月に出かけた。

そのうち、特にハンガリーがよか
った。首都ブタペストに三日滞在し、
すっかり魅せられた。明治以来、親
日的と聞いていたが、噂にたがわな
かつた。

人よし、音楽よし、食事よし。

ペスト（窯）というだけあって陶
器類は一級品、刺繡製品にも眼をみ
はるもののが多かつた。

こんな素晴らしい国とその国民が、

第二次大戦後、長い間社会主義経済
のもとで、呻吟していたかと思うと

伝つて貰い芝生の上を杖をついて歩
いたり、腰掛け青空眺め美しい
外気にふれるのが日課でございます。

御大切になさつて御活躍をお祈り
いたします。
文六

猪股喜蔵 殿

柏谷 芙美子
ご多忙の中をこのようにお世話下
さいまして誠にありがとうございます。
とりあえずご返信のみ申し上げま
す。

金子文六妻

鶴が芝生に群れるようになり正に
秋酣の季節になりまして、昨年賜り
ました御温情しみじみとかみしめて
おります。先生に差上げる積りのよ
うな下書きがございましたので御届
け申し上げます。

学校法人中央大学の理事に御就任
の趣仰せの通り大学発展の為多大の
成果を期待しております。よろしく
御願いいたします。その後私は寝た

り起きたりで気分の良い時は妻に手
前、御会並びに御会の皆様から賜
わりました御厚誼に対し心から感謝
申し上げます。

御会の御発展をお祈り申し上げます。
平成二年十月一日
小平市花小金井南町一一二一八

他人のことながら氣の毒でならなかつた。

窪木 登志子

'90の夏は弁護士四年目で初めて海外研修に出させて頂き、カリフォルニア大学デイビス校とバークレイ校の Orientation In American Laws プログラムに参加してきました。憲法から独禁・知的所有権・環境法までの各講義、取引代理交渉の実際の練習、裁判所・陪審の見学、検察庁見学と検事との懇談、ローファーム・企業・公設刑事弁護人オフィスの見学と懇談、バイオ・テクノロジー企業では世界屈指（複数）の企業の実験室・生産工場の見学などなど、非常に興味深いコースでした。州議事堂でのレセプション前には州係官から「カリフォルニア農産物の自由

貿易を認めてほしい」と言われたり、世界の注目が両独統一にあつた頃はドイツ人と議論したり、またクウェート事件後には日本政府の対応の遅さ・わかりにくさに「不思議の国日本」を実感したりして国際関係を本当に身近に感じたりしました。休日には、自然たっぷりの湖や国立公園にも行き、スペースの豊かさ、生活の基本的豊かさにため息をつきました。ともかく、約3ヶ月のアメリカ滞在を広く深く楽しんできました!!

下光軍二

司法改革が話題になつてゐるが、これは悠長に構えてはおられない。早急に実現するには、法曹三者が今のように敵対意識が強くては、容易に進行しないし、対策もたてられないと、刑法、少年法、拘禁三法などそのよい例である。最初から完璧を期

することはできないのであるから、妥協点を見つけて譲り合つて暫進的改善を図るべきではないか。結局は一般の国民が困る問題だから広く高い視野から善処したいものである。

設楽敏男

中大法曹会幹事長を拝命し、あと余すところ六ヶ月未満となりました。不敏ではありますが、何とか勤めさせていただいております。尚五月から中大理事も兼任しております。体調概ね宜しく、本年、八月一五日をもつて、満七〇歳に達しましたが、元気で本務に従事しております。日弁連関係では、懲戒委員会委員長を勤めておりますが、外部委員の先生方の献身的なお仕事振りには敬服しております。

会員諸賢の御健勝と御発展を心より祈念しております。

合掌

信 部 高 雄

中大法曹第十二号が発刊されたことになりましたが、担当の方々の御苦労に対し心から感謝申し上げます。中大法曹も中大も年々少しづつ充実していると思われますが、これも関係各位の御盡力によるものと思います。ただ司法試験の合格者が昨年も少なく残念ですが、少なくとも二位は確保したいものです。中大法曹がそのため過去大変盡力してきたところですが、教学側と一体となつて今後二位以上の合格者を確保したいものです。

今後の中大はどうあるべきか、今学内外で議論されておりますが、中大法曹としてもさらに検討したいものです。

下 関 忠 義

鈴 木 和 憲

平成二年一〇月六日早晩、同窓の

少なくとも東京近辺の裁判官、檢

検察官を定年退官し、弁護士を登

渡辺桂二弁護士（元水戸家裁所長）が旅行先で心筋梗塞のため急逝された。享年七二才。同氏は稀に見る人

察官の方々を交えて法曹会が運営できたら素晴らしいと思います。

鈴 木 喜久子

本年中だけでも四回海外旅行をされたばかりでなく、毎月一泊程度の小旅行を欠かさなかつたのに、何の前兆もなく突如として幽明境を異にすることになった。私はたまたまホテルで同室であり、発作の起きる二、三分前まで対談していただけに、非常に大きなショックを受けた。今更ながら「人生無常」ということをしみじみと実感した。会員の諸兄、老

平成二年二月の総選挙で、弁護士から代議士へと転身。殺人的なスケジュールの合い間には裁判所にも顔を出したりしながら法曹の心を忘れず日夜頑張っています。

衆議院での委員会は、法務・建設の二つです。いずれも重く、大きな責任の中で、一年生議員として勉強をさせていただいています。

これからも何卒よろしくお願ひ申しあげます。

追伸

尚め切りを過ぎていますので、ボク層のご活躍を祈つて止みません。八〇翁の苦言です。

竹 村 照 雄

録して二年目を迎え、独立して事務所を経営する苦労を味わいつつ、仕事もようやく軌道に乗り、多忙な日々を送っています。多くの同僚に助けられ、刑事事件はもとより、民事事件も日々修習中、入管や帰化等の行政的な案件の相談も多くなりました。弁護士の立場になつてあらためて見る検察、裁判の姿勢や行政のあり方について考えさせられることが少なくなく、弁護士は所詮権力、体制側と闘うことを運命づけられているのではないかと思うことはしばしばです。一弁では人権委国際人権部会に属し、会務のお手伝いなどしながら新米弁護士としての修業を初心をもつて相つとめております。

杉本秀夫

早いもので、ふり返つてみれば大学卒業から三三年を経ました。サラリ

「マンなら定年といったところです。所を經營する苦労を味わいつつ、仕事もようやく軌道に乗り、多忙な日々を送っています。多くの同僚に助けられ、刑事事件はもとより、民事事件も日々修習中、入管や帰化等の行政的な案件の相談も多くなりました。弁護士の立場になつてあらためて見る検察、裁判の姿勢や行政のあり方について考えさせられることが

少なくなく、弁護士は所詮権力、体制側と闘うことの運命づけられている奥様方の目にとまれば幸いです。
御主人のゴルフ熱にうんざりされて、
「弁護士に定年なし」と言います。
が、健康でなければ何もできません。
健康新聞をしみじみと感じる今日この頃です。やりすぎない程度に、ゴルフなどに興ずるのも大切なことだと思います。

「マンなら定年といったところです。所を經營する苦労を味わいつつ、仕事もようやく軌道に乗り、多忙な日々を送っています。多くの同僚に助けられ、刑事事件はもとより、民事事件も日々修習中、入管や帰化等の行政的な案件の相談も多くなりました。弁護士の立場になつてあらためて見る検察、裁判の姿勢や行政のあり方について考えさせられることが

少なくなく、弁護士は所詮権力、体制側と闘うことの運命づけられている奥様方の目にとまれば幸いです。
御主人のゴルフ熱にうんざりされて、
「弁護士に定年なし」と言います。
が、健康でなければ何もできません。
健康新聞をしみじみと感じる今日この頃です。やりすぎない程度に、ゴルフなどに興ずるのも大切なことだと思います。

「マンなら定年といったところです。所を經營する苦労を味わいつつ、仕事もようやく軌道に乗り、多忙な日々を送っています。多くの同僚に助けられ、刑事事件はもとより、民事事件も日々修習中、入管や帰化等の行政的な案件の相談も多くなりました。弁護士の立場になつてあらためて見る検察、裁判の姿勢や行政のあり方について考えさせられることが

外村 隆

昨年八月公証人退職後は、のんび

りと弁護士業務を勉強しております。

今年は長男のいるドイツのデュッセル

ドルフを足場に近隣の欧州各国を廻って来ました。統一直前のベルリ

ンは、東西の較差は大きいと感じました。然し、有効利用の出来る土地

が広く論理的で一寸頑固ながら優秀なドイツ国民の将来は恐るべきもの

と思はれます。

杉本秀夫

早いもので、ふり返つてみれば大学卒業から三三年を経ました。サラリ

田口邦雄

昨今のように、世の中が激動すればする程、人類の幸福のために、民主・平和の堅持が要請され必然的に法曹の育成と中央大学の伝統の重みに関心を払わずにいられないと思います。

「マンなら定年といったところです。所を經營する苦労を味わいつつ、仕事もようやく軌道に乗り、多忙な日々を送っています。多くの同僚に助けられ、刑事事件はもとより、民事事件も日々修習中、入管や帰化等の行政的な案件の相談も多くなりました。弁護士の立場になつてあらためて見る検察、裁判の姿勢や行政のあり方について考えさせられることが

少なくなく、弁護士は所詮権力、体制側と闘うことの運命づけられている奥様方の目にとまれば幸いです。
御主人のゴルフ熱にうんざりされて、
「弁護士に定年なし」と言います。
が、健康でなければ何もできません。
健康新聞をしみじみと感じる今日この頃です。やりすぎない程度に、ゴルフなどに興ずるのも大切なこと

少なくなく、弁護士は所詮権力、体制側と闘うことの運命づけられている奥様方の目にとまれば幸いです。
御主人のゴルフ熱にうんざりされて、
「弁護士に定年なし」と言います。
が、健康でなければ何もできません。
健康新聞をしみじみと感じる今日この頃です。やりすぎない程度に、ゴルフなどに興ずるのも大切なこと

原 秀 男

生を有意義に生きたい、と念じてお
ります。

護士として再出発致しました。

今後ともよろしくお願ひ申し上げ
ます。

五月母校の理事の任期が満了しま
したので、多摩校舎に行く機会がす
くなくなりました。機会をみつけて

多摩の新鮮な空気に触れたいと思っ
ています。

夏座敷

くなくなりました。機会をみつけて
多摩の新鮮な空気に触れたいと思っ
ています。

山 本 清二郎

新 井 嘉 昭

会報には、中央大学の現状を書く
予定をしております。

新 井 嘉 昭

早いもので大学を卒業後二五年が
経過しました。

この三月三一日付けをもって、一
六年間在職した検察官の職を辞し、
弁護士登録致しました。

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

考へあつて、最初から独立し、事
務所を開設しました。

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

何分、一年生ですので今後共よろ
しくお願い致します。

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

いつもご連絡をいただいています
が、不熱心な会員で出席したことも
なく申訳なく存じています。

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

会の発展と会員の皆様のご健勝を
お祈りします。

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

松 鶴 潔

満 園 勝 美

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

第一東京弁護士会関係

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

検察官から弁護士に転じ、早くも

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

五年目に入っています。仕事の面
では勿論ですが、趣味（謡曲、仕舞）
にも力を入れ、これからの残りの半

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

池 田 德 博

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

本年四月一日付で退官（裁判官）
し、福祉施設の責任者を兼ねて、弁

平成二年一月一八日多摩校舎に
おいて本校初の「ホームカミングデー

孔子は川のほとりに立つて「逝く

者は、かくの如きか、昼夜をおかず」と咳いた。中大法科に昭和二年入学したが、数十名の同期の桜は現在僅かに拾余者、昭和七年試験に合格して、現在、現役、法曹生活本年で五十八年八ヶ月、人生とは実に夢の一語に尽きる。路傍の石は斯う語る「たつた一人しかない自分さ、たつた一度しかない一生を、ほんとうに生かさなかつたら、人間生れてきたかいがないじやないか」各位の御健祥を祈る、弁護士池田門太八四翁

前略

伊藤清子

清涼の秋を迎えたが、皆さんお変わりなくお元気のこととお慶び申し上げます。

夫、伊藤忠夫は平成二年一月二三日急逝しました。存命中は大変お世話になりました。ありがとうございました。

皆様方によろしく御傳へ下さいませ、右お知らせまで かしこ 平成二年一〇月五日 '64 中野区中野三一一三一一七 伊東清子 内山 弘

はじり貧になる虞れがあります。システムと環境を整備すれば、かつての学研連と同様になるでしょう。

学研連「正法会」の出身ですが、学研連の機能は失われつあると痛感しています。

司法試験改革を機会に、中大法学部の司法試験態勢を抜本的に見直す必要があると考えます。

私の在学中（昭和三〇年入学）は中大の学研連に入れば司法試験に受かると言わっていました。

中大法学部の新入生に、そのような目標と夢を与える合格システムを作れば、在学生でも多数合格出来る筈です。大学当局の思い切った改革案が示されない限り、中大生の合格

議員会にて、学員会副会長に選任され、同年六月一日より就任し現在に至っております。毎月平均一乃至二回位開かれる正、副会长会議に出席する外、地域支部八六箇所、職域その他支部四九箇所会計一三五支部の記念式典、総会、懇談会、支部結成祝賀会等に会長、副会长等が分担して出席しております。司法試験合格者が昨年同様、低迷しておるのは誠に残念です。曾ては、連続二カ年間、東大を破つて首位の座に君臨していた時代が夢のようです。「法科の中大」の名を取り戻すため、是非、頑張つて下さい。

小野雄作

一九八六年に四年にわたる海外留学および海外法律事務所での研修から戻り、現在まで濱田松本法律事務所という証券関係の仕事の多い海外事務所で働いておりますが、毎日忙しい日が続いているうちにもう四年経過してしまいました。その間色々やりたいこともあつたのですが趣味と健康のために毎週行っているテニスと水泳以外はほとんど何もできず、また中央大学法曹会の会合等にも出席できず御迷惑をおかけしました。今後は少しづつ弁護士会での活動も行っていくと考えております。

大西保

私の趣味について。

すぶりのつもりで日曜の朝など近くの公園で汗を流していました。それから本当のボールが打ちとなり、次々にエスカレートして二弁ではゴルフの三キチの一人と云われるようになつた。しかしこの頃ではボールが飛ばなくなり、ビギナーの頃のスコアを出すようになつてしまつた。月下旬は伊豆の海で魚釣りと農園の手入れで忙がしく時間が足りない位である。

近藤勝

(所信)

先日、事務所から帰る途中息苦しくなり緊急入院した。

一週間で退院できましたが、持病の喘息の発作が薬では効かなくなつての

中大法曹会報編集委員会御中

入院であった。

喘息の原因は、ハウス・ダストが

主であるが、近頃それよりも他人のラブを振廻すようになった。剣道の

なつた。

私のようにタバコによつて喘息发作呼吸困難を生ずる身にとって嫌煙どころでなくタバコ撲滅を訴えた

桑田勝利

かげ動く繁みの小鳥寒椿

冬ざれのつぼみいくつや白木蓮

三〇年会

桑田勝利

佐藤敦史

(所信)

何時も、お世話になつております。今後ともよろしくお願ひ申しあげます。

佐藤

小林伴培

昭和二七年に修習生になつたときは、ガリ版刷りの辞令で、弁護士に

なつてからも約手の写しも手書で大
変でしたが、いまでは複写機あり、
ワークありで正に隔世の感があります。

ただ、ここ麹町ではマンションが
一〇坪位のものでも一億を超えると
有様で経済大国になつたと言つても
実態はこんなものです。ただ、庶民
の暮らしは昔に較べ格段に良くなつた
とは思いますものの、山野海川の汚
染を目にする、歩々の前進が懐か
しい気もします。

三 枝 信 義

苦しみは苦しみの言葉もつと知る
子をさへ呪ふ 老いしその母

携へし書冊 いくつを 読みつぎて

まなこを瞑る車中のならひ

ひとの心の測見しよりは わが眼

大きく冷たく あけりしと思ふ

坂 本 建之助
元氣です。

然し、この頃、友人、知人の死亡
が多くなり、小生も七二才、やや老
化を感じるようになりました。公務
が減らず、弁護士業務は半分位いで
す。自ら選んだ道！頑張りたいと思
っています。

鈴 木 喜三郎

裁判所の法廷をのぞくと、つくづ
く裁判官が若いなあ、子供よりも若
そう、頼りにならんなど、これで国
家意思としての判決を言渡されるの
か、どんな判決をされるか予測でき
ない、とんでもない判決を言渡され
るのではないか、と、つくづく思わ
れる昨今です。若いことはよい面も
多いが、心もとなく不安に思われる
のは、一人私のみでしようか。

近況

高 山 政 一

平成元年十一月、三十八年余の裁
判官生活を定年退官、最終任地での
仙台の生活環境が気にいり定住、在
住地以外に地縁血縁なく夫婦二名の
生活、平成二年弁護士登録、仙台家
裁調停委員任命

も、多数の会員を擁している。この
多数会員の意思を集結する全員参
加の会合を催してはどうでしよう
か。

須 田 昭太郎

平素より敬愛して止まない中大法
曹会会報編集委員会の先生各位の御
尽力と御奉仕により、このたび立派
な会員名簿が発刊されました。

心から感謝の意を表する次第です。

過去開腹手術四回、そのつど臓器
中大法曹は、在京法曹において
裁調停委員任命

切除の欠陥人間、まだ肝心の臓器保持で結構可動、子二人はそれぞれ東京、千葉に一家構成し独立

以上

郵便物等の宛先は左記の住所にお願いします。

証

〒三四五 埼玉県北葛飾郡

杉戸町下高野七〇六

滝澤 農

中津靖夫
会員の諸先生にはお変りなくお元

氣のことと拝察申しあげます。

わが法曹会は、今更申すまでもなく母校中央大学法学部の興隆に多大な関心を有するものであります。

仄聞するところによりますとこのたびわが法学部では、カリキュラム

について全面的検討を行い、これからのが法学部に最も適したカリキュラム改定を企画中のこと、この企画が成功することを期待をもつて見つめています。

会員の諸先生もよろしくお願ひ致します。

敦煌莫高窟の飛天
タヒチ島モーレアの海
エジプトのアブ・シンベル大神殿
ソ連のレニングラード

硫黄島の南十字星

にそれぞれの想いがあつた。

この志向、こんごも変ることはない
とおもう。

中野俊彦
謹啓

本年三月三一日付で富山地方検察庁高岡支部検事を最後に検事の職を辞し、両親がおります故郷の名古屋の地で新しく生活することになりまし

た。本年六月一五日付で弁護士登録を

西村常治

これまでに、忘れ得ぬ旅情

アンコール・ワット回廊内の女神
印度のタージ・マハル

受け、名古屋弁護士会に所属し、同期の住田正夫弁護士の事務所にお世話になり、弁護士業務に励んでおります。

この葉書、前住居の高岡市に届いた上で現住所に転送されてきました。関係もありまして、お出しするのが遅くなり、申し訳ありません。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

根岸清一

単独事務所として、一人で飛び回つており、賽の河原の石積みをしてい るような心境にさせられることもあります。諸先輩の先生方は、どうい う風に区切りを付けていらっしゃるのか御教示願いたいと思つております。

「中央法曹第十一号」の編集、發行では、役員、会員の皆様に大層なす。

根本 隆

ご多忙のところをこのようにお世話を下さいます誠にありがとうございます。

とりあえずご返信のみ申し上げま す。

播磨源二

藤だなのベンチ風呼ぶ
スマッシュかな

2・6 田無テニスクラブコート

ポートマック釣人映して五月晴

2・6 アメリカワシントンにて

正体をさらけてとどろとどろ雷美し
2・7 パブアニューギニヤにて

みあぐれば他の草木

はぐくむ巨木かな

2・7 パブアニューギニア

野宮利雄

「中央法曹第十一号」の編集、發行では、役員、会員の皆様に大層な

お協力とお世話になり有難うございました。そして「第十二号」の時期となり、編集委員会の目立たない御苦労が目に浮かびます。がんばって下さい。中央法曹会の太いパイプ役となるために。ところで、私はおかげ様で元気に仕事をしております。心がけております。日弁連では、国選弁護に関する委員会の仕事に携つており、刑事裁判の充実、適正化実現のためにも、国選弁護料の予算増額と支給基準の適正合理化、被疑者段階での国選弁護人制度の実現を期する方策等に調査と研究を進めております。理解とご支援をお願いします。

古山昭三郎

若い弁護士の方々が、弁護士会の業務に仲々参画してくれないと、声を昔からよく聞く。その理由は、

本人の性格や世界観、環境、事務所
自体の体质と色々あるようであるが、

要は、法曹に対する本人の自觉、使
命観の有無といったものによって左
右される。とは言え、先輩としては、

若い方々に何らかの活動の機会を提
供することが大事で、それをきっかけ
にして活動に目ざめる人が意外に
多い。

法曹全体のために、先輩達は、心
して有為の人材を引き上げるよう努
力しよう。

古屋 龜鶴

昭和六〇年一〇月、東京高検検事

を最後に退職し、現在弁護士五年に
なりました。

税法事件などを中心にやっており
ますが、民事事件も約五割くらいに
なりました。

家族は、長女も稼ぎ、長男もN H

Kに就職しましたので、夫婦二人に
なりました。

今後とも、宜しくお願ひ申し上げ
ます。

山本 実

拝復

いつも御苦勞様です。

早速、返信ハガキをお送りします。

御蔭様で、元氣で、弁護士業務に
邁進しております。

中央大学法曹会及び会員の皆様の
益々の御発展を祈念致します。

敬具

三木 茂

昨年から中央大学で工業所有権法
を学生諸君に教授しております。卒
業後二〇年以上たち、若い人と議論
し、法律実務を説明することに新た
な新鮮さを感じます。

山下 清兵衛

早稲田大学が、実用学問の拡大を
狙い、三菱商事とタイアップする等、
又、ビジネス・ロー講座の開講等
O B 法曹と大学当局との協力がうま
く機能している様に思える、中央大
学も、O B 法曹がまとまつてもつと
社会においてリーダーシップをとれ
る企画を策定し、中央大学の法学部
の魅力作りをしないと、良い人材が、
中央大学に集まらないのではないか
と心配する。

八王子へ中央大学が移転し、その
没落が始まつたが、都心において、
右の様な企画を推進するべく中央法
曹会幹事の方に期待したい。又、中
央大学からの寄付要請に対しても漫
然と応ずることなく、大学自体の具
体的発展計画に対してものみ卒業生
は、寄付に応じるのではないだろう
か。

弁護士会関係

原 勝 己

平成二年四月から、郷里横須賀で開業致しました。横須賀は支部所属弁護士が少なく、国選事件が、年間三〇件も回つてくるようです。独立して、事務所経営の苦労はあります

が、東京では秋風が吹くころ、選挙の血なまぐさい話が出てくることを考えますと大変気楽な気分です。

横須賀出張の折にはお立ち寄り下さい。

奥野久之

最高裁判所判事在任中は一方ならぬ御支援を賜り有難うございました。お蔭様で何とか八月二十六日定年退官を迎えることができました。その後しばらく静養の後、九月下旬関西

に引き揚げ、十月一日から再び神戸市で弁護士業務を始めました。今後は焦らず急がず、何か世のため人のためになることができれば幸いであると思つていますので、会員各位の御指導をよろしくお願ひ申し上げます。以上近況御報告旁々御挨拶まで。

ある父親からの速達

飯 原 一 乗

ある学生の父親から速達が届いた。私の息子は、先生の民事訴訟法の講義を受けましたが、学年試験で合格点がらえず、決っていた就職がだめになつて、大へん落胆しております。どうしたらよいか御指導下さい、と書いてあつた。

落胆している息子を眼の当たりにして、思い余つての速達であろうが、それによつて何とかなるとは誰も考へないであろうから、抗議の表明としか受けとれない。

十日くらいたつて、その息子から電話があつた。私の答案を見せてくれというのである。問題にどう答えたかと聞くと、「弁論主義」のことは十分書いたつもりだといふ。中間テストはできているといつたげである。

中間テストとは、毎年九月ころ行う試験のことである。大学の行事としての一回かぎりの学年末試験では、合格点に達しない者が毎年かなり出る。その全てを落第させるわけにもいかないので、本番とほほ同じ要領で答案を書かせておく。受験は任意であるが、よくできていれば、本番がだめでも合格点はもらえることにしてある。あとでその問題の解説もするから、聞いてさえいれば、問題の考え方や答案の書き方の理解も深くなる筈である。

中間テストではなく、学年末試験はどうだったかと聞くと、「証明を要しない事項」についても、「相殺の抗弁と既判力」についてもよくわからず、二行くらいづつしか書けなかつたと、それが、さも当然のことのようにいう。それでは採点のしようがないではないかと反問すると、中間テストができていれば、落第点はつけないと、先生いわれたではありますかと喰いさがつてくる。

たくさんの中間テストをみたのでいちいち憶えていないが、中間テストを受けていても合格点がついていないとすれば、中間テストもだめだつたに違いない。こちらからいえば、なんとかならないのかと考え、何回も読みかえしてがっかりしながらやっぱりだめだときめるのだから、だめのものはだめだと自信をもつていえるのである。

それじゃ六月ころやつたテストでなんとかみてもらえないですか、相手も必死である。しかし、六月ころ書かせた答案というのは、一コマ九〇分の半分くらいの時間に、特定の設問について講義したあと、残りの時間を使ってその問題の答案を作成させ、あらかじめ用意しておいた参考答案を配布して、それとこれとの比較をさせる。いわば答案練習のようなものである。これが採点の対象となり得よう筈はない。

就職先さえ決まれば、答案なぞ書けなくとも合格点をもらえるのが当然、卒業証書もくれるのが当たりまえと考えているとしか思えない者は、件の父と子ばかりではなさうである。問題に対する解答が全くできていないのに、また問題とは無縁のことしか書いていないのに、答案用紙の末尾に、就職が決まりましたから、是非とも合格点を下さいと書いたものが、毎年多く見られる。最近の新聞等でも、学年試験で合格点をもらえないため就職を棒に振った学生の記事が大きくとり上げられたが、これを見ると、いずこも同じなのであろうか。

落第点については是非両論ありうるが、新聞等の論調は、これを肯定するものが多いように読みとれた。記事のなかには、落第を講義に魅力がないためという意見も見られたが、めったに出席しない、たまに出席すれば隣の学生と私語を続けていて、講義に魅力を感じられる道理がない。

一定のレベルに達したと思えない者が、世間にでて、本学の卒業生だといつてもらったのでは困る。あの程度で学士かといわれるようなことがあるとすれば、なお困る。講義に出席しない、試験に合格点をとれる程の努力をしない者は、学士の称号を持たないで就職してもらうほかない。

彼岸のころ



高井清次

現在の住い（荒川区西日暮里三丁目）に引っ越したのが、昭和五八年の四月ですから、その年の秋の彼岸の頃と思します。書物であったか、ビラであったか忘れましたが、我が家は比較的近くに、六阿弥陀の寺があることを知りました。これらの寺をお彼岸のうらにお詣りするのがよいとの事でした。おそらく阿弥陀如来のご来迎の思想からではないかと思います。

信仰心があるわけでも、来世の安樂を願うわけでもありませんが、散歩の手段として、その六阿弥陀の寺をお詣りしようと思い立ち、早速地図を片手に、家内と共に出かけました。我が家は西日暮里駅の近くで、京浜東北線、山手線を右手下に見て、王子の方に歩き、田端駅近く、田端文士村と稱され、附近に、芥川竜之介の旧居があつたといわれる、与楽寺坂を下ると、第四番与楽寺（真言宗豊山派）があり、立派なお寺で、関東大震災の供養碑もあります。元の道に戻り王子の方に進み、旧古河庭園の右横の第三番無量寺（真言宗豊山派）この寺も立派なたたずまいです。次いで西が原一里塚跡を経て、飛鳥山公園を通り抜け、北区豊島の第一番西福寺（真言宗豊山派）に至ります。多分この寺が本家でしょう。更に团地を左手に見て、隅田川の豊島橋、荒川の江北橋を渡り、土手を左に曲ると、その土

手下に第二番恵明寺（真言宗）があります。池があり、大きな鯉がいます。

恵明寺の近くに、足立区扇 番外（木余り）性翁寺（淨土宗）があります。お寺ではこちらが六阿弥陀の本家だと称しているようです、というは六体を彫った後の余った神木で、足立姫の菩提を弔う為めに、觀世音菩薩が彫られて祠ってあるためでしょう。

第五番常楽寺（天台宗）は、現在は、調布市西つつじが丘四十九一一にありますが、元々は、東京大学医学部稱荷門近く、現在、東天紅のある所にあつたのが、戦災を受け、調布に引っ越したとのことです。東天紅の裏側一隅に小さな祠があり、お彼岸の間は、門扉があけてあります。私は一度だけ調布へ行きましたが、それ以外は、この東天紅の出張所で間に合わせています。

第六番は、常光寺、江東区亀戸二十一九十三、亀戸駅からみて、亀戸天神の反対側、この寺は曹洞宗、天平九年（七三七年）開山は行基、開基は豊島の冠者、天文一三年（一五四四年）曹洞宗に改宗、開基は下総里見義実これは全く私の推測ですが、同寺が衰微又は焼失したのを、里見義実が開基、中興開山の大和尚が改宗されたのではないかと思います。但し、本尊は勿論、行基菩薩作の阿弥陀如来（座像六寸）です。

その後解った縁起によれば、聖武帝の御代、足立庄司從二位宰相藤原正成、子無きをなげて、常に熊野権現を信じ靈夢を蒙り、ひとりの女子をもうけ、後にこの女豊島左衛門尉清光へ嫁したが、舅姑の不遇であるのをかなしみ、荒川へ身を投じ、十二人の侍女もこれに従い、庄司は十三人の菩提を弔うため、自ら法師となり、諸国の靈場を巡行して紀州熊野山に至り、靈夢に我が社内に靈木あり、昼夜光を放っているので、光明木という、この一本を汝に与える、行基という権化の聖者、四民救世のため、諸国を巡行しており、汝の国に来るのを待つて、この聖者に六体の弥陀仏を彫つてもらい、その功力により女人ら仏果を得ること疑いなく、且つ末世の衆生此の仏を巡礼すれば、永く三界の苦域を離れ、速に九品の淨土に至ると告げられた。

庄司夢覚めて、社内に神木をみつけ、名を記して海中にし、巡礼して本国に帰つてみれば、右神木が当国に流着し、日夜光を放つており、幾ほどもせず、行基が此の地に到着し、庄司は我が家に請待し、行基菩薩十七日断食して、一心に弥陀仏に念じ給つたところ、弥陀の影向があつて、真像を模刻された。即ち本尊は一本の木から六体を刻したるもので、行基菩薩の作、そこで侍女の出生地に豊島の冠者が寺を建立し、阿弥陀仏を入仏させて、菩提を弔つたとか。

(俳句)

野の道や梅から梅へ六阿弥陀

(川柳)

六香は嫁の小言の言いじまい

(六阿弥陀嫁の小言の捨て処)

爾来八年、春秋二回彼岸のころ、万歩計で約二万数千歩、約五時間半の行程の、この六阿弥陀を巡礼するのが、私の年中行事になりました。

その間、江北橋を渡つた所の高速道路が完成し、西が原一里塚跡付近の地下鉄の地下工事も完成したようです。

私も昨年古稀を迎えました。春秋二回の年中行事が何時迄続けられることでしょうか。九品の淨土に至らなくても、何時迄もこの行事を続けたいものです。

転任を思う



滝田薰

三八年近い裁判所での生活を終えて、ホッとしたが、同時に一抹の淋しさも味わった。それは転任の機会が全く無くなつたということである。蝸牛のように家族と家財をひきずつての転任は、苦労も多々で決して嬉しいものではなかつた。しかし、苦しいばかりではやりきれないでの、何らかの楽しみを見出そうといろいろ苦心した。新しい任地の人情、風俗や土地柄に親しむこともそのひとつであり、また、その土地ならではの楽しみを探ることも大切であった。異動の内示があるとまず行先の歴史や風土に関する書物を見つけることになる。お陰で我が家の中には、○○県の歴史とかいう類いの書物が結構たまっている。

家族の荷作りの苦労も忘れて、ひとり内緒でこれらの本を読むのもひとつの楽しみではあったが、何といつても、それぞれの任地でいろいろの楽しみ出はつきない。

札幌では、広大な北海道の自然につつまれて北の海の釣りの醍醐味を満喫した。美しい星空を仰ぎながら釣友と酌み交わした酒のうまさに、明け易い北国の暁まで語つたこと、餌を盗みにくるキタギツネの目玉の光りに驚かされたこと、氷点下一〇度という積丹の海でのサクラマス釣り、新緑の牧場に跳ねるサクラブレッドの若駒眺めながらの

日高での釣りなど思い出は尽きない。

最後の任地名古屋では地の利を生かしての古寺巡りを思いたつた。記念にと集めた御朱印を数えてみると二年余の間に八〇数寺に詣でている。花の盛りの湖東三山、音もなく散る花びらの奥のほの暗い本堂に、愁いをおびた聖観音の立像を拝んだこと、時鳥の啼く新緑の三千院での写経、湖北渡岸寺の秀麗な十一面観音が、衆生濟度の歩を踏み出そうとするお姿は今なお臉に浮かぶ思いがするし、ある秋の日に訪ねた若狭・小浜の寺々とその仏達、まだらの雪が残る女人高野室生寺では、人影もまばらな金堂で、中尊薬師如来像をはじめとする数々の仏達を心ゆくまで拝し得たこと、等々まさにひとつひとつが心に刻まれている。

歳月の流れは徒らにはやく、過ぎてみればあつという間だったような気さえするが、ずい分いろいろな任地を経てきた。思いかえすと、それぞれの土地に、さまざまな思いでと共に深い愛着も残っている。甲子園の高校球児たちの戦いがはじまるとき、いつも旧任地のチームに応援を送るのもそのひとつがあらわれであろうかとひとり苦笑することもある。

転任は、それに伴う数々の苦労があつたが、同時に未知の土地へのあこがれや、それをみたした時の喜びや、心に残る楽しい思い出もある。定年を迎えた淋しさのひとつは、この楽しみを失ったことでもある。

あのひと このひと

弁護士 池田門太

あわただしく 一日が暮れてゆく

あわただしく 一年が過ぎてゆく

あわただしく 一生が終るだろう

人間勿々（忙しく）として業務

（いろいろ）を営み生命の日夜に

去る事を悟らず

（善導大師）

私は、明治三十九年生れ所謂丙午、埼玉県本庄市出身、昭和七年司法試験に合格、直ちに第二東京弁護士会に入会し、現在に至る。此道一筋約五十六年、曲りなりにも現役である。さて人間の幸福の原点は、健康にあるがこれを踏え永い人生に於て、自分の好きな仕事ができ、是により自分一家の生計が維持され、その従事する仕事が社会、国家に寄与するという三拍子が全部揃っていたら、その人にとりて最高な人生ではなかろうか。仲々都合よく参らぬのが人生である。後述の正木弁護士は此の三拍子を或る程度満たした人物とも思われる。さて、私の法曹生活五十余年の

うち、交際人物中特に深い感銘を受けた傑出人物がいた。それは前述の故正木ひろし氏である。同氏は、満七十九歳の折、突如抗し難い癌によりはなばなし一生の幕を閉じた。私は、同氏の臨終に立会い、坊主刈をした同氏の頭を暫く撫でながら永久の袂別をした。この時この勇猛かかん、一匹狼の弁護士は、本世紀、二度と出現しないであろうと、心から、くやんだものである。善導大師のいう「あわただしく一生が終るだろう」が私の胸に深く突きさり、私は涙、滂沱として、之れを拭い去ることが出来なかつた。同氏は、明治二十九年東京本所に生れ、府立三中（現両国高校）、七高を経て大正十二年東大を卒業。なお、正木氏は東大在学中長野県飯田中学校、千葉県佐倉中学校で英語の教鞭をとつていた。飯田時代の教え子に、先般物故した児童文学作家椋鳩十（本名久保田彦穂）氏がいたことは余り知られていない。さて、正木氏は昭和初期に二弁に入会した。私は、同氏と現存の弁護士鈴木忠五氏の名誉毀損事件の第一審弁護人を務めたがこの事件は、そもそも、丸庄事件に端を発したのである。その丸庄事件の概要をここに記述してみよう。

昭和三十年五月十二日の夜中、静岡県三島市の丸庄運送店の女主人小出千代子が何者かに絞殺されたという事件で、前夜三島から東京に向つたトラック運転手李得賢（朝鮮人）と助手鈴木一男の二人が犯人として逮捕、起訴され同三十二年十月三十一日静岡地裁沼津支部で、李に無期、鈴木に懲役十五年の判決が言渡された。一審の弁護人は、検事出身の安達太助氏と故佐藤英一氏の二人。第二審に至り鈴木忠五氏が担当、同氏は元東京地裁の裁判長を務め、三鷹事件を審理し「空中楼閣」という名判決を下し、その名は日本中普く知られていた方である。さて、鈴木弁護士は、丸庄事件は、両被告人が三島警察署で、目をそむけるような非道極まる拷問を受けた結果の虚偽の自白に基くデッチあげの冤罪であると確信の上、永年裁判官として積み上げた知能を傾注しその弁護に当つたが非運にも東京高裁に於て、昭和三十三年十二月控訴棄却となつた。ここで事件は、上告審に移り、正木氏が参加し共に一、二審判決の不当を鳴らしたが、之れ亦、武運拙なく、昭和三十五年七月十九日上告棄却となつた。憤激した両氏は、一般大衆の輿論

を喚起し判決の不当性を国民に知つて貰うべく、肉を切らして骨を斬るの非常手段を採つた。それは「告発、犯人は別にいる」と題する単行本を、正木鈴木共著で実業之日本社より発行させ、時の官憲と真向から対立、その不当を激しく糾弾したのである。之れは、犯罪内部説で、被害者千代子の親族の名を特定し、その人間が犯罪人であると。次に特定された親族が、両氏を名誉毀損として東京地検に告訴した。同地検は之れをとりあげ、両弁護士を名誉毀損罪として東京地裁に起訴した。私が正木氏と会見した時、同氏曰く「池田さん、先日東京地検より起訴したという電話が私の所にあつた。私は喜んで、ああ、それはよかつたと答えた。すると地検曰く、私と鈴木氏を起訴したと言うんだ。全くフザケタ話だよ」と。その時の正木氏の態度は微動だにせず、私はその胆の太さに驚くと同時に逆に私は胆を潰した。

前記の地検の起訴と同時に、正木、鈴木両氏を援護すべく東弁、一弁、二弁、千葉、大阪の各弁護士会より、よりすぐつた精銳の約三十余名の弁護士が結集し一大弁護団が結成され、次いで後援会が誕生。発起人も当時知名度の高い、青地晨、青木英五郎、家永三郎、伊藤整、吉川経夫、中島健蔵、福岡誠一、山田典吾、戒能通孝、日高六郎、矢田喜美雄、毛利興一等々の各氏、事務局長は丸山尚氏。さて公判も終結に近づいたので、私は、千葉県稻毛の旅館に数日間、籠り、弁論の構想を十分に練りあげ最終公判に臨んだ。少し話がそれるが、私は約五年に亘る公判期間中、正木、鈴木両氏の援護射撃のため、毎日新聞系列のローカル紙東葛毎日新聞に「あべこべ裁判記」と題し回数は忘れたが、丸庄名誉毀損事件の真相を掲載し官憲の不当性を一般大衆に懇えた。私の記事掲載新聞が遠く、韓国の弁護士会にも送付され非常に喜ばれたとの正木氏の言葉であった。尚、私の新聞紙を手にせられた故海野普吉先生より私宛「池田君の努力を喜ぶ」という私信を載いた、なつかしい想出である。第一審終結に至る間、本件に関して、いろいろのことがあった。昭和三十七年東京放送（TBS）が夜の番組で丸庄事件をTVで放映する計画をたてた。ところが最高裁、最高検、弁護士会の各代表が構成している司法協議会は之れを中止させた。私と正木氏は窃に此のテレビ

を東京放送の映写室で視聴した。此の中止につき正木氏は怒をこめて、自著「エン罪の内幕」でこう述べている。「この干渉は、司法官憲それ自体が憲法二十二条の思想表現の自由を侵すばかりでなく、法治国の基礎である三権分立をも、くつがえしたものである」と。

さて、丸庄名誉キソンの最終弁論には私を交えて七名の弁護人が当ることになった。裁判史著述で有名な、森長英三郎、元氣骨ある裁判官で知られた丁野暁春（東弁）、元検察官の長老長谷川瀏（一弁）、砂川事件で違憲判決を下した、伊達秋雄（二弁）、吹田黙祷事件の名裁判長佐々木哲蔵（大阪）、特別弁護人に推理作家高木彬光の各氏。昭和三十六年より同四十年に至る約四〇回の公判審理が行われ判决は、兩人に対し禁固六月、執行猶予一年（東京地裁刑事二部裁判長江崎太郎、判事播本格一、同近藤曉）が言渡された。私は、第二審以後の事件には深く干與しなかつた。ここに正木氏が戦前、戦後精力的にとり組んだ、いくたの冤罪並びに無罪主張事件を、列挙してみよう。

(一)菅生、(二)八海、(三)首なし、(四)観音堂、(五)万能、(六)白取、(七)石和、(八)三里塚、(九)丸庄、(十)チャタレイ、(十一)コンロ失火の各事件。此の内、三里塚事件の五木田隆弁護士、チャタレイ事件の環昌一氏同直弥氏の御兄弟（二弁）は私の承知しておる先生である。(四)のコンロ事件は東京医科歯科大学の依頼に基き、私が主任弁護人、正木氏と共同で約十ヶ年を費して無罪判決をかちとった事件である。国府台分院におけるコンロの失火でレントゲン技師が起訴された事件。正木氏は、過去に取り扱った事件で、担当の裁判官に随分、毒づいたことで有名だった。ただこの内、私に、裁判官で僕の敬服できる人が二人おると語っていた岩田誠、大江保直の両氏。さて、今は亡き正木氏を偲ぶ、よすがとして少し昔話に触れてみよう。正木氏は実に幸福の人であった。なぜなら周囲には正木氏に協力する正義感に溢れる多数の先生が存在したからである。私の知る先生を挙げてみると、秋根久太、岡林辰雄、関原勇、後藤昌次郎、儀同保、橋本錠之助、田中治彦、古賀正義、内田剛弘、原田香留夫、佐々木静子等の各弁護士、外に、岩波茂雄、堀越震六の各氏。次に私と正木氏とは昭和七年より死去に至るまで、長い息の続いた交友だから想出となると山ほどある。昭和

十二、三年の春頃、林逸郎、高木常七、緒方茂夫、正木ひろし（いずれも故人）年少の私を交えて、伊勢、奈良、京都、吉野山の旅をしたことがある。林氏は、当時京都で大本教の弁護人だったから、或は此の公判を兼ねていたのか知らない。ちなみに大本教の陪席判事に私の親友黒坂一男君がいた。此の旅のうち、近鉄の乗物で正木氏が余り風体のよくない男と口論を始め、果ては暴力沙汰になろうとした。驚いた一行は、興奮した正木氏を必死に宥め漸くことなきを得、ホッとした。私は且て正木夫人より「正木は東京駅で誰かとケンカをして傷だらけ、それに真新しい洋傘をメチャメチャにしたことがあるんですよ」と耳にしたことがある。正木氏は昭和十九年より千葉県佐倉市臼井に疎開し家族と共に居住していた。その時のことである。或る戦争末期の夜、空襲警報発令下に正木氏が自宅を縕袍（どてら）姿、懐手で表に出たところ、警防団にみつかり、非国民と罵られ、その上数名の団員に袋叩きにされた。

告訴はおてのもの、直ちに佐倉警察署に暴行傷害で訴えた。その結果、全員がぞろぞろと、署の豚箱に放り込まれた。少し相手が悪かったようである。昭和二十二年私が千葉県船橋市に居住するに至り、正木氏と私との交流が頻繁となつた。当時正木氏はNHKラジオの人生相談と千葉新聞の客員論説委員をしていたので同氏への委任の民刑事件の殆んどは、私が代行した。暇が出来ると二人で湯ヶ原、熱海、伊東の各温泉めぐり、箱根の旅、千葉港での鯨（はぜ）つりに興じた。ところが正木氏が中途眼を患い始めた。驚いた私は、妻の姻籍に当る箱根姥子温泉S旅館に正木氏を案内し、四、五日滞在した。同温泉は眼によいことで有名。或る夜の三時頃のこと隣の床にねていた正木氏がいない、すると手拭をぶらさげて戻ってきた、同氏は眼を温泉で「シップ」していたらしい。その時正木氏は私に一言「池田さん、僕はね、眼を手術する金がないのだよ」ボソリと洩らした。経済的に窮迫しているのに、社会の注目している有名冤罪事件と取り組んでいる同氏の言葉に私は胸の諦めつけられる想いで一杯となつた。悪いことは重なるものだ今度は、夫人との確執が生じた。両方の内、どちらが頼んだか知らぬが故眞野先生を訪れた。然し先生は腰を上げなかつた。夫人に女性弁護士第一号の久米さんが、ついたが直ぐ辞任した。何人も正木氏の気質が激しいので仲介の労

をとる人がいなかつた。困つたことに追打ちをかけるように、正木氏が目に入れても痛くない程、寵愛の末っ子丁君が反抗するようになつた。流石の正木氏も、これは随分体にこたえたようだつた。到々二件の処理のお鉢が私に回ってきた。夫人との確執は私が円満に処理し、次いで丁君については学校の保護者に私がなり最後丁君の結婚式まで親代りで終結した。正木氏は感激し、莫大の蔵書全部を私に寄贈すると申出たが私は固く辞退した。同氏はお礼の意味であろう。昭和三十七年二月発行P.H.P一六五号で全国に向けて私のPRをし、毎日新聞社「生きてる裁判」N.H.Kテレビ「ここに人あり」にスイセンをし、その他自己著書に私の扱つた事件を掲載した。正木氏は、今、国電亀戸駅より徒歩十分位で達する菩提寺の一隅に「正木ひろし」と自書で刻んだ名墓石（赤色）の下に、ねむる。

以上

一 引用書

エン罪の内幕 三省堂 正木ひろし

権力悪とのたたかい 三省堂 家永三郎

裁判と悪魔 合同出版 正木ひろし

（本稿は、日弁連機関紙「自由と正義」第三九巻四号昭和六三年四月号に掲載されたものを、筆者の希望により、特に転載したものであります）

司法試験の合格者増は必要か

弁護士 秋山昭八

国民生活に重大な影響

現在、法曹界において、司法試験改革問題が緊急の課題となつてゐる。法務省は次期通常国会に司法試験法の改正案を提出したいとして、九月に法制審議会に諮問する意向を明らかにし、日本弁護士連合会も対案を提示するに至つた。

司法試験改革問題は、将来の法曹界全体のあり方を決定づけるという意味で、司法制度全体に重大な影響を与えるものであり、汎（ひろ）く国民生活全体に重大な影響を与える問題である。

現行制度発足以来の経緯をみると、司法試験合格者のほぼ全員が司法修習生となり、その後、裁判官、検察官、弁護士となることが予定されているために、司法試験合格者の数は、法曹に対する現実の需要と無関係に決定することができない。

現行の司法試験合格者数は、司法修習体制上五百人前後であることを前提としているが、これを当面最大七百人程

度にしようとするのが、法曹関係者のほぼ一致した意見である。司法修習生増員の直接の契機は、若年合格者が少数であるため検察官任官希望者が少ない現状を開拓するための緊急措置として提案されたものである。

たしかに現状の司法試験は難問である。司法試験の最大の特徴は、合格者数が近年おおむね五百人前後に限られてゐる中で、その数をはるかに上回る多数の優れた資質を有する受験生が存在し、それらの受験生が受験回数を重ねるに従つて優秀な成績を得るようになるために、比較的の少數回の受験者のほとんどが上位五百人程度の成績に達することができず、そのために受験の継続を断念するか、合格するまでに更に多数回の受験を余儀なくされていることがある。これらの受験者の相当数は、現実の合格ラインに達する以前に既に法曹実務家としての修習を開始するに足りるだけの能力を備えるに至つており、この異常な状況を改善する必要は否定できない。

議院制度改革に關する案

このような状況をふまえて、法務省は平成元年十一月、法曹三者それぞれに優れた人材を十分に確保し、国民に対して、一層充実した法的サービスを提供するためとして、司法試験制度改革の基本構想なるものを提唱した。

ごく概略をいえば、三つの案がある。甲案は、受験回数を連続五回に制限する。乙案は、合格者の八割は五回以内とし、残りを六回以上の受験者から選ぶとするもの。丙案は、合格者の七割を全受験者から選び、残る三割は三回以内の受験者から選ぶというものであった。このうち、増員分の二百人に相当する分を三回以内の若年層からとする丙案が、再有力となり、日本弁護士連合会の対応が注目されていたのである。

司法試験が採用試験ではなく、資格試験である以上、あくまでも平等性が確保されなければならず、若ければ成績下位でもいいとするのは、試験制度の本質に反する等の反対論があつたが、今般、日本弁護士連合会は、①とりあえず二百人増員する②五年たつても改善効果がなければ丙案またはその修正案を実施する③さらに五年後に全面的に見

直すという対案を提示するに至つた。これに対し、七月二十五日付毎日新聞は、「司法試験はまず合格者増を」なる社説を掲げ、これを歓迎している。

しかし、同紙も指摘する通り、検事、判事志望者の長期的減少傾向は、合格者の若年化だけで解消するものだろか。国民の間に広まりつつある検察批判とも無関係ではないだろう。あるいは、戦後教育における社会的正義感の欠如による、若者の国家や社会に尽くす心の醸成に欠けた結果とも言えるであろう。

弁護士不足が問題なのか

それはともかく、司法試験の緊急改革は、わが国の司法制度の根幹にかかる問題であり、目先の問題にのみ目を奪われてはならない。世上、「今日のわが国ではあまりに弁護士が少なく、国民が気軽に法律サービスが受けられるようにはなっていない」「裁判にしても、訴訟にかかる時間の長さは、一般社会の感覚と大幅にずれている」などの批判もあるが（七月三十一日付朝日新聞）、果たしてそうであろうか。米国型訴訟社会の実態は、真に国民のニーズにもとづくものなのか、あるいは弁護士過多による生存競争の結果によるものなのかも大いに検証の要があろう。

わが国が、近代著しく欧米化されたとは言え、国民の思想的バックボーンが東洋思想に裏打ちされている社会において、今後、訴訟事件が激増するとは考えられない。また、いわゆる渉外事務においては各社のノンキヤリアが多くその衝に当たつており、この傾向は今後も増大するであろう。さらに、訴訟にかかる時間が長いという批判は必ずしも弁護士不足に結果するものではなく、証拠の蒐（しゅう）集に必要なケースもあり、また、円満解決のため必要な時間もあるのである。

今回の司法試験改革問題の発端は、法務省による昭和六十二年三月二十五日の法曹基本問題懇談会の設置からであり、以来、三年に亘り検討されてきたが、わが国に必要な法曹人口はどの程度か、国民にとつて望ましい法曹像は、

といった国民的観点からの深長な検討が切望されるのである。（本稿は、平成二年九月三日「世界日報」に発表したものと、筆者の希望により、転載したものである）

学長の学事報告に関する質問

(於 平成二年三月一七日中大評議員会)

弁護士 依田敬一郎

学長の学事報告に関して御質問させていただきます。

その第一点は『法学新報』について、

その第二点は法学部教授の講座担当について、

その第三点は法職講座の講義について、
ということになります。

第一点 『法学新報』について

『法学新報』について、ということの質問の趣意は、中央大学法学会の会員に実務家をいれて『新学新報』の販売費に相当する額の会費を納入させ、『法学新報』を配布するというような制度が考えられないか、ということであります。

質問の理由は次のとおりです。

率直にいって、わが大学法学部の機関誌である『法学新報』の発行の状況は惨憺たるものといえます。発行は二月に一度の合併号です。前には三か月に一度の合併号というのもありました。最近のものでは九一卷五、六、七号、九一卷八、九、一〇号、九二卷七、八、九号、九二卷一〇、一一、一二号、九三卷三、四、五号、九三卷六、七、八号、九四卷三、四、五号、九四卷六、七、八号というのがそれです。その発行部数は五五〇部であり、個人の継続講読者は二十数人に過ぎません。

私は第一東京弁護士会に所属するのですが、その弁護士会の図書室には多くの大学法学部の機関誌が展示されていますが、『法学新報』の展示はありません。また、一月に一度の合併号というのならまだしも、三か月に一度の合併号などというものが母校の機関誌として展示されるというようなことは決して望ましいことではありません。

平成元年一号の九六卷一、二号の刑事特例集のように刑事法の論文が多く掲載されている場合もありますが、私は実定法の論文が必ずしも多いとはいえないと思っています。私は、かつて二人の実定法の先生に何故『新学新報』に論文を書かないのですかと聞いたことがあります、一人の先生のいわれるところは「何時掲載になるかわからないから」ということであり、一人の先生のいわれるところは「読んでもらえないから」ということでした。

『法学新報』は明治二二年、『法理精華』という名前でわが大学の機関誌として発行され、明治二三年七月の民法施行論争の際にはその内容が過激だとして発売禁止になりましたが、その後の明治二四年四月に『法学新報』として再刊され、以来今日までその発行が続いているものです。戦前は東大の『法学協会雑誌』、京大の『法学論叢』、法政大学の『法学志林』と共に大学の機関誌として著名なものであつたと聞いていますが、他の三誌は弁護士会の図書室に展示されているにかかわらず、『法学新報』のみがそうではないという状態になってしまっているのであります。しかし、多くの先生方の学位論文はその殆どが『法学新報』に掲載されたものがもととなつていてると思っています。また九一卷五、六、七号から刑法の判例研究が掲載されるようになり、九三卷一、二号からは民事法の判例研究も

掲載されています。その内容は実務家にとつても有効なものになってきたのではないかと思つてゐるものです。多くの実務家、特に中大出身の実務家に読まれて然るべきだと思つてゐます。これはわが大学の特性かもしませんが、良いか悪いかは別として広報活動が極めて下手なため、実務家のうちでも『法学新報』が発行されていることを知らない人さえいるという状態です。

それで、大学において法学会に多くの実務家をいれることを勧誘し、これに『法学新報』を配布することにより発行部数をふやしたらどうかと思っているものです。

大学の法学会に実務家をいれるということは唐突に聞こえるかもしませんが、決してそうではありません。有斐閣発行の雑誌に『法学教室』というのがあり、それに「全国大学法学部めぐり」というのがあって、昭和五〇年五月号の早稲田大学の記事のなかに「法学部には法学部に属する専任教員、助手および学部・大学院法学研究科の学生ならびにそれらの校友が三位一体となつてその学問的氣風を高めるとともに、相互の親睦をはかることを目的とした早稲田大学法学部会がある。大正一年に発足して以来、機関誌『早稲田法学』、『早稲田法学会誌』、『人文論集』などの発行や法律討論会、講演会、模擬裁判などを行つてゐる」とあります。私は、本当なのかな、と多少の疑問の念を持つっていたのですが、昨年「日本比較法研究所創立四十周年記念」があつたとき、来賓に来られた早稲田大学の長浜洋一先生にきいてみたところ、そのとおりであります。そして法学会の会費は『早稲田法学』の販売費相当の額だとのことです。そしてこれは亡くなられた大浜信泉先生が早稲田大学の教授の論文を発表する場所がないということから、早稲田大学出身の法曹や会社の法務業務に従事している者に働きかけてこの制度をつくつたということでした。

第二点 法学部教授の講座担当について

法学部教授の講座担当について、ということの質問の趣意は、法律学科で一部、二部というように同一学科で講座がわかっているものについて、一人の教授、助教授が全部の講座を担当するようにはべきではないかということです。質問の理由は次のとおりです。

もう何年も前のことであり、また既に亡くなられた先生のことでありますから、お名前をあげさせていただきますが、木内宣彦先生にお会いした時に先生の教科書の『会社法』の売れゆきについてうかがったところ、「講座を持つていいせいか売れゆきはよくない」とのことでした。木内先生の会社法については、『受験新報』の平成元年一二月号で早稲田大学法学部の専任講師の大塚英明という先生が司法試験の基本書として推薦されている六冊の一つにあげられているのですが、ついでにいいますと他の一冊もわが大学の先生のものですが、それが大学で講座を持つていいから売れゆきが悪いというようなことは非常に残念なことです。立派な教科書を書いてもむくわれないということだと思います。

私たち実務家は学者の先生に立派な新しい教科書をだしてもらうことを常に願っているものです。どんな名著といわれるものでも古くなれば我々実務家には役にたたなくなります。それは新しい判例学説や改正法令の紹介がないからです。学者の業績には教科書と論文がありますが、我々実務家はその分野に特に関心がないかぎり論文に注意することはないと思います。ですから学者に対する評価をその先生の教科書について考えがちであります。そういうことからいって私はわが大学の先生が立派な教科書を多く出版されることを願っているのです。それは私がわが大学の先生を批判しているということではありません。現在司法試験の受験生が基本書、参考書として使用している教科書は現職の大学の先生のものでいうならば、わが大学の先生のものが一番多いということは承知しているのではあります

ですが、それでもなお一層のご活躍を願っているものであります。そしてそれには同じ科目については一人の先生が全部の範囲の講座を担当されることも必要ではないかと思っているものであります。

第三点 法職講座の講義について

法職講座の講義について、ということの質問の趣意は、法職講座ではもとは入門講座が春期と秋期にあり、また答練講座は講義と関連していたと思いますが、最近大学から送付を受けた「ちゅうおう」という学生向け雑誌の平成元年一月号の法職講座の案内記事によりますと、講義は夏期と春期の休暇中だけになっていますが、何故それ以外の期間の講義がないのですか、ということです。

質問の理由は次のとおりです。

私は現在の司法試験受験について予備校の存在を無視し得ないと思っています。司法試験案内書のうちエール出版社の『私の司法試験現役合格作戦』という本が毎年出版されており、私は必ずこれに目を通すことにしているのですが、これによると、現役合格者といわれる者の殆どは予備校に通っています。それも答案練習や論点講座とか合格講座とかいわれる上級の講座だけでなく、入門講座とか基礎講座といわれる初級講座や基礎力完成講座とか論文講座とかいわれる中級講座までそうです。多くの学生が一年の時か二年になつて憲法、民法、刑法の入門講座とか基礎講座とかの期間一年又は半年の講座に通っています。また私の知るかぎりでは、初級講座に次ぐ中級の講座では司法試験受験の基本書として著名な教科書か、またはその予備校の講師の作成したテキストによる講義を行っております。「大学と予備校の間をせつせと往復していた」（前掲書一九八九年度版二二頁、東京大学増森珠美）というのが現役合格者の現状だと思います。勿論現役合格者といつても留学生も含みます。また卒業後間もない合格者もそうだと思います。

ところが都心から遠く離れたわが大学では在学生が「大学と予備校の間をせつせと往復する」ということは困難です。どうしても法職講座で予備校と同様な講義をすることが必要です。論点講座とか合格講座というような上級の講座は法職講座駿河台研究室から予備校に通う者の選択にまかせ、八王子の法職講座では初級の入門講座や中級の基礎力講座に力を注ぎ、前者では著名な入門的教科書、後者では司法試験の基本書として著名な教科書による講義を行うべきではないかと思います。これは私だけの考えですが、現在の司法試験受験性は著名な学者の講義より著名な教科書による講義に魅力を感じているのではないでしょうか。（本稿は、学校法人中央大学評議員である筆者が、評議員会において、発言通告をした、その内容を一部補正し、筆者の希望により掲載したものである）

感・混・創・才

今 中 幸 男



「ホテルは冠婚葬祭が商売」といわれているところから、ホテルオークラ専務の橋本保雄氏は、ホテルマンにとつて最も重要なことは、「感混創才」であるといわれます。

「感」ホテルを利用する人は様々であるから、ワンパターンの接し方ではお客様に満足していただけない。満足していただけるためには、ホテルに来られたお客様が何を求めておられるのかを察知する感性が何よりも必要であるといわれます。例えば、ベテランのウェイターになれば、お客様がレストランに入ってきた瞬間に何を召し上がるのかがわかるものだといわれます。このようになって初めてお客様に満足していただけるサービスが出来るものだといわれています。これは「人の心を読む」ということになりますが、そのためには目が大切であるとされ、社員教育として、自分の目を鏡で見る訓練をさせているそうです。

「混」異業種の人々との広範囲な付き合いが必要だといわれます。多くの人々との出会いは、当然のことながら商売に結び付くばかりでなく、「人の心を読む」訓練にもなるといわれます。

「創」文字どおり創造性であり、橋本氏は、我国で初めてアスレチッククラブをホテルに導入されたとのこと。

「才」これは才覚という意味よりも、むしろ勉強・不断の努力という意味で使われています。例えは、「葬」関係の営業については、新聞の死亡記事を見てから動くのでは他のホテルに遅れをとることになり、都内の大病院を情報源としているそうです。また、古典芸能、茶道、華道等の勉強をしているか否かで挨拶の仕方にも差が出るといわれます。

以上は、最近出版された橋本氏の「感混創才」のビジネス学（竹井出版株式会社）によります。

「冠婚葬祭」を「感混創才」に置き換えたところに、同氏の並々ならぬ創才をみますが、同氏のビジネス学の基本は、如何に人の心を読むかにあると思われます。

弁護士の業務においても「人の心を読む」ことは重要なことだと思います。

裁判一つとつても、相手方が何を考えているか、裁判官がどこに目を向けているかを正確に知らなければ、訴訟の方向を誤ってしまいます。

また、事件の処理にあたっては、事実関係を正確に把握しなければなりませんが、依頼者のいうことをそのまま聞いていたのでは真実を見誤ります。紛争の当事者が紛争の場において、どの様な心理状態にあったかを知らなければなりません。そのためには、人の心が読めなければなりませんが、それ以上に、自分をその紛争の場に置き換えられる様になって初めて、的確な紛争の処理が出来るのではないかでしょうか。橋本氏のいう、お客様に満足のいただけるサービスが出来るのではないでしょうか。

中央大学卒司法試験合格者 各 位

アンケートのお願い

謹啓益々ご清栄の段お慶び申上げます。

さて、当法職教育検討委員会は、中央大学出身の法曹で組織される中央大学法曹会に属し、母校の法学教育を益々充実させ、今後ともより優秀な人材を多数法曹界に輩出するため、特に中央大学の法曹養成教育について種々の観点から検討を加え、且つ、改善を図る目的で組織された委員会であります。

ところで、新聞等でご存知のように、ここ数年司法試験制度改革の声が高まり、現在法務省側では合格者増員と併せて一定限度の受験回数制限を織込んだ改革法案の作成作業に取り掛かっております。

そこで、近い将来現行の司法試験制度が何らかの形で改革されることが予想されますが、仮に受験回数制限等の制度が導入された場合法曹養成のための法学教育においてもそれなりの対応を迫られることは必至であります。

当委員会でも、将来の制度改革を睨んで、現在その対応策の検討を進めておりますが、その一貫として昭和63年度及び平成元年度中央大学卒司法試験合格者の実態調査を行なっております。

皆様方におかれましてはお忙しい毎日とは思いますが、秘密は厳守いたしますので是非とも別紙アンケートの回答にご協力お願い致します。

できれば平成2年1月15日までに回答をお願いいたします。

平成元年12月

中央大学法曹会
幹事長 設樂 敏男

中央大学法曹会法職教育検討委員会
委員長 中津 靖夫

事務連絡担当
事務局次長 諸永芳春

回 答 欄

氏名(匿名可) _____

以下の事項にご回答下さい。

1. 司法試験合格年度 【昭和・平成】 _____年

2. 生年月日 昭和_____年_____月_____日

3. 卒業学科_____学部_____学科 【一部・二部】

4. 入学年度 昭和_____年, 卒業年度 【昭和・平成】 _____年

5. 中央大学で所属していた学研連等受験団体の名称(複数列挙可)

6. 合格までに主に利用した受験予備校等の名称(複数列挙可)

7. 中央大学法職講座の利用の有無(利用した年度を全て記入)

【有・無】 利用年度 _____

8. 大学卒業後の職歴の有無(アルバイトを除く。複数列挙可)

【有・無】 職種_____ 従事年数_____年

9. 合格までの司法試験受験回数

(一) 総受験回数 _____回

(二) 論文式試験受験回数 _____回

(三) 口述試験受験回数 _____回

(四) 初回論文式試験受験は何回目ですか _____回目

*注 下線部に必要事項を記入。【 】内はいずれかに丸印記入。

(資料 2)

司法試験合格者アンケート集計結果

平成元年12月中に当法職教育検討委員会が昭和63年度及び平成元年度中央大学出身司法試験合格者宛てに出した別紙アンケートの集計結果は以下の通りである。

尚、アンケート回収成績は以下の通りであった。

昭和63年度合格者76名中回答者25名 (回答率32. 89%)

平成元年度合格者74名中回答者42名 (回答率56. 76%)

*表の見方

各%は千分の一以下を四捨五入

【累計】は回答者中の割合を順次合計した値

最終合格者（10月31日）の年齢

年齢	昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合	累 計
22歳	1名	0名	1名	1.49%	1.49%
23歳	1名	0名	1名	1.49%	2.98%
24歳	4名	5名	9名	13.43%	16.41%
25歳	2名	3名	5名	7.46%	23.87%
26歳	2名	7名	9名	13.43%	37.30%
27歳	2名	5名	7名	10.45%	47.75%
28歳	5名	5名	10名	14.93%	62.68%
29歳	1名	6名	7名	10.45%	73.13%
30歳	2名	3名	5名	7.46%	80.59%
31歳	2名	2名	4名	5.97%	86.56%
32歳	0名	0名	0名	0%	86.56%
33歳	2名	2名	4名	5.97%	92.53%
34歳	1名	2名	3名	4.48%	97.01%
35歳	0名	0名	0名	0%	97.01%
36歳	0名	0名	0名	0%	97.01%
37歳	0名	1名	1名	1.49%	98.50%
38歳	0名	0名	0名	0%	98.50%
39歳	0名	1名	1名	1.49%	99.99%

昭和63年度合格者の回答者平均年齢 27.52 歳

平成元年度合格者の回答者平均年齢 28.29 歳

回答者全体の平均年齢 28 歳

総受験回数

回数	昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合	累 計
1回	0名	0名	0名	0%	0%
2回	0名	0名	0名	0%	0%
3回	4名	2名	6名	8.96%	8.96%
4回	3名	3名	6名	8.96%	17.92%
5回	2名	8名	10名	14.93%	32.85%
6回	2名	6名	8名	11.94%	44.79%
7回	5名	5名	10名	14.93%	59.72%
8回	2名	6名	8名	11.94%	71.66%
9回	5名	5名	10名	14.93%	86.59%
10回	1名	3名	4名	5.97%	92.56%
11回	0名	1名	1名	1.49%	94.05%
12回	0名	1名	1名	1.49%	95.54%
13回	0名	0名	0名	0%	95.54%
14回	0名	2名	2名	2.99%	98.53%
15回	1名	0名	1名	1.49%	100.02%

卒業後の受験回数

回数	昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合	累 計
1回	2名	2名	4名	5.97%	5.97%
2回	3名	1名	4名	5.97%	11.94%
3回	4名	7名	11名	16.42%	28.36%
4回	1名	6名	7名	10.44%	38.80%
5回	2名	5名	7名	10.44%	49.24%
6回	5名	5名	10名	14.93%	64.17%
7回	2名	6名	8名	11.94%	76.11%
8回	4名	4名	8名	11.94%	88.05%
9回	1名	0名	1名	1.49%	89.54%
10回	0名	2名	2名	2.99%	92.53%
11回	0名	2名	2名	2.99%	95.52%
12回	0名	0名	0名	0%	95.52%
13回	1名	1名	2名	2.99%	98.51%
14回	0名	1名	1名	1.49%	100.00%

論文式受験回数

回数	昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合	累 計
1回	2名	2名	4名	5.97%	5.97%
2回	6名	4名	10名	14.93%	20.90%
3回	7名	9名	16名	23.88%	44.78%
4回	4名	9名	13名	19.40%	64.18%
5回	0名	5名	5名	7.46%	71.64%
6回	3名	3名	6名	8.96%	80.60%
7回	1名	4名	5名	7.46%	88.06%
8回	1名	4名	5名	7.46%	95.52%
9回	1名	1名	2名	2.99%	98.51%
10回	0名	0名	0名	0%	98.51%
11回	0名	0名	0名	0%	98.51%
12回	0名	1名	1名	1.49%	100.00%

初回論文試験までの受験回数

回数	昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合	累 計
1回	4名	2名	6名	8.96%	8.96%
2回	5名	12名	17名	25.37%	34.33%
3回	6名	15名	21名	31.34%	65.67%
4回	4名	8名	12名	17.91%	83.58%
5回	5名	3名	8名	11.94%	95.52%
6回	1名	1名	2名	2.99%	98.51%
7回	0名	0名	0名	0%	98.51%
8回	0名	0名	0名	0%	98.51%
9回	0名	1名	1名	1.49%	100.00%

学研連等受験団体所属経験者

昭和63年度 15名	平成元年度 23名	合 計 38名	回答者中の割合 56.72 %
---------------	--------------	------------	--------------------

受験予備校利用経験者

昭和63年度 22名	平成元年度 38名	合 計 60名	回答者中の割合 89.55 %
---------------	--------------	------------	--------------------

法 職 講 座 利 用 者

昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合
12 名	22 名	34 名	50.75 %

職 業 経 験 者

昭和63年度	平成元年度	合 計	回答者中の割合
8 名	9 名	17 名	25.37 %

【寸 評】

回答率の関係上本アンケートの結果のみでは中央大学卒業司法試験合格者の実態は完全には把握できないが、本アンケート結果を見る限り、総受験回数6回以上の多数回受験者が過半数を占めていることがわかる。

また、中生の場合2～4回目位の受験で短答式試験に合格し、その後、論文試験2～4回目で最終合格というのが平均的な合格パターンのようである。

年齢的に言えば30歳を超えると合格が非常に困難となっているようである。

次に、回答者の過半数が法職講座を利用した経験があり、またほとんどの受験生が受験予備校を利用している。受験予備校としては辰巳法律研究所、早稲田司法試験セミナー、LEC等が利用度の多い学校として回答された。

逆に有職者は少なく、職業経験ありと回答があった者でも、職種としては塾講師、ガードマン等の長期アルバイト的色彩が強いものがほとんどであり、アルバイト的でない職業と思われるものとしては裁判所書記官というのが1名あったのみである。

以 上

(文責 法職教育検討委員会 伊達)

"関係諸規程"

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正昭和55・5・27、平成2・5・16、平成3・5・23)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発達に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事実

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並び本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもつて組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長

一名

二、副幹事長 五名
三、常任幹事 五十名以内
四、幹事 三名以内
五、会計監事 三百名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によつて選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき隨時その諮詢に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会

の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定期と臨時に分ち、定期総会は毎年五月中旬に

幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によつて決する。

第十一條 幹事長は年二回以上幹事長の招集によりこれを聞く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他

の役職員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを聞く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもつて定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同

意を得て改正することができる。

幹事候補者選出規程

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第一条 第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附 則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一、東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
二、第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内

三、第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
四、都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む） 三〇名以内

中より 三〇名以内

五、都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む） 三〇名以内

中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することできる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から行施する。

附 則

第二条各号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一、事務局長

一人

二、事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

法職教育検討委員会規則

（設 置）

第一条 本会に法職教育検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。（委員会の目的）

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、そ

の他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

（委員会の構成）

第一条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大法曹会選出の中央大学法職講座運営委員会委員一名

二、東京弁護士会ブロック 八名以内

三、第一東京弁護士会ブロック 四名以内

四、第二東京弁護士会ブロック 四名以内

五、裁判所ブロック 二名以内

六、検察庁ブロック 二名以内

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

（審議事項）

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、隨時審議決定する。

中央大学法曹会役員等名簿（平成一・二年度）

（順不同・敬称略）

一、顧問

石井	赤坂	石井
田出	正	田寅
寅雄	男	雄

大金	大山	兼
西本	本清	平慶之助
常六	二郎	(逝去)
秀雄	保	

木倉	八島	小池
戸田	三郎	金市
口雅	治充	堂野
久治	治	達也

坂信	坂本	堂野
本高	建之助	達也
雄		

松藤	井(一)	滝井
井(二)	弁宣	国雄
		渥澤

二、参考

小平米	日本	日下文
木田 ²	田 ⁵	文雄
貞為 ²²	逝去	
一志次		

鈴岡	太田	鈴木
木田	田 ⁵	秀
木近	錫淵	雄
治		雄

梶原	水上	喜景
止		

寺尾	元川	小泉
正二	¹¹	
	⁶	
	逝去	

居林	戸田	宗孝
(東弁)		
與三次		
(二弁)		
(三弁)		

外村 隆

三、常任幹事

新井弘二 佐藤歳二 佐藤喜三郎 佐藤弘 内山喜三郎 内山源 三郎 岩崎田源 三郎 服部邦彦 岩崎田源 三郎 篠原千廣 服部邦彦 及川昭二郎 阿部三郎

佐藤真一 佐藤杉山英巳 佐藤高橋守巳 佐藤小野道雄 佐藤吉英 佐藤白河 佐藤英浩 佐藤大藤井光 春洋 佐藤安藤康範 安藤滿範

中津川彰 中津嶋英也 田宮惠吾 田宮平吾 依田敬甫 依田中吾 依田茂 依田中茂 本間正彦 本須藤崇彦 本間久木野彦 本須藤久木野彦 市川利光 市川照已

宮本喜光 宮本重慶 田中笠井靖 田中笠井盛 田中原林秀 田中原林秀 田中原林秀 森田稚洲 猪股喜登 佐伯弘藏 佐伯弘藏

宗像紀夫 (検察官) 山本和敏 (裁判所) 三弁 野川坂二郎 野川坂二郎 渡辺洋一郎 渡辺洋一郎 柳沢義信 柳沢義信 (東弁) 横山茂八郎 中村昭 横山茂八郎 中村昭 榊原卓郎 小竹耕

(公証人)

四、幹事

藤成島垣安	山御船野名多	笠倉金遠飯安
本富田鍔西	岸園戸島波賀原	田沢藤塚藤
安一	憲賢良倉健三郎	桂哲恭和
猛信彦繁愈	司治実男	輔治男夫孝一

藤奈高神池	安山福原中玉坂楠	亀奥稻秋
本良橋田	田本家山村 ^平 ₂ 田	卷井原田知
博道勇洋達	隆忠辰庫浩 ² ₉ 郁	國忠喜 ^三 郎和
光博次明郎	彦義夫佳紹 ^吉 生	男義夫寬憲

宮萩田小伊	吉山堀濱中天白兒	木太石浅見
島原口屋藤	田 ^平 ₂ 田合	坂井島川渡
崇邦敏忠	幸 ⁵ ₂₈ 重辰秀裕	辰正統孝光昭
行平雄一敬	一逝 ^吉 雄夫和二	雄明平郎久一

元羽田斎飯	吉安堀平中栢菅	小岸海伊
木田中藤田	住原川松村木沼	法林藤東
忠慎祐數	仁正文和治敏	隆宏幸茂
徹義介一美	男之孝也郎明志	也巖平昭正

山深網篠荻	吉山松深西中高紺	北川伊飯
本沢取原原	田田永沢林村木野	村勝井田
卓孝由静		忠勝和義
也守治宏夫	哲茂涉久博秀茂	稔彦則則

(東弁八〇名)

五、会計監事

佐藤義行	松田豊嶌秀昇	高野利直	秋山富雄	高木典雄	川島貴志郎	朝岡智幸	雪下伸	原松誠	多田武	大塚功	入倉卓志	有賀正明	山田賢次郎
------	--------	------	------	------	-------	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-------

（東弁）	溝口昭治	友野弘	玉井仁	石川達紘	河中康	生島信	三則	藤田光	三枝美登里	上野信功	今中義操
------	------	-----	-----	------	-----	-----	----	-----	-------	------	------

森												美耶子
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

（一弁）	村山創文	長山四郎	土屋守	石部紀男	並木茂	木村要	井上廣道	古川昭三郎	田中富雄	須田昭太郎	遠藤英毅	岩瀬外嗣雄
------	------	------	-----	------	-----	-----	------	-------	------	-------	------	-------

林田耕臣	吉川英亘	弘津輔	寺尾淳	乙部二郎	藤原康志	新矢悦	奥平守	増田浩	千葉昭雄	千鈴昭誠	小野田六二	飯畠正男
------	------	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	------	------	-------	------

（二弁）	（検察官二四名）	（裁判所二〇名）	（三弁三六名）									
	松浦恂	寺西賢二	甲斐中辰夫	松鈴岡靖光	糟谷木勝利	谷忠男	（三弁三六名）	村山芳朗	中吉一郎	滝章一郎	大井農	石黒竹紀

（二弁三六名）

六、正・副幹事長・事務局長・次長

同	同	同	同	同	同	事務局長	同	同	同	同	副幹事長	幹事長
(会計担当次長)												
栗木	諸石	横伊	大吉	舟岡	吉田	松和	秋知	設樂	里和	憲夫	敏明	男二弁
原下	永渡	溝藤	西昭	橋征	和定	家之	和憲	樂敏	里和	憲夫	明二弁	二弁
恵秀	芳光	高忠	一郎雄	定之	和之	里明	憲夫	樂敏	里和	憲夫	明二弁	二弁
三樹	春一	至敬	(東)一弁	雄(檢察)	之(裁判)	里明	憲夫	樂敏	里和	憲夫	明二弁	二弁
(檢察)	(裁判)		(東)弁	(檢察)	(裁判)							

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（平成一・二年度）

◎印は委員長 ○印は小委員長

一、人事委員会（一〇名）

◎赤坂正男 小竹耕
岩田豊山崎源三

大西保高橋守雄

杉山英己 甲斐中辰夫

名波倉四郎 繩稚登

（東弁）
（二弁）
（三弁）

（裁判所）
（検察庁）

二、会報編集委員会（一〇名）

◎猪股喜蔵 白井正明
細田良一 千葉吉昭

大平恵吾 雄實

中村生秀

服部邦彦

（東弁）
（二弁）
（三弁）

伊井和彦 田西賢二
寺田中康郎
大谷隼夫

中村裕二

（特別委員）

（検察庁）
（裁判所）

三、会則改正委員会（一〇名）

榎原卓郎
山崎源三
◎笠井盛男
河野信弘
友野弘夫

四、法職教育検討委員会

浅見昭一
須藤正彦
荻原静夫
中津靖夫

◎中
柳沢義
佐野真
松岡靖
岡靖夫
柳沢義
佐野真
松岡靖
岡靖夫
荻原静
原静夫
須藤正
藤正彦
浅見昭
見昭一

五、大学問題委員会（五〇名）

金沢恭三郎
阿部三郎
川安勝
藤勝
利章

木伊達俊
飯田數
中村裕
伊和彦
木伊達俊
飯田數
中村裕
伊和彦
要二美
要二美
二彦

小白河
河野道
久浩廣
篠原千廣
篠原千廣
小野道
久浩廣

岸伊東
巖正

釤窪安市
沢木田川
知登志子
雄隆彦
釤窪安市
沢木田川
知登志子
雄隆彦
釤窪安市
沢木田川
知登志子
雄隆彦

平野智嘉義

久木野利光
飯塚孝

阿寺本吉
阿部一本
寺一本
伊藤茂昭
伊藤茂昭
阿寺本吉
阿部一本
寺一本
伊藤茂昭

堀合辰夫

日下文雄及川昭二

鈴木康洋
(東弁)
(東弁)
(東弁)

(裁判所)
(裁判所)
(裁判所)
(裁判所)

(中央大学法職講座運営委員会)

(検察庁)
(裁判所)

水	田	雪	川	○ 古	依	竹	◎ 信	藤	鈴	兒
原	村	下	坂	山	田	村	部	井	木	島
敏	承	伸	二	昭	敬	照	高	光	秀	
博	三	松	郎	三郎	一郎	雄	雄	春	雄	平

中津川 彰	坂	上	田	岡	本	多	小
	本	野	中	田	間	賀	林
	建	之助	慎	錫	健	元	元治
操		介	淵	三郎	崇	治	

田	内	寺	倉	森	滝	紺
宮	山	尾	田	田	沢	野
		正	雅	洲	国	
甫	弘	二	充	右	雄	稔

石	大	柳	設	安	橘	齊
黒	西	沢	楽	原		藤
竹		義	敏	正	節	暢
男	保	信	男	之	郎	生

(検察院) (裁判所)	岩	加	吉	萩	山	福	坂
	(二弁)	瀬	藤	本	原	本	家
	外嗣雄	康	英	(東弁)	忠	辰	国
		夫	雄	義	夫		男

担 当 者 一 覧 表

大学問題委員会	法職教育検討委員会	会則改正委員会	会報編集委員会	人事委員会	主担当	副担当	担当幹事長又は副幹事長
松家副幹事長	吉田副幹事長	吉田副幹事長	秋知副幹事長	設楽幹事長			
秋知副幹事長	松家副幹事長	松家副幹事長	吉田副幹事長	秋知副幹事長	副担当	副担当	
横溝次長	諸永次長	諸永次長	石渡次長	大西局長			事務局

四〇周年記念行事準備委員会委員名簿

東京弁護士会

阿部三郎

飯塚孝

金沢千広

篠原恭

中村茂八郎

福家辰夫

横山昭夫

第一東京弁護士会

岩田源三

山崎豊

○設楽敏男

松吉白河
家本里英
弘明雄浩

秋堀服鈴北伊安
知合部木東藤
和辰邦康忠
憲夫彦洋彥正章

横溝高至依田中
溝敬一郎敬茂

石渡光一藤本間須藤久木野小竹
本間藤井利耕
藤井正彦光彦昭一
須藤正彦光耕一

○松井宣

第二東京弁護士会

○内山弘

石黒竹男

大塚功男

大平恵吾

伊藤忠秀
林秀
敬秀
敬雄

森田洲右深久堤佐及市川
澤武一淳伯昭照
春彦弘二己

大西昭一
渡辺洋
柳沢一郎
沢義信

○安原正之
船戸実
繩稚登
榦原卓
大高喜
猪原卓郎
股満範
藏

○中津川	検察	○村	裁判所	吉田和夫	小野田六二
仲田	上重俊	正慶一			
章彰	序				
飯吉		並山		田笠井	
田岡		木本		宮	
英征		和			盛
男雄		茂敏		甫	男
大久保		佐木		中川坂	
慶		藤村		中津靖	
一		歳		二郎	
		二要		夫	
五島		高木		野宮	
幸雄		新二郎		木利雄	
栗原		舟橋		諸永芳春	
恵三		定之		高橋守雄	

中央大学法曹会平成元年度会務報告書

年 月 日	議 事・行 事	摘要	
1 ・ 5 ・ 25	第四回常任幹事会・幹事会 昭和六三年度定時総会	於 中央大学駿河台記念館 昭和六三年度会務報告承認の件 各種委員会活動報告承認の件 昭和六三年度会計報告・監査報告承認の件 平成元年度幹事・会計監事選任の件 顧問・参与委嘱に関する件 引き続き、昭和六三年秋・平成元年春の叙勲者、昭和六三年五月二六日以降の栄進者祝賀・新入会員歓迎懇親会を挙行。	要
1 ・ 6 ・ 13	第一回執行部会 新旧執行部引継会	於 第一東京弁護士会会館 議題 1 幹事会・常任幹事会開催の件 本年度事業計画の件 各種委員会委員候補選出の件 正副幹事長就任披露懇談会開催の件 事務局次長職務分担の件	要
1 ・ 6 ・ 7	第二回執行部会	於 第一東京弁護士会会館 議題 第一回幹事会・常任幹事会議題について	要

					議題 1 本年度事業計画について
1・8・24	法職教育検討委員会（第一回）	人事委員会（第一回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）	於 東京弁護士会会館 委員会の活動方針決定の件 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	議題 3 正副幹事長就任披露懇談会開催の件 なお、議事終了後懇親会を開催
1・8・29	会報編集委員会（第一回）	会則改正委員会（第一回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（赤坂正男氏（東弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）	於 東京弁護士会会館 委員長選出の件（猪股喜蔵氏（東弁）を選出） 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	議題 1 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）
1・8・29	会則改正委員会（第一回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（猪股喜蔵氏（東弁）を選出） 2 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（猪股喜蔵氏（東弁）を選出） 2 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	於 東京弁護士会会館 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	議題 1 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）
1・9・4	第三回執行部会	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（猪股喜蔵氏（東弁）を選出） 2 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	於 東京弁護士会会館 議題 1 委員長選出の件（猪股喜蔵氏（東弁）を選出） 2 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	於 東京弁護士会会館 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	議題 1 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）
1・9・7	大学問題委員会（第一回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 正副委員長選任の件 委員長に信部高雄氏（二弁）、副委員長に紺野 稔氏 (東弁)、古山昭三郎（二弁）を選出	於 東京弁護士会会館 議題 1 正副幹事長就任披露懇談会実施の細目につき打合せ	於 東京弁護士会会館 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 幹事長からの諮問事項検討の件 定例委員会開催日決定の件	議題 1 委員長選出の件（中津靖夫氏（二弁）を選出） 2 学員会報編集委員推薦の件（猪股喜蔵氏（東弁）を推薦）

1 · 11 · 1	1 · 11 · 1	人事委員会（第三回）	法職教育検討委員会（第三回）	会則改正委員会（第二回）	大學問題委員会（第二回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 幹事長の諮問事項検討の件 2 大学の法職講座運営委員会との合同会議の件	於 法曹会館	2 委員会の活動の件
議題 1 て	於 第一東京弁護士会会館 議題 中央大学教育研究振興資金募金委員会副委員長推薦について 坂本建之助中央大学理事より経過説明を受く	於 第一東京弁護士会会館 議題 中央大学教育振興資金募金委員会（仮称）副委員長推薦の件（次回継続）	於 東京弁護士会会館 議題 司法試験改正上の問題点の中大受験者に及ぼす影響の分析と対応策について	於 東京弁護士会会館 議題 会則上の改正を要すべき規定の検討	於 東京弁護士会会館 議題 大学総長問題について			
議題 1 て	第四回執行部会	人事委員会（第二回）	法職教育検討委員会（第二回）	會則改正委員会（第二回）	大學問題委員会（第二回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 幹事長の諮問事項検討の件 2 大学の法職講座運営委員会との合同会議の件	於 法曹会館	2 委員会の活動の件

3 事務局次長一名増員の方策について

1 11 13	人事委員会（第四回）							
1 12 2	法職教育検討委員会	於 東京弁護士会会館 議題 中央大学教育研究振興資金募金委員会副委員長推薦について 2 1 阿部三郎中央大学理事から経過説明 2 大西 保氏を推薦						
1 11 1	第二回幹事会・常任幹事会	於 東京弁護士会会館 議題 上の改正の要否について						
1 11 27	法職教育検討委員会（第四回）	於 第一東京弁護士会会館 議題 中央大学法職講座運営委員会、学研連法職講座協力委員会 との意見交換会、懇親会						
1 11 21	会報編集委員会（第二回）	於 東京弁護士会会館 議題 会報編集方針打合せ						
1 11 1	法職教育検討委員会（第四回）	於 東京弁護士会会館 議題 「法職講座」運営上の問題点と対象について合格者に対する受験回数等のアンケート調査の実施						
於 駿河台記念館 中央大学法職講座運営委員会、学研連法職講座協力委員会との意見交換会	議題 1 会務報告 2 各種委員会報告 3 司法試験合格者数報告 4 事務局員を置く細則の制定	於 銀座三越						

2 ・ 2 ・ 26	2 ・ 2 ・ 21	2 ・ 2 ・ 16	2 ・ 2 ・ 15	2 ・ 1 ・ 24	法職教育検討委員会（第五回）	第五回執行部会
法職教育検討委員会（第六回）	人事委員会（第五回）	会報編集委員会（第三回）	第六回執行部会	会則改正委員会（第四回）	於第一東京弁護士会会館 議題 1 法職講座運営委員会規則改正に伴う委員増員について 2 司法試験合格者に対するアンケート調査結果について 3 司法試験合格者増を図るための中大法職講座運営委員会、学研連との合同会議について	於半藏門会館 法職講座運営委員会規則改正に伴う委員増員に関する意見の件
於 東京弁護士会会館 て	於 東京弁護士会会館 議題 1 中央大学評議員候補者推薦委員会委員の推薦について 2 中央大学評議員候補者推薦について 3 財団法人白門奨学会理事及び幹事各一名の推薦について	於 東京弁護士会会館 議題 1 会則上の改正点の要否について 2 事務局設置規定の改正について	於 第一東京弁護士会会館 議題 1 中央大学学員会事業計画に対する意見について 2 中大法曹会四〇周年記念事業について 3 中央大学評議員候補者等につき人事委員会へ付託の件 4 第三回幹事会・常議員会について 5 平成元年度定期総会準備について	於 第一東京弁護士会会館 議題 1 中央大学評議員候補者推薦委員会委員の推薦について 2 中央大学評議員候補者推薦について 3 財団法人白門奨学会理事及び幹事各一名の推薦について	於第一東京弁護士会会館 議題 1 中央大学評議員候補者推薦委員会委員の推薦について 2 中央大学評議員候補者推薦について 3 財団法人白門奨学会理事及び幹事各一名の推薦について	於半藏門会館 法職講座運営委員会規則改正に伴う委員増員に関する意見の件

				議題 法職講座運営委員との懇談会について
2・3・9			人事委員会（第六回）	於 東京弁護士会会館 議題 1 中央大学法曹会会則等一部改正案の審議 2 中央大学法曹会事務局規則案の審議
2・3・19		第三回幹事会・常任幹事会		於 法曹会館 議題 中央大学選任評議員候補者推薦の件
2・3・26	顧問懇談会	法職教育検討委員会と学研連法職講座協力委員会及び中央大学法職講座運営委員会との懇談会	於 駿河台記念館 議題 1 各種委員会活動状況報告の件 2 会則等一部改正案審議の件 3 中央大学評議員推薦委員会委員推薦の件 4 白門挺学会理事監事推薦の件 5 中央大学選任評議員候補者推薦の件 6 平成元年度定時総会日程承認の件	於 法曹会館 議題 法曹会館
2・3・23	法職教育検討委員会（第七回）	於 東京弁護士会会館 議題 司法試験改革に備えた対策案の検討		

中央大学法曹会平成二年度会務報告書

					2・4・5	人事委員会（第七回）	於 第一東京弁護士会会館 議題 中央大学理事・監事選考委員会委員推薦の件（滝沢国雄、 倉田雅充、赤坂正男の各氏を推薦）
2・6・15				2・5・10	執行部会	於 第一東京弁護士会会館 議題 定時総会議題について	
2・6・7	執行部会	人事委員会（持回り）	第四回幹事会・常任幹事会 平成元年度定時総会	2・5・16	執行部会	於 中央大学駿河台記念館 議題 定時総会の進行について	
2・5・31					2・5・10	於 第一東京弁護士会会館 議題 定時総会議題について	
2・6・7	執行部会	人事委員会（持回り）	第四回幹事会・常任幹事会 平成元年度定時総会	2・5・31	執行部会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 会則等一部改正の件 2 四〇周年記念行事準備委員会設置の件 3 平成元年度会務報告の件 4 各種委員会活動状況報告の件 5 平成元年度会計報告・監査報告承認	於 第一東京弁護士会会館 議題 (赤坂正男、倉田雅充、大西 保の各氏を推薦)
2・6・15	人事委員会（第九回）				2・5・31	執行部会	於 第一東京弁護士会会館 議題 本年度事業計画について 四〇周年記念行事準備委員会の構成

2 ・ 8 ・ 17	2 ・ 8 ・ 10	2 ・ 7 ・ 24	2 ・ 7 ・ 19	2 ・ 7 ・ 17	2 ・ 6 ・ 26	2 ・ 6 ・ 21	
人事委員会（第二〇回）	会報編集委員会（第七回）	法職教育検討委員会（第二回）	会報編集委員会（第六回）	執行部会	法職教育検討委員会（第一回）	会報編集委員会（第六回）	
於 第一東京弁護士会会館	於 東京弁護士会会館	於 第二東京弁護士会会館	於 駿河台記念館	於 中央大学駿河台記念館	於 中央大学駿河台記念館	於 東京弁護士会会館	
議題 座談会の進め方について	議題 幹事長よりの諸問事項について	議題 (4)(3)(2)(1) 会員名簿変更分の掲載準備	議題 編集方針と具体的準備について 座談会のレジメ作成 会員の意見・消息欄の構想と準備 随筆等の執筆依頼の構想と準備	議題 四〇周年記念行事準備委員会の構成及び開催時期について	議題 中央大学法職指導委員との合同懇談会 議題 法職講座運営上の問題点とその対策について	議題 会報編集基本方針について	

2・8・30	会報編集委員会（第八回）	執行部会	於 駿河台記念館 議題 座談会の進め方について	議題 学校法人中央大学総長選考委員会委員欠員補充・後任候補者推薦の件（小池金市氏の後任として赤坂正男氏、石井一郎氏の後任として大西 保氏を推薦）		
2・9・7	平成二年度第一回幹事会・常任幹事会	於 第一東京弁護士会会館 議題 第一回幹事会・常任幹事会進行打合せ	於 三越食堂 議題 1 本年度事業計画について 2 四〇周年記念行事準備委員会委員選出 3 各種委員会活動状況報告	於 東京弁護士会会館 議題 会報編集の準備について	於 中央大学多摩校舎 議題 中央大学法学部カリキュラム検討委員との懇談 議題 中央大学法学部カリキュラム改訂について	2・9・14
2・9・20	会報編集委員会（第九回）	於 東京弁護士会会館 議題 会報編集の準備について	於 東京弁護士会会館 議題 座談会・内容・レジメ・資料の準備	於 東京弁護士会会館 議題 座談会・内容・レジメ・資料の準備	2・9・26	2・9・9
2・10・15	会報編集委員会・座談会小委員会（第一回）	於 東京弁護士会会館 議題 座談会・内容・レジメ・資料の準備	於 東京弁護士会会館 議題 座談会・内容・レジメ・資料の準備	於 東京弁護士会会館 議題 座談会・内容・レジメ・資料の準備	2・10・9	2・10・18
(1) 会報編集委員会（第一〇回）	於 東京弁護士会会館 議題 会報編集の準備について 議題 座談会レジメ及び実施要領の作成					

2 · 10 · 23	法職教育検討委員会（第四回）	於 東京弁護士会会館 (会報編集委員会との合同委員会)	(4)(3)(2) 会員の意見・消息欄の準備 随筆等の欄の準備 会員名簿変更分の掲載準備			
2 · 10 · 23	会報編集委員会・座談会小委員会（第三回）	於 東京弁護士会会館 (法職教育検討委員会との合同委員会)	議題 幹事長よりの諮問事項について			
2 · 10 · 25	人事委員会（第一回）	於 第一東京弁護士会会館 議題 学校法人中央大学評議員会議長（故宮田光秀氏）後任の件 (継続)	議題 座談会内容打合せ等			
2 · 10 · 30	会報編集委員会・座談会小委員会（第四回）	於 駿河台記念館 議題 座談会レジメ・資料の準備等				
2 · 11 · 6	人事委員会	学校法人中央大学評議員会議長選考委員会委員候補者推薦につき 執行部に一任（赤坂正男氏を推薦）				
2 · 11 · 17	座談会	出席者 外間寛法学部長、高窪利一、三和一博、永井和之各教授、法職講座運営委員会委員、法職教育検討委員会中津靖夫委員長、会報編集委員会猪股喜蔵委員長同委員、幹事、執行部				
2 · 11 · 27	法職教育検討委員会（第五回）	於 東京弁護士会館 議題 幹事長よりの諮問事項について				

							2 · 11 · 30	人事委員会（第一二回）
3 · 1 · 24	3 · 1 · 22	3 · 1 · 17	2 · 12 · 22	2 · 12 · 20	2 · 12 · 13	平成二年度第二回幹事会・常任幹事会	於 第一東京弁護士会館 議題 財団法人白門奨学会評議員六名推薦の件（石井嘉夫、高橋守雄、杉山英巳、中津川彰、藤井光春、信部高雄の各氏を推薦）	人事委員会（第一三回）
会則改正委員会（第二回）	法職教育検討委員会（第七回）	会報編集委員会（第一二回）	法職教育検討委員会（第六回）	会報編集委員会（第一回）	人事委員会（第一三回）	於 三越食堂 議題 1 支部旗伝達 幹事増員の件 各種委員会活動状況報告	於 第一東京弁護士会館 議題 2 (継続) 學校法人中央大学評議員會議長（故宮田光秀氏）後任の件	於 東京弁護士会館 議題 座談会原稿の整理 表紙の検討その他
於 第二東京弁護士会館 議題 中央大学法学部法律学科のカリキュラム改革について	於 第一東京弁護士会館 議題 各原稿の整理 入稿、校了等のスケジュール確定	於 第一東京弁護士会館 (法職講座運営委員会合同同委員会) 議題 答案ゼミの運営について	於 中央大学多摩校舎 (法職講座運営委員会合同同委員会) 議題 答案ゼミの運営について					

3 ・ 3 ・ 15	3 ・ 3 ・ 7	3 ・ 3 ・ 6	3 ・ 3 ・ 5	3 ・ 2 ・ 26	3 ・ 2 ・ 21	3 ・ 2 ・ 7	
平成二年度第二回幹事会・常任幹事会	執行部会	人事委員会（第一五回）	会則改正委員会（第二回）	法職教育検討委員会（第八回）	会報編集委員会（第一三回）	人事委員会（第一四回）	議題 幹事増員に関する幹事長諮問事項について
於 法曹会館 議題 1 会則等一部改正案審議	於 第一東京弁護士会館 議題 1 第三回幹事会・常任幹事会について 2 第四回幹事会・常任幹事会について 3 平成二年度度定時総会について 4 次年度幹事・会計監査の人選について 5 顧問等の人事について	於 第一東京弁護士会館 議題 1 学校法人中央大学評議員候補者推薦の件 2 学校法人法職講座運営委員会委員（改選の件）（柳沢義信氏の後任として、荻原静夫氏を推薦）	於 東京弁護士会館 議題 1 任期満了に伴う後任委員の推薦について 2 中央大学法学部改革作業委員会の作業について	於 東京弁護士会館 議題 各原稿の整理	於 東京弁護士会館 議題 1 任期満了に伴う後任委員の推薦について 2 中央大学法学部改革作業委員会の作業について	於 第一東京弁護士会館 議題 1 任期満了に伴う後任委員の推薦について 2 中央大学法学部改革作業委員会の作業について	於 第一東京弁護士会館 議題 1 任期満了に伴う後任委員の推薦について 2 中央大学法学部改革作業委員会の作業について

3 · 3 · 19	会報編集委員会（第一三回）	於 東京弁護士会館 議題 入稿状況の点検その他	4 3 2 定時総会日程承認の件 各種委員会活動状況報告	学校法人中央大学評議員候補者推薦
3 · 3 · 28	法職教育検討委員会（第九回）	於 東京弁護士会館 議題 幹事長の諮問事項について		
3 · 4 · 18	会報編集委員会（第一四回）	於 東京弁護士会館 議題 入稿状況の点検、ゲラ刷校正について		
3 · 5 · 23	会報編集委員会（第一五回）	於 東京弁護士会館 議題 入稿状況の点検、ゲラ刷校正について		
3 · 5 · 9	法職教育検討委員会（第一〇回）	於 東京弁護士会館 議題 幹事長の諮問事項について		
3 · 4 · 23	執行部会	於 第一東京弁護士会館 議題 幹事長の諮問事項について		
3 · 4 · 18		於 第一東京弁護士会館 議題 第四回幹事会・常任幹事会の進行		
3 · 5 · 9		於 第一東京弁護士会館 議題 定時総会・懇親会の進行について		
3 · 5 · 23	第四回幹事会・常任幹事会 平成二年度定時総会	於 中央大学駿河台記念館 議題 1 会則等一部改正の件 2 平成二年度会務報告の件 3 各種委員会活動状況報告の件 4 平成元年度会計報告・監査報告承認 5 幹事・会計監査選任の件 6 顧問委嘱の件		

公員名簿補充訂正

東京弁護士会 第42期

氏名	番号	事務所	電話番号	番号	自宅電話番号
[東京]					
安藤 悲一	100	千代田区霞が関3-7-2 U B Eビル5階 寒河江法律事務所	03(3502)0882	192	八王子市暁町1-29 0426(22)6256 -27
飯塚 卓也	104	中央区銀座7-2-22 同和ビル5F 森総合法律事務所	03(3572)6641	220	横浜市神奈川区西寺尾4-24 1-201
井手慶祐	160	新宿区西新宿7-22-35 西新宿三晃ビル4階 伊藤・松田法律事務所	03(3365)0911	157	世田谷区北烏山1-50-18 サニーハイム201
衛藤二男	103	中央区日本橋1-2-10 中洋ビル9階 東京総合法律事務所	03(3272)3761-5	277	柏市酒井根577-1 メルヘンプラザB -102
岡村 実	101	千代田区神田司町2-5 カツハタビル4階 東京あさひ法律事務所	03(3293)3621	277	柏市今谷上町23-3 ドリームコート10 2号
小倉孝之	105	港区新橋2-10-3 ブラザービル7階 小林・長谷川法律事務所	03(3504)2891	243 -04	神奈川県海老名市 河原口277-1
河原一雅	160	新宿区新宿5-4-1 新宿フーラツトビル501 江守英雄法律事務所	03(3356)7195	191	日野市宮399 川原 付地4-304
河野憲壯	105	港区西新橋2-18-1 弁護士ビル2号館8階802 太田・野本法律事務所	03(3436)5001	186	国立市西2-30-31 0425(74)3123

氏 名	事 務 所	電話番号	自 宅 電話番号
[東京] 小林喜浩	中央区銀座7-2-22 同和ビル 田賀秀一法律事務所	03(3573)1791 1792	川崎市多摩区栗谷3-8-8 栗谷ハイツ 044(951)0992
櫻井英喜	港区西新橋2-4-3 西新橋天祥ビル6階 片岡総合法律事務所	03(3592)9151	練馬区高野台5-9-201 03(3904)8785
關口博	港区虎ノ門4-2-6 第二扇屋ビル2階 松鳴総合法律事務所	03(3433)7631	松戸市五香六実19-411 0473(86)9615
高宮健二	港区新橋2-16-1 新橋ビュービル704 水谷法律事務所	03(3503)0088	品川区西中延2-16-4 第二鷺羽101 03(5702)1497
田中徹男	港区西新橋2-4-3 西新橋天祥ビル3階 荒井法律事務所	03(3595)0077	横浜市港北区日吉2-8-20 044(62)4938
谷雅文	港区虎ノ門1-1-18 虎一法律事務所	03(3591)6066	足立区中央本町1-14-15 03(3886)3826
富永浩明	中央区銀座8-4-23 阿波法律事務所	03(3573)1578	足立区綾瀬5-9-7 レジデンスルナ105 03(5682)3981
羽廣政男	新宿区新宿3-36-5 日本建物リースビル3階 法研法律事務所	03(3354)9921	新宿区市谷菜王寺町74 03(3266)9840
廣上精一	千代田区九段北4-1-5 市法曹法律事務所	03(3230)3755	練馬区富士見台4-34-26 03(3990)0825

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[東京]牧野英之	千代田区九段南2-4-12 ジエントリーアジア 寺島秀昭法律事務所	03(3234)5110	世田谷区上祖師谷 1-34-13アラヤ 303
松本郁美	中央区銀座7-3-13 ニギンザビル10階 健志法律事務所	03(3574)0880	横浜市港北区樽町 2-3-20-601
向井千景	港区六本木5-2-5 足立武士法律事務所	03(3403)3887	武藏野市緑町1-3- 15-706
森島庸介	中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル7.8階 綜合法律事務所	03(3542)9141-6	中野区大和町3-22 -13ハイツアゼリア ア202
好川弘之	中央区銀座7-5-4 毛利ビル3階 中嶋正起総合法律事務所	03(3572)1828 03(3571)2876	大田区田園調布2- 3-5サニーヒルズ 田園調布101
渡辺広己	港区赤坂1-8-10 和ビル6階 第九興和法律事務所	03(3224)0047	葛飾区東新小岩5- 15-1メイアル八 ウス3-205号

東京弁護士会 第43期

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[東京]曾田哲也	千代田区九段北4-1-5 ケ谷法律ビル706 三法律事務所	03(3239)1697	文京区西片2-18-4 トムール西片202

氏 名	事 務 所	電話番号	自 宅	電話番号
[東 京] 鶴 遠 藤 徹	107 山ビル9F 律事務所	03(3589)0977	169 新宿区高田馬場4-27-12 サニースルーハウス	03(3368)2150
大 谷 郁 夫	105 港区愛宕1-6-7 法律事務所	03(3437)3711	332 川口市幸町1-5-19 グランディオストリートN702号	0482(53)5621
金 崎 淳	102 千代田区麹町1-6-3 ラーメンビル804号 泰法律事務所	03(3262)7077	206 多摩市関戸4-27-1 グリーンハイム聖蹟101	0423(38)4098
工 藤 栄 之	171 豊島区西池袋3-30-10 ライオンビル4階 城北法律事務所	03(3988)4866	162 新宿区若松町7-7号 第三若松会館302	03(3358)0379
後 藤 康 淑	107 港区北青山1-2-3 青山ビルズンダ410 東京青山法律事務所	03(3403)5281	225 横浜市緑区あざみ野4-36-1 ファミール田園2-407	045(904)4822
近 藤 博 徳	113 文京区本郷3-18-11 TYビル3階 文京総合法律事務所	03(3813)6544	194 町田市野津田町2823	0427(35)2110
小 森 荣	150 渋谷区桜丘町29-17 さくらマンション405 大高満範法律事務所	03(3462)5345	175 板橋区高島平2-28-6-720	03(3934)0691
櫻 田 喜賀穂	102 千代田区隼町3-19 清水法律事務所	03(3263)3881	134 江戸川区南葛西5-17 コーチャムハイム南葛西5丁目住宅5-605	03(3688)7045
鈴 木 英 二	104 中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル6階 福家辰夫法律事務所	03(3572)7855	143 大田区大森北5-12-7 カサイビル302	03(3768)3785

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[東京] 鈴木道夫	中央区銀座6-8-7交詢ビル211木澤・藤原法律事務所	03(3571)1830	船橋市夏身2-25-1 0474(22)7962
高瀬靖生	港区六本木7-18-12 シーポンクイーンビル6階 笹浪共同法律事務所	03(3402)9395	多摩市一ノ宮266-28 0423(75)7496
多田郁夫	新宿区左門町13-1 四谷弁護士ビル301 本村俊学法律事務所	03(3359)2385	中野区本町4-27-8 インターナショナル101号 03(3383)9372
中村忠史	千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル906号・709号 吉原大吉法律事務所	03(3262)6901	和光市白子3-19-6 -209 西高島平スカイハイツ 0484(65)50282
成田慎治	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル412室 ・海谷法律事務所	03(3211)8086	八王子市子安町2-8-12 ハウス池田101 0426(46)0182
福地直樹	葛飾区新小岩1-22-10 トーアファンシービル401 江戸川法律事務所	03(3653)7643	葛飾区西新小岩3-17-8 03(5698)3480
宮崎良昭	新宿区西新宿7-5-2 三井新都新農林総合法律事務所	03(3227)3660	中央区佃2-2-10-2 03(3532)9739
宮田真	新宿区西新宿7-22-35 西新宿三晃ビル4階 ・松田法律事務所	03(3365)0911	国際市西2-19-7 0425(71)1419
三輪和夫	港区赤坂4-3-1 共同ビル (ペア赤坂)5階 中島義勝法律事務所	03(3586)8025	市川市市川1-21-2 -503 0473(26)1198

氏 名	事 務 所	電話番号	自 宅 電話番号
[東京] 三輪拓也	中央区銀座3-5-12 サエグサ本館7階 吉原特許法律事務所	03(3562)4031	葛飾区西新小岩4-14-19 ユニバーサル水野201
武藤元	新宿区新宿2-10-7 TO Mビル5階 関東法律事務所	03(3341)4155	府中市緑町1-28-1 加司馬マンショノ府中501
村松浩二	千代田区神田北乗物町16 柴崎ビル2階 黒須雅博法律事務所	03(3252)7568-9	習志野市秋津5-17 0474(54)1133
森田憲右	港区西新橋1-13-1 ビルディング3階 東和法律事務所	03(3503)0921	日野市三沢984-91 0425(91)7606
森本精一	千代田区四番町7 Gビル3階 後藤徳司法律事務所	03(3263)0510 0519	豊島区西池袋4-8-11 壁マンショノ302
横山雅文	新宿区新宿2-1-14 メンツ新宿ビル503 今井和男法律事務所	03(3350)4608	大宮市土手町1-18-1 ロザール大宮307
依田敏泰	千代田区丸の内2-7-3 千ビル3階345号室 丸京中央法律事務所	03(3211)4764	東久留米市氷川台 2-33-15 0424(73)2838

東京弁護士会(その他)

氏名	事務所	電話番号		自宅電話番号
[東京] 榎本 豊三郎	豊島区東池袋1-11-6 馬ビル5階 井出隆雄法律事務所	03(3981)8500 FAX03(3981)8501	114	北区滝野川3-38-11 03(3910)4764
霜鳥 敦	中央区銀座7-15-11 Kビル4-8階 大久保宏明総合法律特許税理事務所	03(5565)4031 FAX03(5565)4035-8	204	清瀬市上清戸2-3-47 戸403 シヤト-上清 0424(94)1082
大谷 隼夫	港区西新橋1-13-1 ビルデイング3階 東和法律事務所	03(3503)0921-2 FAX03(3503)0923	251	藤沢市鶴沼松が岡 4-5-18 0466(24)5333
高澤廣茂	文京区湯島1-2-10 ライン御茶の水504号 篠原法律事務所	03(3256)4095 03(3252)3809 FAX03(3252)3800	168 25-22	杉並区下高井戸4-03(3304)7658 FAX03(3304)7087

第一東京弁護士会 第42期

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第一東京] 一木文智	千代田区霞が関3-7-2 Bビル5階 寒河江法律事務所	03(3502)0882	八王子市暁町1-29 -27 0426(22)6256
加藤慎	港区西新橋2-18-2 Kビル3階 平沼法律事務所	03(3438)2123	市川市新井1-16-27 18-203 0473(58)5904
島内保彦	港区新橋2-12-15 村町新ビル5階 日比谷総合法律事務所	03(3501)9777	豊島区長崎2-27-6 シヤト-国井105号 03(3955)8063
鈴木政俊	中央区銀座7-15-9 平林ビル 岩原法律事務所	03(3542)2958	武藏野市吉祥寺北 町3-12-15 プルハイツA102 目黒区中根2-11-4 0422(52)6570
千葉尚路	千代田区霞が関3-2-5 千代田法律事務所	03(3593)3911	立川ビル301号 03(3717)8991
中村壽人	千代田区大手町2-6-2 日本ビル531区 羽田法律事務所	03(3270)6891	
増田要	千代田区霞が関3-2-5 千代田法律事務所	03(3593)3911	杉並区高円寺南3-42-2-101 03(3318)0538

第一東京弁護士会 第43期

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
(第一東京) 藤本吉輝	中央区八重洲2-6-5 八重洲5の5ビル5階 島田法律事務所	03(3281)8120	川崎市中原区刈宿 118 044(422)0029
矢部耕三	千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル206区 法律特許事務所	03(3270)6641	世田谷区桜上水4-9-16 03(3303)8983
松田豊治	中央区銀座1-20-15 前田・山陽ビル5階 元木徹法律事務所	03(3564)2948	浦和市大牧157 三木ハヤヅ101号 048(875)4265
月山純典	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル6階14階14号 深沢守法律事務所	03(3983)2226	板橋区蓮根3-11-25-611 03(3967)6874
樋口収	中央区銀座3-5-7 池田屋ビル6階7階 成和共同法律事務所	03(3564)2020	練馬区桜台4-39-11-103 03(5999)3081
萩田広平	千代田区内幸町1-1-1 インベリアルタワー7階 外立法律事務所	03(3504)3800	足立区綾瀬4-31石井マンショング201
鈴木達次	千代田区大手町2-2-2 アーバンネット千代田国際ビル13階13A区 経営法律事務所	03(3231)8888	小金井市前原町4-22-19 第2みどり荘207号 0423(86)3617
林克彦	千代田区永田町2-14-2 グランドビル404号 山室松井中根落合法律事務所	03(3581)9491	世田谷区三軒茶屋1-27-24 ソアール三軒茶屋(02)号

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第一東京] 池内稚利	千代田区内幸町2-1-1 飯 野ビル911号 ・守谷・帆足・窪田法律 事務所	03(3504)0251	板橋区志村1-25- 22 バーツハイツ カウエ201号
川添丈	千代田区丸の内2-4-1 丸 ビル672区 法律事務所	03(3212)1451	八王子市絹ヶ丘2- 46-1
山本昌彦	台東区東上野4-2-3 上野 パークビル9階 西坂法 律事務所	03(3847)3160	0426(35)0234 柏市宿連寺339-1 北柏宿連寺ハイツ 301
第一東京弁護士会への平成元年5月日以降の入会者 (42期, 43期を除く)			
氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第一東京] 大澤博隆	日野市南平1-15-3	0425(91)3406	同所
外村隆	千代田区一番町271番町 27ビル3階	03(3221)7011	市川市真間2-11
矢田次男	千代田区麹町4-4 麹町シ ヤイニングビル602号		川崎市多摩区中野 島1048-1 新多摩 川ハイム3-810
岩城晴義	大田区大森北4-13-21	03(3763)2601	大田区新蒲田2-19 -6
橋詰利男	港区愛宕山1-6-7 愛宕山 弁護士ビル705	03(3437)0828	0484(77)5671 新座市あたご3-6-

氏 名	事 務 所	電話番号	自 宅	電話番号
(第一東京) 田 烟 常 稔	世田谷区玉川4-14-19		同 所	
秋 吉 稔 弘	千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル8階827	03(3592)6966	豊島区高田2-16-	03(3982)0616
長久保 橋 本 公 亘	世田谷区弦巻1-45-1	03(3426)8390	同 所	
水 上 盛 市 太 田 輝 義	中央区銀座4-2-15 素山ビル6階607号	03(3567)3796	大田区南馬込2-26	03(3773)3877
高 井 清 次 播 磨 鉄 治	千代田区九段北1-10-5 九段櫻ビル102 中央区銀座5-5-4 不二越ビル8階 荒木孝士法律事務所 荒川区西日暮里3-7-3 朝日富士見坂マンショングル403号 千代田区丸の内2-4-1 丸ビル673区 律事務所	03(5276)5747 03(3572)6891 03(3822)2426 03(3214)5646	-18 北本市東間5-901-1301 習志野市袖ヶ浦1-5-4 同 所 茅ヶ崎市円蔵2112	0485(43)6323 0647(57)6400

第二東京弁護士会 (平成2年4月入会者…第42期)

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 鳥銅重和	千代田区丸の内1-4-2 東京銀行ビル725区 秀雄法律事務所 新宿区四谷1-2 伊藤ビル 6階 東京法律事務所	03(3201)0123	130 墨田区千歳3-4-5-501
平形幸夫	160	03(3355)0611	165 中野区野方2-33-12 小田倉ユーボ202
石川宏	104	03(3542)3661	166 杉並区堀之内2-36-7 ソレインユーボ内205
三枝久	105	03(3508)8958	113 文京区根津2-31-2 マンション太田106
笠井直人	105	03(3503)5464	213 川崎市宮前区鷺沼2-12-1
新保義隆	102	03(3265)7876	175 板橋区赤塚2-14-4 グリーンヒルズⅡ 102号
水野英樹	160	03(3341)3133	03(5998)2044
千代田区富士見1-11-24 富士見町レジデンス206 号 尾崎昭夫法律事務所 新宿区四谷3-4 平和ビル 7階 東京共同法律事務所			

(平成2年度中入会会員)

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 菊地幸夫	中央区銀座3-4-16 サニービル5階501 銀座法律事務所	03(3567)0301	
森高彦	文京区白山4-34-10-304	03(3947)7239	
相川俊明	新宿区四谷2-9-15 サンザラ四谷ビル801	03(3353)4638	

第二東京弁護士会 第43期

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 吉岡謙治	千代田区岩本町2-8-10 永谷マンショングループ 村山法律事務所	03(3862)5263	132 江戸川区平井6-49 -12 みづき荘103 03(3618)1843
丸山健	八王子市元横山町1-8-9 西東京共同法律事務所	0426(45)2181	206 多摩市一の宮433 多摩ミドール多 摩桜ヶ丘404 0423(39)4322
篠崎和雄	豊島区西池袋3-30-10 ラ イオンビル4階 城北法 律事務所	03(3988)4866	179 練馬区光が丘7-7-6- 505 03(3976)3649
今村健志	中央区日本橋茅場町1-6- 12 共同ビル6階606号	03(3667)4591	336 浦和市南浦和2-5-13 ハイツ石本103 048(883)4486

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 上 西 浩 一	千代田区麹町5-7 尾井町T B Rビル814号 竹内・西村・井上法律事務所	03(3230)4400	大田区山王3-44-21-302 03(3771)6546
秋 山 之 良	千代田区岩本町1-8-15 岩本町喜多ビル3階 羽鳥法律事務所	03(3865)7733	杉並区荻窪5-19-18 03(3391)3661
田 中 克 治	千代田区岩本町1-8-15 岩本町喜多ビル3階 古田・羽鳥法律事務所	03(3865)7733	調布市柴崎1-14-11 グリスタルメゾン102 0424(88)7165

(平成元年5月発行会員名簿上遺漏分)

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 副 島 文 雄	中央区銀座3-11-5 第2 中山ビル3階	03(3541)7615	松戸市総合820-4 0473(67)3440
田 郷 正 義	新宿区四谷2-8 第2 河上ビル8階	03(3351)0201	杉並区浜田山4-14-31 03(3316)6507
小 林 伸 年	新宿区新宿1-4-13 木第2ビル50D 小林法律会計事務所	03(3354)9100	伊勢原市下落合 259-11 0463(91)3260 641

(昭和63年度途中入会者)

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 新倉健次	中央区銀座1-8-19 宝光ビル 千代田区京橋総合事務所	03(3222)1401	247 鎌倉市山ノ内1336 龟井マンショ-301 0467(22)8536
竹内康尋	千代田区神田小川町1-11 平岡ビル2階 斎藤法律事務所	03(3294)6898	332 川口市西青木5-8-23-7 0482(53)9261

(平成元年度途中入会者)

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
[第二東京] 額田みさ子	千代田区六番町7-18 啓ビル4階 斎藤・神山 ・清水法律事務所	03(3265)2771	350 埼玉県和光市白子 2-24-24-311 -01 0484(63)1488
山崎宏八	港区西新橋1-1-3 田ビル7階704 坂本法律事務所	03(3503)5688	192 八王子市谷野町 719-407 0426(91)2756
滝田薰	新宿区西新宿7-20-16 イカソフラザシティ II 501	03(3361)2188	190 立川市錦町3-11-10 0425(25)2238

裁 判 所

氏名	所屬	番号	自宅	電話番号
秋山壽延	東京地方裁判所判事	153	目黒区東山2-25-3-202	03(3713)1404
朝岡智幸	東京家庭裁判所判事	222	横浜市港北区篠原町97-11	045(402)0564
浅田登美子	広島地方裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-104	082(222)5376
荒木勝己	東京高等裁判所判事	113	文京区湯島4-6-40-204	03(3814)2560
上成一	大阪地方裁判所判事	662	西宮市上甲東園1-1-32-1	0798(51)3910
上廣道成	東京地方裁判所八王子支部	162	新宿区戸山1-14-23-401	03(3207)7072
大坂地方裁判所川崎支部	横浜家庭裁判所川崎支部	662	西宮市久出ヶ谷町4-20	
伊澤宏文	浦和地方裁判所判事	336	浦和市常盤8-15-10-401	0488(33)6799
伊藤正彦	東京高等裁判所判事	162	新宿区戸山3-1-2-102	03(3202)2839
伊藤正一郎	佐賀地方裁判所判事	840	佐賀市水ヶ江4-7-2	0952(23)7435
畠山俊一	広島高等裁判所判事	730	広島市中区八丁堀2-72-3302	082(222)6776
池田克俊	千葉地方裁判所木更津支部	292	木更津市岩根2-5-5-202	
石田浩二	横浜地方裁判所判事	231	横浜市中区日本大通9	045(201)9631
石田秀実	司法研修所教官	273	船橋市丸山5-4-1	0474(38)4421
一宮(旧姓牧野)	東京地方裁判所判事	162	新宿区富久町21-7富久町宿舎101	03(3226)6027
一宮和夫人	札幌家庭裁判所判事	064	札幌市中央区南7条西13-1-6-20	011(563)5740
市瀬健人				

氏名	所属	電話番号		
名	所	属	西	自宅
稻田龍樹	横浜地方裁判所横須賀支部判事	045(895)3848		
稻元富保	山口地方裁判所判事	045(701)5834		
江藤木正也	東京地方裁判所横浜支那判事	06(768)8152		
榎本克也	大阪地方裁判所横浜支那判事	045(201)9631		
小川克介	横浜地方裁判所横浜支那判事	03(3703)0933		
小野貞夫	東京高等裁判所判事	022(279)6648		
小野聰子	仙台高等裁判所判事	0471(84)2470		
水戸地方裁判所土浦支部判事	我孫子市つゝし野1-7-4 -11	03(3408)5543		
小野幹雄	司法研修所所長	03(3408)5543		
大川勇雄	宇都宮地方裁判所栃木支部判事	0282(22)0813		
大島哲史	浦和地方裁判所判事	048(838)5128		
大谷吉則	長野地方裁判所諏訪支部判事	0266(58)1635		
大野勝則	横浜地方裁判所判事	03(3428)9655		
太田武聖	東京地方裁判所判事	03(3329)7535		
太田浩豊	東京地方裁判所八王子支部判事	03(3331)7419		
大野康裕	京都地方裁判所判事	03(3814)6878		
大橋英夫	名古屋地方裁判所判事	052(22)3636		

氏名	所属	西	自宅	電話番号
岡野典章	京都地方裁判所判事	652	神戸市兵庫区荒田町3-47-4-D 1-2	078(521)2542
奥田正昭	神戸地方裁判所判事	814	福岡市早良区宝見2-15-23	092(841)1764
奥平守男	福岡高等裁判所判事	530	大阪市北区与力町3-2-2-19	06(353)4587
奥平守男	大阪地方裁判所判事	567	茨木市総持寺駅前町12-16	0726(25)2706
奥保義寛	大津地方裁判所判事	810	福岡市早良区宝見5-5-20-302	092(831)1791
奥保義寛	福岡地方裁判所判事	791	松山市石風呂町573	0899(52)4867
加藤亮子	松山地方裁判所判事	238	横浜地方裁判所横須賀支部長 横須賀市田戸台12	0468(25)2196
加藤亮子	横浜地方裁判所判事	187	小平市上水新町2-19-5	0423(45)5254
川島貴志郎	千葉地方裁判所佐倉支部判事	271	松戸市岩瀬無番地F 402	0473(68)3627
川瀬勝一	静岡簡易裁判所判事	420	静岡市長谷町12-1-101	0542(47)6353
河合裕行	横浜地方裁判所判事	236	横浜市金沢区町屋町1-1-502	045(786)8996
河野信義	最高裁判所調査官	112	文京区白山4-10-8-203	03(3944)4852
河野信義	東京地方裁判所判事	156	世田谷区宮坂3-41-20-404	03(3329)3161
多賀貞介	名古屋地方裁判所半田支部長	475	半田市雁宿町3-210-7 宿舎	0569(24)5473
下重康樹	浦和地方裁判所川越支部判事	140	品川区西大井2-24-16	03(3771)1396
下重康樹	仙台高等裁判所秋田支部判事	010	秋田市高陽幸町14-5-301	0188(62)5491
秀村要徹	東京地方裁判所判事	162	新宿区富久町21-7-404	03(3351)2714
木村徹	釧路地方裁判所判事	085	釧路市宮本1-3-28	0154(41)8310

氏名	所屬	西	自宅	電話番号
北野俊光	浦和地方裁判所熊谷支部判事	360	熊谷市宮町1-68	0485(21)2474
久我保恵 (旧姓寺内)	高知地方家庭裁判所	780	高地市九反田13-8-202	
久保眞人	浦和地方裁判所越谷支部判事	145	大田区上池台4-24-2-103	03(3727)2773
久草深重郎	宇都宮地方裁判所判事	320	宇都宮市戸祭1-13-10-102	0286(22)6978
久草桑原伸彦	浦和地方裁判所判事	273	船橋市本中山4-3-3-1108	
小池晴彦	東京地方裁判所判事	203	東久留米市東本町3-10 東本町六丁目102号	0424(74)6129
小池林正夫	札幌地方裁判所岩見沢支部判事	064	札幌市中央区南7条西13-1-3-302	011(561)9930
小林眞夫	千葉家庭裁判所判事	286	岩見沢市4条東4裁判所宿舎201	0126(22)0750
小林豊亘	千葉県印旛郡富里町日吉台6-18-11	-02	千葉県印旛郡富里町日吉台6-18-11	
小林亘	東京地方裁判所判事	190	立川市羽衣町2-6-10	0425(25)7031
古口滿	横浜地方裁判所判事	236	横浜市金沢区町屋町1-1-101	045(786)5740
古口閑美津恵 (旧姓酒井)	横浜地方裁判所川崎支部判事	650	神戸市中央区中山手通7-27-10-41	078(371)7169
後藤勇三	神戸地方裁判所尼崎支部判事	530	大阪市北区与力町3-2-32	06(352)4634
合田悦三	大阪高等裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D 202	022(227)9683
合田智子	仙台地方裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D 202	022(227)9683
佐々木寅男	仙台高等裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D 301	022(272)8049

氏名	所属	西	自宅	電話番号
佐々木 宗 啓	前橋地方裁判所判事	030	青森市花園町2-24-13 裁判所宿舎21	0177(41)2050
佐藤 敏 夫	長野地方裁判所判事			
佐藤 蔵 二	最高裁判所調査官	157	世田谷区砧7-15-30-202	03(3416)0461
佐藤 久 夫	東京地方裁判所判事	271	松戸市二十世紀が丘柿の木町74-4	0473(68)4579
佐藤 康 康	司法研修所教官	162	新宿区富久町21-7-104	03(3353)9760
斎藤 繁 道	神奈川簡易裁判所判事	227	横浜市緑区荏田北2-8-26	045(912)1813
斎藤 繁 道	神戸地方裁判所姫路支部判事	670	姫路市増位新町1-20-21	0792(81)4507
佐久間 健 吉	浦和地方裁判所	336	浦和市北浦和5-13-15 北浦和住宅R B-11	
坂野 征四郎	東京地方裁判所	300	土浦市真鍋3-10-5-202	0298(22)5659
沢田 三知夫	東京地方裁判所	156	世田谷区桜丘5-6-12	03(3425)0518
志田 洋 洋	家庭裁判所調査官研修所教官	249	逗子市久木3-10-1	0468(71)2496
志田 博 文	那覇家庭裁判所判事	903	那覇市首里鳥堀町4-80-2 宿舎302	0988(86)3239
志田 博 文	前橋地方裁判所判事	371	前橋市岩神町1-15-23-302	0272(33)8783
清水 信 雄	清島高等裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-103	082(221)4769
島田 一	東京地方裁判所八王子支部判事	901	那覇市赤嶺186-1	0988(58)9490
島田 三 則	那覇家庭裁判所所長	-01		
島田 三 則	東京地方裁判所八王子支部判事	790	松山市歩行町1-9-6	0899(21)0434
新海 順 次	松山地方裁判所所長			

氏名	所属	西	自宅	電話番号
新谷晋司	千葉地方裁判所判事	064	札幌市中央区南8条西23-1-25-401	011(561)0291
新矢悦二	横浜家庭裁判所川崎支部長	112	文京区白山4-10-8-303	03(3944)4855
須藤繁典	浦和地方裁判所判事	336	浦和市常盤8-15-10-13	048(833)5448
須藤明夫	東京地方裁判所判事	115	北区赤羽北3-21 A 302	03(5993)8298
横浜地方裁判所川崎支部判事	札幌地方裁判所判事	064	札幌市中央区南8条西23-1-25-401	011(561)0291
永英巳	千葉家庭裁判所所長	260	千葉市樺森2-19-10	0472(51)7552
木利夫	東京家庭裁判所判事	113	文京区湯島4-6-30-201	03(3816)1993
鈴木利夫	水戸地方裁判所判事	310	水戸市大町3-4-24-201	0292(21)0246
部秀穂	名古屋高等裁判所判事	461	名古屋市東区白壁2-9-30 2-21	052(971)8337
國田茂	東京地方裁判所判事	271	松戸市岩瀬裁判所宿舎E-8	0473(66)5628
島清絵	浦和地方裁判所判事	108	港区高輪3-14-26-406	03(3449)0826
千葉昌弘	千葉地方裁判所松戸支部判事	373	太田市大字竜舞1911-4	0276(46)6652
中優子	前橋地方裁判所太田支部長	371	前橋市岩神町1-15-23-202	0277(31)6844
由康子郎	前橋地方裁判所判事	162	新宿区富久町21-7-102	03(3351)4693
邊三保子郎	司法研修所教官	030	青森市花園町2-24-9-B-201	011(251)1770
三承真	青森地方裁判所判事	060	札幌市中央区南2条西14	011(251)1770
田村村	青森地方裁判所弘前支部判事			

氏名	所属	西	自宅	電話番号
多田周弘	静岡地方裁判所判事	146	大田区久が原1-23-14	03(3751)8707
木新二郎	東京地方裁判所判事	162	新宿区戸山1-14-23-102	03(5272)1956
高田健一	東京地方裁判所判事	370	高崎市稻荷町6-301	0273(63)3395
高野芳久	前橋地方裁判所桐生支部判事	370	高崎市稻荷町6-101	0472(71)9158
高橋祥子	前橋地方裁判所判事	640	和歌山市葵町3-1 宿舎304	0734(22)0282
高川義道	和歌山地方裁判所判事	271	松戸市岩瀬無番地F403	0473(68)3633
滝澤内	最高裁判所調査官	271	松戸市岩瀬無番地D21	0473(62)3098
竹内民	東京地方裁判所判事	177	練馬区大泉学園町6-21-28	03(3923)3021
竹田俊	東京高等裁判所判事	181	三鷹市下連雀2-14-1-101	0422(42)8392
竹葉村	東京地方裁判所八王子支部判事	232	横浜市南区井上ヶ谷中町162-2-105	045(716)1835
梅田昭明	横浜家庭裁判所判事	593	堺市深井沢町3202-22	0722(77)9415
梅田剛彦	大阪地方裁判所岸和田支部判事	640	和歌山市葵町3-1 宿舎403	0734(25)4470
梅田勇男	和歌山地方裁判所判事	193	八王子市長房町228-5	0426(64)3509
田敏義弘	名古屋高等裁判所判事	371	前橋市大手町3-8-10	0273(34)9528
田井義徹	新宿簡易裁判所判事	880	宮崎市別府町1-17 別府町宿舎	0985(22)2069
島尾居葉子	福島地方裁判所判事	156	世田谷区赤堤2-20-16	03(3328)8072
土居葉子	宮崎地方裁判所判事			
土居葉子	書記官研修所			

氏名	所属	西	自宅	電話番号
遠山和光	名古屋地方裁判所判事	461	名古屋市東区白壁2-9-30	052(971)8469
中田忠也	大阪地方裁判所判事	662	西宮市神楽町2-26-221	0798(36)7565
中野信也	大阪地方裁判所判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-3-8	06(762)7941
中橋正夫	高崎簡易裁判所判事	176	練馬区練馬1-34-2	03(3991)9109
中路義彦	福岡高等裁判所宮崎支部判事	880	宮崎市別府町1-17 宿舎302	0985(22)4631
中村俊夫	東京地方裁判所判事	164	中野区中央1-50 裁判所宿舎2-304	03(3361)2415
永井尚子 (旧姓藤本)	福岡地方裁判所判事	173	福岡市早良区西新7-5-28-203	092(845)5838
長西英三	渋谷簡易裁判所判事	189	東大和市湖畔2-1004-126	0425(64)3570
並木茂一	千葉地方裁判所判事	273	船橋市市場町3-6-14	0474(23)7658
難波孝一	広島高等裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-72-2304	082(222)5290
西村尤克	福井地方裁判所判事	910	福井市乾徳2-10-1 裁判所宿舎203	0776(26)1666
野澤明	東京家庭裁判所八王子支部判事	259 -12	平塚市ふじみ野2-30-1	0463(58)6139
野路正典	徳島地方裁判所判事	184	小金井市本町2-8-12	0423(85)1709
蘿原孟夫	東京地方裁判所判事	112	文京区白山4-10-8-202	03(3947)6396
橋原本和吉	静岡地方裁判所沼津支部判事	410	沼津市本字千本1910-74	0559(31)6000
服部金敏	東京高等裁判所判事	236	横浜市金沢区町屋町1-1-401	045(786)8964

氏名	所属	自宅	電話番号
原昌子	宇都宮地方裁判所足利支部判事	326 足利市丸山町621-1	0284(41)3860
林豊	新潟地方裁判所判事	951 新潟市川岸町1-54 川岸町宿舎 B301	025(266)2858
平田好子	大阪地方裁判所判事	700 岡山地方裁判所判事	0862(52)3496
藤田清昌	岡山地方裁判所判事	464 名古屋地方裁判所判事 名古屋市千種区若水2-2-2 宿舎 1-21	052(712)2588
藤田広美	浦和地方裁判所判事	221 横浜家庭裁判所判事	045(481)0538
藤井俊郎	大阪地方裁判所判事	191 横浜市神奈川区神大寺3-18-18 サンマンショウン神大寺103	0425(93)3576
橋原康志	横浜家庭裁判所判事	612 日野市百草971-50	075(601)4391
舟古定行	東京高等裁判所判事	232 京都市伏見区桃山町泰長老179-2-	
舟古定行	大阪高等裁判所判事	980 仙台市青葉区米ヶ袋1-2-25-E 301	022(268)5596
本郷元隆	仙台地方裁判所判事	662 西宮市上甲東園1-1-32	0798(51)4154
本郷元隆	大阪地方裁判所判事	371 前橋市大手町3-12-12	0272(31)3428
松井英子	前橋地方裁判所高崎支部判事	164 中野区中央1-50-1-301	03(3361)9208
松岡和靖	東京高等裁判所判事	380 長野市花咲町1238 花咲町宿舎 102	0262(34)5707
松嶋敏明	長野地方裁判所判事	112 札幌市中央区南7条西13-1-3-401	011(513)6796
松田浩義	札幌地方裁判所判事	064 文京区千石3-29-30-1-202	03(3946)8771
松丸伸一郎	東京地方裁判所判事		

氏名	所属	番号	自宅	電話番号
松本光雄	金沢家庭裁判所所長	920	金沢市桜町5-13	0762(21)3332
三井喜彦	仙台高等裁判所判事	981	仙台市子平町1-13-1-2A	022(233)5820
三浦力	甲府地方裁判所判事	400	甲府市伊勢3-15-10	0552(35)4426
三上英昭	札幌高等裁判所判事	004	札幌市厚別区厚別北2-4-1-3-212	
三宅弘人	東京地方裁判所判事	227	横浜市緑区桜台16-37	045(983)3570
三代川三千代(姓名岩井)	東京地方裁判所判事	275	習志野市津田沼7-8-34	0474(52)4540
宮崎英一	総務局付	271	松戸市岩瀬裁判所宿舎A-32	0473(67)4346
宮嶋英世	東京高等裁判所判事	167	杉並区松庵1-2-29	03(3331)3303
宮本由美子	松江地方家庭裁判所判事			
村重慶一	浦和地方裁判所川越支部長	158	世田谷区奥沢2-40-12 ハイム自由が丘	03(718)3923
森元吉麗	大阪地方裁判所小田原支部判事	560	豊中市旭丘8-86-2	06(846)2458
森實将人	横浜地方裁判所小田原支部判事	259	伊勢原市高森台2-9-16	0463(95)4353
安江勤	金沢地方裁判所小松支部長	923	小松市小馬出町11(小松支部内)	0761(22)8541
山口博	東京地方裁判所判事	271	松戸市岩瀬無番地宿舎F-101	0473(62)4501
山崎勉	山口家庭裁判所判事	753	山口市黄金町10-8-101	0839(22)4580
山崎善久	青森地方裁判所判事	030	青森市花園2-24-9	0177(41)3839
山下満	大阪地方裁判所岸和田支部判事	543	大阪市天王寺区味原本庄16-1-16	06(765)3706

氏名	所属	西	自宅	電話番号
山本和敏	司法研修所教官	274	船橋市大穴南1-33-10	0474(67)9215
山本武久	新潟地方裁判所判事			
吉田尚弘	新潟地方裁判所長岡支部判事			
與那嶺為守	那覇家庭裁判所沖縄支部判事	903	那覇市首里石嶺町4-35-9	0988(87)5700
和田丈夫	札幌家庭裁判所判事	005	札幌市南区川沿10条2-10-2	011(571)4855
綿引万理子	大阪地方裁判所判事	662	西宮市神楽町2-26-231	0798(22)5406
綿引穂	大阪地方裁判所判事	662	西宮市神楽町2-26-231	0798(22)5406

檢 察 厅

氏名	所屬	西	自宅	電話番号
青沼 隆之	外務省国連局	179	練馬区氷川台2-13-4-104	03(3934) 3791
秋山 富雄	名古屋高等検察庁検事、総務部長	462	名古屋市北区名城3-1-9-703	052(981) 5051
荒木 紀男	仙台高等検察庁公安部長	980	仙台市青葉区壱屋下19-14-301	022(222) 0067
井弘二	金沢地方検察庁検事正	920	金沢市丸の内5-16	0762(31) 0013
川英明	東京地方検察庁検事	168	杉並区高井戸東3-30-17-705	03(334) 1647
田知徳	東京地方検察庁検事	153	目黒区東山2-15 駒沢住宅4-604	03(3715) 3934
内藤徳	千葉地方検察庁検事	260	千葉市天台1-3-6 天台宿舎103	0472(51) 2615
伊飯祐男	東京地方検察庁検事	153	目黒区東山2-15-4-161	03(3711) 9565
石田哲男	法務総合研究所研修第二部長	156	世田谷区宮坂3-37-12	03(3426) 8854
黒川達也	佐賀地方検察庁検事正	840	佐賀市中の小路3-14	0952(23) 2665
飯塚重紀	静岡地方検察庁	420	静岡市音羽町8-1-12	054(247) 3864
佐藤健一	千葉地方検察庁公安部長	173	板橋区熊野町6-7-702	03(3959) 9515
伊藤健一	名古屋地方検察庁公安部長	462	名古屋市北区名城3-1-9-406	052(912) 0235
福岡高健一	福岡高等検察庁検事	832	柳川市一新町4 検察庁宿舎5	094(472) 1068
川橋一	浦和地方検察庁公判部長	168	杉並区方南2-23-9-308	03(3316) 6566
川見五	長野地検松本諏訪支部長	392	諏訪市湖岸通り5-17-14	0266(53) 0269
川撮次	東京地方検察庁検事	193	八王子市川町244-115	0426(51) 7257
川井秀智	東京地方検察庁	165	中野区新井1-12-9	

氏名	所属	電話番号
今井良児	名古屋高等検察庁次席	052(971)4020
岩垂一登	岡山地方検察庁検事	0862(23)7511
岩村修二	法務省刑事局付	03(3951)7643
岩山村伸二	松山地方検察庁検事	0899(84)9757
宇井稔	名古屋地方検察庁検事	052(912)0204
宇田川力雄	京都地方検察庁舞鶴支部長	075(393)3143
上富敏伸	秋田地方検察庁検事	0188(28)7952
敵毅	岐阜地方検察庁	-16
敵本直美之	名古屋地方検察庁検事	461
江村豊秋	金沢地方検察庁検事	700
江遠源太郎	長野地方検察庁検事	161
藤澤和駿介	札幌高等検察庁次席	791
小澤明介	札幌地方検察庁室蘭支部長	-31
小田駿介	東京地方検察庁検事	462
小田和攻	仙台地方検察庁刑事部長	462
小河芳信	宇都宮次席検事	980
小河貴信	福島地方検察庁検事	320
		960
	名古屋市東区白壁2-27-14 岡山市岩田町5-13-201 新宿区下落合2-11-1-R E 12 伊予郡松前町恵久美824-136 名古屋市北区名城3-1-9-707 京都市西京区川島五反長町65-3-2 秋田市新屋元町14-6-31 名古屋市北区名城2-2-8-25 名古屋市北区名城2-2-8-25 金沢市平和町3-17-14-C 58-34 長野市大字長野花咲町1258-201 札幌市中央区南2条西14-291 室蘭市日の出町1-18-10 八王子市子安町3-27-3 公務員宿舎F 202 仙台市青葉区靈屋下19-14-201 宇都宮市睦町1-23 福島市春日町8-17 春日町住宅2-401	052(971)4020 0862(23)7511 03(3951)7643 0899(84)9757 052(912)0204 075(393)3143 0188(28)7952 052(991)3720 052(991)3720 0762(41)2351 0262(33)0436 011(271)3916 0143(44)7554 0426(26)4286 022(222)8418 0286(36)6668 0245(35)2787

氏名	所属	番号	自宅	電話番号
小尾仁	東京地方検察庁検事	124	江戸川区臨海町1-3-3-908	03(3869)6466
尾知山明	東京地方検察庁八王子支部検事	164	中野区上高田5-5 上高田住宅3-301	03(3387)0661
大久保慶一	法務省入国管理局警備課長	108	港区高輪1-4-33-304	03(3441)9817
大霜兼之	千葉地方検察庁公判部長	260	千葉市天台1-3-6 天台宿舎202	0472(52)1694
大竹健嗣道	津地方検察庁次席検事	514	津市波見町763-47	0592(28)3574
大坪弘道	山口地方検察庁検事	747	防府市中央町5-29 法務省職員宿舎2-101	0835(25)1856
大野直孝	山形地方検察庁検事	990	山形市緑町1-6-31	0236(32)5782
大八木治夫	東京地方検察庁検事	169	新宿区大久保3-12-2-112	03(3209)7415
太田修	東京地方検察庁検事	187	小平市上水本町5-2-9 小平第二住宅3-103	0423(27)0879
太田文保	東京地方検察庁八王子支部	164	中野区中央1-50-3 塔の山住宅103号	03(3229)2465
奥眞祐	福島地方検察庁次席検事	960	福島市春日町14-30	0245(34)2337
奥村雅弘	広島地方検察庁検事	734	広島市南区皆実町1-4-11-301	082(255)2939
乙部二郎	甲府地方検察庁検事正	400	甲府市愛宕町85	0552(53)4343
加島康宏	鹿児島地方検察庁検事	890	鹿児島市東郡元町2-2 郡元住宅4-301	0992(55)6068
加藤昭	法務省訟務局	169	新宿区百人町3-27-1 百人町百人住宅504	03(3360)8799
加藤圭一	和歌山地方検察庁検事正	640	和歌山市三番丁44	0734(22)3403

氏名	所属	西	自宅	電話番号
開山憲一	東京法務局訟務部	115	北区浮間4-26-4-101	03(5970)0923
甲斐中辰夫	千葉地方検察庁次席検事	260	千葉市汐見丘町10-3	0472(41)1001
笠間治雄	東京地方検察庁検事	169	新宿区大久保3-12-3-508	03(3209)7569
片山山巣	福井地方検察庁検事	910	福井市西開発1-2905 開発宿舎2-3	0776(54)0073
片山龟狩	盛岡地方検察庁次席検事	020	盛岡市愛宕町5-19-107	0196(22)2610
片山博仁	長崎地方検察庁佐世保支部長	857	佐世保市泉町1-8	0956(22)4040
井富士雄	札幌地方検察庁公安部長	064	札幌市中央区南16条西16-2-7 R A 24	011(551)2210
山谷武嗣	大阪高等検察庁検事長	560	豊中市長興寺南1-2-26	06(862)6968
川島武昭	東京地方検察庁検事	271	千葉県松戸市二十世紀が丘柿の木 町46	0473(68)4420
川畑毅	東京地方検察庁検事	169	新宿区百人町3-27-1-213	03(3368)7146
川畑敬治	名古屋高等検察庁金沢支部長	921	金沢市平和町2-17-17	0762(41)3657
川又村敬明	長崎地方検察庁検事	852	長崎市橋口町10-47 法務省職員宿舎301	0958(47)0196
川又村敬明	浦和地方検察庁検事	171	豊島区千早町1-23-13-101	03(3554)1798
川又村敬明	福岡高等検察庁次席検事	815	福岡市南区高宮1-12-29	092(531)5952
川又村敬明	東京地方検察庁検事	247	鎌倉市梶原2-4-5	0467(44)6509
田國雍	福井地方検察庁検事	910	福井市関西開発1-1206	0776(54)4457
田守雄	青森地方検察庁八戸支部長	031	八戸市大字河原木字八太郎山宮地 1-303	0178(28)1884

氏名	所属	西	自宅	電話番号
糸原研二	新潟地方検察庁検事	951	新潟市川岸町1-49-401	0292(31)6101
倉崎英逸	鳥取地方検察庁検事正	680	鳥取市馬場町35	0857(22)7466
倉栗又恵	函館地方検察庁検事	040	青柳町10-3	0138(22)3352
栗原恵三	東京地方検察庁検事	245	横浜市戸塚区深谷町80 原宿台住宅302	045(851)7126
小泉昭男	福井地方検察庁検事	910	福井市大願寺1丁目33番	0776(25)7437
小磯武彦	東京法務局訟務部			
小西武彦	札幌高等検察庁公安部長	064	札幌市中央区南8条西23-1-33 南8条住宅44	011(562)5028
小早川龍城	神戸地方検察庁検事	658	神戸市東灘区住吉山手7-1-232	078(821)8352
小林泰司	東京地方検察庁検事公安部	162	新宿区富久町21-10-204	03(3359)3293
小林弘卓	富山地方検察庁検事	939	富山市西田町2-10-39-A1-31	0764(22)5234
小子古和	水戸地方検察庁次席検事	310	水戸市三の丸1-7-13	0292(21)2347
子崎幸徳	東京地方検察庁検事	192	八王子市子安町3-27-3-F-203	0426(26)4714
高嶋雄朗	東京地方検察庁検事刑事部	165	中野区新井3-10-2-102	03(3385)0513
五島健一	総務庁人事局参事官	169	新宿区大久保3-12-3-102	03(3208)5415
五味健朗	水戸地方検察庁検事正	310	水戸市三の丸1-7-6	0886(52)3916
今井健朗	佐賀地方検察庁検事	840	佐賀市八戸1-6-32	0852(23)3809
近藤太郎	静岡地方検察庁検事正	420	静岡市安東3-17-19	054(245)0565
坂田吉郎	最高検察庁検事	108	港区白金6-4-7	03(3446)5536
	東京地方検察庁	124	葛飾区小菅1-35-13-205	

氏名	所属	番	自宅	電話番号
坂本順彦	東京地方検察庁	124	葛飾区小菅1-35-13-106	
櫻井弘徳	札幌高等検察庁検事	064	札幌市中央区南8条西23-1-33 南8条住宅401-13	011(561)0465
佐々木善三	福岡地方検察庁検事	810	中央区平和5-3-20 平尾住宅1-15	092(531)3086
佐々木英雄	横浜地方検察庁交通部長	220	横浜市西区南浅間町23-1-3-102	045(314)6522
佐々木博章	東京地方検察庁公判部副部長	113	文京区本郷4-20-2-401	03(3814)0839
佐藤明	大阪法務局訟務局	569	高槻市日吉台四番地18-42 日吉 台合同宿舎1842	0726(87)1482
佐藤崇	東京地方検察庁八王子支部検事	165	中野区新井3-10-2 中野区新井職員宿舎204号	03(3389)5597
佐藤方生	福島地方検察庁検事	982	仙台市青葉区靈屋下19-14-402号	022(211)0766
佐藤美津次	宇都宮地方検察庁柄木支部長	328	柄木市旭町16-5	
佐藤光代	仙台地方検察庁検事			
佐藤美由紀	盛岡地方検察庁検事	020 -01	盛岡市下厨川字赤平4番地	0196(46)1517
佐藤幸雄	法務総合研究所研修第一部長	168	杉並区方南2-10-C-105	03(3311)1821
佐藤眞一	津地方検察庁検事	514	津市岩田17-19 岩田住宅1-504	0592(24)9016
齊藤隆博	司法研修所教官	114	北区滝野川3-53-7-102	
坂井順造	東京地方検察庁検事	134	江戸川区臨海町1-3-2-804	03(3869)6376
坂田一男	福井地方検察庁次席検事	462	福井市宝永4-7-9	0776(22)1513

氏名	所属	番号	自宅	電話番号
阪井 博	徳島地方検察庁検事	770	徳島市新浜町2-4-20-3505	0886(62)1917
島崎 志	旭川地方検察庁検事正	070	旭川市春光町10-1号宿舎	0166(51)9555
島澤 剛	名古屋地方検察庁交通部長	462	名古屋市北区名城3-1-9-101	052(911)2529
塩野 健彦	東京地方検察庁八王子支部副部長	153	日黒区駒場2-2-1-304	03(3467)8676
田嶋 義二	大阪地方検察庁刑事部長	573	枚方市香里園山之手町48-6	0720(32)4790
田嶋 喬雄	千葉地方検察庁木更津支部長	292	木更津市新田2-5-1	0438(23)4311
原文徹	東京地方検察庁検事	170	豊島区池袋本町1-7-23-3-302	03(5992)9169
清水肇	横浜地方検察庁検事	247	横浜市栄区小菅ヶ谷町2000-10 南小菅ヶ谷住宅2-709	045(894)3960
水里和夫	東京地方検察庁検事	176	練馬区田柄3-9-19-305	03(3970)2825
下永秀夫	新潟地方検察庁検事	951	新潟市旭町通1-756	025(222)2309
末杉茂彦	新潟地方検察庁検事正	163	中野区新井3-11-5-201	03(3319)3855
木村敏夫	東京地方検察庁検事			
鈴木芳美	金沢地方検察庁検事	154	世田谷区池尻1-3-5-103	03(3719)1052
住川洋英	東京地方検察庁刑事部副部長	444	岡崎市明大寺町字道城ヶ入6-88 明大寺宿舎2	0564(51)4586
園田幸男	名古屋地方検察庁岡崎支部検事	220	横浜市西区南浅間町23-1 南浅間住宅3-301	045(314)2229
田中豊	横浜地方検察庁川崎支部長	700	岡山市弓之町15-5	0862(22)2134
	岡山地方検察庁検事正			

氏名	所属	電話番号
田辺 泰弘	横浜地方検察庁小田原支部検事	0465(49)2093
高城 龍夫	前橋地方検察庁検事正	0272(32)2895
高野 利雄	法務省大臣官房當緒課長	03(3394)4186
高村 七男	浦和地方検察庁総務部長	03(3944)4879
高瀧 竹内	釧路地方検察庁検事	
竹田 勝紀	福岡高等検察庁刑事部長	092(641)3322
竹井 正毅	佐賀地方検察庁検事	
竹井 豊豊	函館地方検察庁検事	
竹城 武正	東京地方検察庁検事	
竹井 正憲	名古屋地方検察庁検事	
立石 英生	松山地方検察庁検事	
玉井 直仁	東京高等検察庁検事	
千葉 雄一郎	宇都宮地方検察庁検事	
土屋 守淳	東京高等検察庁刑事部長	03(3440)4148
尾西 賢二	東京高等検察庁検事	03(3358)6970
寺西 輝泰	東京地方検察庁公判部副部長	03(3710)7245
寺寺寺	高松高等検察庁次席	0878(31)4773
自宅	小田原市国府津1-6-41-3 前橋市敷島町264-10 杉並区井草4-6-5 文京区小日向2-104 福岡市東区馬出1-11-21 国設馬出宿舎301号 函館市青柳町10-3 船橋市行田3-9-7-101 名古屋市北区田幡2-4-14 ビニア城見マンション 愛媛県伊予郡松前町恵久美824番地 公務員宿舎115号 千代田区二番町7-601 宇都宮市春日町4-17 港区高輪1-4-33 新宿区富久町21-10-402 目黒区東山2-16 高輪住宅2-201 高松市番町3-13-19	0465(49)2093 0272(32)2895 03(3394)4186 03(3944)4879 092(641)3322 0138(22)1315 0474(39)8823 052(912)5450 0899(84)7060 03(3237)8920 0268(59)0593 03(3440)4148 03(3358)6970 03(3710)7245 0878(31)4773

氏名	所属	番号	自宅	電話番号
戸澤和彦	秋田地方検察庁検事	010-16	秋田市新屋元町14-6 法務省職員宿舎22	0188(28)4878
戸谷勝壽	東京高等検察庁公判部長	160	新宿区三栄町28-4	03(3351)8761
樋田誠直	東京高等検察庁検事	114	北区滝野川5-18-6	03(3916)7338
豊嶋秀正	東京地方検察庁公安部長	281	千葉市幕張本郷2-21-32	0472(72)0655
徳富久正	鹿児島地方検察庁名瀬支部長	894	名瀬市幸町10-3	0997(52)0090
益田枝友	高松地方検察庁刑事部長	760	高松市扇町2-4-19-104 公住	0878(21)1732
眞行卿弘	横浜地方検察庁公判部長	153	目黒区東山2-16-2-705	03(3715)3097
友謙道正	横浜地方検察庁次席検事	461	名古屋市東区白壁2-28-2	052(961)5022
澤中重行	横浜地方検察庁	144	大田区南六郷3-23-1-207	
澤中正人	東京地方検察庁検事	160	新宿区南元町4 R A 22	03(3357)7502
島博千葉	千葉地方検察庁検事正	260	千葉市作草部町864	0472(51)9663
島博新潟	新潟地方検察庁長岡支部	940-11	長岡市三和3-9-1-304	0258(36)6374
島三雄	東京高等検察庁	150	渋谷区恵比寿3-11-17-103	03(3793)1368
仲田彰	法総研教官	165	中野区新井3-10-3-206	03(3387)9245
中津川彰	東京法務局長	251	藤沢市弥勒寺3-29-15	0466(23)6276
中鶴周司	松山地方検察庁検事正	790	松山市歩行町1-6-5	0899(41)2829
中村雅臣	千葉地方検察庁検事	260	千葉市天台1-11-1-206	0472(53)5066
	大阪地方検察庁	545	大阪市阿倍野区帝塚山1-13-6-2-302	06(652)4636

氏名	所属	電話番号
	自宅	電話番号
中山純一	浦和地方検察庁検事	048(651)8259
永野義一	東京地方検察庁特捜部副部長	03(3715)5245
永村俊朗	大分地方検察庁検事	0975(51)4604
長井博美	東京地方検察庁検事	03(3228)7063
長澤山四郎	横浜地方検察庁小田原支部長	0465(47)2608
長田良行	東京高等検察庁総務部長	03(3944)6090
仁樹彦	松江地方検察庁検事	0852(31)6235
新倉敏彦	札幌地方検察庁岩見沢・滝川支部長	0126(22)5155
新掘敏彦	札幌地方検察庁検事	011(551)3644
西正敏雄	東京地方検察庁八王子検事	A 32
西館好順	東京地方検察庁	192 八王子市明神町4-21-2
西村織田	関東公安調査局長	165 中野区新井3-11-5-207
西錦仁野	浦和地方検察庁検事	169 新宿区北新宿1-16-3
饒平名也	大阪地方検察庁	330 大宮市日進町1-200-203
長谷川紘秀	新潟地方検察庁次席	553 大阪市福島区野田4-1-41
林一行	大阪地方検察庁	951 新潟市旭町通1-756
	長崎地方検察庁検事	573 枚方市山之上北町35-3
		741 岩国市門前町4-11-33
		852 長崎市稻佐町3-10
		法務省職員宿舎301 0958(45)8356

氏名	所属	自宅	電話番号
原武志	広島高等検察庁次席検事	732 広島市南区比治山本町12-43	082(251)0796
長谷川保	東京地方検察庁	176 練馬区氷川台2-13-4 東京少年鑑別所宿舎4-302	
平尾雅世	仙台法務局訟務部付	983 仙台市宮城野区西宮城野5 公務員宿舍	022(299)5715
平田定男	東京地方検察庁八王子支部長	162 新宿区富久町21-10-102	03(5379)6004
廣瀬公治	札幌地方検察庁小樽・岩内支部長	047 小樽市緑1-31-16	0134(27)2434
瀬哲彦	前橋地方検察庁高崎支部長	370 高崎市八千代町3-17-3	0273(22)5685
弘津英輔	広島高等検察庁総務部長	732 広島市南区比治山本町7-22-101	082(255)4396
福井大海	公安調査庁総務課長	581 八尾市志紀町西3-18 志紀合同宿舎532	0729(48)6696 06(363)1181
福垣内進	大阪地方検察庁検事	732 広島市南区比治山本町12-31-501	082(251)2919
福島弘夫	広島地方検察庁検事	220 横浜市西区南浅間町23-1 南浅間住宅3-401	045(314)6527
藤河征夫	横浜地方検察庁検事	901 浦添市宇前田1386 前田住宅17-102	0988(77)1018
保倉裕	那覇地方検察庁検事	165 中野区新井3-11-5 新井第2住宅103	03(3228)7290
保坂洋彦	法務省矯正局付	064 札幌市中央区宮の森3条10-5-2 宮の森住宅402-22	011(641)8023
寶金敏明	札幌法務局訟務部長	112 文京区小日向2-13-1-301	03(3947)6440
堀江信之	東京地方検察庁交通部副部長		

氏名	所属	西	自宅	電話番号
堀口 勝正	最高検察庁検事	184	小金井市中町1-15-17	0423(84)4562
本田 守弘	法務省刑事局付	169	新宿区大久保3-12-1-603	03(3208)6984
前田 邦博	千葉地方検察庁刑事部長	169	新宿区大久保3-12-3-504	03(3209)2707
牧野 忠一	東京地方検察庁八王子支部	192	八王子市子安町3-27-3 公務員宿舎F-203	
牧野 雄一	甲府地方検察庁次席検事	400	甲府市屋形2-1-31	0552(52)5881
増田 暉也	福岡地方検察庁小倉支部検事	802	北九州市小倉北区東城野町3-4-504	093(931)6394
松井 永一	東京高等検察庁	162	新宿区富久町21-10-401	03(3359)6452
松浦 田尚昇	公安調査庁総務部長	168	杉並区方南2-10-C 205	03(3315)4879
松田 紀元	最高検察庁 那覇地方検察庁検事正	113	文京区本郷4-20-2-204	03(5800)4806
丸山恭	地方検察庁検事	900	那覇市泉崎2-17-3 桂マンショ>301	0988(32)5225
水原敏博	仙台高等検察庁検事長	310	水戸市三の丸1-7-9 三の丸宿舎102	0292(21)2609
水上寛治	函館検事正	980	仙台市青葉区大手町2-12	022(223)2801
溝口昭治	東京高等検察庁検事	040	函館市青柳町11-20	0138(23)0375
峯益雄	横浜地方検察庁横須賀支部長	272	市川市若宮3-33-11	0473(33)4079
宮澤忠彦	公安調査庁調査第二部第一課長	236	横浜市金沢区六浦町156-20 室の樹第二住宅	0468(23)1588
		165	中野区新井3-10-3-204	03(3385)0460

氏名	所屬	西	自宅	電話番号
宮本喜光	浦和地方検察庁検事正	173	板橋区仲宿62-1-501	03(3963)5170
京秀治郎	福岡高等検察庁公安部長	812	福岡市東区馬出1-11-21 馬出宿舎303	092(741)6431
宗像紀夫	東京地方検察庁特別捜査部副部長	168	杉並区方南2-10-C 301	03(3311)8597
村上康聰	長崎地方検察庁佐世保支部検事	857	佐世保市光月町10-2 合同宿舎2-44	0956(23)1131
村山創史	札幌地方検察庁公判部長	064	札幌市中央区南16条西16-2-7-R A 34	011(551)3881
森川大司	宇都宮地方検察庁検事	320	宇都宮市若草1-3-7 若草第1住宅5-104	0286(21)2525
森本和明	大分地方検察庁検事	870	大分市岩田町2-13-1 今津留住宅1-13	0975(56)8090
諸岩龍左也	高松地方検察庁次席	760	高松市桜町1-13-13	0878(35)0747
諸田哲也	東京地方検察庁交通副部長	273	千葉県船橋市藤原3-35-1-704	0474(38)1567
横浜地方検察庁刑事部長	東京地方検察庁検事	180	武藏野市閔前2-26-16	0422(54)6248
下輝年	高知地方検察庁検事正	780	高知市丸の内1-5-1	0888(72)0385
田一夫	東京地方検察庁検事	144	大田区南六郷3-23-1-1201	03(3739)8405
本口修三	東京地方検察庁	176	練馬区氷川台2-13-4 東京少年鑑別所宿舎4-403	03(3641)9711
横田尤孝	東京地方検察庁検事	135	江東区白河4-9-14-1304	045(681)6370
吉岡征雄	横浜地方検察庁総務部長	231	横浜市中区山手町218-2-201	

氏名	所属	番	自宅	電話番号
吉川亘	東京高等検察院検事	169	新宿区大久保3-12-1-307	03(3200)8559
吉田康	新潟地方検察院検事	951	新潟市川岸町1-49-402	
吉田正喜	前橋地方検察院検事	371	前橋市広瀬町1-32-4 広瀬町職員宿舎	0272(31)1261
吉田安志	青森地方検察院検事	030	青森市大字浦町字奥野470 奥野住宅	0177(23)4508
吉野勝夫	広島地方検察院次席検事	732	広島市南区比治山本町12-40	082(251)5858
吉野狭勝	東京法務局訟務部付	124	葛飾区小菅1-35-13-102	
若林安則	津地方検察院検事正	514	津市西丸元内34-12	0592(28)4121
渡辺登	福岡地方検察院小倉支部検事	802	北九州市小倉北区東城野町3-8-203	092(922)4595
渡邊繁年	名古屋地方検察院豊橋支部長	440	豊橋市北山町東浦2-1 高師住宅1-404	0532(52)6328
渡邊秀雄	東京地方検察院検事	165	中野区新井3-11-5-401	03(3228)7054
渡邊等	訟務局付	180	武藏野市中町2-4-10-103	0422(54)9895
綿崎三千男	熊本地方検察院検事	860	熊本市京町2-14-8 京町職員宿舎5	096(324)8745

公 証 人

氏名	事務所	電話番号	自宅	電話番号
相澤重一	大田区西蒲田7-5-13 森ビル5階 蒲田公証役場	03(3738)3329 FAX03(3730)5052	174	板橋区中台3-27-A 507
秋山真三	品川区南大井6-12-12 増本ビル3F 大森公証役場	03(3761)6248 03(3763)2763 FAX03(3763)4500	336	浦和市大字太田窪 2732
井田友吉	武藏野市吉祥寺本町1-10-7 武藏野商工会議所ビル2階 武藏野公証役場	0422(22)6606 FAX0422(22)7210	343	越谷市蒲生寿町2-10 ゲイルスーパー南越谷A 1113
岩下肇	千代田区丸の内2-1-2 千代田ビル331区内 丸の内公証役場	03(3211)2645(代) FAX03(3211)2647	270 -11	我孫子市新木野4-13-3
岩田農夫男	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階 新宿公証役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	250 -3	小田原市扇町1-44
小野慶造	町田市原町田3-3-28-302 オリンピアビル3階 田公証役場	0427(22)4695	214	川崎市多摩区登戸2578-1 登戸ハイテックス502
大西郁夫	港区西新橋3-19-14 東京建硝ビル5階 芝公証役場	03(3434)7986 FAX03(3434)7987	189	東大和市向原2-778-58
押谷覩雄	杉並区阿佐谷北1-6-14 杉並区公証役場	03(3338)7171 FAX03(3338)7100	192 2-26-12	八王子市久保山町
糟谷忠男	中央区日本橋兜町1-10 日本橋公証役場	03(3666)3089 03(3666)3736 FAX03(3666)3573	180	武藏野市西久保3-13-7 レスピアール武藏野304
加藤晴明	港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階 麻布公証役場	03(3585)0907 FAX03(3585)0908	350 -13	狛山市南入曽905-14

氏 名	事 務 所	電話番号	自 宅	電話番号
隈 井 光	台東区東上野1-7-2 上野公証役場	03(3831)3022㈹ FAX03(3831)3025	279	浦安市東野3-39-5 0473(55)0045
黒瀬忠義	板橋区板橋2-63-4-209 グロリヤ初搾ビル2階 板橋公証役場	03(3961)1166 03(3964)3250 FAX03(3962)2810	272 -01	市川市塩浜4-2-51 0473(97)5085
設楽英夫	新宿区西新宿7-9-12 鈴和ビル2階 新宿公証 役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	215	川崎市麻生区千代ヶ丘4-12-23
品田賢治	足立区千住2-54 千住公証役場	03(3882)1177 FAX03(3882)1178	277	柏市布施新町4-5-1 0471(31)9808
篠宮力	千代田区鍛冶町1-7-5 須ビル4階 神田公証役場	03(3256)4758-9 FAX03(3256)1200	157	世田谷区千歳台2-18-20 03(3484)7473
清水安喜	練馬区練馬1-1-12 シモジヤビル4階 練馬公証 役場	03(3991)4871 FAX03(3993)3428	223	横浜市港北区新吉山町1265-1-515 045(545)3403
高木典雄	新宿区西新宿7-9-12 新鈴和ビル2階 新宿公証 役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	240 -01	神奈川県三浦郡葉山町長柄1642-73 0469(75)3280
龍岡順一	文京区春日1-16-21 文京 総合庁舎2階 文京公証 役場	03(3812)0438	191	日野市平山3-19-5 0425(92)1798
中野幸	中央区日本橋兜町1-10 日証館ビル111 日本橋 公証役場	03(3666)3089 FAX03(3666)3573	228 -1	相模原市相南3-43 0427(43)9798
長山道雄	立川市柴崎町3-9-18 立川公証役場	0425(24)1279 FAX0425(22)2402	227	横浜市緑区花田北 045(912)3701 1-2-5-504

氏名	事務所	電話番号	自宅電話番号
松岡登	北区王子1-14-1 山本ビル3階 王子公証役場	03(3911)6596 FAX03(3911)6594	前橋市古市町1-3-8 0272(53)0181
三上庄一	渋谷区渋谷2-19-18 第三奥野ビル7階 渋谷公証役場	03(3409)1717~19 FAX03(3409)2778	鎌倉市津1035-15 0467(32)0205
宮本富士男	中央区銀座5-2-1 銀座東芝ビル5階 銀座公証役場	03(3571)0148 03(3571)0649 FAX03(3571)4011	横浜市保土ヶ谷区常盤台37-12 045(334)2325
八巻正雄	渋谷区渋谷2-19-18 第三奥野ビル7階 渋谷公証役場	03(3409)1717~19 FAX03(3409)2778	横浜市緑区荏田町 045(911)0111 442-4
山邊力	八王子市南新町10 八王子織維センタービル201 八王子公証役場	0426(22)3469 FAX0426(25)4365	八王子市初沢町 0426(67)1033 1227-4-A1102

[退職者]

氏名	退職時の役場	電話番号	自宅電話番号
橋詰利男		352	新座市あたご3-6-7 0484(77)5671

編集後記



一 会報の発行は、役員の任期とは別に、毎年定期に編集発行する方向で検討すべきである。

中大法曹会、学員会、中央大学を取巻く情勢は、刻々と豹変しているなかで、中大法曹の唯一の機関紙である本会の会報が、年に一回の発行というのではなくても間が抜けた感じがあり、編集もそのため却つて苦労をするとという皮肉な現象を呈している。

二 会報十二号は、そのような状況のなかで編集されたが、基本的には前号の編集方針に従い、常任幹事会に報告し、その承認のもとに発行することになった。

従来の方針に基づいて執筆を依頼した論稿については、中央大学理事長山本清二郎先生には「中央大学の現況について」現在の中央大学の一般的な状況と課題を的確にご説明いただいた。学員会活動の現況とその展望について、堂野達也学員会会长から詳しくご説明していただいた。学員会活動の展望について、さらに突っ込んだ諸施策を提言し、これを実行に移している姿がよく述べられている。

三 中央大学学長・総長高木友之助先生からは、多忙のなかを無理に急がせて「中央大学の展望」というテー

マで、中央大学のこれから充実と抱負について執筆

していただき、外間法学部長には「法学部の改革と充実」について、説明をしていただいた。これと関連し、

また、「法学部改革問題と法学部の将来像」と題して、

法職講座運営委員長高窪教授が、新学部の問題と関連させ、大学人として真に中央大学法学部に危機意識をもつて、「改革」の具体的構想を、論稿として筆を執られた。忙しいところ感謝に耐えない。特に、先生には、座谈会においても、これをすすめるについて、いろいろご指導をいただき、司法試験の改革に照準をあわせて、法学部の将来について示唆に富んだご発言をしていただいた。

そのほか、それぞれの立場から、大学、学員会、中大法曹の現状について論稿をお寄せいただいた。

四 座談会は、「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマで、前号に引続いてかなり多角的な面から、それぞれの立場から論点を整理し、約五時間に及ぶものを集録していただき、白井担当部長を責任者に、また、その補助として編集幹事大谷隼夫、伊井和彦、中村祐二の三君にお骨折りをいただいた。

会員の紙上参加という趣旨で、前号に引続いて、提言、消息を掲載したが、回収が三分の一程度と少なかつたが、これについては次回編集の際に十分検討を加

える必要があろう。

五 次に、今回初めての試みとして、平成元年五月以降の会員について、補充部分を「会員名簿」に追加・補正した。

ただし、弁護士会員については、平成三年・四年の新しい会員を、弁護士会ごとに、裁判所、検察庁、公証人については、変更部分に限らず、全員について訂正した部分を掲載してみた。この点は、岩下肇、舟橋定之、栗原恵三氏および石渡次長にたいへんお手数を煩わした。

六 全体的に或いは新鮮味に欠ける嫌いがあるが、それは委員長である私の力不足と努力の足りなさのせいであって、次号の飛躍への糧として有効を乞う次第であり、執行部と編集委員各位にお礼を申し述べる。

七 表紙の写真は、平成三年四月春爛漫のキャンパスに新入学生を迎え、歓喜と希望に溢れる情景を収めたもの、従来といしさか趣を異にしました。

また、九〇ページの写真は、平成三年度法職開講シンポジウム「法律家を目指して」の立看板です。

(編集委員長 猪股喜蔵)

中大法曹 第十二号

平成三年五月十五日 印刷
平成三年五月二十日 発行 (非売品)

発行人 設樂敏
編集人 猪股喜
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社高千穂印刷所
東京都板橋区向原二丁目一〇一
電話 (三九五六) 六五五〇・六五六四

『日本比較法研究所研究叢書』

アーノルトの裁判法制

小島武司他編歴史的観点を踏まえつて近代裁判制度の原点ともいいうべき、フランスの司法の基本構造と今日的課題を追究した国際共同研究の成果。定価二九八七円

Perspectives on Civil Justice and ADR: Japan and the U.S.A.

小島武司他編〔民事司法とADRの展望: 日本対米国〕比較法的対話の中から訴訟システムを健全にするため代替の紛争解決方法との共生の道を探る。定価五一五〇円

〔日本比較法研究所翻訳叢書〕

西ドイツにおける 自治団体

H.U.エーリヒゼン著典型的な一地方自治体をとりあげてその歴史・制度等の法的諸問題を概観する。大学の自治、憲法問題にも論及。中西又三編訳 定価一六四八円

刑事精神鑑定例集

石田武編著責任能力の判断をめぐる鑑定例を集録して事例毎に論評を加えた本書は精神医学と刑事法学の接点を模索する。医学用語解説を付す。定価一五四〇円

比較法雑誌

第二四卷第三号

定価九〇〇円

●定価は、消費税込みです。

中央大学出版部

〒192-03 東京・八王子・東中野 0426(74)2351 振替東京8-8154

法律家を目指す諸君へ

'91年度版

債権総論

中央大学法職講座運営委員会編 リーガル・マインドを涵養しつつ、いかにして司法試験に合格するか、中大方式のノウハウを余すところなく全公開する。最新の情報を満載して受験生に贈る最良の案内書。定価一五四五円

要論 民事訴訟法

全訂版

白羽祐三著理論と解説を体系的に論述すると共に、基礎的知識を確実にするため学説・判例を豊富に引用し明快・簡潔にまとめた標準的テキスト。定価二〇六〇円

小島武司著基礎的知識を一般的な体系に従つて客観的に粗述し、初学者の理解を高めるために多数の図表を用い、各節末には重要判例を引用する。定価二八〇〇円

レッスン 刑事訴訟法

〔全3巻〕

渥美東洋著社会の安全の確保と自由を保障する司法手続の基本理念と諸制度の運用を平易に説き、刑事訴訟への理解と関心を深める入門書。セット定価四九四四円

〔新版〕消費者保護

—イギリス法の歩み

G・ボーリー/A・L・ダイヤモンド著保険・リース等による消費者の権利の発展過程を新たな動向を踏まえて俯瞰し示唆に富む。新井正男／池上俊雄訳 定価二八八四円

●定価は、消費税込みです。

安
原